

千葉縣上總國原市八幡町醬油醸造類仲買市川三石邸宅



市原の古文書研究 * 第8集

八幡・市川本店文書

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書

土気駅往還御用留め

古都辺・秋葉家文書

佐是・旧名主家旧蔵文書

草刈・中村家文書

市原の古文書研究会

市原の古文書研究

第8集



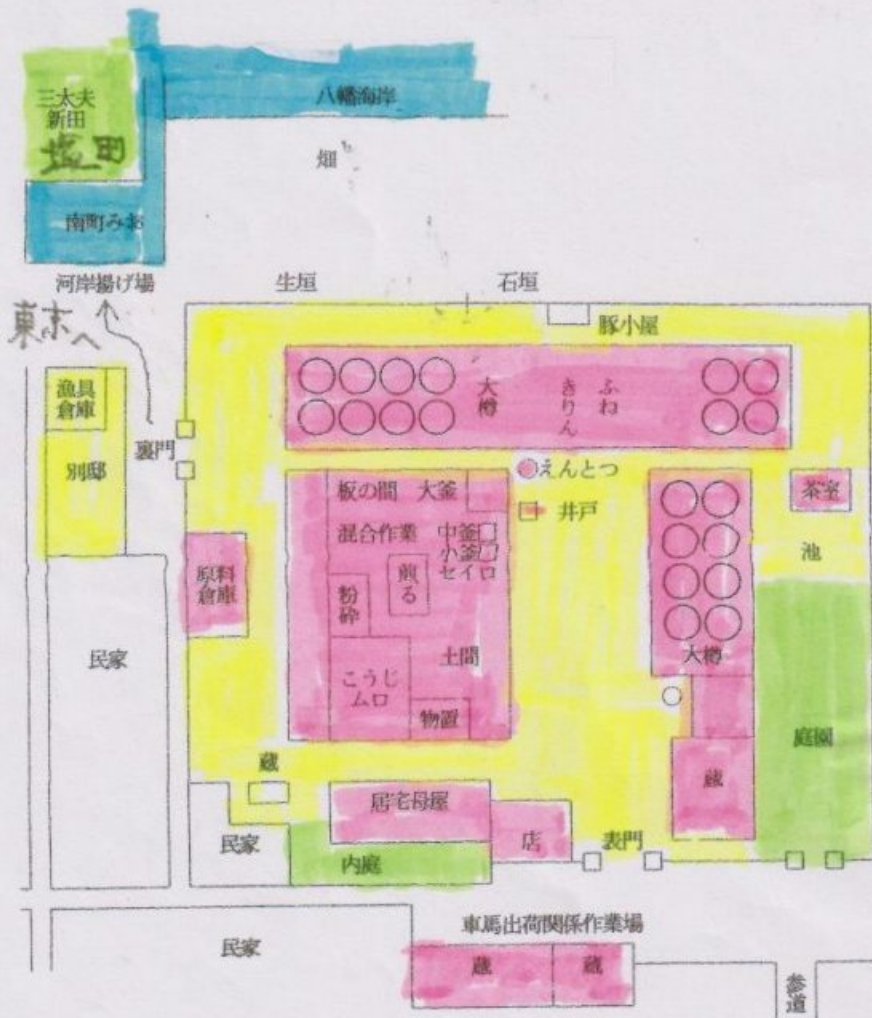
江戸後期と明治期、歴史的景観を伝える市川本店



酒銘柄の看板が飾られた昔ながらの帳場



明治の「千葉県博覧図」に描かれた市川本店



市川本店の醤油醸造所略図



大隈重信も写る市川石三の学生時代記念写真



後藤教授が題材にされた嘉永5年書簡綴り



天保13年などと記された棟札



明治3年の八幡村醤油造り冥加帳



現在の菊間・若宮八幡神社



大炊頭に叙任した胤満と常陸介を名乗った佳胤の神道墓



明治時代の菊間・若宮八幡神社



江戸時代の根本邸(のちの水野邸)跡



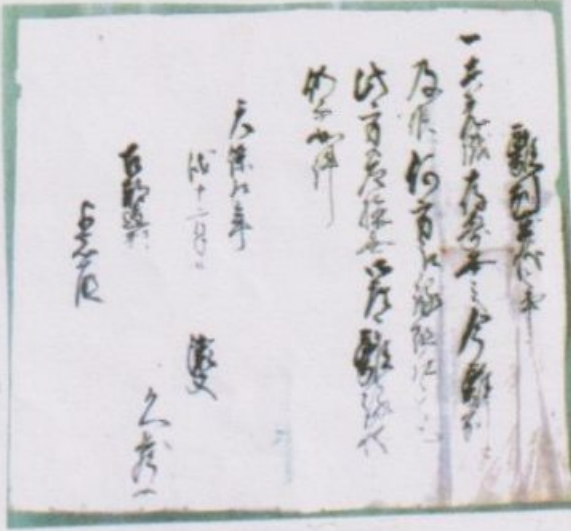
取り壊し前の根本邸



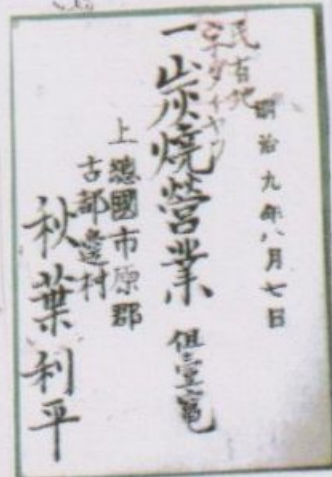
道胤の歌碑



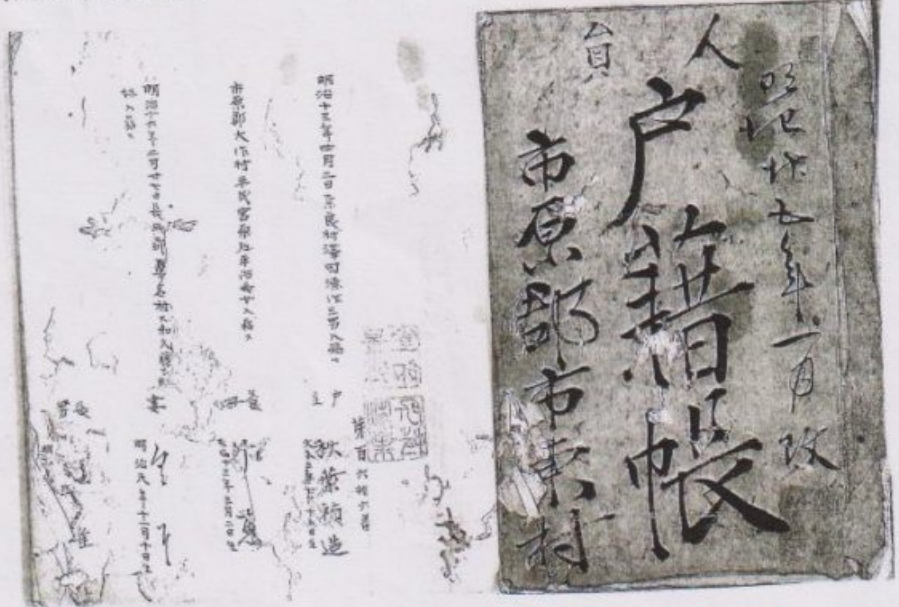
額装された皆済証文と村字絵図



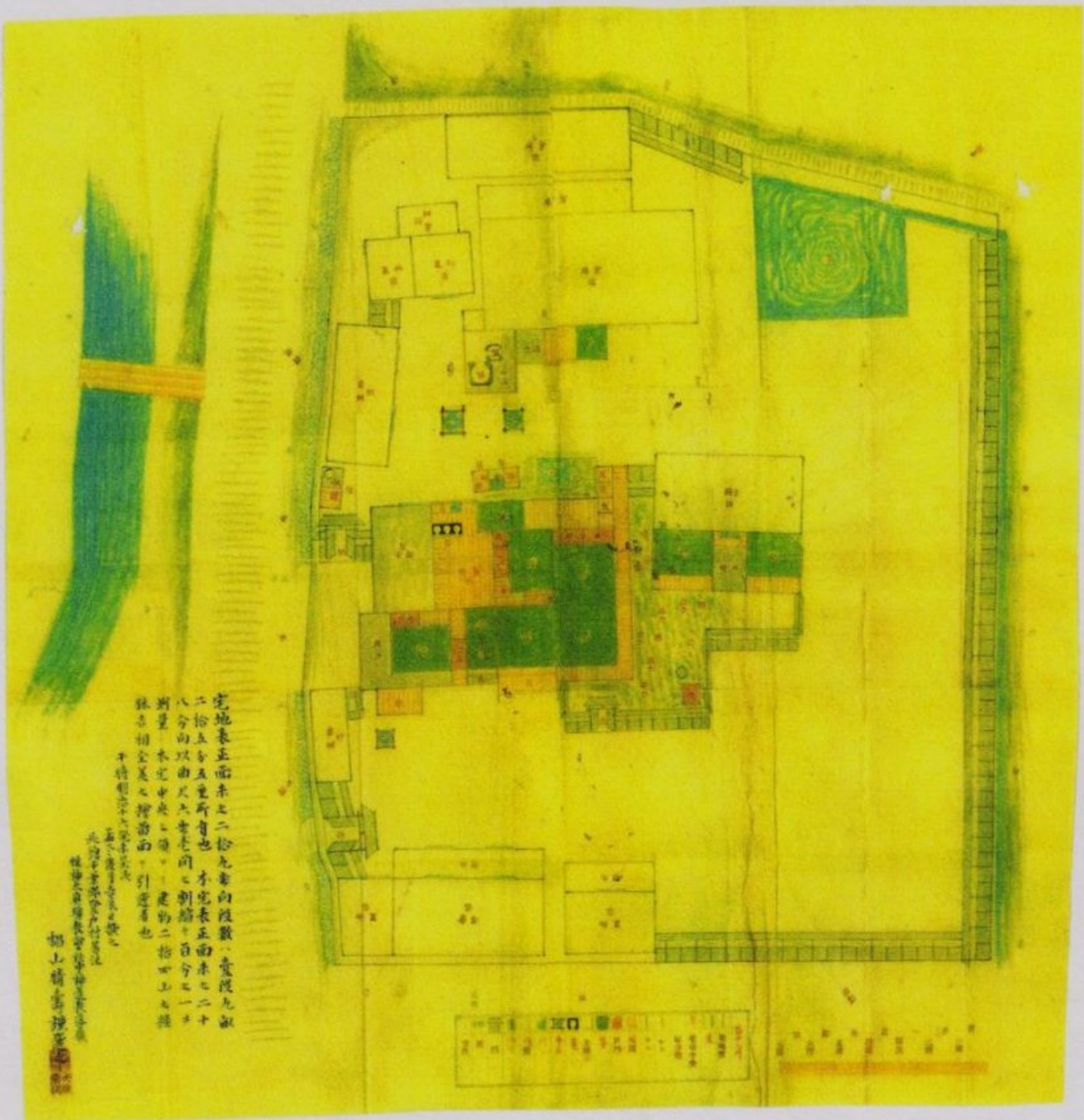
江戸時代の三くだり半離縁状



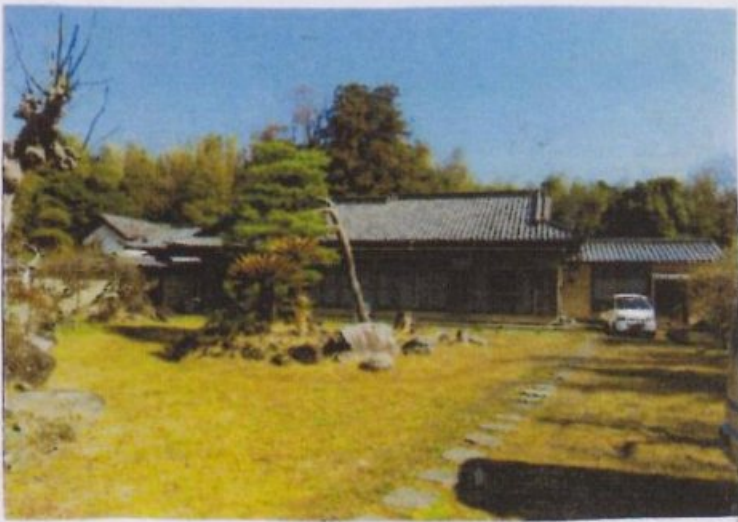
炭焼き営業鑑札



明治時代の秋葉家戸籍帳



川船や酒造、商業などに事業を展開した明治時代の本宅平面図



平成最後のころの鶴岡家



長屋門からの取り壊し風景



関東大震災の被害



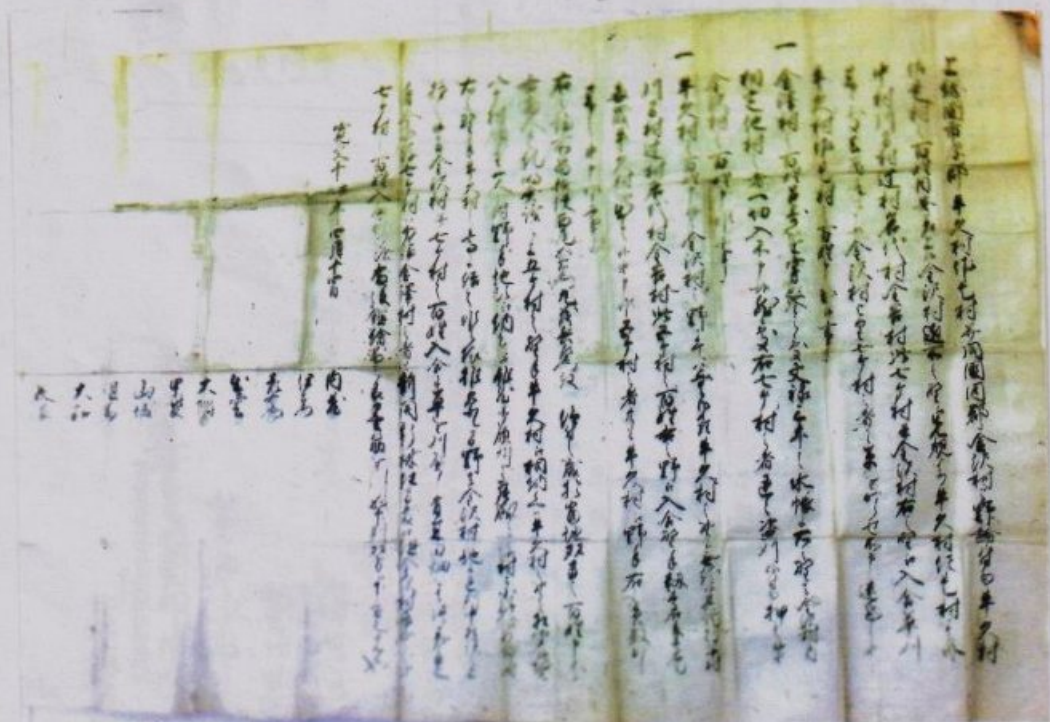
昭和始めの佐是堰改修工事



現在の佐是堰と農業構造事業記念碑



牛久、佐瀬村と金沢村とのまぐさ場野論幕府評定所裁許状絵図





旧名主住宅を取り壊す



天保6年の母屋棟札



古文書研究会の
活動スナップ



市原の古文書研究*第8集もくじ

前付け

写真ページ

凡例

市原市八幡・市川本店文書の書簡から

後藤雅知

……14

八幡・市川本店文書③ (考察と解説)

……37

主要文書Ⅱ飯香岡八幡宮水帳(元禄11年)、慶喜追討触れ書、義軍府御組旅宿(慶応4年)、戸長選挙当選者書き上げ(明治5年)、八幡宿一村限り下調べ、境川架橋工事費、橋銭日記、八幡小学校設立伺い書(明治7年)、地租改正検地野帳(明治始め)、五大力船造船見積り(明治31年)、船持ち仲間申し合わせ証文(大正始め)、市川甚太郎諸用留め、八幡宿組合濁酒醬油造り込み高(明治5年ほか)

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書② (考察と解説)

……93

主要文書Ⅱ社領水帳(貞享元年)、社格昇進願いと神社棟札(大正14年)、臼井氏系図(安政2年)、根本治胤略経歴メモ(寛延3年)、松島町稲荷覚え書き(享保12年)、鳥居造立請け証文(享保16年)、川々普請国役銀(享保13年)、日章斎先生碑帳草稿(明和7年)、江戸払い構い場所(天明7年)、江戸神社朱印(嘉永3年)

土気駅往還御用留め 今井公子

(勝間・佐野彪氏所有文書②) 解説

……141

古都辺・秋葉平家文書 (考察と解説)

……181

主要文書Ⅱ古都辺村水帳(元和6年)、明細差し上げ帳(明治2年)、年貢割付(江戸中期)、皆済証文(天保3年)、年貢引き方願い(天保7年)、郷足輕仰せ付けられる触(文久2年)、四季打ち鉄砲証文(文久元年)、まぐさ刈り場議定一札(安政4年)

佐是・旧名主鶴岡家旧蔵文書 (藪・塚原茂氏所有文書Ⅱ) 考察と解説

……225

主要文書Ⅱ入会い地野論評定所裁許状(寛文10年)、国吉村との水論内済裁許請書(明和9年)、辰極め宝水、用水論所集上、下(〃)

草刈・中村家文書 (考察と解説)

……265

主要文書Ⅱ草刈村縄打ち水帳(寛文10年)、最近10か年取り米石数(明治2年)、定免請け証文(明治4年)、宗門人別帳(慶応4年)、礼節請け印証文(明治3年)、名主退役願い書(慶応2年)、川舟人別取り調べ帳(明治7年)、宮の下川堰一件済み口証文(寛政11年)、江戸城本丸奏者番衆回状留め(享保19年)

後付け

……311

市原の古文書研究会メンバー
協力者氏名、編集後記

凡例

- ① 本書では難解な古文書が一般の人たちに親しんでいただけるよう平易な「読み下し文」とした。
- ② 「旧仮名遣い」「変体仮名」は「現代仮名遣い」に、「異体字」は「正字」とした。
- ③ 漢字は原則として「常用漢字表」を用いた。表外文字はとくに原文を記載したい場合に使用し、() 内に読みを付けた。ただし同一文書内の2回目以降は現代表記とした。
- ④ 「用字用語」は主として「送り仮名の付けかた」「現代仮名遣い」に準拠した。表記は『現代国語表記辞典』(三省堂)の「標準的な現代表記」を参考とした。
- ⑤ 助詞の「てにおは」や接続詞のしかし、ただし、なお、また等は原文表示を省略して平仮名とした。また、ごさ候、よつてくだんのごとし、ありがたく、存じ等の昔言葉も平仮名まじりとした。
- ⑥ 干支(えと)、単位等の表外文字は例外的に原文のまま表記し、難解な年号、地名、人名等は() 内に読みを付し、一部は常用漢字とした。
- ⑦ 数字や年月日は解説では原文とした。ただし壱、弐、参、拾等の旧字は現代表記した。原文以外は算用数字を使用した。
- ⑧ 改行はできるだけ原文に合わせたが、一部は「」で改行を示した。

- ⑨ 読みやすいよう、解説は適宜、。。「」等を付した。原文の誤記は(ママ)、確定できない字は(何々カ)とした。あて字、脱字、誤字、旧地名は() 内に正した。
- ⑩ 判断できない箇所は□、「」「ムシ」などとした。原文の欠落は(表紙欠落)(前文欠落)(以下欠落)、紙面の都合ですべてを掲載できないとき(以下省略)等とした。
- ⑪ 差別的用語は避けたが、氏名は郷土史料研究の立場からできる限り原文のまま使用した。

参考 十千(じっかん) 十二支の読み方

甲 一 きのえ、コウ	子 二 ね、シ
乙 二 きのと、オツ	丑 三 うし、チュウ
丙 二 ひのえ、ヘイ	寅 四 とら、イン
丁 二 ひのと、テイ	卯 五 う、ボウ
戊 二 つちのえ、ボ	辰 六 たつ、シン
己 二 つちのと、キ	巳 七 み、シ
庚 二 かのえ、コウ	午 八 うま、ゴ
辛 二 かのと、シン	未 九 ひつじ、ビ
壬 二 みずのえ、ジン	申 十 さる、シン
癸 二 みずのと、キ	酉 十一 とり、ユウ
	戌 十二 いぬ、ジュツ
	亥 一 い、ガイ

市原市八幡・市川本店文書の書簡から

後藤雅知 立教大学文学部史学科教授

はじめに

かれこれ四年ほどになろうか。「市原の古文書研究会」が行う史料目録作成のお手伝いで八幡宿の市川本店文書の目録を作成中である。一、二か月に一度のペースで八幡宿の公民館に通い、目録を作成しているが、まったく終わらない。残された史料が膨大でまだ全容もわからないが、この間、目録を作成してきた史料の中心は、幕末から明治期にかけての書簡や領収書の類いで、数十通が紐で一括りにされていたり、あるいは綴られていたりする。このまともりはどうやら年月単位になっているようで、そのなかに含まれる一点ごとの古文書は、同一年（あるいは同月）のものとなっている。基本的に割り振られた史料の目録を作成しているだけなので、全体の傾向を読み取ることが困難だが、この膨大な書簡・領収書類は、市川家における醤油醸造および酒・焼酎・酢などの卸売りに関わるものと推定される。

市川家は飯香岡八幡宮の三神主家の一つだが、それに関わる史料はわずかで、上総国市原郡八幡村に関する史料や戸長役場文書（当主が一年だけ戸長を勤めた）などとともに、前段で述べたような史料、あるいは県議会議員になった市川石三に関する史料などが残されている。なおこれらの一部を使って、明治六、七十年にかけて八幡湊から出帆した船の積荷物に関する詳細なデータが整理され、紹介されている。それによれば、膨大な米・炭・薪が東京に向けて出荷された様子が窺える。また東京の高崎屋長右衛門（小網町三丁目）、伊勢屋太郎兵衛（霊岸島東湊町）他から、市川本店（吉田屋）に一〇〇〇駄を超える酒に加えて、味噌、焼酎、醤油、

酢などが送られたことも明らかにされている（『市原の古文書研究』七集、二〇一七年）。高崎屋の小網町店は、駒込にあった酒商高崎屋が出した支店で、醤油や酢、関東地廻り酒の間屋であった。市川本店が地廻り酒を江戸から購入したことが読み取れよう。

1 江戸商人との関係

以下では、偶然、私が目録を作成した部分に含まれた嘉永五（一八五二）年の綴り（目録番号D八三）に含まれた史料を紹介し、市川家をめぐる諸関係の一端を細かな史料から垣間見ることにはしたい。なお読めない部分が多々あり□になっている。また字は埋まっていますが、間違った翻刻が多数あると思われる。

このまとまりには九三点の史料が綴られており、内容から近世期のものと思われ、亥十二月の史料が一点、その他は閏二月がある子年のものと考えられ、そこから嘉永五年の綴りと推定した。宛先は表現の違いこそあれ、ほとんどが八幡の吉田屋甚松である。吉田屋甚松は市川本店の大番頭ともいわれるが、当主のようにも考えられる史料もあり、正確にはわかっていない。ともあれほとんどが市川本店宛の文書であり、このうち三九通が江戸の商人他から届いたもので、残り五四通は周辺の村の百姓などから届いたものである。まず江戸の商人の事例からみておこう。

江戸商人からの書簡を内容的に分類すると、①江戸商人からの醤油の注文、②江戸から八幡宿吉田屋への酒・味醂・酢の出荷、③吉田屋からの樽注文への対応（江戸からの樽の出荷）に大きく分けられる。①の差出人の例として、徳島屋市郎兵衛（北新堀町・醤油酢問屋、計十三通）、山川源兵衛（霊岸島四日市町・地廻り醤油問屋、四通）、河内屋佐助（本湊町・明樽問屋／地廻り醤油問屋、六通）がみられる。まずは河内屋からの書簡を二通掲げてみよう。

〔史料一〕

史料一

一も書きたる者も
 河内屋市郎兵衛
 北新堀町
 醤油酢問屋
 注文
 吉田屋甚松
 八幡宿
 味醂
 酢
 酒
 注文
 承
 知
 申
 上
 山
 吉田屋甚松
 八幡宿
 味醂
 酢
 酒
 注文
 承
 知
 申
 上

尚々

一筆啓上仕候、大暑之砌御座候得共其御地 御家内様益御勇健被遊御座珍重ニ奉存候、然者(上山サ)印(亀甲・林)品切ニ相成申候間大急キ御積送り被成下候様奉願上候、猶又(亀甲・林)印之儀品御吟味御積可被下候、且又当月十五日者山王御祭礼御座候間(上山サ)見世積ニ仕度候間当十日頃迄ニ御積入之程奉希上候、右御願申上度早々如此御座候、恐々謹言

六月七日

河内屋佐助

吉田甚松様

御店衆中様

〔史料二〕

急キ注文

一(上山サ)印 五拾樽

一(亀甲・林)印 三拾樽

右之通り御積入可被下候、以上

子六月七日

河佐

吉田様

酒の銘柄は酒樽の薦印を書き写しているのか、活字にはしがたく、丸括弧で形状を記した。

二通は日付も同じであり、同一の注文を示している。六月十五日に迫った江戸の山王祭礼に間に合うように、醤油を送って欲しいという注文である。山王祭礼の際に河内屋では醤油樽を店先に積み上げたのであろう。醤油は醸造家であった市川家で生産されたものと考えられるが、その種類がいくつあったか、亀甲林印のほうが品質で劣ったことが推測される。また河内屋は明樽問屋でもあったので、次のような書簡も残る。

〔史料三〕

一筆啓上仕候、時分柄甚寒之砌ニ御座候得共先以其御地御家内様御揃益御機嫌克可被遊御座珍重之

史料二

急キ注文
一(上山サ)印 五拾樽
一(亀甲・林)印 三拾樽
右之通り御積入可被下候、以上
子六月七日
河佐
吉田様

史料三

一筆啓上仕候、時分柄甚寒之砌ニ御座候得共先以其御地御家内様御揃益御機嫌克可被遊御座珍重之

御儀ニ奉存候、然ハ御注文品送り之通り此度積送り申候、是迄早速積送り可申筈ニ御座候得共□□品無少ニ御座候故大キニ延引ニ相成、此上下ハ積入申候着之砌御改御受取可被下候
 一(上山サ)印早々御積入被成下候様奉願上候、何分此書状着次第御積入可被成下候、先者以愚書御頼旁如斯御座候、恐惶謹言

亥十二月廿三日

吉田甚松様

河内屋佐助

嘉永四年十二月の書簡と思われるが、前半では吉田屋が河内屋に注文した品が遅ればせながら船積みされたことが記される。この品物は明樽であろうと推定される。嘉永五年に池田屋安兵衛(印から佐賀町・樽売場とわかる)が「然者此度醤油半樽百本御注文被仰聞委細承知仕候、然ル処出来合無之相成丈情々取出来御間ニ合相成候様可致候得共、昨年方今少々御早御注文被成下候様奉願上候、月迫桶工世話しく誠差支申候、相成丈御間ニ合可申様可仕候」と吉田屋に書き送っている(③に分類した書簡の一例)ことから、市川家では醤油樽を江戸に注文したことがわかるからである。そして後半の一つ書で、河内屋は醤油を注文している。このように河内屋と吉田屋の間では、醤油と明樽が相互に送られたのである。

次に徳島屋市郎兵衛の例をみておきたい。

〔史料四〕

一筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へ共先以御店中様益御揃御安康被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義不相替御積入被成下不浅ニ千万難有仕合奉存候、当九日出荷物今朝送り状之通無事着仕候間左様御案心被成可被下候、跡々兼御願申上置候通早々御積入被成下度(四角曲がる・サ)印御見合可被下候、跡々(亀甲・甚)(上山・サ)(山・ウ)(上・サ)右四印共大急キニ御座候間左様御承引可被下候、上物るい先々方少々輕之風評御座候間御氣ヲ付被下度奉願上候、先者右之段御願旁々早々如此御座候

八月十三日

徳島屋

市郎兵衛(印)

史料四

一 公儀御用...
 一 筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へ共先以御店中様益御揃御安康被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義不相替御積入被成下不浅ニ千万難有仕合奉存候、当九日出荷物今朝送り状之通無事着仕候間左様御案心被成可被下候、跡々兼御願申上置候通早々御積入被成下度(四角曲がる・サ)印御見合可被下候、跡々(亀甲・甚)(上山・サ)(山・ウ)(上・サ)右四印共大急キニ御座候間左様御承引可被下候、上物るい先々方少々輕之風評御座候間御氣ヲ付被下度奉願上候、先者右之段御願旁々早々如此御座候

史料五(後半部分を省略)

一 筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へ共先以御店中様益御揃御安康被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義不相替御積入被成下不浅ニ千万難有仕合奉存候、当九日出荷物今朝送り状之通無事着仕候間左様御案心被成可被下候、跡々兼御願申上置候通早々御積入被成下度(四角曲がる・サ)印御見合可被下候、跡々(亀甲・甚)(上山・サ)(山・ウ)(上・サ)右四印共大急キニ御座候間左様御承引可被下候、上物るい先々方少々輕之風評御座候間御氣ヲ付被下度奉願上候、先者右之段御願旁々早々如此御座候

一 筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へ共先以御店中様益御揃御安康被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義不相替御積入被成下不浅ニ千万難有仕合奉存候、当九日出荷物今朝送り状之通無事着仕候間左様御案心被成可被下候、跡々兼御願申上置候通早々御積入被成下度(四角曲がる・サ)印御見合可被下候、跡々(亀甲・甚)(上山・サ)(山・ウ)(上・サ)右四印共大急キニ御座候間左様御承引可被下候、上物るい先々方少々輕之風評御座候間御氣ヲ付被下度奉願上候、先者右之段御願旁々早々如此御座候

吉田屋甚松様
御店中様

金七

〔史料五〕

一筆啓上仕候、秋冷之砌ニ御座候へ共先以御店中様益御揃御安康ニ被遊御座大悦奉賀候、然者此程御光来被成下候、誠ニ御龜末ニ御座候、御用捨被仰可被下候、荷物之義不相替御積入被成下千万難有仕合ニ奉存候、過日御願申上置候通極上物ニ誠ニ々々無事以手がる之印左ニ差上申候、諸事御吟味被成下早々ニ御積入被下度奉願上候、左ニ

上

一 (二重丸) 印五百樽

右之通御願申上候間極々大急キニ御座候間早刻御積入被下度奉願上候、貫目之義御吟味被成下度、上物ニ御座候間へ輕ニ而者先行悉敷相場ニ相抱り候間何分宜敷奉願上候、先者右御願旁早々頓首
八月廿一日

徳島や

市郎兵衛 (印)

金七

吉田「」

〔史料六〕

一筆啓上仕候、秋冷之砌ニ相成候得共先以御店中様御益御揃御安康ニ被遊御座大悦奉賀候、然者先達方御願申上候 (二重丸) 印之義如何ニ御座候哉、未々御積入ニ相成不申候、早刻御積入可被下候、上物品切ニ相成困入申候間極々大急キニ御座候間五百樽無相違御積入可被下候、尚又外印者跡ニ而宜敷御座候間右 (二重丸) 印大急キ御積入可被下候、先者右之段御願旁早々以上
八月廿五日

徳島や

市郎兵衛 (印)

金七

吉田屋甚松様
御店中様

史料六

史料七

〔史料七〕

益御安康ニ被遊御座大悦奉賀候、然者此程方御注文御願申上候極上物(二重丸)印如何ニ御座候、御積入被下候哉、未タ御積入相成不申候ハ、早刻大急キニ御座候間極々急船へ御積入被成下度奉願上候、尚又(亀甲・甚)印少々ツ、者乍御面倒様何分御積入可被下候、先者右之段御願旁々早々頓首

九月朔日

徳島や

市郎兵衛(印)

金七

吉田屋甚松様

貴下

〔史料八〕

秋冷之砌ニ相成候得共先以御揃益御機嫌よく可被遊御座大悦奉賀候、然者先達方御願申上候(二重丸)印早束御積入被成下候、難有仕合ニ奉存候、誠ニ上出来ニ御座候間跡々五百計大急キ御積入被下度奉願上候、先者右之段御願旁々以上

九月六日

徳島や

市郎兵衛(印)

金七

吉田屋甚松様

尊下

〔史料九〕

(端裏)「吉田様」

一筆啓上仕候、秋冷之砌御座候へ共先以御店中様益御安康ニ被遊御座恐悦奉賀候、然者荷物之義不相替御積入被成下候、不浅千万難有仕合ニ奉存候、先達方度々御願申上置候上物跡々御積入被成下候哉、亦々左ニ相願候間右急キ御積入被成下候様奉願上候

一(二重丸)印五百樽

一(亀甲・甚)印三百樽

右之通御座候間早刻極々急船へ御積入被成下候様奉願上候、直段之義者何れニも相働キ可申上間

史料八

秋冷之砌ニ相成候得共先以御揃益御機嫌よく可被遊御座大悦奉賀候、然者先達方御願申上候(二重丸)印早束御積入被成下候、難有仕合ニ奉存候、誠ニ上出来ニ御座候間跡々五百計大急キ御積入被下度奉願上候、先者右之段御願旁々以上

異々無相違御積入被成下度奉願上候先者右之段御願旁々早々如此御座候、恐々謹言
九月廿五日

徳島や

市郎兵衛 (印)

金七

吉田屋甚松様

御店中様

これらからは、二重丸印の醤油が極上品であり、徳島屋がその出荷を強く求めたこと、八月下旬からその出荷を求めたにも関わらず、九月初旬まで出荷されなかったこと、出荷された二重丸印の醤油は徳島屋が納得する上品であったこと、二重丸印に続く上物としては亀甲甚印などがあつたと想定されること、などが読み取れる。史料四で徳島屋は多くの種類の醤油を出荷するように求めているが、その後は二重丸印という極上品の出荷に拘泥している。二重丸印が八月以前にも生産・出荷されたのかわからないが、今後、市川本店文書の調査で二重丸印醤油に関する記述の有無には注意していきたい。一通の書簡では情報量が少ないが、こうして複数の史料を並べること、調査の際の論点が浮かぶ。

また徳島屋からは次のような書状も来た。

【史料一〇】

一筆啓上仕候、春暖之砌ニ御座候得共先以御家内様益御揃御壯健ニ被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義追々御積入被成下候千万難有仕合ニ奉存候、先日方御願申上置候得共如何ニ御座候、跡々御積入被成下候哉、此間方印、切ニ相成候間大急キ御積入被下度奉願上候

大急キ注文

一 (亀甲・甚) 印五百樽

右之通ニ早刻御出成被下度奉願上候、直段之義者追々出情可仕候、左様思召候様可被下候

史料九

一筆啓上仕候、春暖之砌ニ御座候得共先以御家内様益御揃御壯健ニ被遊御座大悦奉賀候、然者荷物之義追々御積入被成下候千万難有仕合ニ奉存候、先日方御願申上置候得共如何ニ御座候、跡々御積入被成下候哉、此間方印、切ニ相成候間大急キ御積入被下度奉願上候

一塩之義皆品切ニ相成候得共漸々此程方少々入津罷在候得共、何分遅刻亦々引上申候

一赤穂 四俵 五分かへ

一斉田 十三俵 五分かへ

右之通ニ御座候間御勘考御用向被仰下候様奉願上候、先者右之段御願旁々早々以上

閏二月三日

徳島や

市郎兵衛(印)

金七

吉田屋甚松様

御店中様

ここでも亀甲甚印を求めたことがわかるが、同時に吉田屋では塩を徳島屋から購入しようとしたことも読み取れる。徳島屋は塩相場を伝えるとともに、必要なら注文して欲しいと書状を結んでいる。徳島屋の経営実態はわからないが、醤油・酢問屋以外の業態にも手を広げていたのか、それとも塩問屋などに仲介する機能を持ったのか、いずれかであろう。それはともかく、ここからは吉田屋が下り塩を購入したことが判明する。

次に②の吉田屋が江戸から酒や味噌、酢などを購入したことを示す史料をいくつか提示しよう。その差出人は、森田半兵衛(南新堀一丁目・醤油酢問屋、四通)、中野屋幸太郎(幸七を含む、霊岸島四日市町・下り酒問屋、三通)、矢野正兵衛(南新堀二丁目・地廻り酒問屋、三通)、丸高平蔵(詳細不明、酢、一通)、酢屋儀兵衛(詳細不明、一通)などがある。最初に矢野からの史料を二点取り上げる。

〔史料一〕

(端裏)

〔印〕

二月十二日出

史料一〇

一、
二、
三、
四、
五、
六、
七、
八、
九、
十、

吉田屋甚松様
御店中様
二月十二日出

吉田屋甚松様

矢野正兵衛

売場

□□入用書

以舟便申上候、益御揃被遊珍重御儀ニ奉存候、然ハ此度御注文荷物六郎兵衛舟へ積入申候、外ニ古酒相返少々引上ケ申候間見計積入申候間宜敷御売捌奉願上候、則左ニ

諸白新酒五太 拾貳兩貳百かへ

猩猩同五太 拾四兩貳百かへ

(兩側に豎2本・清多喜) 古酒五太 拾八兩貳百かへ

戻り

悦同五太 拾壹兩貳百かへ

戻り

右之通直段相働積入申候間宜敷御承引可被成下候、先達而ハ兩人罷出其節ハ御入金三十兩儲入帳仕候

一錢相庭

大百 六貫貳百八十文

三百三十貳文

小 六貫三百六十四文

四百六十四文

右之通御座候、先ハ右申上度如此御座候

二月十二日

〔史料一〕

一筆啓上仕候、余寒甚敷御座候得共以先貴地御店衆中様愈御揃御安静可被遊御座大慶奉賀候、先達而中者推参仕頂種々御馳走千万難有御厚礼申上候、然者其砌御注文被成下候御荷物之義帰宅早速御積入可申上候処、御地船折あしく居合不申、右延引ニ相成候段平ニ御用捨可被下候、今日御地六郎兵衛船則左之通御積入申上候、岸舟以御改御記帳可被下候

覚

一諸白新五駄

地廻り極上品

一猩猩同五駄

拾貳兩貳百かへ

史料一

Handwritten text in cursive style, likely a copy of the document above. The text is written vertically from right to left. It includes the name '吉田屋甚松様' and other details from the original document, such as the list of goods and their prices.

中国極上品大樽 拾四両式歩がへ

右之通出情御積入申上候、猶御壳透次第追々御注文被仰聞可被下候、猶伏而奉願上候、先者右申上
度如斯二御座候、恐々謹言

二月十二日

矢野

正兵衛

茂兵衛

甚蔵

吉田屋甚松様

仁兵衛様

御店衆中様

貴下

この二通も同日のものであり、船積みした酒は同じものを指している。なぜ二通が作成されたのかわからない。六郎兵衛船に託した書簡と陸路で送った書簡が併存したのであろうか。これらからは、吉田屋から矢野に返品した古酒もあつたと思われ、それを踏まえて劣化した変酒を調整した直し酒なのか、改めて古酒が船積みされたことが窺える。これは吉田屋の注文にもとづくものではなく、矢野の判断で船積みされたものと考えられる。吉田屋の注文に応じて船積みされた新酒は、諸白という地廻り酒と猩屋という中国酒（東海地方の酒）であつた。どちらも極上品とのことであるが、中国酒のほうが地廻り酒より高価であつた。この酒を輸送した六郎兵衛船は「御地」とあることから八幡湊の五大力船であり、明治七年に、東京の高井房太郎・伊勢屋太郎兵衛・尼屋甚蔵・溜屋房治郎・加島屋吉次郎からの酒を吉田屋に運んだ船と同一と考えられる。明治六年四月に八幡湊に存在した五大力船に、船主宮原六郎平、四人乗り一、二〇石積の長寿丸という船があるので、このことであろう（『市原の古文書研究』七集による）。また矢野への支払いには、吉田屋のものが江戸の店まで出向いたことも読み取れる。

また吉田屋は矢野から焼酎の相場情報も聞き取っている。

史料一二

二通の御積入申上候、猶御壳透次第追々御注文被仰聞可被下候、猶伏而奉願上候、先者右申上
度如斯二御座候、恐々謹言
二月十二日
矢野
正兵衛
茂兵衛
甚蔵
吉田屋甚松様
仁兵衛様
御店衆中様
貴下

吉田屋甚松様
仁兵衛様
御店衆中様
貴下

〔史料一三〕

御状相違候難有拜見仕候、如仰追日暖氣相成候得共御店衆中様愈御揃御壯健被遊御座大慶不斜奉賀候、然者、先日中御光来被成下毎々御籠々申上候段重御用捨可被下候、且又此度焼酎相庭之義被仰聞候処、地廻り焼酎之義者未タ一向出廻不申候間相場相分兼、何も出廻り次第早速相場模様可申上候、尤此節三川焼酎之義ハ少々、入津有之、相場則左ニ申上候

三川大樽焼酎

本老両方本式兩位

三川並樽

拾四両式方拾五兩位

右之通當時元引仕候、酒相場義ハ先日中の方同月元引仕候、猶又尊下重便万々可申上候、先ハ右御請旁申上度如斯御座候、恐々謹言

三月十四日

矢野正兵衛

甚蔵

〔一〕や甚松様

吉田屋では焼酎も江戸から購入したと考えられるが、ここでは矢野經由でその相場を調べていることがわかる。江戸に入津したのは三河国産の焼酎であろうか。吉田屋はこうした焼酎のみならず、地廻り産の焼酎も購入したのである。矢野からの書簡は、嘉永五年の場合には三通しかないが、他にも多くの書簡が残っているので、それらをまとめて分析すると、矢野との関係が具体的に明らかになるかも知れない。

中野屋幸七からの書簡は次のようなものである。

〔史料一四〕

(差出は中野屋幸七、吉田甚松宛)

御状忝拜見仕候、余寒退兼候得とも御揃益御勇勝ニ被遊御入奉賀上候、然者今便御注文被仰付千万

忝御厚礼奉申上候、則左ニ

一御断桜印 五太 式拾壹両がへ

史料一三

Handwritten text in cursive style, likely a copy of the letter from the main text. It contains several lines of text, including names like '三川甚松' and '矢野正兵衛'.

Fragment of handwritten text, possibly a seal or a signature, located at the bottom of the page.

一 (精円・褒美) 印 五太 拾六式がへ
一し、泉印 五太 拾三式がへ

一 川味 式太片馬 廿九兩がへ
一し、泉古酒 式太片馬 三拾三兩がへ

右之通宜敷御承引被遊御受取可被成下候、且又一(山二)印ミりん入込無御座候間不悪御承引被遊可被下候、先者右奉申上度如斯御座候、以上

二月十四日

味酩なのか酒なのか、銘柄だけではわからない。多くは酒であろうと推定されるが、こうした商標を調べていくことが今後の課題である。値段は史料一二と比較するとかなり高価なものが含まれており、下り酒なのかも知れない。ここからは吉田屋が味酩を江戸から購入したことがわかる。

酢については、森田半兵衛から購入したようである。

〔史料一五〕

余寒相成候、先以御店衆中様益御揃御壮健被遊御座候、珍重之御儀ニ奉賀候、然者毎々御用向被遊付難有奉存候、則直段出情左之御積入申上候間無事着之砌御改御入帳被成下候、先者右申上度如此御座候、恐々謹言

正月十七日

森田半兵衛

吉田甚松様

尊下

積付

一 (○勘) 印酢五樽

山吹

二樽六分かへ

代

又五分出し

四

Handwritten notes in cursive script, likely a transcription or commentary related to the main text. The text is written vertically and includes various characters and symbols, some of which correspond to the printed text above.

右之通御座候

正月十七日 (〇山)

よし田屋サマ

森田半兵衛からの三通はいずれも酢の購入に関するものに限られており、酒などを含まない。吉田屋では問屋ごとに購入品を分けていたのかも知れない。森田から購入したのは丸勘山吹という商品で、現在のミツカンにつながる中野又左衛門家が醸造した高級な酢であった。こうした商品が江戸の問屋と市川本店を介して、八幡宿の周辺に広がったのであろう。

以上、江戸商人との関係を示す史料を掲げた。ここでの検討をもとに、他年度の史料を組み合わせ、あるいは同名の江戸商人の史料を網羅的に集めるなどにより、吉田屋と江戸との関係がある程度明らかになる可能性はある。この小稿はそのための基礎に過ぎない。

2 在地百姓からの注文

次に市川家の周辺からの注文内容を示す書簡類からいくつかを掲げよう。綴られている書簡のほとんどは酒・焼酎・味醂・酢・醤油などの注文書であり、市川本店から周辺の村々にこうした商品が流通したことを示す史料となっている。八幡宿内の住人や五井村からの注文書もあり、近隣の村々に馬で荷物が輸送されたことがわかる。

〔史料一六〕

(端裏)

〔山十一〕

南町

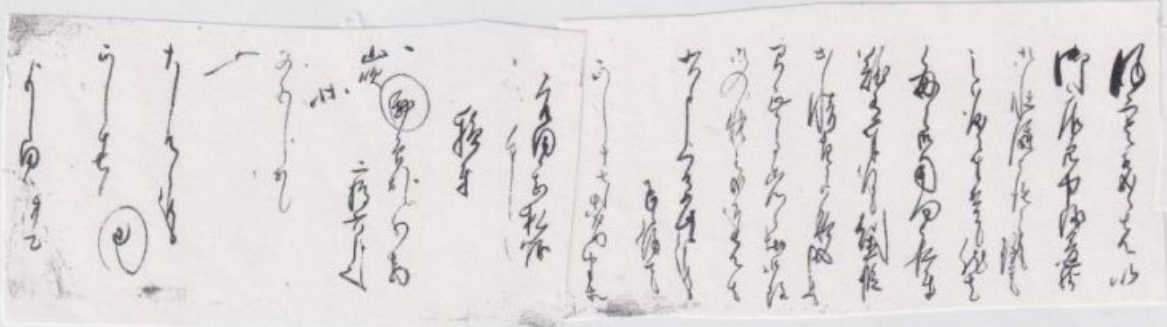
出戸

吉田や甚松様

油吉

急用□

史料一五



注文

一 (上サ) 印 正由式樽

右之通御吟味被下早々御遣し可被下候、且又此せつかび付誠ニこまり申候間此義能々御吟味被下候様是又奉願上候、以上

四月九日

次ニ当年者せうちう如何に御座候哉、程よき品御座候ハ、きゝ酒御遣し可被下候、尤此せつ米嘉にも有之候へ共、貴所様方ニてよき品猶又直段下直二候へ者きゝ酒之上御無心可申候間、直段相成丈御働キ被下候様是又奉願上候、頓首

差出人の油屋吉右衛門は八幡宿内に居住したと考えられ、醤油の注文のみならず焼酎の注文も視野に入れ、その試飲を要求したものと思われる。焼酎を扱う「米嘉」が吉田屋のライバルとして存在することが窺われる。こうしたライバルの存在のため、吉田屋は江戸からの仕入値段を見合わせつつ、地域での販売価格を設定せざるを得なかったためであろう。また油屋は前回注文した醤油にカビが生えたことを指摘して、醤油の品質吟味を徹底するように依頼している。恒常的な取引関係が想定されよう。

このほか、醤油や酒を注文した百姓には五井村・五井河岸の住人もみられる。たとえば岩槻藩領の年貢米や真木を海船で江戸に運んだ運送宿である五井河岸の中屋長右衛門が、八月二日に「十四五両位之処片馬十八九両位片馬附合寄駄只今御遣し可被下候、尤少々之高下者御見計風味宜敷処御遣可被下候」と酒の注文をしたことがわかるし、五井村万屋兵助が上山三印醬油を注文しつつ、「此間之印々下物之酒向兼申、乍氣之毒片馬(四角・赤)印之酒ト御とりかへ可被下候様ニ」頼んだこと、すなわち酒も注文していたことなどが読み取れる。また北五井の小倉山は亀甲大印・亀甲甚印・上山三印といった銘柄の醤油を注文するとともに、八月十二日には「今朝太印酒口打候処変味相成今日売前困り、右直頃酒・酢片馬附合早々御附送り可被下様御願申上」げると、酒・酢も含めて吉田屋に注文したことがわかる。中屋の事例と合わ

史料一六

Handwritten text in cursive script (kuzushiji) on a rectangular slip of paper, likely a historical document related to the main text. The text is written vertically from right to left. It includes names like '吉田屋' (Yoshida-ya) and '油屋' (Abura-ya), and mentions '注文' (order) and '御遣' (send). The handwriting is dense and characteristic of the Edo period.

せて酒の劣化が頻繁に起きたことも窺われる。また小倉山は酒などを販売したことが窺われ、小売商人であったと想定できよう。

なかでも五井河岸の橋本仁兵衛は、次の史料のように、多様な種類の酒を吉田屋に注文したことがわかる。

〔史料一七〕

口上

昨日申上候宿々酒朔日ニ而も宜鋪与申上候得ども、昨晚迄ニ下物売切申候間、御氣の毒ニ者候得共今昼前ニ御附送可被下候様偏奉願上候

品左ニ申上候

一花舞台 片馬

一嶋台 片馬

〆老駄

右御面倒ニ候へ共今昼前成丈馬都合次第ニ而御送り可被下候様くれくも奉願上候、乍未宜鋪奉願上候、右申上度如此御座候、以上

(包紙的に)

「(印・山二) 上総五井川岸 橋仁) 七月晦日早朝 銅

八幡

吉田屋甚松様 川岸 橋本仁兵衛

貴下当用

〔史料一八〕

口上

今日者天気快晴殊ニ暖氣ニ而御同前大慶奉存候、然者昨日(小判丸・慶長)(四角・廣)老駄願、右之酒桑五郎殿見出し置其ま附送り候処、宿江帰り手ぶりいたし候所(四角・廣)者宜鋪候へども(小判丸・慶長)者老本すぎ有之候、乍然桑五郎殿ニ承り其上御得心御座候ハ、五百目貫引附置被下候ハ、難有仕合奉存候、右宜鋪御取計ひ被下候様奉願上候、右者申上置候、如此御座候、以上

(印・上総五井川岸 山三 橋仁)

史料一七

Handwritten document with cursive text, likely a copy of the letter described in the text above. It includes names like '橋本仁兵衛' and '吉田屋甚松様'.

Handwritten document with cursive text, likely a copy of the letter described in the text above. It includes names like '橋本仁兵衛' and '吉田屋甚松様'.

子四月十一日

八幡

吉田屋甚太郎様

川岸

橋本仁兵衛

貴下当用

橋本仁兵衛は、五井宿で必要となる酒を吉田屋から入手したのであろう。五井村も宿場であり、かつ湊町であるので酒の入津はあったかと思うが、橋本は吉田屋から酒を購入し続けたのである。繁華な五井村をも商圏とした吉田屋が、地域社会にとって重要な酒の卸売元であったことが想定できよう。またそれゆえに、史料一八のように酒量が規定に足りない場合や、あるいは劣化に対する苦情も各所から届いたのであろう。

〔史料一九〕

口上

愈益前御宅様嘸々御取込与御察し申上手前事も御手伝ニ上り度存候所、いまだ親父留守故宿茂無人旁上り不申御気の毒ニそんじ候、此段あしからず思召可被下候、然者申上候も御気の毒ニ者候へ共今明日両日之内ニ朱太片馬・保寿片馬ベ壹駄御附送り可被下候様奉願上候、尤も片馬者外江当月下旬迄かし候、片馬者宿の売まひニ付（四角・赤）者少々香がある申、右宿之分太成共保寿なりとも御見計頃御遣し可被下候様奉願上候、次ニ手前義も盆之内ニも上り度ぞんじ候、左様御承引可被下候、乍未宜鋪奉願上候、右与申上度如此御座候、以上

子七月十二日

次ニ申上候、若シ馬參候ハ、宿の唐傘式本乍御面倒御遣し可被下候様奉願上候、以上

次ニ申上候、五井釜や茂昨日今日荷物沢山水揚ニ成、馬方ニ参り候所三拾駄計上り候様被申候、為念申上候

次ニ申上候、昨日岩崎孫七江承りニ参り候処御宅様よりき、酒ニ御出被成候様被申、尤も釜やより下落之段申込候様も被申候、いづれ荷物すき次第願度与申候、左様御承引可被下候、以上

史料一八

今クも馬參候時
咳まゝ同不食より
昨日園を流るる酒
奉り申上候、
所より宿に届らば
酒も不潔と申候
唐長も不潔と申候
所を先送と申候
此等御承引可被
下候、右御承引可
被下候、右御承引
可被下候、以上

次ニ申上候、今朝只今大黒より申込参り今朝早く（縦長八角形・浮船）片馬・朱太ベ壹駄御遣し可被下候様申込参り、右之段左様御承引可被下候、大黒江者浮船印△山両ニ申置朱太△又両ニ申置候是又左様御控可被下様ニ奉願上候、右度々前後失礼御用捨可被下候、猶申上度如此御座候、以上

八幡

川岸

吉田屋甚松様

橋本仁兵衛

貴下当用急キ

内容は不明な点が多いが、橋本が五井宿での様々な動向を吉田屋に伝え、「大黒」からの注文を仲介したことがわかる。小稿で分析しているD八三には、「かし」の「大黒善」からの書簡が多数残っており、そこでは旭鶴・しら玉・浮船・寿やその他の銘柄の酒、醤油（亀甲甚印）などを吉田屋に注文し、馬で大黒善まで運ぶように依頼している。この「大黒善」が上記の「大黒」ならば「大黒善」も五井河岸の商人と比定できよう。また橋本は五井河岸に居住し、五井宿に酒を販売する商人であったようにも考えられる。五井村には史料がほとんど残っていないが、市川本店文書から五井河岸や五井宿の実態の一端がみえる可能性もある。

八幡宿、五井町以外から吉田屋に酒などを注文した人物は四人確認でき、鍬形勝治郎（山サ醤油の注文、二通、上総国市原郡分目村）、杉田（山サ醤油・亀甲甚醤油・味醂の注文、一通、下総国千葉郡古市場村）、早川（七通、上総国市原郡小折村）、亦七（七通、上総国市原郡勝間村・寿栄庵）がみえる。いずれも近隣の村であることが指摘できよう。このほか白鳥市左衛門（上総国長柄郡長尾村）から「此度聞味焼酎為持差上候間直段何程位ニ御座候哉承度、様子次第節句過ニ早々附送可申存念ニ御座候間、其段御承引被成下候而相場付此者ニ御遣し可被下候様奉願上候」という内容の書簡が届いた。白鳥が焼酎を醸造したのかどうか確認できないが、酒や醤油などの注文ではないが故か、注文があった村よりは遠方に位置する。

史料一九

大黒江者浮船印△山両ニ申置朱太△又両ニ申置候是又左様御控可被下様ニ奉願上候、右度々前後失礼御用捨可被下候、猶申上度如此御座候、以上

亦七

山サ

亀甲甚

小折村は家数一軒の小村であるが、早川は吉田屋から酒や醤油、味噌を細かく買い取り、付近に販売したと思われる。七月九日に酒一駄、七月二三日に味噌一樽、焼酎一樽、七月二十七日に酒下物一樽、醤油四樽を注文という具合である。

〔史料二〇〕

(差出は小折早川、八はた吉田甚宛)

此節御主人御出府之趣御留守中万事御多用与奉察候、然者保寿印壺樽トはした差上申候、尤壺樽之分別条無之候得共長く者持兼候間御返し申上候、早々御さばき可被成候、はした之分ハ少々六ツケ敷御座候間左様御承知可被下候、且亦醤油七匁五分之処八匁五分うりニ御座候間四樽なり五樽なり御遣し可被下候、尤半樽御座候ハ、此内江四ツ計御遣し被下候様奉願上候、以上

七月廿九日

〔史料二一〕

(差出は小折早川、八幡吉甚宛)

舌代

不勝之天氣ニ御座候得共愈々御壮榮奉賀候、然者先達而御遣し被成候味淋昨日口附候処替り居候間御差替可被下候様御頼申上候、尤高直之品ニ而茂よろしく候間御遣し可被下候、尚又下物正宗印濁り候間升敷御改御受取可被下候、下もの片馬宜敷品御見計ひ御遣し可被下候、右御頼申上度草々以上

八月四日

右に掲げた史料によれば、その後七月二十九日に早川は売り捌けないまま品質が悪くなりそうな酒を吉田屋に返品したと思われる。醤油については、吉田屋での値段よりも高く販売することが可能という理由なのか、四〜五樽の追加注文のみならず、半樽の在庫があればそのまま引き取りたいと書き送っている。さらに八月四日にも、変味した味噌と濁りが生じた「下物正宗印」の酒を返品し、代替の品を注文した。これらの史料から、早川が周辺に酒や醤油などを小

史料二〇

Handwritten text in a box, likely a reproduction of the original document's content.

Handwritten text in a box, likely a reproduction of the original document's content.

売りしたと考えると良からう。

次に勝間村亦七についてみておこう。勝間村亦七も、酒・焼酎・味醂・酢・醤油を吉田屋から片馬や一樽、一本、五升単位で購入しており、周辺に小売りしたのではないかと考えられる。

「史料二二」

先日者御紙面被下忝見仕候、御酒之儀格別之御勤之趣難有奉存候、乍去拙村二者大坪酒日々入来金式朱二付七升迄売候杯与有之、又ハ長南酒も右之相場故下拙酒も無抛式朱も御売被成候方二者七升位売払、或ハ壹升ハ百四十文ニ売払候、何れ面拜之上御勘定頼上候、右壹駄之送り荷代入金として金三分銭壹貫六百元ハ壹兩之都合ニ致差上仕候、然ル所今日茂右之品位酒壹本御無心申上候、成丈御勤可被下候様偏ニ御願申上候、前之品ニおとらぬ様に御願申候、以上

外々呑口式本
子六月廿八日

八わた

吉田屋甚松様

要用

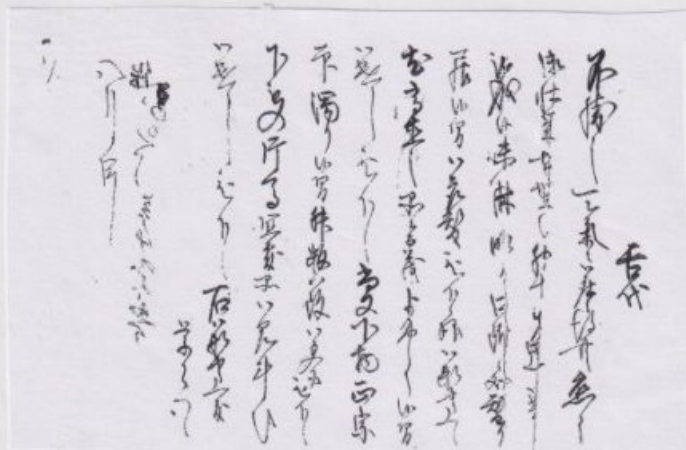
かつま

亦七（印：上総勝間寿栄庵）

この史料からは、勝間村では大坪酒（市原郡大坪村で生産されたものか）や長南酒が出回り、その値段が吉田屋からの酒より安いいため、吉田屋から仕入れた酒も同程度まで値下げして売らざるを得ない亦七の状況が読み取れる。地域で生産された酒と江戸から移入された酒とが競合しているのである。

そもそも吉田屋が江戸からのみ酒を仕入れたのかどうかは不明である。市川本店文書に、安政二年（一八五五）十二月十七日付、星の井代嘉七（印：上総古沢今関）が吉田屋甚松宛に出した酒代の受取書がある（D二二一五）。この星の井という銘柄の酒を醸造したのは、長南宿を含む矢貫村のなかの古沢という集落に居住する今関勘四郎であり、史料二二の「長南酒」とはこれを指すのかも知れない。少なくとも幕末期の吉田屋が、今関家の酒を購入したことは確実である。こうした酒が吉田屋を通じて周辺に出荷された可能性もあろう。ただ房総内陸部

史料二二



に展開する酒の醸造家は、直接小売りもしているので、わざわざ吉田屋經由でこうした地酒が大規模に流通することは考えにくい。したがって吉田屋經由の酒の多くは、江戸から運ばれた酒であったと思われる。こうして房総の内陸部にも江戸からの酒(地廻り酒、中国酒、下り酒が含まれたであろう)が流通したと考えられるのである。こうした酒流通の実態が炙り出される史料は少ないが、市川本店文書の微細な検討から、今後明らかになることもあるのではないかと考えている。

最後に、周辺からの注文についてまとめておこう。まず醤油については、江戸商人の徳島屋市郎兵衛に販売した二重丸印の注文はみられない。極上品である二重丸印は江戸向けに特化した商品であったのかも知れない。一方で、亀甲甚印、亀甲大印、亀甲三印、上山三印、上山サ印、山三印などの醤油が吉田屋から販売されており、二重丸印に次ぐ高級品と思われる亀甲甚印も流通したこと、注文される品種は多様であったこと、これらは市川本店で醸造された醤油と考えられること、などが指摘できる。

また酒や焼酎の注文にあたっては、わざわざ下物を注文する場合、あるいは値段を提示してこの位のをと注文する場合、前回と同程度の質・値段のものをと注文する場合などが多くみられ、各小売商人が販路を見越して吉田屋に注文したのだろうと考えられる。吉田屋もこうした需要を念頭に置いて、江戸商人に酒を発注したのであろう。

以上、長々と史料を引用して、不確実な説明を重ねたが、今後はこれを基礎にして、市川本店文書の書類を可能な限り収集し、検討を加えていきたい。

なお本稿では、岩淵令治「江戸住大商人の肖像」斎藤善之編『新しい近世史』三、新人物往来社、一九九六年、同「江戸の酒事情」岩淵令治・青木隆浩編『資料で酒を味わうー精算と消費からー』総研大、二〇一一年、同「江戸の賈酒」『学習院史学』五四、二〇一六年、吉田ゆり子「東上総地域における酒の生産と流通」『千葉県史研究7別冊 近世特集号 東上総の近世』一九九九年を参照した。

史料二二

吉田屋 宛
江戸 市川本店
醤油 亀甲甚印
二重丸印
上山三印
亀甲大印
亀甲三印
上山サ印
山三印
徳島屋市郎兵衛
に販売した
二重丸印の
注文は
みられない
極上品
である
二重丸印
は江戸
向けに
特化
した
商品
であ
った
の
かも
知
れ
な
い
一
方
で
亀
甲
甚
印
亀
甲
大
印
亀
甲
三
印
上
山
三
印
上
山
サ
印
山
三
印
な
ど
の
醬
油
が
吉
田
屋
か
ら
販
売
さ
れ
て
お
り
二
重
丸
印
に
次
ぐ
高
級
品
と
思
わ
れ
る
亀
甲
甚
印
も
流
通
し
た
こ
と
注
文
さ
れ
る
品
種
は
多
様
で
あ
っ
た
こ
と
こ
れ
ら
は
市
川
本
店
で
醸
造
さ
れ
た
醬
油
と
考
え
ら
れ
る
こ
と
な
ど
が
指
摘
で
き
る

八幡・市川本店文書

文書

八幡・市川本店文書③
市原市八幡1037

市川家は飯香岡八幡宮創設にかかわる旧神官3市川家の一つで、第10代崇神天皇の3代後胤・伊静武彦臣が御影社神官に任じられて、その長男子孫が代々神主となり、2男、3男子孫が社家として神社に仕えたことに始まる。第12代景行天皇の時、東征のため当社に臨降された日本武尊から、酒飯の香りよじとして「飯香岡」の地号を賜わり、治承4年源頼朝率兵の時、葛飾まで供奉して供田150石を寄付されたとされる。3家は南北朝時代の元享年間に藤原姓を賜り菅田を称したが、江戸時代始めの元和4年、尊神号に当たるとして市川に改めた。市川家は神代の時代から明治5年「太政官令」で世襲神官を免ぜられるまで、1千年余りにわたって連綿と飯香岡八幡宮神職を相伝されている。明治維新期の長男子孫が市川伊賀亮信明で明治19年辞任、通称元神主家といったが、平成17年嗣子なく絶家した。2男子孫の明治維新期は禰宜の市川一学で現在の神主家、3男子孫が当時奉行の市川大造で、配当高2石6斗7升、現在の市川本店になる。本集関係者の続柄は次のとおりであった。

市川大造（大和正藤原常忠Ⅱ松太郎長男）文化5年〜明治14年
甚太郎（藤原常正Ⅱ大造長男）天保7年〜明治19年
栄太郎（三太夫Ⅱ甚太郎長男）万延元年〜29年
石三（石蔵改めⅡ甚太郎3男）慶応元年〜昭和33年
得三（石三4男）明治40年〜平成6年
吉田甚松（松太郎男、大造弟）？〜明治30年

古来、飯香岡八幡宮の神官は副業が認められ、当家は天保時代から醤油醸造所を興し、酒類卸販売や農業経営などを幅広く手掛けた。写真ページに掲げた明治期の「日本博覧絵図」がその繁栄ぶりを物

語っている。甚太郎が明治6年、かぞえ38歳の時、千葉県創立時の八幡宿戸長（村長）となる。わずか1年の任期ではあったが、この間、壬申戸籍、地租改正、税制改革、徴兵制度、学制の発布と学校開設などの大きな出来事が続いた。また、木更津とならぶ上総の代表的港湾であった八幡宿所属の五大力船を統括する千葉県船改め所の任務も加えられた。明治7年、県の機構改革と本人の健康を理由に退任、「戸籍台帳」や「土地台帳」などの主要原簿は次の官選戸長に引き継がれたが、残された原史料の多くが戸長宅の蔵隅に保管された。明治6年は近代との端境期ではあったが、江戸時代の生活ぶりがわかる貴重な郷土資料といえる。

数万点規模の文書の中心は明治期の醤油醸造と酒類の元卸販売に関するものであるが、明治から昭和戦前期にかけての当主・市川石三は八幡町長、県議会議員、議長のほか、千葉商業銀行、両総電気会社、浅草電気館など千葉県内外の政財界人として活躍された。克明な日記帳や記録類も多量に保存され、地方政治資料としても見逃すわけにいかない。

第6集では「江戸期と明治初頭八幡村基本資料」を、第7集では五大力船の「八幡宿船改め所文書群」を特集した。最終号となる本集では「戸長文書」を中心に若干の五大力船資料補遺を加えた。

当会と姉妹グループ「市川本店文書調査会」は5年越しで当家文書の調査、リスト化を進めている。本集に調査会メンバーの一人、立教大学・後藤雅知教授から一文をいただいた。次々と発見される新文書に、「全貌はいまだに掴みきれない」とのコメントが正直な私たちの実感である。市川家もお役に立っているのであれば、と「全文書一括での郷土博物館寄贈」を希望されており、貴重郷土史料として研究者の活用を期待したい。

A DB 1 飯香岡八幡宮水帳（元禄11年〜翌帳）

水帳は通常「検地帳」のことだが、ここでは神社「御修理免」として、神社に付属する衆徒や社家が配当の一部を神社に納める年貢

の取り決めをいう。「広辞苑」による衆徒は「諸大寺に付属する僧徒」、
社家は「世襲神職の家筋」とある。日本固有の神の信仰と仏教信仰
を折衷して融合調和をめざす「神仏習合」を国是とし、神社に別当
寺を付属して仏教部門を担当させている。

衆徒、社家別の配当を次表で比較した。免(石盛)一つは1石に
対する年貢1斗で、三つ取りは本来「取り米」が30%だが、田畑
のランク構成で微妙に変わった。

配当 ↓取り米(税率)

||俵数

衆徒方(仏教部門) || 14人

102石5斗↓34石6斗(33・7%) || 34俵3斗

社家方(神社部門) || 11人

47石4斗↓15石8斗(33・3%) || 16俵0斗

合計 150石↓50石4斗(33・6%) || 50俵2斗

配当権利者は衆徒方56%、社家方44%、配当米も68%対32%と衆徒方が上回る。江戸時代の寺社行政が仏教優位に扱われていたことを示している。

文末に「右御修理分滞りなく上納(中略)、きつと勘定相違なきよう」と神主、別当が連印している。これに違反したものでどうか、市川2男家当主で当時社家方No.2伊勢の欄に「天明四辰、出入り叶わず、御付(月)番阿部備中守様にて追放(以下ムシ判読不能)」との書き込みがある。阿部正倫は備後福山10万石藩主で当時寺社奉行、江戸時代を通じて社家方と衆徒方の対立が続いており、衆徒方の訴えが丸のみされたのだろうか、出入り叶わず(訴訟にもしてもらえなかった)のコメントに無念さが滲んでいる。

A10—(慶応4年6月包みⅡ状)

1 徳川慶喜、兵端を開き候につき追討仰せつけられ候触れ書

2 官軍に対しそここの挙動あるまじき旨触れ書

3 徳川家達家名相続につき江戸町年寄触れ書

4 江戸開城後の市中動向についての報告

「慶応4年6月包み」中の4点は江戸見世からの情報報告書。江戸地回りの大店である市川本店にとって幕府の政治動向や内戦は家の存亡にもかかわりかねない重大関心事、江戸見世から瓦版や触れ書、風聞などを報告させている。枝番号1は慶応4年1月、鳥羽伏見で明治維新の戦いが始まる。触れ書は慶喜が「天朝を欺き奉り叛状明白、すでに兵端を開き候につき、追討を仰せ出され候」とし、慶喜にしたがった松平容保らの名前を上げて官位を止めたので漏らさざるよう相触れべきとしている。鳥羽伏見に敗れた慶喜は江戸に逃げ帰り、謹慎して恭順の意を表したが、その間官軍は江戸へと進攻した。2は江戸開城で市中に入った官軍に対し、決して粗忽の挙動あるまじく、3は徳川家が紀伊徳川亀之助(家達)によって相続が認められたことを伝える江戸町会所触れ、4は「官軍方は市中日々諸方を歩行候えどもさほどのこともこれなく」と書き送っている。

A14 徳川義軍府八幡宿御組旅宿(慶応4年Ⅱ状)

同じ「慶応4年6月包み」にあった小さな切り紙。表題を「御組旅宿」、年月日や具体的内容を欠くが、8分隊、80人を割り振った発行者の松田喜右衛門は名字帯刀の実在名主で、自らが10名を引き受け、8分隊の5人を吉田屋亥三郎に振り宛てている。「御」は公儀、領主に使われるので「徳川義軍府」と考えられる。慶応4年4月、江戸開城の日に集団脱走した幕府陸軍正規軍「撤兵隊」の一部で、千葉寒川湊に上陸して木更津に集結、のち真里谷に本拠を移して義軍府の中核となる。総勢5千とも、第1大隊を市川法華経寺、第2大隊を船橋大神宮に布陣して官軍に対抗したが、閏4月3日の「市川・船橋戦争」で大敗、7日の「市原戦争」も養老川周辺、姉崎地区で多くの犠牲者を出して壊滅した。本書は4月11日の江戸脱出、同下旬ころ、市川、船橋に向けた出陣時のいずれかといえる。

B4—108 木更津第33区戸籍総計(明治5年Ⅱ状)

B3—2 " 八幡宿総計 (" || ")

B41112 " 五井村戸籍表 (" " ")

戸長役場は現在の町村役場に相当する。明治5年の「壬申戸籍」は、江戸時代に寺が「人別帳」によって管理した戸籍を本人の届け出制にした、わが国最初の近代的戸籍で、明治7年の「人別帳」届け出原本が合冊で大量に保存されたほか、出生、死亡、送籍届けなど原本、各種の戸籍統計などが残されている。「八幡宿総計」による戸口は606戸、2668人、「五井村戸籍表」は669戸、3110人となっている。

A21411 第33区戸長、副戸長選挙、当選者書き上げ (明治6年II 縦帳)

明治6年千葉県発足時の上総国第33区、八幡、五井地区1宿29か村戸長、副戸長選挙の当選者リスト。前書きによれば、元木更津県から仰せ出された区長、戸長、副戸長などの職制、人員、給料、選挙法に基づいて実施した選挙結果を書き上げ奉る、とする。当家に現存する同時代の町頭選挙投票原本を見ると、用紙は自由で署名、押印、1枚の用紙に何人かが連名で投票するケースもある。どうやら推薦制のようで、それぞれに選びたい人の名前を記している。八幡村戸長は市川甚太郎が当選、次の厚紙辞令が保存されている。

市川甚太郎

上総国市原郡八幡宿 戸長申し付け候こと

明治六年七月 千葉県

市川甚太郎の戸長在任期間は1年、翌7年持病薬用中とした免役願いを提出して退任している。

ADK111 地租改正検地野帳① (明治始めII 小帳)

" 2 " " ⑥ (" " " ")

明治新政府は明治6年「地租改正条例」を制定、この年から8年間をかけて全国的な土地測量(検地)を実施した。「野帳(のちよう)」は実測した手帳の浄書をいう。江戸時代の検地と同じ、縦横の長さ

を乗じる2点法で、計算しやすいよう間以下を十分している。野帳①は村田川近くの北新田、北谷端、田迎、発足、五本松、中川端、⑥は八幡宿駅周辺の観音町、浜本町、仲町、方町、南町、八幡下、新田町で②から⑤は欠落している。

1の第1ページは1778番地で元852と5番、地番は初め第1番屋敷などと呼ばれたが明治10年代に、現在の番地に改定された。所有者は川上新一郎、田32間×20間8分、畑7間2分×7間、田畑8とあり、土地略図を描く。6の第1ページは1385番地、中島政五郎で8間1分×5間2分、略図は省略されている。

旗本村上三十郎組旧名主・寺島家文書に「八幡宿、地価一筆限り帳」全5冊が揃っている。1筆ごとに番地、等級、地主名、地目、面積、収穫量、地価、明治10年までの3%税金、以降の2・5%税金を載せている。寺島家文書は「千葉県文書館」に寄贈され現在整理中であり、近い将来、閲覧が可能になる。また、市川本店では明治19年の登記法改定で廃止された「地券」や戸長文書として「地番、職業付き八幡宿居住者名簿」「人別田畑地書き上げ」などが保存されている。

A20513、4 中教院大祭通知 (明治7年II 状)

A220121 " 説法開催通知 (" " " ")

明治2年新政府は、天皇崇拜を中心とした祭政一致の方針を立て、翌3年「大教宣布」を発令した。推進機関の「教院」は民間組織であったが、国家制度の色彩がつよく教部省が所管した。本部の「大教院」を東京に、各県に「中教院」、管内の寺社を「小教院」としたが、指導者は神道色が強く教導職の活動も不振でみるべき成果もあげることなく空中分解した。木更津県の中教院は明治維新の「廃仏毀釈」で暴力的に破壊された、元飯香岡八幡宮別当寺・靈応寺跡地で、明治6年ころ創立、4棟からなる教院に県内仏教僧侶たちが「神道国教」を学んだが批判も多く、間もなく活動を停止した。写真ページに掲載した明治26年日本博覧図の「八幡小学校」は

明治11年から新築直後の中教院を転用したもので、市川本店文書 AAD9、明治20年ころ増築案の「校舍現況図」は、正面教場が間口6間×奥行5間、南奥教場が6間×3間、手前教場が4間半×3間、北奥教場が6間半×5間、手前は教員と教場で8間×2間半、を記録している。

A5 八幡宿一村限り下調べ（明治7年Ⅱ 縦帳）

明治7年に千葉県が実施した各村の現況調査。「村鑑明細帳」の明治版といったところだろうか。ひな型に沿った同一書式のもので全県下で作成されたものといえる。本書による八幡村は、面積が東西31町15間、南北35町39間、戸数470戸、うち士族29戸、人口2177人、うち士族男子41人、仮小学校1、郷社1、寺院4、土産5品目として米1289石、麦210石、大豆20石、豚48疋、にわとり350疋を上げ、馬数は6疋、海船帆走船を五大力船14艘、茶船4艘、肥取り船54艘、渡し場1か所、両国境川（村田川）川幅10間、深さ3尺5寸、港湾2か所、浜本川岸、南町川岸、年中出入り船およそ25艘などとなっている。

また、このころすべての村で番地付き村全図、字訳図が作成された。明治16年と43年「八幡宿番地付き字訳図」が飯香岡八幡宮に保存されているが江戸時代を含め、詳細な宿全体図はこれまで発見されていない。一方、それより早い明治9年市原郡「大字地図帳」全図が県法務局の市原出張所に保管されているとこのことであるが非公開となっている。

境川（村田川）架橋工事費内訳（明治7年Ⅱ 縦帳）

C17 境川架橋銭日記（Ⅱ 横帳）

江戸幕府は軍事的目的から全国の主要河川に橋の建設を認めず、上総と下総を分けた村田川にも橋はなかった。河口部のため潮の干満と四季による水深の変化が激しく、減水時は徒歩渡りで、増水時は片道2文の渡し船を利用した。残念ながら千葉、市原双方に船数

などの記録や伝承がなく詳細は不明である。

村田橋が始めて架橋されたのは明治7年7月、工事費内訳帳が現存、長さ14間、幅9尺、材木手間代81円余、その他諸経費を含めた総額を118両3分余としている、明治4年「新貨条例」が制定され、金、銀、銭（永）を併用した旧来の貨幣制を円、銭、厘の十進法への移行期で混在しているのもこの時代ならではのことだろう。後付けの「記（取りかわせ証）」は八幡宿、村田村の分担額の領収書、総額118両余の内、64両余を八幡宿、54両を村田村出し分として、正に受け取り申し候なり、とある。

「境川架橋銭日記」は、両村が一人ずつ橋番を置いて橋銭を徴収、収入を両村で2つ割りしている。7月25日と26日は貫文建てで高額であることから戸別割り当て金の一部と考えられる。27日以降、記録のあるおよそ1か月半は通行人から徴収した橋銭の八幡宿取り分で1日平均38銭となる。橋銭を仮に渡船代2文Ⅱ2厘とすると1日上下延べ380人が利用した計算になる。しかし新政府が定めた新旧貨幣換算基準、1円Ⅱ1両Ⅱ1貫文Ⅱ1千文ベースの変動が激しくなお検討の余地がありそうだ。

なお、小沢治郎左衛門著の『上総郵誌』は
両総橋

本宿と下総国千葉郡村田の間にあり村田川に架す。長さ11間、幅2間、木製にして欄干を施す。従前津渡り、明治7年甲戌初めて架設す。16年癸未9月再改造せり（原文は漢字カタカナ表記）としている。

A208-4 千葉県令あて八幡小学校設立伺い書（Ⅱ 封書）

A220-22、29 設立についての督促達書（Ⅱ 封書）

日本の小学校の歴史は明治5年「学制令」が制定され、全国の児童に義務教育が課されたことに始まる。木更津県では県を4中学区、およそ800の小学区にわけて、小区または連区ごとに小学校を1校ずつ設立するとしたが、具体的には、①校舎は寺院または民家を

利用、②費用は小區住民および生徒負担、③教師は寺子屋などから篤実で教え方のうまいものをあてる程度のものであった。学校建設は千葉県にかわつた芝原県令のなみなみならぬ決意で進められ、明治6年405校、翌7年には805校と驚異的なペースで進んだ。八幡小学校は7年4月八幡・円頓寺で第193、4、5小區連合の「八幡学校」として創立、しかし適齡児童145人中、開校の際に出校したものわずかに10名に過ぎなかつた。3か月をへて次第に増加、『文部省第3年報、明治8年現在抄録』は男子50名、女子33名、合計83名を記録、就学率は男子69%、女子46%であった。市川本店文書にはこのほか、木更津県権令あて仮小学校伺い書、学校設立出銭名前調べ、書籍・器械ならびに修繕費寄付簿、教師履歴書、学校出納帳、教授料受取帳、入費判取帳、よろず控え帳などを保管している。

A220は設立準備の遅れた八幡宿への中區取締からの厳しい督促達書、「なおざりいかの儀候、(中略)拙者どもも畢竟(ひつきよう)千葉県庁の命をこうむり候をのべ、説論に及び候次第、(中略)学校設立仰せ出で候より1年余を超越し、実に相済まされざる候(中略)速やかに設立書を相認め候よう、本月中拙宅へご特参なさるべく候」と荒々しい筆跡が迫っている。

AAD1-2-2 五大力船大工工賃見積り(明治31年II状)

" " 3 " 材木手配書 (" " II状)

" " 1 " " 挽き料とも代金 (" " II綴り)

AAD1-1-1 " 船板人足代金 (" " II横帳)

第7集で特集した「五大力船」の補遺編。2の船大工工賃は地元船大工・関七三郎から依頼主の北島峯吉にあてたもので、総額が165円、内訳を大工賃1日55銭×300人としている。口1丈5寸くらいは鱧(ともII船尾)平ら部分の横巾か、とくに何石積みとの標記はない。1は材木代とその木挽き(製材)代、最初の7尺は胴周りか、長さ7間2尺の原木を2寸5分の厚板5枚に加工してい

る。4寸中板は甲板板であろうか、部材用途は今後の研究に期待したい。

参考資料II船持ち仲間申し合わせ証文(大正はじめ力II竖帳)

船持ち仲間証文はコピーで、原本は現存していないものと考えられる。また最終ページが欠落、最後の2艘と目付、正式な仲間名が不明である。『広辞苑』で「仲間」をくくると「近世における商工業者の独占的な同業組合。株仲間」とあり、江戸時代の組織を継承していることがわかる。船名などから明治後期から大正始めであろうか。仲間26艘が舵取り、航夫、船番の引き抜きを禁止し、違反者を除名するとしている。取り決めの背景には当時、船主間での激しい引き抜きが頻発していたものといえよう。

A15-1 市川甚太郎諸用留め(明治5年II竖帳)

「諸用留め」は重要メモ帳といったところだろうか、吉田屋甚松名が慶応4年1冊、市川甚太郎名が明治5年と8年の2冊ある。明治5年、出生日届け出は壬申戸籍届け出の控えか、市川大造文化8年出生62歳、伴甚太郎天保7年37歳、孫栄太郎万延元年13歳、孫石蔵慶応元年5歳など家族7人を記載している。

明治4年菊間県あて濁酒(どぶろく)造込み高は、中島徳太郎、川上新一郎、玉田藤吉、荒川新太郎、加藤久兵衛、白鳥与惣五郎、田山直蔵、鈴木太一郎、伊藤辰三郎(以上八幡宿)、種村栄蔵、白鳥磯五郎(菊間)の11人で、醤油造り込みは広瀬徳治、川上新一郎、鈴木太一郎、市川甚松の4人、醤油は明治昭和戦前期八幡宿の主要地場産業へと成長していくことになる。(山岸弘明)

元禄十一年

八幡宮 水帳写

寅
九月日
荻田齋

高百五十八幡宮御領

右の内御修理免
納め儀に
三つ取り

一、十八石

若宮寺

一、十四石二斗五升三合
この取り米四俵三斗一升五合六勺

円住院

元禄11年(1698) 市川本店文書ADB1
飯香岡八幡宮水帳

元禄十一年

八幡宮 水帳写し

寅
九月日

荻田齋

高百五十八幡宮御領

右の内御修理免
納め儀に
三つ取り

一、十八石

若宮寺

この取り米六俵

一、十四石二斗五升三合

円住院

この取り米四俵三斗一升五合六勺

一、三石七斗七升七合
 一、二石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合

承仕
 唯前
 宗兵衛
 長兵衛
 庄兵衛
 又右衛門

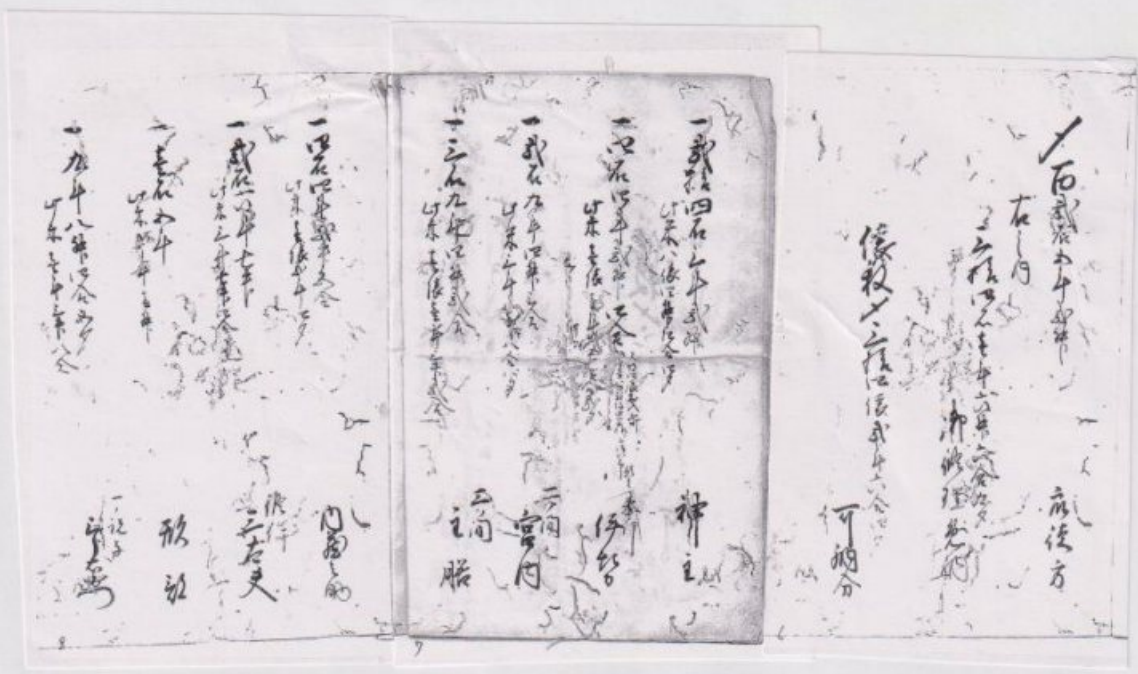
一、三石七斗七升七合
 一、二石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合

承仕
 唯前
 宗兵衛
 長兵衛
 庄兵衛
 又右衛門

一、三石七斗七升七合
 一、二石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合
 一、一石七斗七升七合

承仕
 唯前
 宗兵衛
 長兵衛
 庄兵衛
 又右衛門

- 一、十一石三斗八升二合
 - 一、七石二斗八升八合
 - 一、六石六斗八升六合
 - 一、八石五斗九升五合
 - 一、十石二斗四合
 - 一、六石
 - 一、六石四升四合
 - 一、二石七斗五升七合
 - 一、三石七斗七升一合
 - 一、三石七斗三升九合
 - 一、二石四斗四升二合
 - 一、一石三斗五升九合
- この取り米三俵三升三合六勺
- この取り米二俵一斗八升一合二勺
- この取り米二俵九升六合
- この取り米二俵三斗六升三合六勺
- この取り米三俵一斗六升八合六勺
- この取り米二俵
- この取り米二俵一升五合
- この取り米三斗八升六合四勺
- この取り米一俵一斗八合
- この取り米一俵一斗五合六勺
- この取り米三斗四升二合
- この取り米一斗九升八合
- 神王院
 本覚坊
 東覚院
 一乗坊
 長寿院
 西林坊
 口徳院
 大林坊
 安養院
 花藏坊
 宝乘坊
 宝藏院
 惠鏡坊
 宝珠院
 東泉坊
 承仕
 唯前
 宗兵衛
 常前
 長兵衛
 清満
 庄兵衛
 明常
 又右衛門



百二石五斗二升

衆徒方

右の内

三十四石一斗六升六合九勺

御修理免納め

俵数ノ三十四俵二斗六合四勺

納むべき分

一、二十四石三斗二升

神主

一、四石四斗二升四合

天明四辰出入り叶わず 願主 奉行

御付番阿部備中守様にてついで伊勢

「ムシ判読不能」

一、二石九斗四升三合

二の間

一、三石九斗四升二合

三の間

一、四石四斗二升五合

内蔵之助

一、二石六斗七升

修行

一、一石五斗

三大夫

一、九斗八升四合五勺

形(刑)部

この米一斗三升八合

一ノ祝子 三郎右衛門

一、米五俵三斗
 一、米合 小積長飯中 米数合分
 一、金吉支 菊野支 八
 八
 八
 八

一、米 八斗
 一、豆 八俵 八斗 八合 八勺
 一、俵数合 十六俵六合四勺
 一、内積 八斗 八合 八勺
 一、御修理免納むべき分

一、九斗八升四合二勺
 一、六斗四升三合
 一、六斗五升三合
 一、四十七石四斗八升八合七勺
 一、内十五石八斗二升八合
 一、俵数合わせ十六俵六合四勺
 一、二口 五十俵二斗一升二合八勺
 一、米五升

(解説は次ページに続く)
 伊賀 屋敷 年貢
 御修理免納むべき分

二ノ祝子
 七郎左衛門
 三ノ祝子
 与五右衛門
 幡田
 社家方

右の御修理分金簿上の御帳目、大帳目録
 法度書と古簿代官記入、右後以御
 御帳目改換、大同帳目御録、急
 度勘定右邊金帳、右後以御也

元禄十一年 宣 九月 日

上総国市原郡八幡宮

別当 若宮寺

神主 菅田齋

一、米一俵三升

四給御地頭方より

蔵屋鋪年貢 善左衛門
 はかり納むべき分

米合わせ 五十一俵二斗九升二合八勺

一、金一両は 蔵屋敷の代

八郎右衛門
 八助
 五兵衛

右御修理分滞りなく上納仕り候よう到大帳、目録に
 法度書を相添え、代官、役人に相渡し候、弥々(いよいよ)
 御修理御破損の入目帳面、目録に認(したため)、急
 度(きつと)勘定相違これなきように申し付け、相渡し申すものな
 り

元禄十一年 宣 九月 日

上総国市原郡八幡宮

別当

若宮寺

神主

菅田齋

丹後宮津、右御不審の次第これあり候につき入京とめられ
 候こと、徳川慶喜、奥州会津、勢州桑名、讃州
 高松、予州松山、備中(高)松、上総大田(多)喜、若年寄
 永井玄蕃頭、平山図書頭、竹中丹後守、塚原但
 馬守、大目付戸川伊豆守、松平大隅守、目付内
 新見相模守、設楽備中守、榎本对馬守、牧野土佐守、
 岡部肥前守、大久保主膳正、小栗下総守、星野豊後守、
 高力主計頭、小笠原河内守、大久保筑後守、戸田肥後守、
 宝賀甲斐守、右のたび慶喜天朝欺き奉り反(叛)状
 明白すでに兵端を開き候につき、追討仰せ出され候、これにより
 右の輩賊徒に随従、反逆顕然(けんぜん)候あいだ
 官位を止められ候こと。右のとおり参与御役所より御沙汰
 につき洩らさざるよう相触れべきものなり。正月十三日

若州小浜、濃州大垣、右はこれまで御不審
 の次第これあり候につき、入京止められ候ところ謝罪の道、追々
 相立ち、今度賊徒追伐仰せ付けられ北陸、東山二道先
 鋒兩藩へ仰せ付けられ成功の後、別段思し召しあらせられ
 候あいだ、その旨相心得べきよう御沙汰候こと。正月
 右のとおり御沙汰につき洛中洛外洩らさざるよう相触れべきものな
 り。

慶応四年戊辰ノ正月 大坂城書き置きの写し
 このたび上京先供、偶然の行き違ひより近畿騒然の段はやむをえざ
 る」場合より、天朝に対し奉るに至り、他心これなき段はかねて御
 深知これあるとおりに候。

一、は度お船の運送京表より軍勢の表向にお成実の
 官軍に對しそこの挙動あるまじく江戸町年寄触れ書
 官軍に對し建の程色も審判するべし
 天朝に對し恐れ入り候儀は申すまでもこれなく、かつ府下百万生
 靈を塗炭に陥とし入れ候よう相成り候儀につき、実もつて忍ばざ
 る次第
 官軍へ對し、決して粗忽(そこつ)の挙動これあるまじく候。
 天朝へ對し恐れ入り候儀は申すまでもこれなく、かつ府下百万生
 靈を塗炭に陥とし入れ候よう相成り候儀につき、実もつて忍ばざ
 る次第

三月二日

右のとおりに仰せ出だされ候につき、市中の者にも決して動揺致さず
 諸事相済み、火元等別して厳重心得候よう致すべき旨、地
 借、店借のもの召仕(使い)に至るまでよくよく申し聞け合うよう
 早々
 相触れべく候。右のとおりに町御奉行所より仰せ渡され候あいだ、
 町中家持ち、借屋、店借、裏々、召使いまで、その人別に
 とくと申し聞かせ候よう早々相触れべく候。
 三月二日

町年寄 役所

慶応4年(1868) 市川本店文書A10-2
 官軍に對しそこの挙動あるまじく江戸町年寄触れ書

一、このたび相触れ候とおりに京都表より御軍勢御差し向け相成り実
 もつて
 恐れ入り奉り候儀につき、只管(ひたすら)恭順、謹慎、御沙汰
 相待ち候ことにつき
 官軍へ對し、決して粗忽(そこつ)の挙動これあるまじく候。
 天朝へ對し恐れ入り候儀は申すまでもこれなく、かつ府下百万生
 靈を塗炭に陥とし入れ候よう相成り候儀につき、実もつて忍ばざ
 る次第

につき仮令(たとえ)忠義の心に出で候ともこの旨に相もとり候
 者は我意に
 背き候者につき、かえつて身に刃をこうぶるも同様の儀につき、
 この旨篤(とく)と相弁(わかまえ)心得違いこれなきよう致す
 べきものなり。
 三月二日

右のとおりに仰せ出だされ候につき、市中の者にも決して動揺致さず
 諸事相済み、火元等別して厳重心得候よう致すべき旨、地
 借、店借のもの召仕(使い)に至るまでよくよく申し聞け合うよう
 早々
 相触れべく候。右のとおりに町御奉行所より仰せ渡され候あいだ、
 町中家持ち、借屋、店借、裏々、召使いまで、その人別に
 とくと申し聞かせ候よう早々相触れべく候。
 三月二日

町年寄 役所

徳川家之御殿今迄

一原別御殿

宗徳御殿大総督官

近江守月一橋之御殿

右 大代御殿

左 御殿

此後

五月朔日

右 御書付出御中

左 御殿

五月朔日

町年寄

御所

慶喜御殿

右 御殿

左 御殿

右 御殿

左 御殿

町年寄

御所

五月朔日

右 御書付出御中

左 御殿

町年寄

御所

慶応4年(1868) 市川本店文書A10-3
徳川家達家名相続につき江戸町年寄触れ

徳川亀之助殿今二十九日

辰の刻西の丸へ登

管成られ候よう大総督官より

御沙汰につき、一橋大納言殿

御名代として御越し成され候ところ、

亀之助殿御事御当家

閏四月

右のとおり御書付出で候あいだ町中

漏らさざるよう入念早々相触れべく候。

五月朔日

町年寄役所

慶喜伏罪の上は徳川

家名相続の儀、祖宗以来

の功勞を思召され格別の

歡慮をもつて田安亀之助殿

へ仰せ出され候こと。

ただし城地禄高等の儀は

おつて仰せ出だされ候こと

右のとおり御書付出で候あいだ町中

漏らさざるよう入念早々相触れべく候。

五月朔日

町年寄役所

御組旅宿

三分隊 控人
 四分隊 控人
 五分隊 控人
 六分隊 控人
 七分隊 控人
 八分隊 控人
 日次 控人
 右衛門 控人

慶応4年(1868)市川本店文書A14
 徳川義軍府「御組旅宿」

御組旅宿

一分隊	六郎兵衛
十一人	
二分隊	元吉
七人	
三分隊	伊之助
十人	
四分隊	菊次郎
六人	
同	恒三郎
五人	
五分隊	喜右衛門
十人	
六分隊	吉兵衛
七人	
七分隊	徳三郎
六人	
七分隊	伊三郎
六人	
八分隊	幸右衛門
七人	
同	吉田屋
五人	亥三郎
右の通り	
	松田喜右衛門

明治7年(1874) 市川本店文書A205-4
中教院大祭通知

来る七月本院大祭につき別
紙姓名の者へ頼談におよびたく
候あいだ、明後二日当院へおの
おの参候よう御通達旁(かたがた)御
取り計らいこれありたく御手数ながらこの
段御依頼におよび候なり。

七年

六月二十九日(角印) 中教院

当処

正副戸長御中

(封書上書 原文を省略)
八幡駅 正副戸長御中 中教院

(別紙 原文を省略)

別紙姓名

観音町 中嶋次八、菊地元吉、加藤蔵五郎

仲町 行木太平治

片町 中嶋巳之吉

南丁 杉田長蔵

浜本丁 山本喜三郎、白鳥喜八、鈴木与平治

五か丁 すべて九人

来七月本院大祭并別
紙姓名の者及頼談及
作付候は二日当院各
の参候候様御通達より
取計らいたる中御手数
取らば候様なり

千葉縣管内 中教院

七年
六月二十九日
中教院

正副戸長御中

以て申 好く申すは
 今明両日大祭につき
 何分御苦労ながら
 相成るべくは、早朝より御出
 頭成し下され、万事
 御世話方御尽力
 成し下されたく、この段
 御依頼に及び候なり。

千葉縣管内 中教院

正
 副
 長
 御中

正
 副
 長
 御中

明治7年(1874) 市川本店文書A205-5
 中教院大祭通知

書中をもつて御意を得候。しかれば

今明両日大祭につき

何分御苦労ながら

相成るべくは、早朝より御出

頭成し下され、万事

御世話方御尽力

成し下されたく、この段

御依頼に及び候なり。

第七月二十五日

午前四時(角印)

中教院

正

副
長

御中

(封書上書 原文を省略)
八幡駅 正副戸長御中

中教院

今般東京大教院より派出相
成女教師奥山照子参着
明後四日午後第一時より
院に付き
臨時説教有し候条
此段小前一同聴聞にまかり出づべく候よう
又と通達旁（かたがた）御取り扱いこれ有りたく
候なり

千葉縣管内 中教院

明治七年
二月二日

中教院



八幡宿

正副戸長

御中

明治7年（1874）市川本店文書A220-21
中教院女教師臨時説教通知

今般、東京大教院より派出相

成り候女教師奥山照子参着

院に付き、明後四日午後第一時より当

院において臨時説教これあり候条、

この段小前一同聴聞にまかり出づべく候よう

それぞれ通達旁（かたがた）御取り扱いこれ有りたく

候なり。

明治七年

二月二日

中教院（角印）

八幡宿

正副戸長

御中

（上袋に原文を省略）

八幡宿

中教院

正副戸長

詰合中

御中

木更津縣第三十三區戶籍總計

市原郡
 平田村 村上村 西広村
 惣社村 根田村 加茂村
 岩野見村 君塚村 西野谷村
 藤井村 山田橋村
 合十一ヶ村

木更津縣第三十三區戶籍總計

市原郡
 平田村 村上村 西広村
 惣社村 根田村 加茂村
 岩野見村 君塚村 西野谷村
 藤井村 山田橋村
 合わせ十一ヶ村

戸數五百六軒

内 家持五軒
 借家五軒

社 十四
 寺 十四

僧 十三人 同家族八人内
 旧神官六人 同家族惣向
 平民四百五十五人 同家族千七百六十六人内
 男 五十一人 女 三十一人
 男 九十五人 女 八十四人
 男 八百四十一人 女 七百五十二人

人員總計 貳千五百八拾一人

内 男 千二百九十一人 女 千二百九十一人
 十四以下 三百二十七人 十五以上 四百一十二人
 二十以上 三百八十五人 四十以上 二百九十三人
 六十以上 百四十二人 八十以上 二百九十三人
 女 千二百九十一人
 十四以下 三百四十六人 十五以上 五百一十一人
 四十以上 四百十三人 八十以上 二十一人
 内 廢疾 男七人 女七人

右之通相違無之候

明治五年申年五月

齊藤重郎平
 伊藤十良平

社 十四
 寺 十四

戸數五百六軒 内家持ち五百一軒 借家五軒

僧 十二人、同家族八人内 男五人、女三人
 旧神官六人、同家族二十四人内 男九人、女十五人
 平民四百五十五人、同家族二千七十六人内 男八百四人 女千二百七十二人

人員總計 二千五百八十一人

内 男 千二百九十一人 女 千二百九十一人
 十四以下 三百二十七人 十五以上 四百一十二人
 二十一以上 三百八十五人 四十以上 二百九十三人
 六十以上 百四十二人 八十以上 二百九十三人
 女 千二百九十一人
 十四以下 三百四十六人 十五以上 五百一十一人
 四十以上 四百十三人 八十以上 二十一人
 内 廢疾 男七人、女七人

右の通り相違これなく候。

明治五年申年五月

齊藤重郎平 伊藤十良平

振計

戸数六百六軒
内 家持五百五十一軒
借家五十九軒

社二
寺九
僧八人
旧神官一人 同家族六人 内 男二人 女四人
平民五百七十二人 同家族二千八十一人
内男七百九十九人 女千三百三十二人
十四以下三百零二人 十五至四百四十二人

二十以上三百八十八人 四十至三百四十八人
半以上百五十八人 八十至 十人
女子三百三十六人
十四以下三百零九人 十五至四百零九人
四十至四百零九人 八十至十人

八幡宿比較

十四以下二百文倍 八十八以上十人

二十以上四人減
二十至一人減
四十至十人減
六十至二人減
八十至二人減

女

十四以下十人倍
十五以上十人倍
四十至十人減
六十至三人減

明治5年(1872)市川本店文書B3-2
八幡宿戸籍總計

(朱筆) 壬申五月分 摺(總) 計

戸数六百六軒 内 家持五百五十一軒 借家五十五軒
社二 寺九 僧八人
旧神官一人、同家族六人、内男二人、女四人
平民五百七十二人、同家族二千八十一人、
内男七百九十九人、女千三百三十二人

人員二千六百六十八人 内男千三百三十二人
十四以下 三百一十一人 十五以上 百四十二人
二十一以上三百八十八人 四十以上 三百四十八人
六十以上 百三十三人 八十以上 十人
女千三百三十六人

八幡宿比較

男 十四以下二十二人増 この分引くべきこと
ただし十五以上よりか入
" 十五以上四人減 入れるべきこと
" 二十一以上一人減 " 四十以上十人減 "
六十以上六人減 " 八十以上一人減 "

女
十四以下十人増 十五以上十二人増
四十以上二十人減 八十以上二人減
二月より 十二月まで 加除左に、この分加え入れべきこと
男 十四以下 二十八人増 十五以上増減なし
二十一以上一人減引くべし 四十以上増減なし
六十以上十一人減引くべし (以下省略)

明治五壬申年五月

木更津縣管轄第三十三區戸籍表

上總國市原郡 五井村

木更津縣管轄第三十三區戸籍總計

市原郡五井村

戸數 六百六十九軒

内 家持 六百六十九軒
借家 十七軒

社 四
寺 四

人員總計 三千百拾人

内 男 一千五百六十九人
女 一千五百三十一人

十四以下 三百八十五人
二十一以上 四百五十五人
六十以上 百七十五人
女千五百二十人

僧 四人 旧神官二人 同家族九人内 男五人 女四人

平民六百四十八人 同家族二千四百四十七人
内男九百三十一人 女千五百五十六人

女千五百三十一人
十四以下 三百三十七人
二十一以上 五百五十八人
六十以上 百七十五人
内「廢疾 男七人」女五人

右之通相違無之候

明治五壬申年五月

第千五百七十八
小宮徳次郎
同 寺村五郎

明治5年(1872)市川本店文書B4-112
五井村戸籍表

明治五壬申年五月

木更津縣管轄第三十三區戸籍表

上總國市原郡 五井村

木更津縣第三十三區戸籍總計

市原郡五井村

戸數 六百六十九軒

内 家持 六百五十二軒 借家 十七軒

社 四 寺 四

僧 四人 旧神官二人 同家族九人内、男五人 女四人

平民六百四十八人 同家族二千四百四十七人

内男九百三十一人 女千五百五十六人

人員總計 三千百十人 内「男千五百九十九人

十四以下 三百八十五人 十五以上 百八十三人

二十一以上 四百五十五人 四十以上 三百八十四人

六十以上 百七十五人 八十以上 八人

女千五百二十人

十四以下 三百三十七人 十五以上 六百八十八人

四十以上 五百五十八人 八十以上 十七人

内「廢疾 男七人」女五人

右の通り相違これなく候。

明治五壬申年五月

第三十三區戸長「小宮徳次郎
同 副」 寺村五郎

戸長
副長
立會人
揚挙人名
書上

市管下上総国
第三十三区

元木更津縣區長
戸長副戸長立會人
職制人負給料揚挙
法（佐出）區内村
戸長副戸長立會人
揚挙高札之人名左

書上候

第三十三區
市原郡八幡宿
長市川甚太郎
副戸長
山下賢次
村田市平
松原市郎

明治6年(1873) 市川本店文書A214-1
千葉県創設期の戸長、副戸長選挙当選人名書き上げ

戸長
副戸長
立會人

撰(選) 挙人名
書き上げ

御管下上総国
第三十三区

縦帳

元木更津県より区長、戸長、副戸長、立會人、職制、人員、給料、選挙、法仰せ出され候につき、区内村々、戸長、副戸長ならびに立會人、選挙高札の人名左に、書き上げ奉り候。

第三十三区「市原郡八幡宿

戸長 市川甚太郎

副戸長 山下賢治「同(以下、同を省略)村田市平」松原市郎

加藤久平「丸長治郎」米澤利吉郎「川上新平」市川一学長男市

川平吉「中篤徳太郎

立會人「六年十月一日死去永野善五郎」安藤常三郎「松田豊吉

六年十一月九日依願免職今井晴三」青木半平「中篤巳之吉」小

泉長七

右八幡宿戸長一名、副戸長九名、立會人七名願ひ奉り候。

宿役人より依願、兩人「立會人申し付け候こと、明治六年七月

二十二日松田勘十、杉田長藏、宿役人より依願、兩人へ「立會

人申し付け候こと、明治六年十一月九日雪本惣治、宮好中

(原本の一部を省略)

加藤 久平
 七 長沼 昂
 米澤 利吉郎
 川上 新平
 市川 平士
 中島 徳太郎

立會人

永野 善五郎
 安藤 常三郎
 松田 豊十郎
 今井 増二
 吉本 半平
 中島 巳之吉

山崎 長七

右小幡 富十 長一名 副長九名
 立會人七名 幸願り

立會人 松田 物十
 立會人 松田 長義
 立會人 松田 好中
 立會人 松田 好中
 立會人 松田 好中

惣社村

戸長 宮原 仲次
 副戸長 宮原 元作
 立会人 宮原 源六、宮原 治平
 右惣社村戸長一名、副戸長一名、立会人二名願い奉り候。

岩野見郷

戸長 相河 平四郎
 副戸長 高澤 八郎平、高澤 與平
 立会人 新橋 傳治郎、細野 松治郎
 右岩野見村戸長一名、副戸長二名、立会人二名願い奉り候。

高坂村

戸長 篠原 民三郎
 副戸長 篠原 (原) 重郎
 立会人 佐久間 與平、深山 福太郎

右高坂郷戸長一名、副戸長、立会人二名願い奉り候。

根田郷

戸長 中島 莊作 長男 中島 善藏
 副戸長 荻野 清四郎
 立会人 高橋 善松

右根田村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

加茂村

戸長 齊藤 金兵衛
 副戸長 齊藤 與平
 立会人 齊藤 八重藏

右加茂村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

藤井村

戸長 泉水 弥一郎
 副戸長 木本市次郎、泉水 喜平
 立会人 小川 傳十郎

右藤井村戸長一名、副戸長二名、立会人一名願い奉り候。

平田村

戸長 立野與惣治

副戸長 立野吉太郎、大野治郎作

立会人 立野傳十郎、立野八郎、三枝安太郎、大野駒吉

右平田村戸長一名、副戸長二名、立会人四名願い奉り候。

金杉浜新田

副戸長 今井貞藏

立会人 齊藤鉄五郎

右金杉浜新田副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

西野谷村

副戸長 河野半三

立会人 河野七郎

右西野谷村副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

山田橋村

戸長 若菜吉平

副戸長 伊藤喜平

立会人 建石重吉

右山田橋戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

柳原村

副戸長 須田藤作

立会人 須田七平、須田健三

右柳原村副戸長一名、立会人二名願い奉り候。

君塚村

戸長 齊藤重郎平

副戸長 高(齊)藤五平、池田市郎、池田久平

立会人 佐久間七郎次、池田四郎次、池田久七

右君塚村戸長一名、副戸長三名、立会人三名願い奉り候。

村上村

戸長 伊藤重郎平

副戸長 大塚四郎平、米津宗八郎、伊藤権平、伊藤臺平

立会人 伊藤勘平、伊藤清七、黒津(須)五郎作

右村上村戸長一名、副戸長四名、立会人三名願い奉り候。

五所村

戸長 今井源藏

副戸長 小出傳三郎長男小出傳藏、小倉小八、今井次郎松、岡本八五郎

立会人 中島弥五郎、浅野恭藏

右五所村戸長一名、副戸長四名、立会人二名願い奉り候。

糸久村

戸長 高石喜知郎

副戸長 高石三郎平

立会人 村越福太郎

右糸久村戸長一名、副戸長一名、立会人(二)名願い奉り候。

権現堂村

戸長 齊藤由次郎

副戸長 立野徳太郎

立会人 齊藤利平

右権現堂村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

安須村

戸長 深山仲七

副戸長 浅井三平、深山才二

立会人 深山市十郎、竹内久七

右安須村戸長(一名)、副戸長二名、立会人二名願い奉り候。

今富村

戸長 伊藤重左衛門

副戸長 小出廉平、千葉偵太郎、立野源平、相(桐)谷次郎

立会人 左衛門

右今富村戸長一名、副戸長四名、立会人二名願い奉り候。

海保村

立会人 白鳥七郎平、斎藤又五衛門

右海保村戸長一名、副戸長四名、立会人二名願い奉り候。

戸長 征矢健藏

副戸長 元吉源太郎、井口稲太郎、霜寄與八郎、吉井莊五郎、

里見吉郎

立会人 鍋矢繁藏、川名久藏、霜寄孫市、小林嘉作

右海保村戸長一名、副戸長五名、立会人四名願い奉り候。

新生村

戸長 佐久間元三郎

副戸長 高石太三郎、佐久間甚平

立会人 高石重三郎

右新生村戸長一名、副戸長二名、立会人一名願い奉り候。

分目村

戸長 岡田緩次郎

副戸長 服部勝次郎

立会人 大塚仁十郎

右分目村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

宮原村

戸長 元吉源七郎

副戸長 小倉長平、今関暢三

立会人 相馬六造、小野與惣次

右宮原村戸長一名、副戸長二名、立会人二名願い奉り候。

浅井小向村

戸長 吉田勘次

副戸長 山形偵次、吉田作太郎

立会人 渡邊勝藏

右浅井小向村戸長一名、副戸長二名、立会人一名願い奉り候。

西野村

戸長 伊藤勘藏

副戸長 元吉元三郎

立会人 齊藤完次郎

右西野村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

小折村

副戸長 早川治平

立会人 早川弥吉

右小折村副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

十五沢村

戸長 地引平十郎

副戸長 稻毛次郎市

立会人 地引勝次

右十五沢村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

神代村

戸長 齊藤市平

副戸長 立野鳴充

立会人 井上清七

右神代村戸長一名、副戸長一名、立会人一名願い奉り候。

村役人より依頼、立会人申し付け候こと、吉田源藏「明治六年八月二十五日

五井村

戸長 山崎又七

副戸長 高澤平次、新藤甚次郎、斎賀七次郎、相川小八、斎賀三郎次、安川茂徳、小宮常吉、鹿嶋次郎平、永嶋久三郎、牧野卯平次

立会人

永嶋久平、田中仁平次、新藤利平次、小倉山三郎、柴野金藏、濱田次郎平、小倉長七郎、宮寄小三郎、相川新一郎、白井勝吉

右五井(村)戸長一名、副戸長十名、立会人十名願い奉り候。

西廣村

戸長 石川忠三郎

副戸長 本澤市郎、永澤長次郎

立会人

廣河茂作

本澤伊三郎

右西廣村戸長一名
副戸長二名立會人
二名奉願候

合二宿二十九村

前書通り元木更津縣御庁へ
去る五月中書き上げべきところ、先
般区長へ御申し付けられ候
佐久間從平役儀御免相成り、
跡役齊藤重郎平同御免相成り、
私儀、六月四日区长御申し付けられ
候ところ病身につき、何分村々撰(選)挙
入札取り纏め方遅延相成り
ようやく取り揃え候あいだ書き上げ奉り候。以上

佐久間從平同御免相成り、
跡役齊藤重郎平同御免相成り、
私儀、六月四日区长御申し付けられ
候ところ病身につき、何分村々撰(選)挙
入札取り纏め方遅延相成り
ようやく取り揃え候あいだ書き上げ奉り候。以上

御管下上総国

第三十三区

区长

松田嘉一郎

千葉縣令柴原和殿

明治六年七月三日

右西廣村戸長一名
副戸長二名、立會人
二名願い奉り候。

合わせ一宿二十九村

前書の通り元木更津縣御庁へ
去る五月中書き上げべきところ、先
般区長へ御申し付けられ候
佐久間從平役儀御免相成り、
跡役齊藤重郎平同御免相成り、
私儀、六月四日区长御申し付けられ
候ところ病身につき、何分村々撰(選)挙
入札取り纏め方遅延相成り
ようやく取り揃え候あいだ書き上げ奉り候。以上

御管下上総国

第三十三区

区长

松田嘉一郎

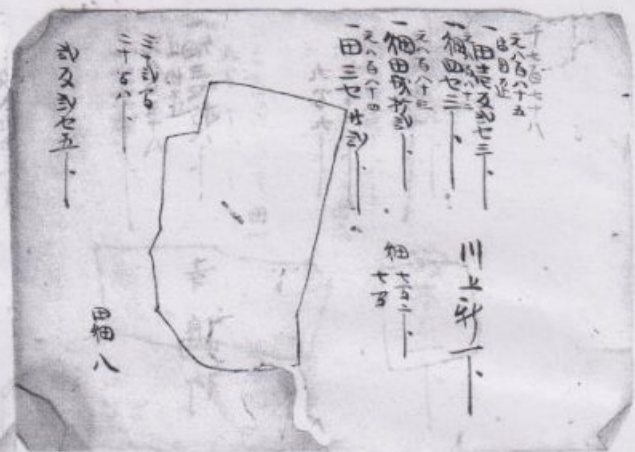
明治六年七月三日

千葉縣令柴原和殿

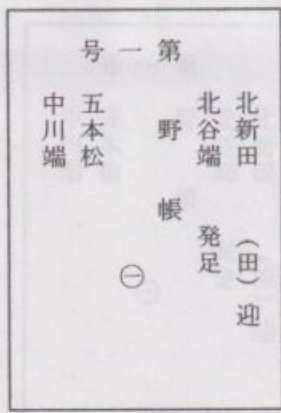
北新田
北谷端
野帳
五本松
中川端
發足
迂
尙



千七百七十七
元八百五十八
二反二畝五步
一、畑三畝十八步
寺嶋柳
田一
九百九十一
七百八十一
計七拾七



明治始め川市川本店文書ADK1-1
地租改正検地野帳第1号



横半帳

- (裏表紙 欠落)
(朱筆) 千七百七十八 元八百八十五
字田迎
一、田一反二畝三步 川上新一郎
元八百八十二
一、畑四畝三步
元八百八十三
一、畑田成十二步
畑七間二分 七間
元八百八十四
一、田三畝二十二步 (略図)
三十二間 二十間八分 田畑八
二反二畝五步
(朱筆) 千七百七十七 元八百五十八
字田迎
一、畑三畝十八步 田一 寺嶋柳
九間九分 七間八步
二畝十七步 (略図) (以下省略)

一村限り下調

第五大区二小区
上総市原郡

八幡宿

第五大区二小区
上総市原郡

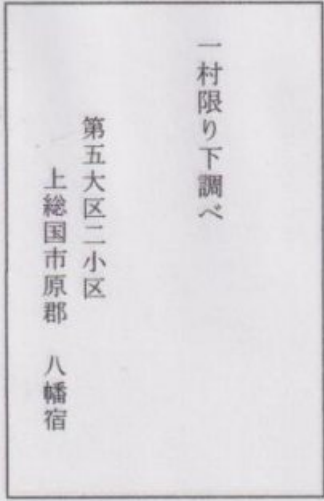
境界

東上総市原郡菊間村田地境
西同国同郡五所村田地境
南同国同郡市原村田地境
北下総国千葉郡村田村当宿境川

里数

東西およそ三十一町十五間

明治7年(1874)市川本店A5
一村限り下調べ



縦帳

第五大区二小区
上総市原郡 八幡宿

境界

東上総国市原郡菊間村田地境
西同国同郡五所村田地境
南同国同郡市原村田地境
北下総国千葉郡村田村当宿境川

里数
東西およそ三十一町十五間

(原文の一部を省略)

國

南北九十五町三十九間

九十五町三十九間

津縣 藤原里

府内街道通津野 津野 津野

津海通津野 津野

寒暖度 不詳

戸数合せて 四百七十戸

士族 二十九戸

平民本籍 四百三十八戸

平民寄留 三戸

口数合計 二千百七十七人

内 男子七十二人

士族男四十一人

平民男二十六人

同寄留人男五人

女千百五人

士族女四十三人

平民女五十八人

寄留人女四人

支庁 ござなく候

取締り所 ござなく候

区裁判所 ござなく候

郵便役所 ござなく候

郵便取扱い所 一か所

私立中学校 ござなく候

牧馬一疋 牡馬五疋

周囲

南北およそ三十五町三十九間

およそ三里一町二十一間六分

内飛び地四か所 この周囲(圏)

十四町と十間七分

外に海面見通しおよそ二十町余なり

県庁より里数

房総街道浜野駅通り陸二里十八町

灘海通りおよそ一里二十五町

寒暖度 不詳

戸数合せて 四百七十戸

士族 二十九戸

平民本籍 四百三十八戸

平民寄留 三戸

口数合計 二千百七十七人

内 男子七十二人

士族男四十一人

平民男二十六人

同寄留人男五人

女千百五人

士族女四十三人

平民女五十八人

寄留人女四人

支庁 ござなく候

取締り所 ござなく候

区裁判所 ござなく候

郵便役所 ござなく候

郵便取扱い所 一か所

私立中学校 ござなく候

(この部分原文省略)

仮小学校 一か所

宿内字観音町称念寺

郷社 一か所

宿内字片町

四柱神社 一か所

宿内字片町 旧若宮寺

寺院五か所

浄土宗称念寺 字観音町

同宗無量寺 字南新田町

真言宗満徳寺 字片町

日蓮宗円頓寺 字南町

同宗妙長寺 字南町

電信線 ござなく候

鎮台管所 ござなく候

土産 五品

植物

米千二百八十九石五斗四升六合

麦二百十石

大豆二十石四斗

動物

豚四十八疋

にわとり三百五十疋

人造物 ござなく候

無機物 ござなく候

牛 ござなく候

羊 ござなく候

馬数 六疋

牡馬一疋

牡馬五疋

海船帆走船總艘

日本形 百四十石積み 一艘
" 百二十石積み 三艘
" 百石積み 五艘
" 九十石積み 一艘
" 八十石積み 三艘
" 六十石積み 一艘
茶船四艘
肥取船五十四艘
" 八十八石積み
" 六十六石積み

河取 舟取

舟取 舟取
舟取 舟取

茶車 無馬車

馬車 無馬車
八日車 三十輛

新車 無馬車

馬車 無馬車
大八車 無馬車

車 舟取

砲銃 舟取

新宅地税

改め、米四百四十九石五斗八升四合
金十四円七十三銭四分七毛

海面税

金五十五銭五厘三毛

清酒税

金十二円五十六銭九厘

海船帆走船總艘

日本形 百四十石積み 一艘
" 百二十石積み 三艘
" 百石積み 五艘
" 九十石積み 一艘
" 八十石積み 三艘
" 六十石積み 一艘
茶船四艘
肥取り船五十四艘
" 八十八石積み 三艘
" 六十六石積み 一艘

茶船四艘

肥取り船五十四艘

遊び船 ござなく候

河船 ござなく候

馬車 ござなく候

人力車三十輛

荷車 ござなく候

馬車 ござなく候

大八車 ござなく候

車 ござなく候

砲銃 ござなく候

耕宅地税

改め、米四百四十九石五斗八升四合

金十四円七十三銭四分七毛

海面税 金五十五銭五厘三毛

清酒税 金十二円五十六銭九厘

(この部分原文省略)

濁酒税 金三十二円七十二銭二厘

清酒「焼酎」「味醂」「酢」税 ござなく候

醬油税 金二十三円五十三銭一厘

紋油税 金二円

牛馬売買税 金一円

人力車税 金十六円八十銭

馬税 金 ござなく候

船舶税 金二十七円七十銭五厘

啤税 金五十一銭

旧高 千四百八石七斗五升三合二勺

米 四百六十二石八斗二升九合

金 改十四円二十四銭五厘二毛

小物成り 金六十五銭四(厘)二毛

沿革

年号不詳

享保十三年 永井信濃守様御檢地私領入会

安永六年酉八月 寛播磨守様御檢地

安永八年亥九月 稲垣藤左衛門様御分納

" 岩本内膳正知行所

" 河野善十郎知行所

" 永井十左衛門知行所

" 佐野九右衛門知行所

安永八年九月 内方鉄五郎支配所

" 松本兵庫守知行所

" 水野石見守知行所

" (訂正、天正十九年十一月)

" 八幡神社墨印地領

明治元年七月 村上三十郎知行所

同年十月 知果事柴山文平支配所
水野出羽守領分

権持
茅新田権持地帳の記載
享保十三年寛播磨守検査の
名寄せ帳文政度焼失仕り候

新地
五利寺新田三反九畝二分
元社領上知
外に二町七反二畝二十四歩
前々より川欠け道溝溜井地代引

海綿
寺子所
本園院所
深さ三尺五寸

小橋
杉六所
十六か所

堤防
五か所
字若宮堤、石塚通り、七里堤、房総街道二か所

港灣
二か所
浜本川岸、同所より奥行き堀澤四百二十間、深さ三尺
南町川岸、同所より奥行き堀澤四百二十間、深さ三尺
年中出入り船およそ二十五艘

官林
七か所
官林
七か所

燈台
七か所
燈台
七か所

燈船
七か所
燈船
七か所

名所
七か所
名所
七か所

旧跡
七か所
旧跡
七か所

瀑布
七か所
瀑布
七か所

千葉縣令 柴原和殿

千葉縣令 柴原和殿
右のとおり相違これなく候。以上
右宿
明治七年七月八日
副戸長 加藤久平
戸長 市川甚太郎

検地

本新田検地帳ござなく候

享保十三年寛播磨守検査の名儀のみ

名寄せ帳文政度焼失仕り候

耕宅地

反別百四十一町三反一畝六分

外に二十一町三反九畝二歩五厘 元社領上知

外に二町七反二畝二十四歩 前々より川欠け道溝溜井地代引

渡し場 一か所、両国境川 川幅十間、深さ三尺五寸

小橋 十六か所

堤防 五か所 ござなく候

港灣 二か所
字若宮堤、石塚通り、七里堤、房総街道二か所

官林 七か所
官林 七か所

燈台 七か所
燈台 七か所

燈船 七か所
燈船 七か所

名所 七か所
名所 七か所

旧跡 七か所
旧跡 七か所

瀑布 七か所
瀑布 七か所

右のとおり相違これなく候。以上

右宿

明治七年七月八日

副戸長 加藤久平
戸長 市川甚太郎

千葉縣令 柴原和殿

記

一金八拾五圓拾五美

一金八圓十

一金四圓五

一金三圓五

一 淺拾

一金九拾五圓

一金七圓五

一金五圓五

一金六圓

一金四圓五

境川架橋長十四間
中九尺材木手間代
橋普(請)中大水の節
流損金なり

繩からげ橋杉丸太
背貫大工手間賃銀
足場丸太損料
ならびに駄賃分なり
足場繩百速(束)代なり

山中巳之藏繩からげ
橋惣手間その外とも
大水の節両村
出人足賃錢

橋杭請負の外
振込み手間賃
番小屋一軒
村田村立替え

明治7年(1874) 市川本店文書
境川(村田川)架橋工事費内訳

記

一、金八十一圓十五錢

一、金八圓なり

一、金四兩三分二朱

一、金二兩一分

一、錢十貫文

一、金九十五兩二朱

一、金七兩一分

一、金一兩三分

一、金六兩

一、金四兩一分

境川架橋長さ十四間

中九尺材木手間代

橋普(請)中大水の節

流損金なり

繩からげ橋杉丸太

背貫大工手間賃銀

足場丸太損料

ならびに駄賃分なり

足場繩百速(束)代なり

山中巳之藏繩からげ

橋惣手間その外とも

大水の節両村

出人足賃錢

橋杭請負の外

振込み手間賃

番小屋一軒

村田村立替え

一 金百拾五兩三分

一 金二兩也

又 金百拾八兩三分

一 金五拾四兩三分
一 金二拾四兩三分

一 金百拾五兩三分
一 金二兩也

又 金七拾五兩三分

一 金百十五兩三分ト 一貫二十文
一 金三兩なり 兩村口口入費
又 金百十八兩三分ト 一貫二十文

この訳

一、金五十四兩一分二朱 村田村出し分
一、金六十四兩一分二朱ト 一貫二十文 八幡宿出し分
一、金五兩二分二朱 羽口土方人足二十五人分
一、金一兩二分三朱 同板ならびに丸太代
又 金七十一兩二分三朱 一貫二十文

この出処

一、金二十兩 村田村より下げ金
一、金十兩なり 同村より柏屋へ渡す
一、金四兩一分 番小屋代
一、金三兩 同村立替え
一、金二分と 橋杭振込み賃
一、金一兩二分 同村より巳之藏へ渡す
四貫文 同村立替え
出入費 大水の節人足賃
同村より川邊甚三殿へ渡す

一 金三十九兩一分 四貫七百七十文
同 金十四兩二分二朱

二百三十文

外に金三兩なり 渡し舟賃割合分なり

又 金十七兩二分二朱と 二百三十文

受け取り

此

一 金五拾五兩
一 金拾五兩
一 金二兩也
一 金百拾五兩三分

一 金百拾五兩三分

一 金百拾五兩三分
一 金二兩也
一 金百拾五兩三分

記

金百拾八兩三分

悦川架橋
為代金

比金六拾四兩

八幡宿出し分

比金五拾四兩

村田村出し分

比金

比金三十九兩一分

村田村立替え分

比金三十四兩二分二朱ト二百三十文

外に金三兩 渡し舟賃割合分なり

また比金十七兩二分二朱ト 二百三十文

朱書きニ (両未満新貨) 六十四錢八厘

記 (朱書きニ取り替わせ証)

一、金百十八兩三分

境川架橋

一貫二十文

惣代金なり

朱書きニ改め (両未満新貨) 八十五錢七厘

内金六十四兩

一分二朱

一貫二十文

八幡宿出し分

朱書きニ改め (両未満新貨) 四十五錢七厘

内金五十四兩

一分二朱

村田村出し分

朱書きニ改め (両未満新貨) 八十七錢五厘

この処

金三十九兩一分

村田村立替え分

四貫七百七文

朱書きニ改め (両未満新貨) 七十五錢七毛

同ノ金十四兩二分二朱ト二百三十文

朱書きニ改め (両未満新貨) 六十四錢八厘

朱書きニ賦分

外に金三兩 渡し舟賃割合分なり

またノ金十七兩二分二朱ト

二百三十文

朱書きニ (両未満新貨) 六十四錢八厘

右の通り正に受け取り申し候なり

戊辰 七月 日記 境川架橋錢

記

一、金十貫と六百 右同断
 五十文

一、金十四貫と 五十文
 村方分受け取り

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

一、金三兩と五毛 杉田清六番
 杉田清六番

明治7年(1874) 市川本店文書C17
 境川架橋錢日記

明治七年
 境川架橋錢日記
 戊辰七月 日

横帳

(裏表紙)
 八幡詰め会所

記

七月二十五日 境川橋錢
 取り立て二つ割り

一、金十四貫と 五十文
 村方分受け取り

二十六日 右同断
 一、金十貫と六百 五十文

(以下書式変更、一、金、右同断などを省略)
 二十七日、三十六錢七厘五毛、ただし辰五郎番
 二十八日、四十五錢五厘、ただし山中文藏番
 二十九日、三十一錢二厘五毛、杉田清六番

摺(總)計 金三兩六十錢五厘
 七月二十九日 出入り帳へ書す

(原文を省略)

十三日、三十一銭二厘五毛、中島辰五郎番
十四日、五十銭、杉田清六番、ただし見張り杉田長藏、中嶋巳之吉

十五日、四十六銭二厘五毛、文藏番、ただし見張り杉田長藏
十六日、三十二銭五厘、松本新藏番、ただし見張り中嶋番

十七日、四十五銭一厘五毛、中島辰五郎番、見張り聞き取り番、同日夜分蠟燭(ろうそく)四丁代、三百二十引く、残り一銭八厘五毛受け取り

十八日、三十一銭二厘五毛、杉田長藏、ただし見張り宮吉中
十九日、四十八銭、山中文藏番

二十日、三十四銭四厘、杉本新藏番
二十一日、二十九銭一厘、中島辰五郎番

総計金三円四十九銭七厘五毛、出入り帳へ書す

二十二日、四十九銭、杉田清六、山中文藏番

二十三日、二十八銭五厘、松本新藏番
二十四日、三十銭四厘、中島辰五郎番

二十五日、五銭四厘五毛、杉田清六代、松本新藏番
二十六日、四十三銭五厘、山中文藏番

二十七日、二十五銭三厘、松本新藏番
二十八日、三十五銭、中島辰五郎番

二十九日、九十五銭、山中文藏番、中島辰五郎番
三十日、四十三銭、松本新藏番

三十一日、三十五銭四厘、中島辰五郎番
九月一日、二十七銭二厘、杉田清六番

(中略)

八月二十二日より九月七日まで
総計金六円三十銭一厘、出入り帳へ書す

(中略)

八月より十二日まで
総計金一円五十七銭七厘、出入り帳へ書す
金十九円七十七銭六厘

八月十四日、内金一円五十銭
右は境川橋番四人へ日給内金相渡す

八月二十六日、内金二円、右同断四人へ相渡す
二口合わせ金三円五十銭

又金三兩二朱相渡す
三口金六兩二分二朱
右の金正に受け取り、もつとも請け取り書
は別帳に相記し、この表相渡し
申し候なり。

亥
二月七日
松本新藏(印)
中島辰五郎(印)

小學校設立伺書

第五大区二小区
上総国市原郡
八幡宿

第五大区二小区
上総国市原郡八幡宿

第七番中学区内	第百九拾三番 聯區第百九拾三番 百五拾地付
第百九拾四番 八幡小学校	園頓寺 坪数七十四坪 敷地八十四坪
第百九拾五番	戸数四百六十九戸 敷地二千八百四坪
生徒自六歳至十二歳者	百四十五人内 男九十二人 女五十三人
句読教員	白川日葵
習字教員	百瀬伴次郎
美術教員	永野箕平
右校費用譯	
一金五圓	句読教員一人
一金四圓	習字教員一人
一金三圓	美術教員一人

明治6年(1873) 市川本店文書A208-4
千葉県令あて八幡小學校設立伺書

小學校設立伺書

第五大区二小区

上総国市原郡

八幡宿

堅帳

第五大区二小区

上総国市原郡八幡宿

第二十二番中学区内

一、第百九十三番、第百九十四番、第百九十五番
連区第百九十三番 八幡小学校

百一番地所 園頓寺

坪数七十四坪、疊数八十四疊

戸数四百六十九戸

人員二千八十四人

生徒六歳より十二歳に至る者

百四十五人内、男九十二人、女五十三人

句読教員 白川日葵

習字教員 百瀬伴次郎

算術教員 永野算平

右校費用訳

一、金五円
句読教員一人、一か月給料

一金三圓	書籍購置(備置)
一金二圓	薪炭茶油筆紙墨
一金半圓	新營學校積金
一金一圓半	役夫給料(毎月)
總計金貳拾五圓	
右者御達	差向小學校設立方法
書面之通目途相立	此段奉伺候尤進
學校建築之儀	御規則亦照準
区内協心	奮勵商議之上可奉申
上候也	
第五大区二小区	
上總国市原郡八幡宿	
明治六年第百	
副長	丸長治郎
副長	川上新平
副長	加藤久平
副長	

千葉縣令柴原和殿	
副長	市川甚太郎
副長	山下堅治
副長	市川平吉
副長	中島徳八郎
副長	米澤利吉郎
副長	村田市平

- 一、金四円
 - 一、金三円
 - 一、金三円
 - 一、金二円
 - 一、金半円
 - 一、金一円半
- 總計金二十五円
- 習字教員一人、一か月給料
 算術教員一人、一か月給料
 書籍、器械買入れ備金、一か月分
 薪炭茶油筆紙墨、一か月分
 新營學校積み金、一か月分
 役夫給料、一か月分

右は御達しに付、差し向け小学校設立方法書面のとおり目途相立ち、この段伺い奉り候、もつとも追つて学校建築の儀は御規則に照準し、区内協心互いに奮勵商議の上申し上げ奉るべく候なり。

第五大区二小区

上總国市原郡八幡宿

明治六年十一月

- 副戸長 丸長治郎
- 副戸長 川上新平
- 副戸長 加藤久平
- 副戸長 村田市平
- 副戸長 米澤利吉郎
- 副戸長 中島徳太郎
- 副戸長 市川平吉
- 副戸長 山下堅治
- 戸長 市川甚太郎 (印)

千葉縣令柴原和殿

七年第一月二十一日

達章、幡宿行

大至急緊要

中学区取締

其宿小學校之儀、設立方法伺い書、教員
 名前記載し、区長の調印乞う、しかる後
 我輩奥書一揮（いつき）し、押印を御申し出で
 これ無く余り等閑（なござり）いかがの儀候、兼ねて旧年
 中、また本月二十四日のころ、村田市兵衛殿まで
 陳述候儀、御承領もこれあるべく、拙者どもも
 畢竟（ひつきょう）千葉県庁の命をこうむり候を展（の）べ
 説論に及び候次第、教員試験の定日は
 毎月三日の日をもつて、本月二十三日教師
 県庁へ出頭、正副戸長の内、差副（添）さしぞえ）等
 成されべく候、これよりは姑息（こそく）に涉り候儀、決して
 相成らず候、右学校設立仰せ出でられ候度よりほとんど
 一年余を超越し、実に相済まざる候儀につき
 御注意もちろんのことならずや、速やかに設立書を
 相認め区長調印候よう、本月中拙宅へ
 御持参成さるべく候、第一区延引成し候、進達に
 及び候あいだ、この段申し伸べ置き候なり。
 七年戌一月二十一日
 中学区取締 鶴矢信一郎（印）

此章、幡宿、新着のせつ、相返すべく候こと
 脚夫せん（銭）一里三百五十文の割り、相納むべきこと

明治7年（1874）市川本店文書A2200-29
 八幡小学校設立について督促達章

（封書表面あて先）第二十二番中学区内
 達章 八幡宿行
 大至急緊要

（裏面差出人）中学区取締「七年第一月二十一日
 （本文）」

その宿小學校の儀、設立方法伺い書、教員
 名前記載し、区長の調印乞う、しかる後
 我輩奥書一揮（いつき）し、押印を御申し出で
 これ無く余り等閑（なござり）いかがの儀候、兼ねて旧年
 中、また本月二十四日のころ、村田市兵衛殿まで
 陳述候儀、御承領もこれあるべく、拙者どもも
 畢竟（ひつきょう）千葉県庁の命をこうむり候を展（の）べ
 説論に及び候次第、教員試験の定日は
 毎月三日の日をもつて、本月二十三日教師
 県庁へ出頭、正副戸長の内、差副（添）さしぞえ）等
 成されべく候、これよりは姑息（こそく）に涉り候儀、決して
 相成らず候、右学校設立仰せ出でられ候度よりほとんど
 一年余を超越し、実に相済まざる候儀につき
 御注意もちろんのことならずや、速やかに設立書を
 相認め区長調印候よう、本月中拙宅へ
 御持参成さるべく候、第一区延引成し候、進達に
 及び候あいだ、この段申し伸べ置き候なり。
 七年戌一月二十一日
 中学区取締 鶴矢信一郎（印）

この章村役員参着のせつ、相返すべく候こと
 脚夫せん（銭）一里三百五十文の割り、相納むべきこと

一、五大力船壹艘
 但し口壹丈五寸位
 金百六拾五円也
 但し手間三百人
 右の通り
 一人に付五十五銭
 三十二年二月五日
 北島峯吉様
 船大工関七三郎

記

明治31年(1898) 八幡・市川文書AAD1-2-2
 五大力船船大工工賃見積

記

- 一、五大力船一艘 ただし口一丈五寸くらい
- 一、金百六十五円なり ただし手間三百人

一人に付五十五銭

右の通り

三十一年二月五日

船大工関七三郎

北島峯吉様

熊吉 喜八 源三 藤作 文吉 久松 土方

十一月廿七日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十一月廿八日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十一月廿九日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十二月一日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十二月二日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十二月三日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松
 十二月四日
 熊吉 喜八
 文吉 久松
 源三 藤作
 喜八 源三
 文吉 久松

明治31年(1898)カII八幡・市川文書AAD111
 五大力船、船板人足控え

十一月廿七日
 船板人足控え長(帳)

横帳

十一月二十七日
 四人 熊吉、喜八、文吉、久松
 (以下書式を變更、原本の一部を省略)
 二十八日 七人 熊吉、喜八、半人源三、藤作、文吉、久松、
 土方
 二十九日 七人 熊吉、喜八、源三、藤作、文吉、久松、土方
 三十日 六人 喜八、源三、藤作、文吉、久松、土方
 十二月一日 喜八、源三、半人材木ほ(干)し藤作
 二日 六人 熊吉、文吉、久松、土方、惣吉、卯之吉
 三日 八人 熊吉、喜八、藤作、文吉、久松、土方、惣吉、
 卯之吉
 (四日、十九日を省略)

二万三千元

月五元半 向人

月五元半 向人
三ヶ月
はやくはやく

月七元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

月五元半

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

一、廿四元半 向人

百三十二人 内五人半、四分引く
内五十五人 向人夫 三十銭、この賃十六円五十銭
内七十一人半、雑用持ち二十銭、この賃十四円三十銭

一、二十銭 久松増し分

一、三十六銭 手掛、八口代

一、二十銭 人夫へ□□代

一、七円内 道具代

一、三十八円五十銭、内渡し二十五円 内三円七十銭 七五郎渡
し分引く 以上九円八十六銭相渡す 十二月二十八日

扶持人 一人前十四銭五厘

一、二十三人半 熊吉 三円八十一銭

一、" 一円十銭三厘五毛 酒代

一、四円九十一銭三厘 外に五銭

一、二十四人半 喜八 三円五十五銭五厘

一、" 九十三銭八厘 酒代

一、四円四十九銭三厘 外に五銭

一、四人 源三 五十八銭

一、十九人 藤作 二円七十五銭五厘

一、" 八十六銭三厘 酒代 一、三円六十一銭八厘

一、十二人半 仁 一円八十一銭五厘

一、" 二十一銭四厘酒代 一、二円二銭九厘

一、五人半 四 八十銭二厘五毛

惣十五円五十三銭五厘

記残口

一、金三円七十銭 七五郎渡す

一、金一円なり 道具引く

十二月二十日 払い
一、金一円なり 人足 相渡す

記

一、沙呂之布 八丁
 一、九三三系 四丁
 一、八三三系 二丁
 一、九三三系 五丁
 一、一三三系 四丁
 一、一三三系 三丁
 一、一三三系 二丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁

一、沙呂之布 八丁
 一、九三三系 四丁
 一、八三三系 二丁
 一、九三三系 五丁
 一、一三三系 四丁
 一、一三三系 三丁
 一、一三三系 二丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁

一、沙呂之布 八丁
 一、九三三系 四丁
 一、八三三系 二丁
 一、九三三系 五丁
 一、一三三系 四丁
 一、一三三系 三丁
 一、一三三系 二丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁
 一、一三三系 一丁

明治31年(1898) 八幡・市川文書AAD1-2-3
 五大力船材木手記書

記

- 一、二間三五分 八本
- 一、九尺三五分 四本
- 一、八尺柱 十二本
- 一、九尺柏、土代 五丁
- 一、" " 三角 四本
- 一、二間四寸角 一本
- 一、二間土代 三五一丁
- 一、九尺土代 三四一丁
- 一、七尺柏、土代 二丁
- 一、" 柏三八 二枚、" 四十本十駄
- (以下書式を變更)
- 一、二間奥 六、五束 一、二間丸太 一本
- 一、間九分板 七、六束 一、間九分板 五枚一本、二寸角三本
- 一、四分板 四枚、カマチ二枚、二束
- 一、間七貫板 七、一束、五、二束、六、七束、六、二束、四、二束、
- 一、" 七束、五駄
- 一、三尺板 八、一束 一、" 十四、一束
- 一、三尺 桶二、十四、一束、十三、一束
- 一、一丈三五分 二本 一、七尺五寸 二本
- 一、間七板 二枚、二駄 一、一丈四寸角 二本
- 一、一丈三寸 二本 一、二間三五分 一本
- 一、二間三五分 一本 一、二間四寸角 一本
- 一、八尺 一本 一、二間奥 六、二束、二駄
- 一、五間七貫板 七枚 一駄

七尺 長さ七間六尺
 代金七十五円
 六尺五寸 長さ八間
 代金六十円
 六尺三寸 長さ五間一尺四寸
 代金五十円
 六尺 長さ五間四尺
 代金五十円
 五尺 長さ四間九寸
 代金四十円
 四尺 長さ三間九寸
 代金三十円
 三尺 長さ二間九寸
 代金二十円
 二尺 長さ一間九寸
 代金十円

明治31年(1898)カII八幡・市川文書AAD1-2-1
 五大力船材木、挽き料とも代金

一、七尺 長さ七間二尺
 末口一尺
 二寸五分板五枚
 代金七十五円
 朱筆II七間五、六尺
 一、六尺五寸 長さ八間、
 末口八寸二分
 二寸五分 中板三枚
 七二枚
 代金六十円 元腐れ少々これあり
 一、六尺三寸 長さ五間一尺四寸
 末口一尺一寸
 四寸 中板二枚
 七二枚
 代金五十五円
 一、六尺 長さ五間四尺
 末口九寸
 四寸 中板一枚
 七二枚
 代金五十円

五尺五寸 長さ七間七寸
末口 七寸

甲板四寸 長さ七寸
中板二寸 長さ七寸

代金四拾五円

五尺五寸 長さ七間七寸
末口 七寸

甲板四寸 長さ七寸
中板二寸 長さ七寸

代金四拾五円

五尺 長さ七間七寸
末口 七寸

甲板四寸 長さ七寸
中板二寸 長さ七寸

代金四拾五円

五尺五寸 長さ七間七寸
末口 七寸

甲板四寸 長さ七寸
中板二寸 長さ七寸

胴割

代金六拾五円

右(中)

概をね
やねのりや

代金六拾五円
概をね
やねのりや

一、五尺五寸 長さ七間一尺六寸
末口 七寸

中板四寸 一枚 二寸五分 二枚 代金四十五円

朱筆 七間五、六尺

一、五尺二寸 長さ七間一尺 末口一尺五分

二寸五分 中板二枚 七、二枚 代金四十円なり

一、五尺 長さ七間一尺五寸 末口七寸

二寸五分 中板二枚 七、二枚 代金四十円

船板分五本

代 二百六十五円

朱筆 残り

一、四尺五寸 長さ六間一尺八寸 末口六寸

胴割り 代金二十円

右の通り

一、概(けやき) 一本

代十五円なり

一、二円六十銭

能満の木挽き根返し及び挽き賃共

ただしこの分はセプター一枚にて差し引く

船持仲間申台規約緒言

各船主は他、梶取、航夫、船番共年限
中猥り、自分方へ雇入シテ勸誘し或ハ
旧主人ノ承諾有キニ確カス直キニ雇入便
役ニ持ノテ朝ニ甲船、被雇夕ニ乙船
ニ住込ルル弊風ヲ生シテ船主航夫ト

ノ間面白カラヌ關係ヲ起シ延テ航海ニ支
障ヲ生ズル持ノテ是レニ温情アリ
涼却スル保シ難シ依ラ今回協議ト上九
之条ニテ規約シ堅ク相守ルルヲ誓約致
ス

明治後期から大正はじめに所有者不詳コピー文書
船持ち仲間申し合せ証文

船持ち仲間申し合わせ規約緒言

一、各船主は他の梶取り、航夫、船番とも、年限
中猥（みだ）りに自分方へ雇い入れんことを勧誘し、あるいは
旧主人の承諾の有無も確かめず直ちに雇い入れ、使
役するようすることありては朝に甲船に雇われ、夕べに乙船
に住み込む如き弊風を生じ、ついに船主と航夫と
の間に面白からぬ關係を起し、延（すべ）て航海に支
障を生ずるようすることありてはいたずらに温情を
涼（冷）却するも保しがたし、よりに今回協議のうえ、左
の条々を規約し、堅く相守ることを誓約致し候こと。

一、他の船主より雇取航夫船番等へ對し
 其の如何なる事情ありしを自白し
 雇入の如き事ナキヲ要ス

一、各船主は他の雇取航夫船番等へ對し
 必ず旧主人と咄し合承諾ヲ經ルヲ要ス

此の同盟船主は必ず雇入の如し

前數項に違背したる者は米穀薪炭組
 合頭取審査役、申合船仲間、除名
 せん事

右の条々承諾の上捺印ス

神子丸 作次郎
 八幡丸 清次郎
 太神丸 豊吉
 太神丸 善五郎
 太神丸 市蔵
 明治丸 与三郎

一、他の船主の雇い入れたる雇取、航夫、船番などへ對し
 てはいかなる事情あるも勧誘して自己が
 雇い入るる如きことなきを要す。

一、各船主は他の雇取、航夫、船番とも、雇い入れの際
 は必ず旧主人と咄し合承諾を経るを要す
 るときは、同盟船主は必ず雇い入れざること。
 前數項に違背したる者は米穀、薪炭組
 合頭取、審査役に申し出、船仲間を除名
 すること。

右の条々承諾のうえ捺印す。

(継ぎ目印6)

神力丸 作次郎 (印 || 石井)
 八幡丸 清次郎 (印)
 一号太神丸 豊吉 (印 || 永野)
 二号太神丸 善五郎 (印 || 永野善)
 三号太神丸 市蔵 (印)
 明治丸 与三郎 (印 || 上山商店)

清正丸 兼七
 大杉丸 兼吉
 神力丸 辰次郎
 稻荷丸 藤吉
 大宮丸 常吉
 浦吉丸 甚蔵
 太神丸 万吉
 三社丸 勘蔵
 大黒丸 関太郎
 文久丸 藤吉
 海寿丸 吉五郎
 水神丸 兼吉
 高砂丸 秋太郎
 永宝丸 太吉
 住吉丸 金平
 潤徳丸 長蔵
 浦吉丸 伊八
 清正丸 兼七

(継ぎ目印 1 2)

(継ぎ目印 8)

(1枚欠落 最後の2艘(内1艘の印 北嶋) および締結年月
 日がない)

清正丸 利七 (印 渡辺)
 大杉丸 兼吉 (印)
 神力丸 辰次郎 (印)
 稻荷丸 藤吉 (印 石橋カ)
 大宮丸 常吉 (印 大常)
 浦吉丸 甚蔵 (印)
 太神丸 万吉 (印)
 三社丸 勘蔵 (印 白鳥カ)
 大黒丸 関太郎 (印 石橋)
 文久丸 藤吉 (印 白鳥)
 海寿丸 吉五郎 (印)
 水神丸 兼吉 (印)
 高砂丸 秋太郎 (印)
 永宝丸 太吉 (印)
 住吉丸 金平 (印)
 潤徳丸 長蔵 (印)
 浦吉丸 伊八 (印)
 清正丸 喜三郎 (印)

明治五年壬申年正月吉日

諸用留

市川甚太郎
所持

縣廳より長廣瀬徳次殿方まで

一、文化八年八月十日出生

市川大造

一、天保七年八月十日出生

市川甚太郎

一、天保七年八月十日出生

市川甚太郎

一、天保七年八月十日出生

市川甚太郎

一、天保七年八月十日出生

市川甚太郎

一、元治元年九月十日出生

孫よし

一、慶応元年十一月二十九日出生

孫石蔵

右の通り明治五年壬申年正月二十六日、副戸長広瀬徳次殿方へ書き出し申し候。

明治5年(1872) 市川本店文書A15-1
市川甚太郎、諸用留め

明治五年壬申年正月吉日
諸用留め
市川甚太郎
所持

堅帳

県庁より御達しにつき副戸長広瀬徳次殿方まで
出生年月書き出し候分、左に

一、文化八年十月十五日出生

市川大造

当申六十二才

一、天保七年九月十一日出生

倅甚太郎

当申三十七才

一、天保十四癸卯年九月二十三日出生

嫁たき

当申三十才

一、嘉永六癸丑年四月二十七日出生

娘いし

当申二十才

一、万延元庚申年六月二日出生

孫栄太郎 当申十三才

一、元治元年九月十日出生

孫よし 当申九才

一、慶応元年十一月二十九日出生

孫石蔵 当申八才

右の通り明治五年壬申年正月二十六日、副戸長広瀬徳次殿方へ書き出し申し候。

明治五壬申年三月十五日より市川甚太郎出勤
 山下堅治殿、杉本太七郎殿、宮吉中殿、大井
 嘉七郎殿、四人同勤
 一、組合の控え、左に記す

判頭
 市川 甚太郎
 宮好 中
 宮好 歌次
 大井 嘉七郎
 今井 晴三
 丸鉄 五郎
 〆六人

宿靈岸嶋湊町
 上総屋久兵衛

濁酒造
 當平年御冥加上納帳

上総国市原郡八幡宿
 組頭

上総国市原郡八幡宿組合
 濁酒造
 上総国市原郡八幡宿
 百姓 彦太郎
 同 新左衛門
 同宿 組頭 甚松

一、明治五壬申年三月十五日より市川甚太郎出勤
 山下堅治殿、杉本太七郎殿、宮吉中殿、大井
 嘉七郎殿、四人同勤
 一、組合の控え、左に記す

判頭
 市川 大造
 宮好 中
 宮好 歌次
 大井 嘉七郎
 今井 晴三
 丸鉄 五郎
 〆六人

宿靈岸嶋湊町
 上総屋久兵衛

濁酒造り
 醬油造り 当平年御冥加上納帳

上総国市原郡八幡宿
 組合

上総国市原郡八幡宿組合
 濁酒造
 濁造高二十石 この御冥加
 一、金一両 上総国市原郡八幡宿
 百姓 彦太郎
 同 新左衛門
 同宿 組頭 甚松

(以下原文を省略)

造高十石

一、金二分

同宿 百姓 藤吉

造高二十石

一、金一兩

同 同 久平

造高十石

一、金二分

同 同 新五郎

造高五石

一、金一分

同 同 与惣五郎

造高五石

一、金一分

同 同 磯五郎

造高同断

一、金一分

同 同 利兵衛

一、金一兩

同 同 栄蔵

小以 〆金札六兩三分永四十文
ただし百石につき金五兩宛

濁酒造り追い願ひ

造高十石、この御冥加

一、金二分 同郡同宿 組頭 太右衛門改め太一郎

同 同

一、金二分

同 同 百姓 辰之助

同 同

上総国市原郡八幡宿組合

一、金二分

同 同 山木村 組頭 久右衛門

同 同

一、金二分

同 同 百姓 平八

追い願ひ分、合わせ〆金札二兩

醬油造り

右造高三百石、この御冥加

一、金九兩

上総国市原郡八幡宿組合

同 同

徳右衛門後家こう改め 名主 徳治郎

同三百石五斗

同 同

同宿 百姓 新左衛門

一、金九兩永十五文

同二百五十石

一、金七兩二分

同五百七十五石

同 同

同宿 組頭 甚松 太一郎

一、金十七兩一分

同宿 組頭 甚松 太一郎

小以 〆金札四十二兩三分永十五文

合わせ金五十一兩二分永五十五文

右相納め候ものなり。

庚午十二月十七日 通商司

右取り調べ候ところ相違ござなく候。

明治三年十二月

右納合大惣代これなし

徳右衛門改め 名主 徳治郎

造人惣代 組頭 甚松

通商司 御役所

明治三午年

濁酒造り

醬油造り

造り込み高書き上げ帳

八幡宿

去る午年濁酒造り込み高

上総国市原郡八幡宿

一、濁酒高二十石 彦太郎改名 中嶋徳太郎

右の者儀、去る午年休造仕り候

一、濁酒高二十石 新左衛門改名 川上新一郎

この者儀、去る午年休造仕り候

一、造高二十石八斗 同宿 市川甚松

一升につき代錢七百四十八文、錢兩に十一貫五百文、相場

銀として三匁九分 売り上げ代銀八貫百十二匁

金として百三十五兩と永二百文 金百兩につき三兩割り

御税 金四兩と永五十六文

一、造高十石 同宿 玉田藤吉

一升につき代錢七百四十八文、錢兩に十一貫五百文の相場

銀として三匁九分 売り上げ代銀三貫九百匁

金として六十五兩なり、金百兩につき三兩割り

御税 金一兩三分二朱と永七十五文

御免許高二十石の内

一、造高十石 右宿 加藤久平

右同様 下紙

この者儀家同居人に相成り候につき同宿永島茂吉儀、別懇につき譲り渡したき儀につき、なにとぞ当年造高御鑑札、右永島茂吉名前に書き替え相成り候ようひとえに願ひ上げ奉り候。

御免許高仮鑑札につき追って本鑑札引き替え仰せ渡され候なり。

一、造高十石 右宿 荒川新五郎

右同様 下紙佐倉清治郎方へ右同断

一、造高十石 右宿 太右衛門改名、鈴木太一郎

右同様

一、造高十石 右宿 辰之助改名、伊藤辰三郎

右同様

一、造高五石 右宿 白鳥与惣五郎

一升につき代錢七百四十八文、錢十一貫五百文相場

銀として三匁九分、売り上げ代銀一貫九百五十匁

金として三十二兩二分、金百兩につき三兩割り

御税 金三分二朱と永百文

御免許高仮鑑札につき本鑑札引き換え仰せ渡され候

一、造高五石 右宿 白鳥磯五郎

右同様 下紙、無人に付、菊間村根本金平方へ書き替え願ひ

右同断

一、造高五石 右宿 利兵衛改名、田山直藏

右同様

一、造高二十石 上総国市原郡菊間村 種村栄蔵

一升につき代錢七百四十八文、錢兩に十一貫五百文相場

銀として三匁九分、売り上げ代銀七貫八百匁

金として百三十兩なり、金百兩につき三兩割り

御税 金三兩三分二朱と永二十五文

去る午年醬油造り込み高

御免許高三百石の内 上総国市原郡八幡宿

一、造高二百八石 広瀬徳治

この生醬油百四十五石六斗

この払い代金千七百十二兩、永九百四十一文一分七厘

ただし一兩につき八升五合がえ

御免許高三百石五斗

右宿 新左衛門改名、川上新一郎

右の者儀去る午年休造仕り候

御免許高二百五十石の内

一、造高百四十石 右宿 太右衛門改名、鈴木太一郎

この生醤油九十八石

この払い代金千五百五十二両、永九百四十一文二分

御免許高五百七十五石の内

一、造高四百九十石 右宿 市川甚松

この生醤油三百四十三石

この払い代金四千三十五両、永二百九十四文一分

ただし一両につき八升五合がえ

右の通り書き上げ奉り候ところ相違ござなく候。以上

御管轄所

上総国市原郡八幡宿

百姓代 中村熊五郎、組頭 川上平八

名主 松原一郎

明治四辛未九月二日

菊間県 御庁

当未年濁酒造り込み高 上総国市原郡八幡宿

一、濁酒造り込み高二十石 彦太郎改名、中嶋徳太郎

一、造高二十石 右宿 川上新一郎

一、造高三十石 右宿 市川甚松

一、造高二十石 同 玉田藤吉

一、造高十石 同 荒川新五郎

一、造高三十石 同 加藤久平

一、造高五石 同 白鳥与惣五郎

一、造高二十五石 同 田山直蔵

一、造高十石 同 鈴木太一郎

一、造高二十石 同 伊藤辰三郎

一、造高二十石 上総国市原郡菊間村 種村栄蔵

一、造高五石 右村 白鳥磯五郎

当未年醤油造り込み高 上総国市原郡八幡宿

御免許高三百石の内

一、造高二百七十八石 広瀬徳治

御免許高三百石五斗の内

一、造高百石 新左衛門改め、川上新一郎

御免許高二百五十石の内

一、造高百四十五石 鈴木太一郎

御免許高五百七十五石の内

一、造高二百二十石 右宿 市川甚松

前書のとおり当未年濁酒、醤油造り込み

高仕りたく存じ候あいだ左様書き上げ奉り候、なにとぞ

御惠恕をもって御聞き済み、ひとえに願ひ上げ奉り候。以上

明治四辛未九月二日

御管轄所上総国市原郡八幡宿

百姓代 中村熊五郎、組頭 川上平八、名主 松原一郎

菊間県 御庁

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書

市原市菊間
若宮「八幡神社」旧蔵文書②

第7集に続く旧神官家文書の第2回。前集では八幡神社の神官・根本家系図と代々位階勅許、宣旨、位記、徳川將軍家朱印状、別当寺関係資料などを紹介した。旧神官家系図は、延享5年神官治胤（のちに胤満と改名）が記した後出「本殿、玉垣、瑞門造営、拝殿修理棟札」に天正19年、千葉平氏7代孫上総国根本村領平常重の2男常継が徳川家康から神領20石を拝領、以来、重元、重吉、重胤、重勝、重員、予（自分）とも7代、との記述を基に、現存旧蔵文書で補完した。その後発行された『市原市史資料集近世編3上』に新史料である「菊間村社家・根本家系譜（抄）」が掲載され、前集で別人とした明治期の大角と大隅が同一人であることが確認されたので、その他知見を加えて修正した。治胤の棟札と系譜には多くの差異があり、ご興味の方には前集とあわせて参照されたい。

市原市史根本家系譜（抄）の要旨

本誌前集系図
とその修正

源長 Ⅱ 天生院殿神主組
胤元（豊後） 天正19年家康より判物、朱印賜る、神主中興の祖
重吉 Ⅱ 元和3年秀忠より判物、朱印賜る
重胤 Ⅱ 重吉嫡子なるも早世
安胤（忠左衛門） Ⅱ 壮年武門に仕えて城州淀城内にて逝去
重勝（豊後） Ⅱ 寛永13年家光より判物、朱印賜る
治胤（右近） Ⅱ 貞享2年綱吉より判物、朱印賜る、寛延元年従五

①常継、②重元

③重吉

④重胤

⑤重勝、⑥重員

位上 ⑦と同一人

胤満（大炊頭、日章斎） Ⅱ 服部安成次子、養子、元禄4年下総生実生る、明和元年卒す、享保3年吉宗より判物、朱印賜る、修学のため京に登る、わが社の改革を計り、神仏混淆の神社なりしがことごとく仏器を採り除き大いに改革せり、享保6年従五位下、寛延元年従五位上に任じらる
⑦、⑨胤満
（墓碑は本姓神服氏とする）

住胤（相武） Ⅱ 上北面の土・秦相基の子、養子となる、延享4年家重より朱印賜る、父に先立つ
⑧住胤

佳胤（常陸介） Ⅱ 宝暦12年家治より朱印賜る、宝暦9年従五位下に叙せられ、寛政7年54才で卒す
⑩佳胤

邦胤（河内助） Ⅱ 天明8年家斉より朱印賜る
⑪邦胤

為胤（大弐） Ⅱ 天保10年家慶より朱印賜る、壮年水戸弘道館及び江戸の加藤千蔭、橋守部に従い、常に文墨を弄し、詩文、俳諧を良くす、俳名月子、安政4年卒す
⑫為胤

道胤（大角、大隅正） Ⅱ 万延元年家定から朱印賜る、安政2年家茂より朱印賜る、明治維新後不遇統出、明治22年旧家敷1町歩家宅とも旧知事水野忠敬氏へ譲渡す、以後3年旧家敷下温泉家屋に寓居す、明治25年逝去、行年70才
⑬道胤

道胤の1男1女は天折などで絶家（省略）
没後家系は統（す）べて（道胤の弟智胤の長男）正胤が支配す

『江戸和学論考』（鈴木淳、ひつじ書房1997）がこの「系譜」を引用、明治時代後期、道胤の弟で分家した智胤（通称・肇）の嫡男・正胤が選録したもので、同一人である治胤と胤満を別人とするなどの過誤があるとされている。肇は文政9年為胤次男に誕生、家塾を興して地域の子弟に教える一方、明治元年からの一時期地蔵院を相続した。同7年新政府による「学制発布」で菊間学校（現在菊間小学校）が創立すると、習字教員として招聘されたが、13年、あきたらず自宅で私立「榎桜舎学校」を創立した。

明治26年没。子孫の正胤、要吉以下代々が教育者として活躍された。

前集では、『市原地方史研究⑬』（市原市教育委員会 平成11年）の八幡神社修理工事に関する覚書―神社の歴史と平成八年調査、修理に伴う発見物等について（瀧本平八）一部を引用したが、今集では瀧本氏の「取材資料」から「御社領水帳写し」「社格昇格願書」「棟札」などを収め、国学者として荷田春満、本居宣長らと親交の深かった根本胤満、治胤関係資料などに触れた。近年、当家の業績を伝える研究書などが発表されている。

①近世神道神学の萌芽（楯山林継、雄山閣 平成26年）根本胤満の葬儀―近世中葉における神道葬祭式再編の例Ⅰ

②若木書法⑩（國學院大學若木書法会誌 平成31年）日本の集字碑―概要とその始まり（横倉佳男）―日章齊先生集字碑

③浄国寺書画帳、著名人たちの筆跡（第七十回俳文学会全国大会研究発表資料 2018年）根本月子宅で客死した根本一峨法師、福叟五芳の2俳人

『市原市史』は私塾の項で根本胤満を載せ、「日章齊と号し（中略）菊間八幡神社の神主、享保6年従五位下大炊頭に任ぜられる。寛延元年社殿を新築し、功によつて従五位上に昇階したという。（中略）彼は荷田春満（あずままる）の門に学び、郷里に帰つて多くの弟子に教授した。春満の甥の荷田信郷の誌した墓誌銘が残されている。」と簡単に紹介し、別巻「系譜抄」に為胤の俳名月子が読める。前出『江戸和学論考』は「為胤に先んずる胤満、佳胤、邦胤などもそれぞれ江戸に足跡を印した先駆者として忘すべきではない」とした。

胤満が入門した荷田春満は江戸時代の国学者で歌人、京都の伏見稲荷社家・羽倉信詮2男に誕生、和漢の書を好んで古典、国史を研究、復古を唱えた。將軍吉宗の依頼で古文献を整理し、国学

校設立を提唱した。国学は仏教伝来前のわが国固有の文化と精神を明らかにした学問で、春満の門から養子の荷田在満、賀茂真淵、本居宣長、加藤千蔭、平田篤胤、瑠保己一らが輩出した。

胤満が春満の弟子となったのは18才の宝永5年から。享保7年江戸日本橋の町内鎮守である松島稲荷の神官が退転、後継者不在となった時、町奉行・大岡忠相の依頼で初午を勤め、以後神官を兼任した。当社は京都伏見社から正一位の神璽と許状を取り次いだことが評判となり、江戸に「正一位稲荷神社」が興隆した。松島神社は水天宮近くの人形町2丁目15番地に現存している。享保8年寺社奉行牧野英成に届けて神社敷地内に旅宿を立てる。春満など荷田一門が利用した。春満の末弟信名の「江戸在府中要門の日記」に、元文2年11月江戸に出てきた賀茂真淵が、信名の世話で胤満方に居住したいきさつを記す。

「同宿のこと示談のところ根本氏方にては何時にでもまかり越すべき旨許諾なり、岡部氏（真淵）のことはなはだ恰（大）悦懇望なり」とあり、信名、胤満、真淵の3人が連れだつて市川真間の弘法寺で紅葉見物を楽しんだことが記されている。「真淵はかく春満ゆかりの人々の恩恵をこうむりつつ江戸における生活を始動させることになつたのである（江戸和学論考）」

菊間台地南斜面の神道墓所に胤満と佳胤の墓碑が建つ。胤満の碑は石垣上、石柵石鳥居で囲んだ台石4段、高さ107cmの亀趺型角柱碑。正面に大きく「日章齊先生墓、上総州菊麻宮司故大炊頭、従五位上平朝臣胤満碑、稲荷本宮従五位上荷田宿祢信郷文」と記す。明和2年、嗣子・佳胤の建造で、撰文の信郷は荷田信名の養子となる。詩文に通じ春満の詩集を編纂、賀茂真淵とはとくに親交が深かった。碑文は『市原市史』などに譲るが、真ん中あたり「遺言して、葬祭の礼、みな国典を尊（まも）らしむ」に注目したい。「国典」をまもる葬祭とは、当時国学界で注目された「日本書紀」神話時代の神葬の復元である。『江戸和学論考』や

『近世神道神学の萌芽』「根本胤満の葬儀」は、胤満の神葬の様子を詳細に解説している。「根本家の神葬はわが国のはるか上代の葬礼を具現しようとする懸命の試みとして評価すべきである。またそれが可能であった胤満の強い意志ばかりでなく、その遺命を銜（くつわ）んで神葬を遂行した佳胤などの尽力があったからである。」

胤満の碑文を読むと「先生一男一女を生む、男は治之と名づく早天す。女はすなわちこれを上北面豊後守秦相基の子相武に妻（めあ）わす、以って嗣となす、相武また先に卒す、その男佳胤、家を継ぎ職に任ず、宝曆9年西上す、従五位下常陸介を拜す」と記している。相武の父は京都松尾神社祠官で院非藏人兼上北面という職にあつた。佳胤は父相武の死後祖父の胤満に養育された。明和元年その祖父も逝去、以後神社経営に傾注、賀茂真淵、本居宣長に私淑して国学の研究に務めた。佳胤の墓は台石とも総高142cmの角柱で、正面に「平朝臣佳胤大人墓」、背面にその業績を記し、寛政8年、加藤千蔭文ならびに書を刻する。本集では後継者・邦胤が千蔭にあてた父の「碑銘依頼文」を紹介する。

鎌倉時代以来650余年にわたって連続と引き継いだ根本家最後の神官・道胤の歌碑が旧邸跡に隣接する大六天神社にひっそりとたたずんでいる。裏面に「神武帝紀元2540年、明治13年7月25日、庚辰6月19日」、台石「門姓等建」、碑文は

前祠官、平道胤拜唸（吟）ぎん

天超る 文の祖神を移し守り

満る齡を宮仕ひせむ

を刻んでいる。

御社領水帳（貞享元年Ⅱ豎帳）

水帳は本来検地帳のことだが、本書は社領惣中摩（仲間）の配当などを記している。「條（条）」は一区切り、條々と繋げて箇条書きにした決め事をいう。社領惣中摩は神職、衆徒（社僧）合計8人で、纏め役の年行事代官に天羽主計、杉本刑部、幸音坊、月

藏坊の4人が名前を連ねている。「石高の次第」は社領20石の配当（取り分）、神主が6石、社家2石など、「御年貢米納」は神社への納め高で神主4俵と8升、天羽氏1俵と1斗6升、杉本氏1斗4升などとなる。條々では社領百姓の未進や普請時の人足欠けは中摩が弁償することなどをうたっている。

社格昇進願いと神社棟札銘（大正14年Ⅱ豎帳）

明治4年「太政官令」により菊間村社と定められた社格の格上げを内務省神社局長あてに差し出した願い書。まえがきは趣旨概要。当社が白鳳2年、久々麻国造（くくまのくにのみやつこ）大鹿国直を官司に誕生、治承4年源頼朝が大鶴鶴尊（おおささぎのみこと）を合祀して若宮八幡宮と奉称し、天正19年徳川家康が社領20石を寄進して明治維新に及んだという由緒を述べている。明治の神社改正で飯香岡八幡宮が郷社となり、当社は村社に止められている。古来有数の格式を有し、由緒深い当社が一村社たるはまことに遺憾であり、特別の詮議をもって昇格成し下されたく、としている。本文では棟札を紹介する。棟札は棟上げの時、工事の由緒、建築の年月、建築者名などを記して棟木に打ちつける板のことで、本書は天保5年までの15枚を記している。

C5 千葉氏族白井氏系図（安政2年Ⅱ横帳）

千葉一族白井氏の系図、「安政2年、平三千彦（根本道胤）雪窓下これを写す」としている。白井氏と根本氏はともに桓武平氏平良文流、千葉氏だが接点はない。房総平氏の嫡流が頼朝幕府創立に貢献した広常の上総氏なら、常胤の千葉氏はその分家になる。本書は常胤祖父の代の常康を白井元祖とし、上総常家、千葉常重、などと「常兼の六党」としている。白井城を本拠に、印旛沼水運をおさえたが、関東の戦国時代、生実原氏と組んだ馬加康胤が千葉宗家を倒して本拠を本佐倉城に移すと、久胤が幽閉、追放されてしまう。『印旛郡誌』は一族が結城晴朝を頼り、江戸時代、淀稲葉氏や牛久山口氏に仕えた者もあったという。この一族から昭和、平成の県政財界に活躍した白井壮一、日出男氏が出た。本書

子孫も始め結城に住まい、慶長年間家康の6男忠輝、のち下総山
川水野氏、津和野亀井氏に仕えている。

D117 根本治胤(胤満) 略経歴メモ(寛延3年か11状)

自筆経歴書は胤満研究上からも貴重である。(一)内を他資料で
補充、略年表にまとめた。

元禄4年4月3日、生実藩土で神官の服部安成次男に誕生
元禄12年(9才) (根本重員末期にあたり、娘むこ養子として)

根本家を相続(1男小源次治之早世、1女
むこ養子で相続)

宝永5年(18才) 荷田春満の門人となる
正徳2年(22才) 御用木出入りで孤立

3年(23才) 服部家を継いだ兄の家断で母兄妹4人を菊
間に引き取る。

享保3年(28才) (吉宗から朱印を賜う)
4年(29才) 上京、3か年在京、6年従五位下叙任

7年(32才) (松島稻荷神主を兼帯)
13年(38才) 娘むこ多宮(相武、住胤)に家督を譲る

寛保元年(51才) (嫡孫・住胤誕生)
このころ (住胤が先立ち家督復帰)

延享元年(54才) (胤満と改名)
3年(56才) 社建

寛延元年(58才) 加給(従五位上)
3年(60才) 辞職、嫡孫住胤が9才で相続、後見

明和元年(11月21日、74才没)
(名前、官位)重安、治胤、胤満。号右近、右衛門、采女。従
五位下、上、大炊頭)

墓碑は宝暦改元の年(61才)職を辞す、前出「棟札」は寛延元
年(58才)家督を嫡孫住胤に譲る、寛保元年「棟札」は神主治

胤、権神主相武、延享5年神主治胤、権神主正胤(住胤)、宝暦
2年前宮司胤満、当宮司根本斎宮正胤の連名、明治6年「由緒調

べ」の延享3年4月將軍家重朱印拝領者名を「根本黄揚丸平住胤、
胤満嫡孫にて相続す」と備考を付している。

D1131 靈応寺の寺替えについて口上(宝永7年11状)

右衛門は胤満の青年期の通称。神仏混交時代、神社に仏教部門
を担当する別当寺(神宮寺)が置かれ、飯香岡八幡宮別当寺の靈
応寺が兼帯し、通称を若宮寺といった。京都醍醐三宝院を本寺
に若宮八幡神社の末寺福寿院、門徒徳性院、東漸院、戒誓院を支
配した。徳性院から「明日八幡西林坊に東漸院が、東漸院後に徳
性院が引越すことになった」との連絡を受ける。これまで社僧
の寺替えは相談で決め、双方立ち合いで引き継いでいる。「もし
是非押し出したし候は、この方存じよりの後ごさ候あいだ左様心得
成られよ」と申し入れて中止させた。

D1112 松島町組屋敷稻荷、吉田政右衛門番状、参考図面
A11121 胤満覚え書き(享保12年11状)

A11113 胤満口上覚え(宝暦4年11状)
A614 修築寄進について(安永7年11状)

前出、江戸中期当社が兼帯した日本橋松島町組屋敷稻荷関係資
料。胤満が本宮を在府拠点に荷田春満や賀茂真淵らとの親交を深
めた。しかし住胤の代になると遠隔の本務との両立が難しく寛延
2年ころ松島院という修験者に譲渡している。

D111 若宮八幡神社鳥居造立請け証文(享保16年11状)
A511 鐘樓堂工事請け妻(宝暦2年11状)

前集に掲載した工事請け書の補遺2件。享保16年の鳥居造立
は前出棟札を欠落している。

A10118 川々普請国役銀、勘定奉行覚え(享保13年11状)
D1117 六か国高役金差し出しについて(9年11状)

A412 日野小左衛門役所、国役銀請取り(12年11状)
高役は本来、石高に応じ割付けた夫役だが、多くは貨幣の金銀
代納とされた。8代將軍・吉宗の「享保の改革」時代、治水のため
の川々普請が繰り返された。13年の勘定奉行覚えは利根川、

荒川、江戸川の改修、入用は武蔵、常陸、上野国と房総3国との
国役、高100石につき銀7匁7分となっている。

D1-5 大祭における神幸行例(明和元年II状)

神幸(しんこう)は神霊を宿したみこしを氏子地域内に渡御する
ことで、配例はその並び順、みこしは3基で、関係者の役割分
担が記されている。

A5-26 日章斎先生碑帖跋草稿(明和7年II状)

碑帳(法帳)は古今の名碑を印刷して折り本とした集字教本を
いう。本書は佳胤の奥書「識語」の草稿で、「この墓碑の拓を採
る好事家が少なくなかったため、別に法帳を作成した」旨が記さ
れている。(日本の集字碑)

D1-12 加藤千蔭大人へ佳胤の墓碑銘依頼(寛政8年II状)

邦胤が父佳胤の墓碑銘文の依頼書。父の略歴を付した後、加藤
千蔭大人から本居宣長大人にお願いしてほしい、としている。現
存する墓碑は加藤千蔭であり、願いは実現しなかつたということ
になる。

A5-36 年貢皆済覚え(安永元年II状)

年貢皆済証文は仕切り、差し引き勘定など50点ほどが残され
ている。本集では参考資料として富永組名主・市郎左衛門の1点
を例示した。

A6-17 五井村名主養子、江戸払い構い場所(天明4年年II
状)

江戸払いは江戸時代の追放刑で、構い場所は立ち入り禁止の範
囲をいう。江戸のほか北五井と菊間があるのは本人が北五井村世
襲名主の養子で、若宮八幡神社神官・佳胤の実弟でもあるからだ。
関係断簡3枚が現存するが事件の詳細はつかみ切れない。領主は
西条藩時代の有馬氏で、「御吟味の節、召し出され候」時は「不
埒の儀もこれなく」その後、帰国を申し付けたが「病氣」を申し
立てて江戸に止まったとする。天明飢饉に関係したのか、断簡
に「今後甚五左衛門方領主に申し立て離縁の儀取りやめ申し上げ

る」などの文言もみえる。

A11-8-2 八幡役、中川溝触れ当て人足集計(II状)

菊間村は八幡村の定助郷村で社領20石分か、八幡役と灌概用
の草刈堰中川溝の雑用人足の1年間をまとめたもので、合計馬9
疋、人18人、賃3貫924文となっている。

A8-6 諸国式内社参詣往来手形(嘉永3年II状)

A8-5 江戸の神社御朱印(嘉永3年II竖帳)

往来手形は往来証文、道中手形ともいい、庶民の回国、商用旅
行の際の許可証兼身分証明書にあたる。関所や番所、社寺などで
提示した。発行者は大隅正を名乗った道胤で、弟乙丸の「諸国式
内社拝礼」としている。乙丸は智胤の幼名だろう。

江戸の「神社朱印帳」もこの時のものか、俳諧師としても知ら
れた先代為胤(月子II天保14年隠居カ)が乙丸を案内したこと
も考えられる。第1ページの神祇斎場は若宮・八幡神社とはとく
に関係深い神祇管領、吉田神道の関東役所で、御本所御役所、吉
田殿御役所などと呼ばれた。寛政3年、鈴鹿正純を家老職に、南
伝馬町一丁目開設、吉田家配下の神職許状と組織化、古典研究、
神学校の開設などにあたった。以下江戸名勝として知られた神田
明神、湯島天満宮、根津神社、愛宕山神社などの有名神社を回っ
ている。(山岸弘明)

貞享元年甲子年

御社領水帳写

九月吉日

條々

一、御年貢、御修理免、毎年霜月十五日切りに

急度(きつと)皆済仕るべく候、自今以後堅く未進向後

仕向御社領米を以て、未進の者これあるに於ては、その年の米

直(値)段を以つて何時なりとも、その分に應じ返金申すべきこと。

年切りに米高を上げ、その年の相場に別当、神主

へ断わり仕り、金子、員数何ほどと判形申し請くべく候、兩人

より

差(指)図なくして何方へも金子渡し申すまじく候、もし金子

何方へ渡し候とも、毎度兩人より判形申し受くべく候、もし判形なく内証にて金子渡し候わば、その時の代官

貞享元年(1684) 若宮八幡神社旧蔵文書コピー

貞享元甲子年
御社領水帳写し
九月吉日

豎帳

慶応四辰年

御社領水帳写し

(扉に原文を省略した)

一目見二日後

天羽桂輔これを写す

條々

一、御年貢、御修理免、毎年霜月十五日切りに

急度(きつと)皆済仕るべく候、自今以後堅く未進向後

仕るまじく候、もし未進の者これあるに於ては、その年の米

直(値)段

を以つて何時なりとも、その分に應じ返金申すべきこと。

年切りに米高を上げ、その年の相場に別当、神主

へ断わり仕り、金子、員数何ほどと判形申し請くべく候、兩人

より

差(指)図なくして何方へも金子渡し申すまじく候、もし金子

何方へ渡し候とも、毎度兩人より判形申し受くべく候、もし

判形なく内証にて金子渡し候わば、その時の代官

致度可申事

御遠度、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳、御遠度帳

越（落）度に申すべきこと。

一、御造営の砌（みぎり）には大帳にいたし油断なく帳に付け申すべく候、もし落帳これ有るにおいては重（かさね）て

勘定場へ出し申し候とも用い申すまじく候、年行事、代官勘定の儀は毎年三月朔日、勘定仕るべく候。

一、御普請の儀は毎度油断なく人足か（欠）け申さざるように出し申すべく候、もし人足の儀、

欠け申す者その時の代官よりいかようの過躰（怠）にも申すべく候、その節少しも違（異）義申すまじく候こと。

一、代官替りの時分勘定仕り、その年の目録仕立て、その次の代官へ相渡し申すべく候、

中摩（仲間）一統未進致すまじく候こと。もし抛（よんどころ）なく未進仕り候者これ有らば、その時の

代官へ

預り手形仕るべく候、諸事、私伝（まま）なる儀、誰にても致させまじく候こと。

幸音坊
月藏坊

年行事代官
天羽主計
杉本形部

石高の次第

一、六石
根本右近

一、四石
東漸院

一、二石六斗
徳性院

一、二石
地蔵院

一、一石
天羽主計

一、八斗
杉本形部

一、五斗
祝子徳性院

一、四斗
常休四郎右衛門

一、三斗
常休四郎右衛門

合高二十石

年行事代官

社家方

天羽主計
杉本形(刑)部

衆徒方

幸音坊
月藏坊

石高の次第

一、六石
か(加)原ともに
神主

根本右近

一、四石
衆徒方

東漸院

一、二石六斗
同

徳性院

一、二石
座主

地蔵院

一、五斗
社家方

天羽主計

一、一石
同

杉本刑部

一、八斗
祝子

徳右衛門

一、五斗
承仕

常休六郎左衛門
常休四郎右衛門

合高二十石

清年貢米納書

一 四俵八年 根本右近

一 貳俵九年 幸音坊

一 貳俵十年 月藏坊

一 貳俵十一年 地蔵院

一 壹俵十二年 天羽主計

一 壹俵十三年 杉本刑部

一 貳俵十四年 祝子徳右衛門

一 貳俵十五年 四郎右衛門

一 貳俵十六年 惣合

拂方覚

一金三分 扶持米一斗

一 江戸御年礼金 神主方へ

一 米二斗 年行事代官給米 同断

一 米七升 本願屋敷 幸音坊へ済む

一 米七升 米一俵一斗七升なり

入金三分

一 天和三年 未進借り金一切ござなく候。以上

一 天和四年 未進借り金一切ござなく候。以上

一 天和五年 未進借り金一切ござなく候。以上

一 天和六年 未進借り金一切ござなく候。以上

御年貢米納の覚え

一、四俵と八升 神主 根本右近

一、二俵と三斗二升 幸音坊

一、一俵と三斗二升八合 月藏坊

一、一俵と三斗二升八合 地蔵院

一、一俵と一斗六升 天羽主計

一、一斗四升 杉本刑部

一、二斗八升 祝子徳右衛門

一、二斗二升四合 四郎右衛門

払い方の覚え

一、金三分 扶持米一斗

一、江戸御年礼金 神主方へ

一、米二斗 あとしき(後職方) 同断

一、米二斗 年行事代官給米

一、米七升 本願屋敷 幸音坊へ済む

一、金三分 米一俵一斗七升なり

天和三癸亥の年まで分

未進借り金一切ござなく候。以上

別当 八幡村

神主 根本右近

惣中摩

若宮寺

神主 根本右近

大小配当九人

東漸院
徳性院

久々麻郷社役代官

天羽主計
根本刑部

配当銘々

一 六石 加原とも

根本右近

一 前田四枚

留後或米

一 内田七枚

留後或米

一 白舟田二枚

留後或米

一 腰根畑一枚

留後或米

一 海士久保畑二枚

留後或米

一 上障子、門前畑二枚

留後或米

一 田辺下、屋敷畑一枚

留後或米

一 海老下山新田一枚

留後或米

一 測坂下田二枚

留後或米

一 北野稻荷前二枚

留後或米

一 右の通り銘々所持の高井

留後或米

一 数米相違これなきものなり

留後或米

一 貞享元甲子年

留後或米

大小配当九人

久々麻郷社役代官

東漸院
徳性院
天羽主計
根本刑部

配当銘々

一、六石 加原とも 神主根本右近

一、田辺下 前田四枚、四俵二斗入り

一、同所 内田七枚、四俵一斗三升入り

一、同所 前田大苗代一枚、一俵一斗五升入り

一、右同所 仲田八枚、十俵と二升入り

一、白舟田二枚、一俵入り

一、腰根畑一枚、一俵二斗五升入り

一、同所畑二枚、一斗五升入り

一、海士久保畑二枚、二俵一斗入り

一、上障子、門前畑二枚、四俵二斗入り

一、田辺下、屋敷畑一枚、三斗入り

一、海老下山新田一枚、二升入り

一、測坂下田二枚、二俵入り

一、北野稻荷前二枚、二俵二升入り

(中略)原文のみ次ページに掲載しました

右の通り銘々所持の高井(ならびに)田畑

数米相違これなきものなり。

貞享元甲子年 惣中摩

九月吉日

別当 若宮寺
神主 根本右近

一 根法成系細毛敷 武休入
 一 高平細毛敷 卷後系身入
 一 南宮細毛敷 卷後入
 一 紫系細毛敷 系身入

一 四系 系身入
 一 神細毛敷 又係入
 一 悔平細毛敷 系身入

一 國系細毛敷 系身入
 一 名系平細毛敷 武休入
 一 八之田三枚 武休入
 一 七之田細毛敷 二休入
 一 名系平細毛敷 二休入
 一 地系平細毛敷 系身入

一 武休入
 一 名系平細毛敷 系身入
 一 池系平細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 武休入
 一 名系平細毛敷 系身入
 一 池系平細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 向根細毛敷 八年入
 一 武休入 天羽王
 一 陸田細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 武休入
 一 四系平細毛敷 系身入
 一 名系平細毛敷 武休入
 一 一之田細毛敷 系身入
 一 名系平細毛敷 武休入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 武休入
 一 名系平細毛敷 系身入
 一 池系平細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 武休入
 一 名系平細毛敷 系身入
 一 池系平細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

一 中村細毛敷 武休入
 一 八之田 系身入
 一 傳系平細毛敷 武休入

一 武休入
 一 布系平細毛敷 武休入
 一 乙之田細毛敷 系身入

一 都台高敷拾石
 一 七之田細毛敷
 一 一之田細毛敷

一 武休入
 一 名系平細毛敷 系身入
 一 池系平細毛敷 系身入
 一 一之田細毛敷 系身入

社格昇進願

千葉縣市原郡菊間村大字菊間字袖ヶ台

村社八幡神社

日本武尊

祭神 大鷦鷯尊

武甕槌尊

右神社は天武天皇の御宇、白鳳二年三月十三日、日本武尊

ノ菊間ノ郷ノ清地ニ鎮座、齋主久々麻

大鹿國直（天穗日命七世孫）代々宮司タリ

（舊事記ノ節）（景行天皇御宇）元年上總國市原郡久々麻ノ郷ノ清地ニ鎮座シタリ

依之菊間國造宮司タリト見ユ

治承四年源頼朝鎌倉ヨリ大鷦鷯尊ヲ奉遷

中殿ニ合祀大宮ノ孫ヲ若宮八幡宮ト（合祀ノ事）

奉稱シ國家守護神ト崇敬シ神田敷捨所寄進

セラル（神田水帳及永納帳等）干時治乱盛衰極みなき故

ニ村領ニ爲武家ノ故押領（武家ノ孫ニ元龜二年織田）

神主等モ散々ニ成ト云々天正年中ニ至リ天

下泰平ナリ依テ同十九年十一月徳川家康

武運長久祈願ノタメ菊間郷ノ内高武捨兵八

幡宮領トシテ寄進（南総郡郷考坤二十二丁御朱

印二十石菊間村菊間神社）其時宮司

平重元神主家再興社附ノ子孫又相尋集祭祀

大正14年(1925) 若宮八幡神社文書コピ
村社八幡神社々格昇進願

社格昇進願

千葉縣市原郡菊間村大字菊間字袖ヶ台

村社八幡神社

日本武尊（やまとたけるのみこと）

祭神 大鷦鷯尊（おおささぎのみこと）

武甕槌尊（たけみかづちのみこと）

右神社は天武天皇の御宇、白鳳二年三月十三日、日本武尊、

武甕槌二柱の大神をこの菊間の郷の清地に鎮座す、齋主久々麻

國造大鹿國直（天穗日命二十七世の孫）代々宮司たり（久々

麻國造のこと旧事記に詳なり）（旧事本記いう、景行天皇御宇甲

未元年、上總國市原郡久々麻は菊間とあり、志賀高穴穗朝の御代

大鹿國直をもつて菊間國造と定め賜うと見え、社記にも当社祭主

菊間國造大鹿國直は天穗日命二十七世の孫と記しあり）

これにより菊間國造宮司たりと見え

治承四年庚子年源頼朝鎌倉より大鷦鷯尊を奉遷、中殿に合祀、大宮

の号を若宮八幡宮と（故に地名を今に若宮という）奉稱し國家

守護神と崇敬し、神田數十町寄進せらる。（神田水帳及び永納

帳等は元禄年中盜難のため失う）時に治乱盛衰極みなき故に神

領も武家のため押領せらる（武家と稱するは元龜二末年織田氏の

ために押領せられたり）

神主等も散々に成ると云々、天正年中に至り天、下泰平なり、よ

つて同十九年卯十一月、徳川家康、武運長久祈願のため菊間郷の

内高二十石、八幡宮領として寄進（南総郡郷考坤二十二丁御朱

印二十石菊間村菊間神社）その時宮司、平重元神主家再興、社付

きの子孫また相尋ね集め祭祀

ノ規則相定神領ハ宮司社家社僧等拾貳名ニ
 配當シル來神勸明治四年迄不易永續セリ
 然ルニ此神領維新ノ際上地トナリタリトモ
 凡神殿其他建物ノ保存ハ勿論年中行事作法
 等渾々舊儀ヲ固守シ毫モ古代ヲ失ハザルヲ
 以テ自然信仰ノ歸スル所ナリ殊ニ本村ハ往
 古七ヶ村即チ若宮荒毛徳永手永北野田中前
 北野崎等ヲ總稱シテ菊間郷ト古ビシモノニ
 レテ現今ハ各小字タリ世俗今猶菊間七村ト
 呼フ然ルニ明治四年七月四日太政官達ニ依
 リ神社改正被仰出候際戸籍一区内ニ郷社一
 社ノ定額ナルヲ以テ同郡八幡町八幡神社ヲ
 郷社(現社)ト定メラレ菊間村ハ幡神社ヲ(現社)
 村社トセラレタルモノニ可有之ト被相考候
 是レ則チ戸籍区内ノ配置上ヨリ茲ニ至リタ
 ル儀ニ可有之モ往昔ノ証ニシテ記録トシテハ
 迄ニ現存セザルモ降テ徳川時代ニ至リ元禄
 八乙亥年四月ヨリ維新前迄ノ間當社宮司ニレ
 テ位階ヲ賜ハリシ者從五位上一名從五位下
 一名ヤリ其他宮司(神主人)社人(社人)等(社僧)
 等執(いず)レモ勅許或ハ御免許頂戴ノ恩命ニ浴シ
 タルニ依リテモ或外神社タリト雖凡(東)十五年ト
 あり上総國誌等に明ナリ社殿ノ崇嚴なる、年中行
 事ノ多き、また
 以テ房總ノ地ニ於ケル古來有數ノ格式ヲ有

の規則相定め、神領は宮司、社家、社僧等十二名に
 て配當し、爾來神勸、明治四年まで不易永續せり。
 しかるにこの神領維新の際、上地となりたりといえ
 ども神殿その他建物の保存はもちろん、年中行事、作法
 等渾々(すべ)て旧儀を固守し毫(すこし)も古代を失わざるを
 もつて自然信仰の帰するところなり、ことに本村は往
 古七か村、すなわち若宮、荒毛、徳永、手永、北野、田中前、
 北野崎等を總稱して菊間郷といひしものに
 して現今は各小字たり、世俗今なお菊間七村と
 呼ぶ、しかるに明治四年七月四日、太政官達によ
 り神社改正仰せ出でられ候際、戸籍一区内に郷社一
 社の定額なるをもつて同郡八幡町八幡神社を
 郷社(現今は県社)と定められ、菊間村八幡神社を(財産上の関
 係か)村社とせられたるものにこれあるべきと相考えられ候、
 これすなわち戸籍区内の配置上よりここに至りた
 る儀にこれあるべきも、往昔を証する記録としては
 ついに現存せざるも、降りて徳川時代に至り元禄
 八乙亥年四月より維新前までの間、当社宮司にし
 て位階を賜わりし者、從五位上一名、從五位下
 一名あり、その他宮司(神主人)、社人(社家六人)(社僧二
 人)に対してはなんら記録なし)
 等執(いず)れも勅許あるいは御免許頂戴の恩命に浴し
 たるによりても、式外神社たりといえども(東(吾妻)鑑には白
 鳳十五年とあり上総國誌等に明なり)社殿の崇嚴なる、年中行
 事ノ多き、また
 以って房總の地における古來有數の格式を有

レタリシ事ヲ証スルニ足ル
 又神寶ノ一タレ古代彫刻ノ神像ニ体(立像)、
 一見土偶ノ如キ感有之木質(樺カ)既に風化シ
 何人ガ何時ノ世ニ於ケル作タルヤモ知ルニ
 術ナシ、按ズルニ千數百年ヲ經過シタルコト
 何人モ想像スルニ難カラズ又境内ニ何時
 代ヨリカ千年木ト呼ブ老杉一幹アリテ周
 圍ニハ八尺餘アリ外皮約一尺内外ヲ遺スノ
 ミニシテ内部殆ント腐朽ノ爲ノ優ニ六疊ヲ
 敷クニ足ル空洞ありテ、浮浪ノ徒洞内に生活
 シタルコトアリ然ルニ此名木去る明治三十
 五年暴風ノ際、隆風損木トナリ倒壊セリ南公孫
 樹ハ周圍ニ十六尺餘ニシテ現在スコレ等老
 木ハ數レモ太古ヲ物語ルニ足ル(上總名所ノ内ノ菊間ノ森)
 以上陳述ノ如キ創立年月ノ古キ、また由緒深キ
 當神社ガ一村社タルハ洵ニ遺憾ノ次第ニ
 之既得老何卒特別ノ御詮議ヲ以テ御昇格放
 或下度左記ニ緒調及事由書キ見取繪圖其也
 要項相添此故奉願上候也
 大正十四年 月 日
 右神社 社掌 天羽一栄
 氏子總代人 大野嘉平次
 市川福太郎
 根本三郎

十二和田集

したりしことを証するに足る。

また神宝の一つたる古代彫刻の神像二体(立像)は

一見土偶のごとき感これあり、木質(樺か)すでに風化し

何人が何時の世における作なるやも知るに

術なし、按ずるに千數百年を經過しけること

は何人も想像するに難からず、また境内に何時

の代よりか千年木と呼ぶ老杉一幹ありて、周

圍二十八尺余あり、外皮約一尺内外を遺すの

みにして、内部ほとんど腐朽のため優に六疊を

敷くに足る空洞ありて、浮浪の徒洞内に生活

したることあり、しかるにこの名木去る明治三十

五年暴風の際、風損木となり倒壊せり、なお公孫

樹は周圍二十六尺余にして現在す、これ等老

木は何(いず)れも太古を物語るに足る(上總名所の内に菊間の

森を題せる歌一首あり)

以上陳述のごとき創立年月の古き、また由緒深き

當神社が一村社たるは洵(まこと)に遺憾の次第に

これ有り候えば、なにとぞ特別の御詮議をもつて相当社格に御昇

格

成し下されたく、左記由緒調べおよび事由書ならびに見取り繪図

その他

大正十四年 月 日 右神社 社掌 天羽一栄

同 氏子總代人 大野嘉平次

市川福太郎

根本三郎

(神社所在地、位置については省略)

創立由緒及沿革

當社創立は白鳳二年癸酉三月十三日日本武尊、武甕槌命奉齋所にして、齋主は久々麻国造大鹿国直なりと社記に見ゆ、

治承四年源頼朝鎌倉より大鷲尊を奉遷、中殿に合祀し、社号を若宮八幡宮と改称し、神田數十町を寄進せらる、皇国の守護神と崇敬せらる。

天正十九年卯十一月、徳川家康公歸依により、八幡宮領として菊間郷の内高二十石田畑、宅地、山林、原野、川原等寄進せられ宮司、社家、社僧等十二名にて配当し神勤を怠らざりき、

維新の際朱印地は上地し、徳川家代々の御朱印御証文十三通返上す。

明治六年三月、神主、社家、社僧共一般の規則により神勤を免じ民籍に編入せらる。しかりといえども神殿その他建物等の保存はもちろん、年中行事、作法等に至るまですべて旧儀を確守し、毫(すこし)も古式を失わず自然信仰の帰するところなり。また境内風致秀抜の神社にして、上総国市原郡中の美観

勝地なり、また名将武門等の帰依、信仰等に至りては鎌倉右府より神田数十町の寄進、徳川家康公より八幡宮領朱印高二十石を寄進せられたるをもつて知るべきなり、ゆえに地方に於いて著名なることを証するに足る。また神社四隣地の

字名において縁故あるものを挙げれば、南方に祢宜屋敷(今ネギヤマと改む)西方正面に華表前、御供田、西北に御手洗、東南に若宮等の字名あり、いずれも神社に縁故ありて存す。

(旧跡についてを省略)

社名は於て縁故ありしものヲ舉レバ南方ニ祢宜屋敷(今ネギヤマと改む)西方正面ニ華表前、御供田、西北ニ御手洗、東南ニ若宮等の字名あり何レモ神社ニ縁故ありて存す

棟札

天 衣以儀若定... 遷宮八幡宮... 天長地久万民悅樂祈所

表 春永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

表 春永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

表 春永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

表 春永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

表 春永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める

⑩～⑦

⑥～①

棟札

①表 修復奉る、若宮八幡大鶴尊宮、天長地久万民悅樂祈所

裏 五方五竜王神加護「上総国市原郡菊間郷若宮八幡宮遷宮主、神主」元禄十四辛巳稔(年)十月吉祥日「大工天羽森右衛門」

下社家天羽主計、市川徳右衛門、杉本刑部、天羽六郎左衛門、菊地四郎右衛門

②表 修復奉る、八幡宮本殿一字、天長地久公民繁榮祈所「文字不明、上総国市原郡菊間郷」文字不明、神主根本右近平重安

裏 宝永五戊子十一月二十六日遷宮の神主平重安十八歳これを勤める「同年相殿日本武尊、武甕槌命神殿造立の大工天羽森右衛門、これを作る」惣氏子名主惣右衛門、太兵衛、与兵衛、次郎左衛門、安右衛門、久右衛門、社僧幸音坊、月蔵坊、下社家天羽主計、市川主膳、杉本刑部、天羽六郎左衛門、菊地四郎右衛門

③表 修復奉る、武内社天長地久万民悅樂祈所「正徳六稔丙申四月十五日」家根葺き重兵衛、幾右衛門「大工七郎兵衛、平右衛門

裏 遷宮主当社神主根本采女治胤「下社家五人」上総国市原郡菊間郷若宮八幡宮末社

④表 修復奉る、八幡太神本宮御殿ならびに幣殿天長地久攸「天下泰平、国土安全万民悅樂」氏子繁榮、社中国平安祈禱

裏 享保三戊戌曆霜月朔日、大工下総国椎名村山田安右衛門、屋根葺き江戸桶町植草長右衛門「上総国市原郡菊間郷神主根本采女平治胤、社家天羽主計、市川主膳、杉本刑部、天羽六郎左衛門、菊地四郎右衛門敬白

⑤表 新造立奉る、若宮八幡宮玉墻(垣)水門「神主大炊頭従五位下平朝臣治胤敬白」社家六人、社僧三人「大工棟梁山口喜平次」檜皮大工湯川分右衛門

裏 享保八壬卯曆九月吉祥日、拝殿造立の節なり、およそ二百

余日で成就」古文記、西総市東若宮社白鳳二西三月これを祀り、寛保二壬戌年四月水門屋根修覆」八幡村屋根葺き久五郎三十日切つて訖（おわる）、神主治胤入職、今年四十四年勤未だ休ま

⑥表 造営奉る、日宮大明神一字、天長地久祈処」八幡宮未社」吐普加身依美多女」仙駝原」移比賜比情女賜布」神主根本大炊頭、社僧二人（年月記載なし）

⑦表 修復奉る、八幡宮神殿一字、天下泰平産子繁榮処」上総国市原郡菊間郷惣鎮守社頭」神主大炊頭從五位下平朝臣治胤祈所裏 天神地祇八百萬神守護中津大祓修行」享保十八年癸丑二月十九日亥刻遷宮焉」奉行天羽吉之丞、社僧幸音坊、月藏坊、社家服部小源次、露岡又左衛門、杉本刑部、市川主膳、神人天羽権平、菊地宇平、大工山田安右衛門、屋根工植草重兵衛、植草長右衛門、当所名主市川喜太夫、勝宗八、飯田久右衛門、橋本才次郎、小出太郎右衛門、植草太左衛門

⑧表 修復奉る、竹ノ内宿祢社、天下泰平国家安全祈攸」上総国市原郡菊間郷若宮八幡宮末社なり」神主根本大炊頭從五位下平朝臣治胤これを祀る

裏 享保十八癸丑四月十五日「竹ノ内社祝」天羽吉之丞、大工椎名安右衛門

⑨表 修復奉る、八幡宮拝殿、天下泰平祈所」元文四己未歳二月十五日

裏 上総国市原郡菊間郷惣産宮なり」神主根本大炊頭從五位下平朝臣治胤先造しこれ今また修復の者」奉行天羽主計」社家四人、社僧二人、常仕二人」大工同国武射郡宮崎村岩澤平左衛門」仕手雑工四人、屋根葺き筑波山吉郎兵衛

⑩表 修理奉る、若宮八幡宮正殿、天下泰平国家安全祈所」登遠加美恵美太免坎良震異離坤兌乾」波羅比多満閉 喜余免天多口布 裏 上総国市原郡菊間郷惣」産宮神主根本大炊頭」從五位下平

朝臣治胤これを遷宮す」寛保元年辛酉五月十四日「亥の上尅（こく）刻）、社僧幸音坊、月藏坊」権官根本豊太平相武、代官天羽主計、神戸（かんべ）根本小源次平治之、同露岡又左衛門、同市川主膳、同杉本刑部、同天羽六郎左衛門、同菊地四郎右衛門」房官庄助、大工八幡村喜平治、屋根工同所久一郎」菊間郷名主勝惣八、菊地一郎左衛門、橋本才次郎、小出太郎右衛門、長谷川万（文字不明）、飯田亀右衛門

⑪表 造営奉る、八幡大神正殿玉墻瑞門および修復、拝殿遷宮畢（おわる）国家安全祈所」延享五年戊辰六月十五日、上総国市原郡菊間郷神主大炊頭從五位下平朝臣胤満」登遠加美恵美太免、波羅比多満閉」坎良震異離坤兌、喜余免て玉布」当今天皇宝祚万歳、四海静謐、風雨順時五穀豊登東武」大君治国平安、領主長久、当郷無事、産子繁昌、社中安穩祈啓」座主天羽主計、配下露岡又左衛門、市川主膳、杉本刑部、幸音坊、月藏坊、天羽六郎左衛門、菊地四郎右衛門、権神主根本斎正胤、大工棟梁八幡村山口修理造之

裏 当社鎮座は白鳳二癸酉年三月十三日日本武尊、武甕槌命をもつて奉斎、八幡大神」祭主久々麻国造大鹿国の直、天穗日命末、これ神主として大祖なり、治承四年源頼朝卿、祈願により、千葉平常胤相州鶴岡より大鶴鶴尊を移し奉り、この所において相殿となす、これより以来は「若宮これを号す、天正十九年東照宮神領二十石を寄せられ、すなわち御朱印、神主平常繼」千葉平良文七代孫上総国根本村領主平常重の二男」頂戴し孫連綿、いわゆる重元、重吉、重胤、重勝、重員、予とも」七代なり、鎮座より当時に至るまでおよそ一千三百有余歳、治承四年より神殿造営に及び」今におよそ六百有余年、時に再興、社頭なお長遠

この造営なり、延享元年甲子年十二月二十一日初斬、同二年火災あり延引、同五年夏五月十八日落成」その材木はまずこれを胤満公に告げ免許を得て神封の林において採り、その用度は黄

表

此造也十五年... 奉造管八幡大神正殿至瑞瑞明久信霞軒殿造管國宗安全祈所

表

奉造管八幡大神正殿至瑞瑞明久信霞軒殿造管國宗安全祈所... 此造也十五年...

表

奉造管八幡大神正殿至瑞瑞明久信霞軒殿造管國宗安全祈所... 此造也十五年...

表

此造也十五年... 此造也十五年...

表

前造司從五位上行大炊師手綱臣瑞瑞明久信霞軒殿造管國宗安全祈所... 此造也十五年...

表

奉造管八幡大神正殿至瑞瑞明久信霞軒殿造管國宗安全祈所... 此造也十五年...

表

此造管者去寬政六年... 此造也十五年...

表

奉再建村樂殿一字國宗安全祈所... 此造也十五年...

表

此一字神也依死職有而地檢者也再興其至年文政十三年... 此造也十五年...

表

奉再建軒殿一字天下太平祈所... 此造也十五年...

表

天保四年己巳四月十五日... 此造也十五年...

表

村主權本大武平為風行之... 此造也十五年...

金二百兩」余、精米四十石ばかりは裏倉の物をもってす、他助によらざるなり、胤満実は森川氏家臣」服部連安成の男で、下総国生実郷の生まれ、元禄十二年七月時に九歳、神主平重員」病まきに終の期に養子となす、すなわち神主として根本家を相続するなり、しこうして後、正徳三年同郡八幡」邑の社僧、この社式において相論、予これを訴え、古今の証をもってすなわち公裁判ごとく、予、所言、これより」以来、当社事まつたく予をもつてただこれを知る、予初名は重安、号は右近、中間に治胤と改名、号は右衛門」また師に随い京師に遊学、時に采女と号す、享保六年閏七月、大炊頭從五」位下の勅許をこうむる。延享元年胤満と改名、すなわち今、正殿及び門牆（もんしょう）など新しく成りて遷宮祭事」を遂げ、これ時に五十八歳なり、この社式、家格、学業等事、これを定め訖（おわ）る。しからばすなわち家督」を嫡孫に譲る。名は正胤、時に七歳にして志願、これに就く。

今般、寄進は当邑惣産子（うぶこ）中、永々神供料として菖蒲沼の神田及び大工飯料として精米六石、また鋳方寄進左に記す。金一分名主菊地市郎左衛門、同加藤源六、金三分同勝政之進、金三分同」飯田久右衛門、金一分二朱同天羽安右衛門、同植草専五郎、金一兩組頭荒毛」元右衛門、金一兩二分同六郎兵衛、金二分同数多きため中略

寛延元年戊（戊）辰七月十八日改元、上京せしめ、伝奏吉田家に造営事を告げる、すなわち奏」官、加級、勅許をこうむる、從五位上平治胤復元名」

右鋳方寄進、家内安全、子孫繁昌祈所、都合金十兩なり」また吉田家裏状一紙給う、よつてもつて位記宮（はこ）底に納む

⑫表 造営奉る、八幡太神、祠上の漏剋（ろうこく）鐘樓一字、天下泰平、国家安穩、祈禱す」天皇宝祚万歳、風雨順時、五穀豊登、宝曆二歲次壬申冬十一月吉日」東武源大君治政長久、四海静謐（せいひつ）上総国市原郡菊間郷惣鎮守なり。

裏 この造営なり、壬申秋七月二十日起新始め、同十月晦日落成、その用度は胤満私財を投げこれを造り、人歩は氏子これを勤める

松ヶ島村後見、国吉市左衛門」大工菊間産棟梁天羽奎之丞」前宮司從五位上行大炊頭平朝臣胤満、開鐘神事修行なり」当宮司根本齋宮平正胤ならびに社家五人

⑬表 造営奉る、八幡宮神樂殿一字、国家安全祈所」上総国市原郡菊間郷宮司」從五位下行常陸介平佳胤

裏 この造営は去る寛政六甲寅年十二月十一日起新、翌乙卯年二月二十二日」成就畢（おわんぬ）、用度は北窪林の売木代金をもつてこれを造り、今卯年三月十三日始めて神」樂修行恒例となすものなり。神樂料、同装束料、当村産子中寄進す」寛政七乙卯年三月十三日」權神主根本河内介平邦胤、下社家六人、社僧二坊、大工棟梁当村種村友七郎源榮泰

⑭表 再建奉る、神樂殿一字、国家安全祈所」上総国市原郡菊間郷」宮司根本大式平為胤これを行なう

裏 この一字、先により死穢有りて焼き捨てるものなり、再興その翌年文政十三庚寅年閏三月十三日正遷宮なり、社領これを配当」銘々寄附せしむものなり。社家五人、社僧二坊、大工棟梁天羽主計藤原綱貞、脇棟梁種村友藏源榮泰

⑮表 再建奉る、拜殿一字、天下太平、氏子繁榮祈所」上総国市原郡菊間郷」神主社家五人これを行なう

裏 天保四癸巳四月十五日手斧始め」同八丁酉六月九日建て始め」同九戊戌八月二十一日正遷宮なり」惣氏子中寄付により成就せしむものなり」木挽棟梁今井長右衛門」棟梁社家天羽主計藤原綱貞」市川主膳、宮崎主水、菊地庄司、市川郡曹」村役人市川清七郎、長谷川祐右衛門、小出太郎右衛門、根本利右衛門、同清右衛門、長谷川庄助」神主根本大式平為胤これを行なう

右は天保四年までのものを掲げたるも以来の分は煩雑に付き略す。

千葉氏族

白井氏系圖

人王五十代

桓武天皇

葛原親王

一品式部卿

第五皇子

文德天皇勅賜輦車仁壽

三年六月四日薨

御歳六十八

高棟

大納言 正三位

天長二年閏七月賜平姓子孫為公卿畧之

高見王

無位無官、早世、然後裔至卿

高望

從五位下 上總介

正親正

宇多天皇寬平元年五月始賜平姓

良文

鎮守府將軍

醍醐天皇御宇

勅命下向東州討逆賊曾登

譽從是為武臣

同宇於上列與同族有相戴是時有

子孫世々尊崇以為鎮守神也東國八平氏祖舟後重現

安政2年(1855) 若宮八幡神社旧藏文番C-5
千葉氏族、白井氏系圖

千葉氏族

白井氏系圖

人王五十代

桓武天皇

葛原親王 一品式部卿

第五皇子

文德天皇勅(を奉じ)輦車(れんしゃ)を賜う、仁壽

三年六月四日薨(みまかる)

御歳六十八

高棟 大納言 正三位

天長二年閏七月平の姓を賜う、子孫公卿たり、これを略す

高見王

無位無官、早世、しかるに後裔卿

相に至り搢紳(しんしん)に列す

高望 從五位下 上總介、正親正

宇多天皇寬平元(二)年五月始めて

平の姓を賜う

良文 鎮守府將軍、陸奥守

醍醐天皇御宇

勅命を奉ずる、東州に下向、逆賊を討つ

勇武の誉れ、これより武臣となる

同宇、上州において同族と相戦いあり、この時

妙見大菩薩擁護あるゆえ子孫世々尊崇す、もつて鎮守神とな

すなり

(中略)

女頼 観音大士
忠頼 初名頼朝 陸奥守
上総下総常陸守

忠常 上総公 武藏押領使

長元年中依浮説而為朝敵
討征討使相嗣有年既而服源
頼信之言赴洛途中罹病而死
于濃州月孺子常將家 勅免

常長 從五位下 下総権守

源頼義同義家討奥賊之時為
海道大將進兵後馬
常兼 從五位下 上総下総公

宣治年中有功而補上総権守
陸守護職任上下総別公氏官
大治元年使常重為繼嗣補下総
公城于千葉庄使常家補上総公
以下之男子等又授領所於千葉地
常重 從五位下 下総公
號千葉大兄
須重以遠北月至于世稱之常兼之
六黨同二月十日葬

常家 上総公
居城于上総國長柄郡一宮

常明 上総権守

常胤 千葉公
千葉祖

治承年中鎌倉草創時源頼
朝卿依恃之如父母遠東列之
讐討西海之敵其勲功許多
被厚賞之補下総國守護職
氏族亦悉仕幕府所顯庸矣

常康 白井元祖

居城于下総國印旛郡白井此地
堅固為控讐之要害故筑軍此
防當時西北之衆敵矣久安二年
六月三日卒歲四十八
常重 從五位下 下総守 千葉大介と号す

常衛 海上與市
居城于下総國海上郡

常胤 居城于下総國千葉郡推名卿
後号常昌 白井本所

常忠 與千葉公共仕于頼朝卿屢盡
軍功執中文治五年秋東列征
伐之時常胤為海道大將軍
柳具氏族發向焉常忠屬之
而勇功依頼朝卿娶任東被親
入道女

常胤 白井餘一
仕于頼朝卿三代將軍家

忠常 上総介、武藏押領使

長元年中浮説によりて朝敵となり「征討使に対し相闘う
こと有年、既にして源」頼信の言に服し洛に赴く途中、
病に罹りて「濃州に死す、よりて孺子常將勅免をこうむ
る（中略）」

常兼 從五位下、上総、下総介

寛治年中功ありて上総、下総、常「陸守護職に補す、上
下総州介に任ず、民戸富贍（みんこふせん）」大治元年
常重をして繼嗣と為し、下総「介に補す、城は千葉庄に、
常家をして上総介に補す」以下の男子等のおの領所を
授く（中略）世にこれ「常兼の六党と稱す（中略）」

常重 從五位下、下総守、千葉大介と号す

居城は下総國千葉庄に、かねて当國「檢非違所の務めを
預かるなり（中略）」

常胤 千葉介、千葉祖

治承年中、鎌倉草創時、源頼「朝卿これを恃（たの）む
により、父母のごとし、東州の讐を」退け西海の敵を討
つ、その勲功許多「厚くこれを賞され、下総國守護職に
補す（中略）」

常康 白井六郎、白井元祖

居城は下総國印旛郡白井に、この地「堅固、控讐（さし
ゆう）の要害たり、ゆえにここに築く」当時西北の衆敵
を防ぐ（中略）」

常忠 後号常昌、白井太郎

千葉介と共に頼朝卿に仕え、屢（しばしば）「軍功を尽
（つく）す、就中（なかんずく）、文治五年秋、奥州征」
伐の時、常胤海道大將軍として「氏族を相具し発向す、
常忠これに属し、勇功に励む
（後略）以下原文のみ掲載）」

昌胤 白井六郎 九進將監
母大友和義成女
兼久年十葉十葉胤綱在東

高胤 白井六郎入道
高或男
建長三年於花洛有修造兩院
及之華故被命其封於諸國之
時高胤在其中進之

家胤 白井九郎

定胤 白井太郎
寶治元年上孫公秀胤為攝
德於居城自投定胤交胤元牙
屬秀胤於彼城中自盡

友胤 白井次男

女 十葉女時胤妻

信胤 白井四郎

弘胤 白井六郎 通胤 同四郎

頸胤 白井四郎 清胤 同太郎

光胤 白井四郎 祐胤 同四郎
正和元年八月廿元

胤氏 志津次命

興胤 白井太郎 從從下下近將監
初行胤 重名行胤

正和三年甲寅喪父時行胤差三歲
故依十葉公貞胤朝臣之命使叔
父志津次郎胤氏移白井城輔佐
之當家氏族上座三郎及屬軍等
悉隨胤于胤氏公逆意潛殺
竹藏神領白井矣氏族室三郎
胤安宗胤氏逆謀推竹若森藤出
城中胤氏雖令進之依姑見其差
擁護而胤安越間道遁急難追
錄倉其後胤安雖欲討胤氏作及
惡意於十葉公以胤氏奸謀懷屬
士射傳竹若森死詣媚于十葉公
分遣家士欲殺幾竹若及胤安故不
遂志嘗過于建長寺佛國佛真
西禪師經年月竹若成張有智左
近行胤元弘年中尊氏公率軍
發錄倉時隨之上京建武三年尊
氏發落于筑紫於筑前國多
良瀨對菊地氏大軍相戰及始
時行胤指麾從兵馳逐戰
遂尊氏得勝利則賜御感書
於行胤尊應元年尊氏公命十
葉公貞胤曰建武三年三月九國
時行胤於謀列多々良瀨軍功舉
他可使行胤宗堵于本領移白井
城胤氏退去于推津城為家臣
禮云此時行胤叙任從五位下上
將監祝全再段家政行胤令高
興胤也而興胤歸城于白井造堂

軍功寬正六年乙酉五月廿二日死
法號本願念清大禪定門
為胤 白井太郎

文明三年成氏朝臣為上杉顯定
被襲古河城依之十葉公輔胤朝
臣迎之成氏於佐倉城是時為胤卒
兵士守護彼途中矣文明十八年
丙子三月十六日死法號月鏡常光
大禪定門

幸胤 白井左衛門尉
正德二年庚戌六月十九日死法號
恭德常懿大禪定門

俊胤 白井倫前守
後號玄光入道
文明十一年己亥正月十八日太田
道觀二階堂某等七將率一萬餘
騎攻當城俊胤請援兵於十葉公
輔胤朝臣依之命于孝胤朝臣引
率族旗家臣及長尾景下軍士
救城道觀軍眾於同州同營
而經數月挑戰同七月十五日討取
太田圖書道觀於是道觀軍敗
退去正德元年己酉六月山内上杉
顯定與扇谷上杉定正對陣于相州
管谷原此時應孝胤朝臣命將
兵士援顯定矣永正十四年丁丑五
月十七日死法號和藏常照大禪
定門

景胤 白井太郎
天文六年丁酉十月源義明
續率多勢軍于國府臺原
河晴氏朝臣及北條氏既而北條

進向之時十葉公貞胤朝臣亦
出軍安應命景胤隨至在元
各當武弘治三年丁巳正月十日
死法號天常常榮大禪定門
四三

胤義 編本胤元為養子
編本長門守

久胤 白井左近
喪父時十四歲為幼年故十葉公
胤當朝臣白井城者為要城使回
國生當城主原上孫胤定移居于
白井本城久胤居于三郎
永德四年午酉越後諫信稱當領
振極威催胤東諸將發向相州小
原佐竹義重見之義於亦合其軍
欲攻所見其將軍天下上勝押於
休舍攻白井城故胤氏家胤雖
為防戰而連夜討城陷退入生實
於其胤當朝臣於而急出共以胤定
先鋒悉討破正不立既而當胤定
功令居居白井城是久胤似胤定
家臣之列依之文胤居于下野國
天正二年甲戌七月廿日死歲三十一

安常 白井出羽守
後號俊胤
居于下野國都賀郡野中村舊
結城蓋軍功

常親 白井左衛門尉
下野國都賀郡野中村之產於同
法賢良儀道正堂

妙見社曼新宮建 八幡宮天滿宮矣其後亂氏企謀叛與亂寇新負亂朝臣運智各相觸曰并城於理之極於亂氏之令卒窺其間發兵於志津城攻殺亂氏矣
貞治三年甲辰四月十八日卒歲卒三法號 江鑑行亂大居士

道益

童名 兒丸
白昇圓應寺穿冠
父興胤告于佛真禪師曰我欲得尊師芳恩如何謝之按師依禪宗猶建現當二世願於是新建立瑞湖山圓應寺則以佛真禪師為湖山且曰甚法有宗男子授師可受法云於明烏御構產屋使妻女移居焉令自心常清淨不齋滿于月而誕生及七歲為釋氏嗣佛真禪師之法為圓應寺等二世矣以彼產屋蹤跡号持齋益成一禪寺
包胤 白昇左近將監

應安元年新田義宗殿屋義治起于上越兩州之境是去年其民朝臣率去矣且捨也上杉憲頭使東諸將擊之包胤在擲午軍列陣戰功既而新田之兵敗散矣永和二年丙辰月十三日死法號空傳道顯大居士

父胤

白昇太郎
永德三年癸亥十一月三日死法號 父村道棟大禪定門

之胤

白昇右衛佐
嘉慶元年常州小豆郡謀叛據虎戶男解城率關千餘當是氏滿朝臣使上杉中務入道禪助僅遣國之兵攻伐之胤應進發焉
應永九年壬午八月廿三日死法號宗憲常綱大禪定門

教胤

白昇左近將監
應永十三年上杉氏憲公道禪秀作也於鎌倉屬十華公滿朝臣巨發出焉永享二年庚戌五月十二日死法號 龍山常羅大禪定門

廣胤

白昇四郎
廣作持
永享十年鎌倉持氏朝臣將軍家依之將軍家催諸國之長令討持氏是故十華公免直朝臣傳命於諸將而率家旗等以破持氏之軍廣胤傷之查戰同十二年結城七高代朝臣入持氏御之二男寺三男安主於結城背將軍家之命依之使諸將擊之廣胤在胤直朝臣陣以盡

女

廣胤 白昇四郎
廣作持
永享十年鎌倉持氏朝臣將軍家依之將軍家催諸國之長令討持氏是故十華公免直朝臣傳命於諸將而率家旗等以破持氏之軍廣胤傷之查戰同十二年結城七高代朝臣入持氏御之二男寺三男安主於結城背將軍家之命依之使諸將擊之廣胤在胤直朝臣陣以盡

常清

白昇與兵衛尉
下野國都賀郡野中村之產同國香川山城守成修公任蓋軍功後慶長年中越後守將忠輝公任蓋忠勤寬永元年二月二日卒行年六拾五法號常藤堂居士

常信

白昇五郎八郎
下野國都賀郡野中村之產後武則於江戶寬永三年寅二月廿日卒行年拾八法號心月自光信居士

常房

白昇善兵衛
下野國都賀郡野中村之產於同所寬文元年七月廿日卒行年八十四法號真觀道居士

常政

白昇伊右衛門後
下野國都賀郡野中村之產後武則於江戶永野氏忠元公任有故後居下野國舊里後武則於江戶元祿十一年丙寅八月廿九日卒行年八十二法號 鎮養自開軒

常昭

白昇八丈後
下野國都賀郡野中村之產後武則於江戶

嚴有院殿

常憲院殿御二代奉仕蓋忠勤後居下野國舊里後有故也并氏茲親公在享保元年丙申七月

常次

白昇伊右衛門
下野國都賀郡野中村之產於同所正德元年卯九月十六日卒行年六十二法號清山淨雲堂居士

常春

白昇覺之丞
下野國都賀郡野中村之產後武則於江戶延寶四年辰八月晦日卒行年十六法號雲月草散居士

常勝

白昇左七郎後
武藏國葛飾郡之產後旅江戶并氏茲親公同茲滿公同茲公司茲胤公四代奉仕蓋忠勤

直信

白昇跡五郎
下越國之產後武則於江戶并氏茲親公任元祿十六年未九月十日卒行年二十六法號 英輪道機信士

示時

安政二乙卯年 臘月 平朝臣下胤 雲憲下宗上

治胤九歳根本家相統
この時母一人、小女五歳当歳、二人、親族なし、家禄三十九俵
ただし社領米二十六俵、抱え代米十四俵、作徳なり
十八歳実父死去、東先生門人に入る、十九歳川田出入り
二十歳鉄砲証文出入り
当主兄出庵、服部家断絶、母妹とも大師河原へ
移る

元禄十二年
卯八月十日

宝暦元年(1751)カII若宮八幡神社旧蔵文書D11-7
根本治胤(のちの胤満) 自筆略経歴メモ

治胤九歳根本家相統

この時母一人、小女五歳当歳、二人、親族なし、家禄三十九俵
ただし社領米二十六俵、抱え代米十四俵、作徳なり

十八歳実父死去、東先生門人に入る、十九歳川田出入り

二十歳鉄砲証文出入り

当主兄出庵、服部家断絶、母妹とも大師河原へ

移る

二十二歳御用木出入り、村中名主ならびに百姓ども

出入りなく独歩

二十三歳母ならびに兄上、妹兩人菊間へ引き取り

屋敷の内に家居、本免予請け取り、本田は清右衛門へ

(中略) 小源次二歳

二十五歳

この節抱え田地質物の儀、二十六俵ゆえ男一人召し仕い

これなく取り続きを企てる

二十九歳上京、三か年在京、(中略)

三十八歳聾(むこ) 多官来る、予

坂下田借に隠居、(中略)

五十六歳社建、五十八歳加級 女ごさ候、聾なし

六十歳辞職 時鐘鋳る 佳胤九歳後見

舎人成る

治胤九歳根本家相統
この時母一人、小女五歳当歳、二人、親族なし、家禄三十九俵
ただし社領米二十六俵、抱え代米十四俵、作徳なり
十八歳実父死去、東先生門人に入る、十九歳川田出入り
二十歳鉄砲証文出入り
当主兄出庵、服部家断絶、母妹とも大師河原へ
移る

口上の覚え
此の凍善院徳性院

物事

西井宿

凍善院

徳性院

西井宿

凍善院

徳性院

西井宿

凍善院

徳性院

西井宿

凍善院

徳性院

宝永7年(1710) 若宮八幡神社旧蔵文書D1-31
靈応寺からの、寺替え入院申し入れについて回答

口上の覚え

昨晚凍(東)善院、徳性院

拙宅へまかり越し、申し候は八幡村

西林坊無住につき、西林坊へ

凍善(東漸)院移し、凍善院へ徳

性院移すはずに、すなわち相極め急に

明日入院ごさ候と聞き候。

我ら初めて承る儀に候えば

前度相談もござなくにわか

明日の入院、今晚物語り

致さる段、何とも早速の事ゆえ

やむを得がたく候、先規より社僧の

寺替えは前度此方(こなた)へも

霊応寺と致され相談相極め

候上は双方立ち合い什物

へお政を代はす候中候
 へり候へば、ご方達吉秋
 へ院にも相談の受け、相極める上は八幡村より安養院此方
 へ院にも主計相調え候ゆえ、御通事に
 候え、この度新法に沙汰なしの移り替え、靈応寺
 にも成され候儀も、これなく候と答え、申し候、右の訳両僧申す
 通りにござ候や、心元なく存じ奉り候、
 凍善院、西林坊へ移し候儀も
 一応御相談有るべき訳に候えども
 これは他へ出候えはその通りにも致し
 凍善院へ徳性院今日
 入院の儀実儀に候は
 まず御延引成さるべし、もし
 御相談なく是非押し候て
 入院いたし候は、此方存じ
 寄りの儀ござ候あいだ、左様御心得
 成さるべく候、とかく先規の
 とおり和融御相談
 有るべしと存じ候、委細年度をもつて受け
 御意を得候。以上

へり候へば、ご方達吉秋
 へ院にも相談の受け、相極める上は八幡村より安養院此方
 へ院にも主計相調え候ゆえ、御通事に
 候え、この度新法に沙汰なしの移り替え、靈応寺
 にも成され候儀も、これなく候と答え、申し候、右の訳両僧申す
 通りにござ候や、心元なく存じ奉り候、
 凍善院、西林坊へ移し候儀も
 一応御相談有るべき訳に候えども
 これは他へ出候えはその通りにも致し
 凍善院へ徳性院今日
 入院の儀実儀に候は
 まず御延引成さるべし、もし
 御相談なく是非押し候て
 入院いたし候は、此方存じ
 寄りの儀ござ候あいだ、左様御心得
 成さるべく候、とかく先規の
 とおり和融御相談
 有るべしと存じ候、委細年度をもつて受け
 御意を得候。以上

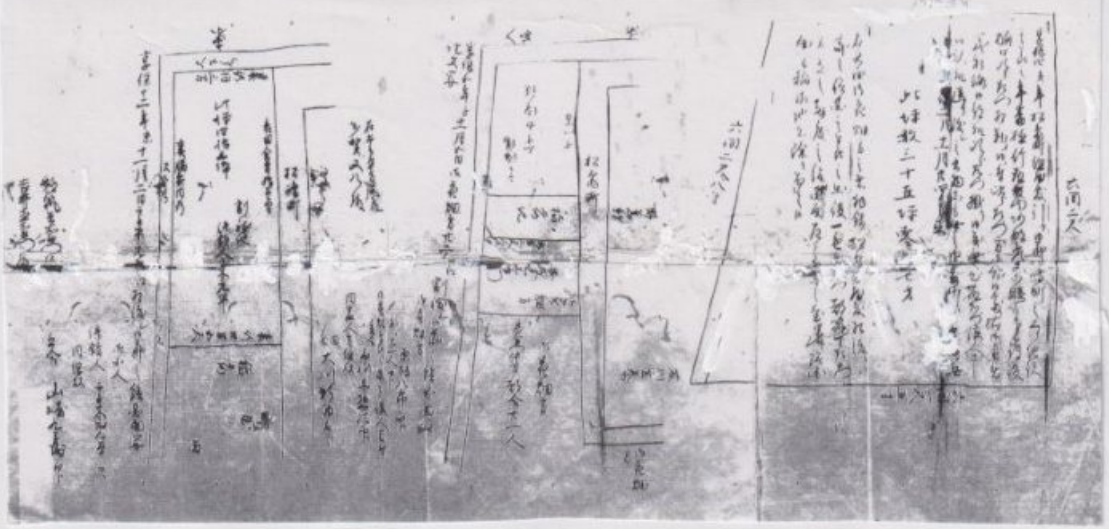
等相改め寺請け後事済み」事候、その方達吉秋の
 入院にも相談の受け、相極める」上は八幡村より安養院此方
 よりも主計相調え候ゆえ、御通事に
 候え、この度新法に沙汰なしの移り替え、靈応寺
 にも成され候儀も、これなく候と答え、申し候、右の訳両僧申す
 通りにござ候や、心元なく存じ奉り候、
 凍善院、西林坊へ移し候儀も
 一応御相談有るべき訳に候えども
 これは他へ出候えはその通りにも致し
 凍善院へ徳性院今日
 入院の儀実儀に候は
 まず御延引成さるべし、もし
 御相談なく是非押し候て
 入院いたし候は、此方存じ
 寄りの儀ござ候あいだ、左様御心得
 成さるべく候、とかく先規の
 とおり和融御相談
 有るべしと存じ候、委細年度をもつて受け
 御意を得候。以上

十月十三日
 根本右衛門

靈応寺様

追って申し入れ候、右の者不調法に「ござ候あいだ、思し召しの
 通り御書付」いたさるべく候

一、稲荷社地の儀
 享保十二年八月二十六日土佐守方まで
 差し出し、いよいよ除地に
 決庭(定)、然して申し入れ候、
 越前守殿へも書き上げ
 直ちに遣わし申されべく候、いよいよ
 滞りなく相済み申すべしと
 御同祝に存じ奉り候、御心(親)切
 のため御挨拶のため、
 すなわち越前守様へ上げ候
 書上と絵図面の控え
 御目につけ申し候、御覽
 已(以)後御返し下さるべく候、
 後証のため、貴様にも
 この通り御控え御写し置き成さるべく候。
 一、稲荷地面四方の間数、
 坪数、追つて御書付
 遣わされ下さるべく候、この絵図に
 記し置き、この方御番所の
 書き留めにも仕置申すべく候。
 永々鎮守の
 堅め申し候いずれも
 貴願を期(一)し候。以上
 十二月四日



享保12年(1727)カII若宮八幡神社旧蔵文書
 D1112、A413(圖)
 松島町稲荷について吉田政右衛門書状

一、稲荷社地の儀
 変り、書上地は八月
 二十六日土佐守方まで
 差し出し、いよいよ除地に
 決庭(定)、然して申し入れ候、
 越前守殿へも書き上げ
 直ちに遣わし申されべく候、いよいよ
 滞りなく相済み申すべしと
 御同祝に存じ奉り候、御心(親)切
 のため御挨拶のため、
 すなわち越前守様へ上げ候
 書上と絵図面の控え
 御目につけ申し候、御覽
 已(以)後御返し下さるべく候、
 後証のため、貴様にも
 この通り御控え御写し置き成さるべく候。
 一、稲荷地面四方の間数、
 坪数、追つて御書付
 遣わされ下さるべく候、この絵図に
 記し置き、この方御番所の
 書き留めにも仕置申すべく候。
 永々鎮守の
 堅め申し候いずれも
 貴願を期(一)し候。以上
 十二月四日

歴覽

元禄二寅年六月元大坂町近邊
里山形寺に屋敷敷千坪召上り
地面相割り毛水より両町奉行組に
割込。此の節同心五人の押領
屋敷より割込。此の節同心五人
稲荷より地面除き之より右組屋敷
正徳三年三月町屋。此の節
松島町に唱え

一、享保四亥年坪内能登守御番所
お此同心沙先と組屋敷。此の節
割込。此の節同心五人の押領
八所。此の節同心五人の押領
松島町に組屋敷を上り此の節
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領

一、享保六子年十一月六日右松島町に
地面の上り此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領

右段々割り渡し。此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領
此の節同心五人の押領

十一月

享保12年(1727)カII若宮八幡神社旧藏文書D111-21
松島町組屋敷稲荷についての胤満覚え

覚え

元禄(禄)十一寅年六月、元大坂町近辺
青山播磨守屋敷五千坪召上げられ、右の
地面相州走水より両町奉行組へ
割り込みに仰せ付けられ候同心五十人の押領
屋敷に下され割り渡し申し候、この節より鎮守
稲荷の地面除きこれあり、右組屋敷、正徳三巳年三月町屋に
仰せ付けられ、その節より松島町と唱え申し候。

一、享保四亥年坪内能登守御番所「相止め、同心御先手組ならび
に両町奉行組へ」割り込みに仰せ付けられ、松島町にまかりあ
り候同心五十人は「八町堀能登守元組同心屋敷へ引き移り、」
松島町の組屋敷は上り申し候、この節双方「年番与力阿部彦太
夫、植竹藤右衛門」掛りにて割り渡し申し候。

一、享保五子年十一月五日、右松島町の上り「地吹上御花畑方の
者二十二人へ」下され、出役与力石堂平太夫、多賀又八「まか
り出、割り渡し申し候、この節二十二名請け取り証」文、印形
の絵図面にも稲荷地書き載せ「これあり、続き四十三坪の割り
余り地これあり候。

一、享保十二未年十一月二日、右四十三坪の「地面御小人高木元
平拝領仕り、出役与力」都筑兵右衛門、吉井直右衛門まかり出
で割り渡し申し候、「この節の絵図面も稲荷社地除き地に成り
これあり候

右段々割り渡ししの絵図面、出役与力ならびに「町年寄三人、樽屋
三右衛門方にも控え絵図」所持仕り候。以上

十一月

申す松嶋町稲荷社地に旅宿仕り候、
 白鳳二年上御國菊間八幡宮鎮座
 倉將軍のころまで神領永銭六千貫文、これある由
 御寄付遊ばせられ、御代々御朱印
 宮司頂戴仕り候、社地境内三万坪ならびに
 宮司屋敷六千坪余御除き下し置かれ、
 正月六日御年頭、御目見え太
 玉籤（串力）献上仕り候、支配下社家八人、社
 僧二か寺ござ候こと、享保四年亥の春
 上京致し稲荷山師匠方に身を預け
 勤学致し、同六年丑秋、叙爵相願い、伝奏吉田
 三位殿にて上卿、万里小路中納言殿
 上卿をもつて宣旨位記頂戴仕り候、その後また
 八幡宮御本殿造営、遷宮儀に付し
 寛延元年辰秋上京仕り候ところ私財をもつて
 八幡様新造のみぎり、吉田三位殿裏紙下され
 甘露寺中納言殿上卿にて加級をこうむる。
 勅侍「頂戴」
 内ありがたき仕合せに存じ奉り候、しかれども近頃耳遠く
 すなわちまつたく相務めがたく候あいだ、三年以前辞職致し
 隠居名に改め、神事修行のみ仕り候。以上
 閏二月
 （以下不鮮明、判読不能）

願書

一 私身護仕の法能屋敷法与夫場

稲荷本社土藏海殿新規五年

以永本年法殿之希寄進成候

同心中 由寄進成候御年番

當二月類焼仕候に付度中社古虎

塗り直し、拜殿ならびに瑞籬(みずがき)新規に仕り候あいだ、

先年の通り御与力中様御寄進成され

下され候よう願ひ奉り候、もつとも同心中へは別段に

御願ひ申し候あいだ、何分よろしく御取り成しの上御寄進

相調ひ候よう、願ひ奉り候。以上

安永七戌年 御組屋敷御鎮守預り

十一月 根本常陸介

松浦安右衛門殿

〇一 松浦安右衛門殿

安永7年(1778) 若宮八幡神社旧藏文書A6-4
松島町組屋敷稲荷修築寄進について

願書

一、私守護仕り候御組屋敷鎮守矢場
稲荷本社、土藏、拜殿新規に五年

以前午年後藤三郎兵衛殿御年番
の節御願ひ申し上げ、惣御与力中様ならびに

同心中に御寄進願ひ奉り出来仕り候ところ、
當二月類焼仕り候につき、このたび本社、土藏

塗り直し、拜殿ならびに瑞籬(みずがき)新規に仕り候あいだ、
先年の通り御与力中様御寄進成され

下され候よう願ひ奉り候、もつとも同心中へは別段に
御願ひ申し候あいだ、何分よろしく御取り成しの上御寄進

相調ひ候よう、願ひ奉り候。以上

安永七戌年 御組屋敷御鎮守預り
十一月 根本常陸介

松浦安右衛門殿

〇一 松浦安右衛門殿

中儀造立御請け証文

一、若宮八幡宮御鳥居の御造立につき

金二兩に扶持米三俵にて拙者請負

申すところ実正にござ候、手付け金として金一兩

只今御請取り申し候、扶持米の儀は取り付け申し候わば

段々御渡し下さるべく候、残して一兩は

御棟上げみぎりに御渡し下さるべく候、後日のため

享保十六年七月朔日

推名村



蓋書村

根本大炊頭様

享保16年(1731) 若宮八幡神社旧蔵文書D11-1
鳥居造立御請け証文

御請け証文のこと

一、若宮八幡宮御鳥居の御造立につき、

金二兩に扶持米三俵にて拙者請負い

申すところ実正にござ候、手付け金として金一兩

只今御請取り申し候、扶持米の儀は取り付け申し候わば

段々御渡し下さるべく候、残して一兩は

御棟上げみぎりに御渡し下さるべく候、後日のため

よって証文くだんのごとし。

享保十六年辛亥七月朔日

推名村

大工

安右衛門(印)

菊間村

根本大炊頭様

海抜力強水燈り

一、鐘樓堂一軒 一式

古くより白米採りたるに
金一両三分、米二俵相極め申し候
しかる上は大工方手支え、これなきように引き
立て御世話懸け申すまじく候、もし中半に
相違の儀もござ候は、御引き替え候とも
申し分ござ無く候、もつとも金子の儀は三度に
御渡し成さるべく候、後日のため、よつてくだんのごとし。

宝曆二年 申七月十五日

服部舎人殿

宝曆2年(1752) 若宮八幡神社旧蔵文書A5-111
鐘樓堂請け負い金請け取り証文

鋸挽き方請け取り証文のこと

一、鐘樓堂一軒 一式

右手間賃ならびに扶持方共請け合

金一両三分、米二俵相極め申し候

しかる上は大工方手支え、これなきように引き

立て御世話懸け申すまじく候、もし中半に

相違の儀もござ候は、御引き替え候とも

申し分ござ無く候、もつとも金子の儀は三度に

御渡し成さるべく候、後日のため、よつてくだんのごとし。

仁右衛門(印)

宝曆二年

申七月十五日

服部舎人殿

五束幸利根川荒川江川道下者御
月け入用、手渡者陸御所唐土屋上候上候
に國邊掛り金候は右入用金より十分の
一と道

云候は御所へも障なく在り、私料私領
寺社領大、錢より右存御七々七々、宛
相と、此等之由申上り、限上納の旨不
方申渡す、御所へ申上り、七々保木
左太郎、海上弥兵衛、内山七兵衛、保木
小半

一、寺社領の分、御料近所はその所支配の御
代官へ取り集め、私領近所はその所領主地頭
へ取り集め、御代官ならびに領主地頭より、これまた右御
代官の内へ御納め有るべく候こと。
一、押領高ならびに込み高はもちろん、すべてその村々
有高へ掛り候筈に候。

申十一月

御勘定所

享保13年(1728) 若宮八幡神社旧藏文書A10-15
川々普請、勘定奉行覚え

覚え

去る末年、利根川、荒川、江戸川通り、御普請に
つき、この入用は武蔵、常陸、上野、安房、上総、下総
へ国役掛り金候はずに候、右入用金高の内十分の

一は

公儀よりこれを差し加えられ、その余は右六か国御料、私領
寺社領とも残らず高百石につき銀七匁七分ずつ
村々よりこれを取り立て、当申十二月を限り上納の筈に候

あいだ御代官小泉市太夫、内山七兵衛、保木
左太郎、海上弥兵衛四人の内へ御納めあるべく候こと。

一、寺社領の分、御料近所はその所支配の御

代官へ取り集め、私領近所はその所領主地頭

へ取り集め、御代官ならびに領主地頭より、これまた右御
代官の内へ御納め有るべく候こと。

一、押領高ならびに込み高はもちろん、すべてその村々
有高へ掛り候筈に候。

申十一月

御勘定所

上総親王上覽

今度六か国高役金

信分上総国高役金

御朱印地

御朱印地

御朱印地

御朱印地

御朱印地

御朱印地

御朱印地

御朱印地

享保9年(1724)カII若宮八幡神社旧蔵文書D11-17
六か国高役金についての問い合わせ
窺(うかがい)奉る口上覽え

このたび六か国高役金
仰せ付けられ候ところ、上総国も右の内にて
ござ候、御料、私領、寺社
御朱印地ともに、その最寄りより
御触れござ候て、差し出し候ように承り候ところ
拙者方へはいずかたよりも仰せ
渡されござなく候ゆえ、先年
御朱印御改めのみぎり、ならびに近年
人別御改めの節は同村御領主
長田半助殿より承り候趣もござ候あいだ
半助殿へまかり越し、このたびの国高
役金の儀承り合い候ところ、この方知行
所へは相触れ候えども、名主方にて
間違ひ、申し渡さず候や、もつとも同村相給
方へ差し出し事済み候ものと存じ、この方
領分は取り集め、池田喜八殿まで
上納相済み候旨、御挨拶ござ候、
これにより拙者
御朱印地高役金の儀、いずかたへ
差し上げ申すべく候や、窺いたくこの段
申し上げ奉り候。以上

上総国市原郡菊間郷八幡宮神主

根本大炊頭

十二月

十二月

根本大炊頭

河津村の御領

社領分
一、高二十石

いふは承り申下
徳吉やカハシのまじりて

右は去年利根川、荒川、江戸川、内宿川、門宿川、馬川、通
御普請につき高役金として御上納、書面の通り請け取り申すと
ころ、よつてくだんのことし。

享保十二年十一月八日

日野小左衛門手代
羽中左四郎
細井浅右衛門

根本大炊殿

享保12年(1727) 若宮八幡神社旧藏文書A4-2
川々普請国役銀請け取り

請け取り申す高役銀のこと

社領分

一、高二十石

この高役銀一匁八分

ただし高百石につき銀九匁

一分ずつ

右は去年利根川、荒川、江戸川、鬼怒川、小貝川、烏川通り
御普請につき高役金として御上納、書面の通り請け取り申すと
ころ、よつてくだんのことし。

日野小左衛門手代

享保十二年十一月八日

羽中左四郎(印)
細井浅右衛門(印)

根本大炊殿

(端裏書き) 国役金請け取り

享保13年(1728) 若宮八幡神社旧藏文書A4-5
国役銀請け取り控え

去年国役金高掛り社領分

納め銀、日野小左衛門殿御役所へ

持参致し相納め申し候、もつとも御手代

羽中左四郎殿、細井浅右衛門殿より

請け取り書、今所持致し候。以上

市原郡菊間郷

申十二月七日

根本大炊印

(端裏書き) 享保十三申極月、八幡村の取り立て書付

去年国役金高掛り社領分

納め銀、日野小左衛門殿御役所へ

持参致し相納め申し候、もつとも御手代

羽中左四郎殿、細井浅右衛門殿より

請け取り書、今所持致し候。以上

申

十二月七日

根本大炊印

神幸行例

榊右兵衛 神輿 同 同

幣帛主計 同左衛門 同 刑部

玉籤座主 御太刀主膳

宮司衣冠 供奉金曹 白張二人

明和元年九月九日

拝殿留守 房官

明和元年(1764) 若宮八幡神社旧蔵文書D115
祭礼における神幸行列

神幸行例

榊 右兵衛 神輿 同 同

幣帛 主計 同 又左衛門 同 刑部

玉籤(串) 座主 御太刀 主膳

宮司 衣冠 供奉 金曹 白張 二人

明和元年九月九日

拝殿留守 房官

日章齋先生碑帖跋草稿

家君墓碑請書於東郊先生。東郊先生
 博古。集李北海書以入石。速碑已成。
 好事者稍々謀窃撫拓之。余患
 其排倒之。因搨一本再摹刻以
 作帖。贈諸同好之士。夫李書不見海
 內。則浦城雲磨碑久斷。劉公遠
 夫用鐵束完之。而楊用侑以為神
 物。後世安知家墓新碑有李書
 之存。獲者宜珍襲焉。
 明和二年秋七月

東海平佳胤識



右法帖ノ大ナカサ時立七寸七分、横四寸五分ニシテ、間罫紙
 寸法御極め書、この通りに御認め遣わされ申すべく候。東柯子方
 へも
 跋文認め候
 様に申し遣わし候。もつとも被文終へ、御印章御押し成さるべく
 候。もし御印これなく
 ござ候わば此方にて認め申すべく候。

明和7年(1770) 若宮八幡神社旧藏文書A5-26
 根本胤満碑帳、佳胤跋草稿

日章齋先生碑帖跋草稿

家君墓碑請書於東郊先生。東郊先生
 博古。集李北海書以入石。速碑已成。
 好事者稍々謀窃撫拓之。余患
 其排倒之。因搨一本再摹刻以
 作帖。贈諸同好之士。夫李書不見海
 內。則浦城雲磨碑久斷。劉公遠
 夫用鐵束完之。而楊用侑以為有
 神物。後世安知家墓新碑有李書
 之存。獲者宜珍襲焉。
 明和二年秋七月

東海平佳胤識 (印)

この五字持の字の下へ御入れ成さるべく候
 當時已如此

右法帖の大きさ、縦七寸七分、横四寸五分にいたし、間罫紙
 寸法御極め書、この通りに御認め遣わされ申すべく候。東柯子方
 へも
 跋文認め候
 様に申し遣わし候。もつとも被文終へ、御印章御押し成さるべく
 候。もし御印これなく
 ござ候わば此方にて認め申すべく候。

上総国市原の郡菊間郷 和名抄久々麻

八幡宮神主 従五位下常陸介平佳胤

寛政七年正月月上旬より病に侵され、醫

薬効なく月を越えて身軀衰ふ親族

門人等命を八幡宮に祈るといへども

強らく日七月八日、行年五十四日に

命終る和葬の式を以て蒲萄山

葬りて謚を豊八尺瓊之霊と稱す

佳胤幼くして父を喪ひ孤にして

祖父胤満より養ひれ中間古年祖父

外を勤め母内を治む佳胤人となりて

宝曆九年西上して従五位下常陸介

に任叙す佳胤亦二年冬十月廿一日

祖父胤満卒す又より家を嗣ぎ

神を敬し八幡宮神殿、楼閣修理

怠らずますます齋を尽くす、博く古学に

寛政8年(1796)カII若宮八幡神社旧蔵文書D11-12
加藤千薩大人あて父佳胤の墓碑銘依頼

上総国市原の郡菊間郷(和名抄久々麻)若宮
八幡宮神主、従五位下常陸介平佳胤
寛政七年正月月上旬より病に侵され、医
薬効なく月を越えて身体衰う、親族
門人等命を八幡宮に祈るといへども
命なく同七月八日、行年五十四歳に
して命終る。和葬の式をもつて蒲萄山に
葬り、謚(おくりな)を豊八尺瓊之霊と稱す、
佳胤幼にして父を喪し、孤にして
祖父胤満に養われ、中間二十年祖父
外を勤め、母内を治む、佳胤人となりて
宝曆九年、西上して従五位下常陸介
に任叙す、佳胤二十二年冬十月二十一日、
祖父胤満卒す、それより家を嗣ぎ
神を敬し、八幡宮神殿、楼閣修理
怠らずますます齋を尽くす、博く古学に

志し荷田の大人尊び、泉居（あがたい）の翁
 を慕う、近ごろ本居大人の学風を
 尊信し、古書において発明多し、
 和歌を詠じ文を能（よく）す、門葉多く能く
 人を恵む、言語少く性恕を遷（うつ）さす。
 館の遠祖は、

志賀高穴穂（しがのたかあなほ）の御代、菊麻の国造
 大鹿国の直、旧事記、苗裔（びようえい）にして世々
 神事に仕う、永祿のころ千葉氏より
 家を續きて終に平を氏と為して

右の外祖々父日章斎碑帖一冊相添え
 差し上げ申し候、なにとぞ本居大人御願い下され候よう
 願ひ奉り候、もつとも飯（和の）銘文も御認め下され候よう
 仕りたく候。以上

四月三日

千蔭大人

左右

平邦胤拜

千蔭大人

安永元年（1772） 若宮八幡神社旧藏文書 A5-36
 年貢皆済覚え

覚え

辰の御年貢出し仕

一 二十二俵三斗四升二合四勺六才

内

一俵 御屋敷より御供米

三俵三斗二升 畑中 左兵衛 斗

二俵一斗 同所 源藏 斗

一俵 山中 次右衛門 斗

六俵三斗二升 十兩分利米

二斗一合六勺四才 卯暮れ利金残 年賦代米

一俵二斗 藤兵衛 斗

十六俵三斗四升一合六勺四才

差し引き 六俵八勺三才

外に 四升六合九勺一才 卯暮れ残

二口 六俵四升七合七勺三才

右の内

六俵 与左衛門へ継ぎ送り

残して 四升七合七勺三才 未進

この代

二百二十五文 大晦日渡し

右の通り差し引き、当辰の御年貢、高役

とも皆済のところ相違

ござなく候。よつてくだんのごとし。

安永元年 辰十二月晦日

市郎左衛門（印）

常陸介様

辰の御年貢出し仕
 一俵三斗四升二合四勺六才
 御屋敷より御供米
 畑中 左兵衛 斗
 同所 源藏 斗
 山中 次右衛門 斗
 十兩分利米
 卯暮れ利金残 年賦代米
 藤兵衛 斗
 十六俵三斗四升一合六勺四才
 差し引き 六俵八勺三才
 外に 四升六合九勺一才 卯暮れ残
 六俵四升七合七勺三才
 右の内
 六俵 与左衛門へ継ぎ送り
 残して 四升七合七勺三才 未進
 この代
 二百二十五文 大晦日渡し
 右の通り差し引き、当辰の御年貢、高役とも皆済のところ相違
 ござなく候。よつてくだんのごとし。
 安永元年 辰十二月晦日
 市郎左衛門（印）
 常陸介様

辰の御年貢出し仕
 一俵三斗四升二合四勺六才
 御屋敷より御供米
 畑中 左兵衛 斗
 同所 源藏 斗
 山中 次右衛門 斗
 十兩分利米
 卯暮れ利金残 年賦代米
 藤兵衛 斗
 十六俵三斗四升一合六勺四才
 差し引き 六俵八勺三才
 外に 四升六合九勺一才 卯暮れ残
 六俵四升七合七勺三才
 右の内
 六俵 与左衛門へ継ぎ送り
 残して 四升七合七勺三才 未進
 この代
 二百二十五文 大晦日渡し
 右の通り差し引き、当辰の御年貢、高役とも皆済のところ相違
 ござなく候。よつてくだんのごとし。
 安永元年 辰十二月晦日
 市郎左衛門（印）
 常陸介様

江戸
御構い場所

品川、板橋
千住、本所、深川
より内御構い
四ッ谷大木戸

上総国市原郡北五井村
同国同郡菊間村

右の場所徘徊すべ
からざるものなり

天明四年
六月廿七日



天明4年(1784) 若宮八幡神社旧蔵文番A6-17
五井村名主家養子江戸払い構い場所

江戸払い
御構い場所

品川、板橋
千住、本所、深川
より内御構い
四ッ谷大木戸

上総国市原郡北五井村
同国同郡菊間村

右の場所徘徊すべ
からざるものなり

天明四年

五月二十七日

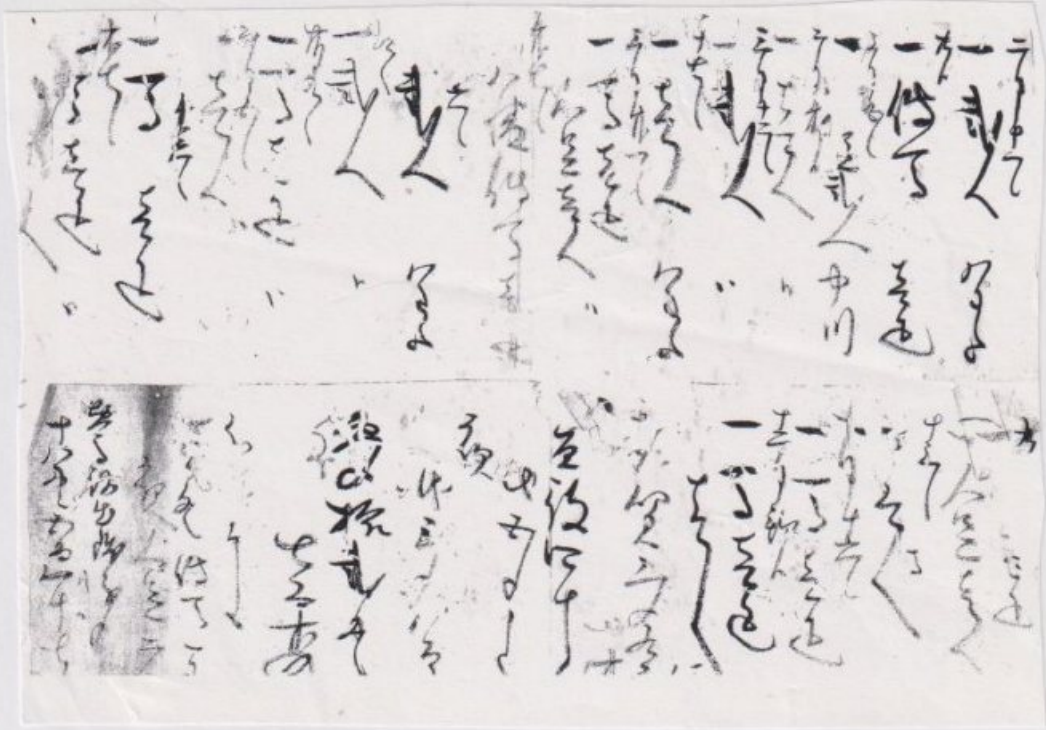
(上包み)

御構い場所書付

(裏書き)

上総国市原郡北五井村
百姓
甚五左衛門養子
重藏

年号無記江戸後期Ⅱ若宮八幡神社旧蔵文書A11-8-2
八幡役、中川溝触れ当て人足集計



二月十一日	一、二人	八わた
九日	一、伝馬一疋	
二月十五日	一、人足二人	中川
二月二十日	一、一人	"
三月十二日	一、二人	"
十七日	一、一人	八わた
三月二十一日	一、馬一疋、人足一人	八わた
二十七日	一、八幡伝馬一疋	
六日	一、二人	八わた
九日	一、二人	八わた
二十九日	一、馬一疋	"
□月五日	一、一人	"
十六日	一、馬一疋	"
二十七日	一、馬一疋	"
九日	一、馬一疋、人足一人	□
十三日	一、馬、一人	
十月十六日	一、馬一疋	
十二月朔日	一、馬一疋、一人	八わた
ノ賃三貫九百二十四文		
昼役四十人、代五貫文、夜代三貫八百文		
惣ノ十二貫七百二十四文		
「文なり」		
□貫 伝馬一疋		
夜人足二人		
惣高役出銭分ノ		
十八貫五百八十四文		

往來一札

拙者弟根本乙丸こと心願これあり
諸国式内社拝礼のため当七月朔日出立致し候、
国々神職中ならび庄屋年寄中、日暮れ及び候わば
その所の御作法をもつて一宿の御助力頼み入り奉り候、
万一病死など致し候わば御取り置き下さるべく候、もつとも
江戸浅草御門外茅町一丁目足利屋源左衛門まで
御文通下され候えば早速相届き申し候、右往來
手形かくのごとくござ候。以上

嘉永三年戊七月朔日
上総国市原郡菊間村
酒井兵庫助知行所
御朱印地
根本大隅

諸国神職中
ならびに
村役人中

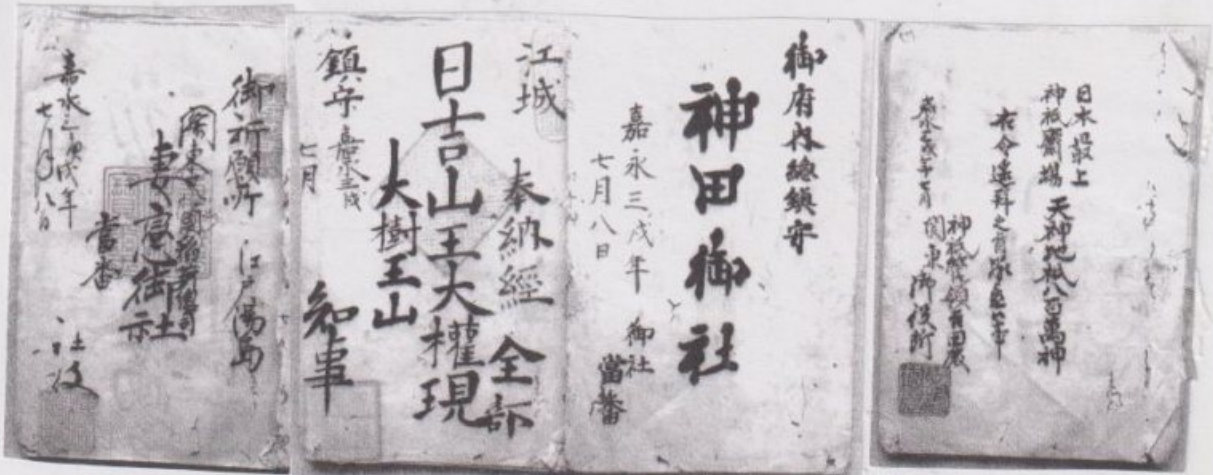
嘉永3年(1850) 若宮八幡神社旧蔵文書 A816
八幡宮神主諸国式内社参詣往來手形

往來一札のこと

一、拙者弟根本乙丸こと心願これあり
諸国式内社拝礼のため当七月朔日出立致し候、
国々神職中ならび庄屋年寄中、日暮れ及び候わば
その所の御作法をもつて一宿の御助力頼み入り奉り候、
万一病死など致し候わば御取り置き下さるべく候、もつとも
江戸浅草御門外茅町一丁目足利屋源左衛門まで
御文通下され候えば早速相届き申し候、右往來
手形かくのごとくござ候。以上

上総国市原郡菊間村
酒井兵庫助知行所
御朱印地
根本大隅(印)

諸国神職中
ならびに
村役人中



④～①

嘉永3年(1850) 若宮八幡神社旧蔵文書 A815
江戸神社御朱印

① 日本最上

神祇齋場 天神地祇八百萬神
右遥拜せしむの旨承り置き候こと
神祇管領吉田殿
嘉永三戊年七月 關東御役所(印)

② 御府内總鎮守

神田御社
嘉永三戊年 御社
七月八日 當番

③ 江城

奉納經 全部
日吉山王大權現
大樹玉山
鎮守 嘉永三戊 七月
知事(印)

④ 御折願所 江戸湯島

関東二十八か国稻荷總司
妻恋御社
當番
嘉永三戊戌年 七月八日
社役(印)



上段 ⑧~⑤
下段 ⑩、⑨

- ⑤ 東都 湯島天満宮 戊七月八日 別當所
- ⑥ 江城鎮守 根津御社 嘉永三戊午七月八日 神主所「役人」(印)
- ⑦ 御祈願所 白山御社 江戸小石川惣鎮守 嘉永三戊午七月八日 神主「役人」(印)
- ⑧ 小石川惣社 氷川御社 嘉永三戊午七月 別當「宗慶寺」(印)
- ⑨ 奉納經 諏訪大明神 全部 管公 牛天神 御自作「黒暗天女」 嘉永三年 東叡山御末泉松山 七月八日 龍門寺□□(印)
- ⑩ 奉納經 平河天満宮 嘉永三年 七月九日 別當所



⑪

⑪ 奉納経
 全部
 愛宕山 神殿
 嘉永三戌年
 七月九日
 別当
 執事

(後筆)

空にして神名帳にあらわる
 神々へもう(詣)でて、そのみやつかさ(官司)に
 乞い申して大御名をものに記して
 長く行く末のさち(幸)を祈り、八方深し
 くてかみつふさ(上総)のくくま(菊間)前の宮
 司、平の為胤かしこみくまを(申)す

嘉永のみつのとし(3年)水無月(6月)
 なごし(夏越し)のはら(祓)えしてしるる

若宮八幡宮神主

根本大隅(道胤||花押)

土気駅問屋往還御用留め

土気駅問屋往還御用留 〔勝間・佐野彪氏所有文書から〕

今井公子 千葉市史編さん会議委員（元市史編さん担当）

はじめに

明治2年3月から翌年1月までの土気駅問屋の御用留14冊は、佐野彪会員が古文書の散逸を憂えて個人の資材をもって救済した史料で、大多喜の骨董店で発見された古文書である。

この御用留は、土気往還の土気駅（付図）を公務により通行した役人や公文書の継ぎ送り関係を宿駅の間屋が記帳した帳簿である（私用での通行や商用荷物の運送帳簿ではない）。土気往還の発着地の大網宿にある宮谷県庁と東京横山同朋町の知県事役所との往復や、管轄の安房郡ほか君津・富津・木更津などから市原郡八幡村を経由して、管轄地域村々と宮谷県庁との役人や公文書の往復などが宿継ぎされ、記帳のほぼ全部が宮谷県庁関係といえる。したがって、諸藩・県役所からの出張役人や荷物を運送する人馬の用意を通知した「先触」（さきぶれ）により、土気駅へ出勤して運送を勤めた人足や馬数が記録され、先触れ文書を次の宿へ早急に届ける人足も記されている。土気往還を公用で通行する役人の職・氏名や、物品の運送に日夜従事した土気町の人足の名前や、助郷村（宿場の近郷の村は公用通行の負担を課された）が勤めた人馬数量と公定駄賃も記され、通行の中止や、順延などの急な日程変更もあり、キャンセルで待ちぼうけになった人馬には半日当が支払われたようである。

本書には壱番御用留と二番御用留を収録した。

佐野彪家文書 土気駅問屋御用留14冊

壱番 御用留 明治二巳季三月廿三日 〔三月二十五日〕



二番 御用留 明治二巳 三月廿五日 〓 四月十日
 三番 御用留 明治二巳 四月十一日 〓 四月二十六日
 四番 御用留 巳季 四月廿六日 〓 五月八日
 (五番欠)

六番 御用留 明治二巳年五月廿五日 〓 六月二十九日
 七番 御用留 己巳季 七月朔日 〓 七月二十六日
 八番 御用留 己巳年 七月廿八日 〓 八月二十二日
 九番 御用留 己巳年 八月廿一日 〓 八月二十九日
 十番 御用留 明治二巳 八月廿九日 〓 九月十九日
 拾壹番 御用留 明治二巳季九月廿日 〓 十月十九日
 拾二番 御用留 明治二巳歳十月日 〓 十一月十七日
 拾三番 御用留 明治二巳年霜月日 〓 十二月三日
 拾四番 御用留 明治二巳年極月日 〓 十二月二十六日
 第十五 御用留 明治二巳年十二月日 〓 一月十四日

1. 「先触」による宮谷県庁との通行について

本書に収録した2点の御用留をみると、3月20日から4月10日の32日間で土気駅に届いた55通の「先触」のうち、宮谷県庁に直接関係が薄いと考えられるのは、3月27日に東京の仏光寺六拾宮が中村檀林へ通行する1通の先触だけである。

宮谷県庁と東京の知県事役所との往復通行先触22通、長瀬藩（明治2年11月1日に大網に陣屋を置き大網藩と称した）の芝愛宕下の上屋敷役所と宮谷県庁との往復先触は6通、他には水戸監察局や神奈川県戸塚伝馬所や府県学校取調御用掛の宮谷県庁来訪の4通である。他には寄場組合の極楽寺村への廻状順達4通があり、合計36通が大網宿より北方地域との関係である。

さて、市原郡八幡村を通行する先触は、宮谷県庁の廻状や管轄村からの御用状や囚人送りの先触が12通、君津の南子安に静岡から転封した金ヶ崎藩瀧脇氏（木更津の貝淵



に移転し桜井藩と称す)の先触が4通、奈良輪の三上藩遠藤氏の先触が2通、沼津藩が転封した菊間藩水野氏先触が1通、合計19通は宮谷県庁との往復公文書や通行である。なお、残り12冊の御用留には明治維新により房総に転封してきた長尾藩・花房藩・小久保藩、鶴舞藩などや、房総に江戸時代から続く佐貫藩・飯野藩・鶴牧藩などから宮谷県庁へ出張した役人の先触も記帳されている。

2. 宮谷県庁と土気町

*土気町Ⅱ元禄15年(1702)村高634石155

延享4年(1747)家数113軒・人数653人

維新直後は本領安堵された旧旗本の松下嘉兵衛(3960石余)知行所、明治2年12月13日に上知となり宮谷県所属。

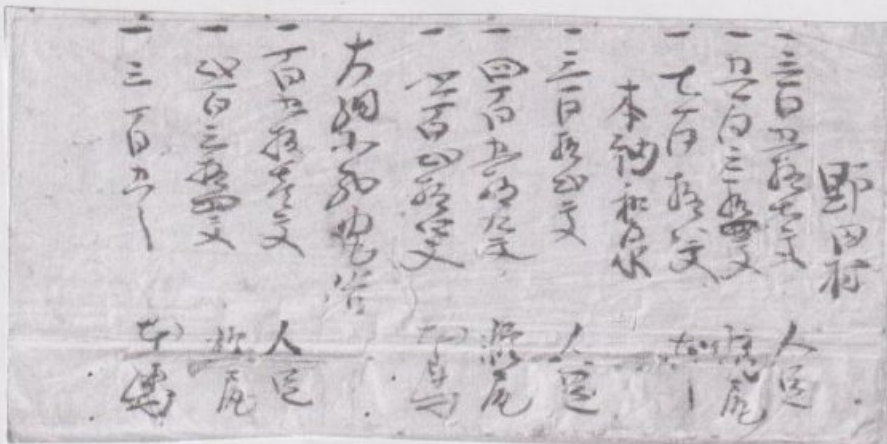
*宮谷県Ⅱ上総安房知県事の仮庁舎は市原郡八幡村から長柄郡長南宿を経て、明治元年(1868)12月16日に浜松藩が長南へ転封したため、大網村宮谷の法流山本国寺(法華宗・宮谷壇林)へ移り、明治2年2月9日正式に宮谷県が設置された。管轄は安房国4郡内に5万6千石余、上総国9郡内に8万7千石余、下総国3郡内に12万2千石余、常陸国4郡内に10万4千石余で、3国20郡合計37万石余であった。

*土気町助郷組合(5350石)

大椎村 小山村 池田村 駒込村 大竹村 南玉村 金谷村、長谷村 小沼村 名村 真行村 餅木村 小西村 山田村(助郷村14か村分5200石)土気町分(150石)

安政2年(1855)6月の公用継ぎ立て負担についての議定書(鷹・餌鳥屋御用の負担割合を除く。千葉市史史料編6近世―146p)では次のように負担の割合が決まっていた。

・公用先触文書の継ぎ送り(次の宿場へ持参する)の人足賃ならびに触れ当て(助郷村への出勤通達をする)人足賃・問屋給金・定使給とも、土気町が負担すること。



・提灯張り替え・傘張り代金は土気町で負担する。

・帳紙・筆墨・蠟燭代は、毎年取り調べて助郷組合14か村で割り合つて負担すること。

・関東取締出役の宿泊費用、預り囚人の費用は、寄場組合26か村で村高割にして負担すること。

明治2年5月2日付け御用留では、助郷模様替えについての民部官布達を書き写しているが、新政府の駅令改正は徹底せず旧幕のまま実施されていた。江戸時代からの交通制度は明治5年まで続いたのである。

*土気駅からの里程は、大網宿へ1里、野田宿へ2里8町で、公用の場合は原則として、隣り合つた宿場へ物や人を送り届けることである。

3. 宮谷県の布達について

宿駅の間屋が記帳した公用通行が主体の御用留であるが、別表のとおり、14冊282日間に届いた着信文書数は607通で、そのうち80通の廻状継ぎ送り中に70通の通知文書や布達文書が含まれている。所属官庁である宮谷県が布達した民政関係文書や太政官布達が写し書きされ、寄場組合の親村へ順達している。

3月21日付けの伍什長制度の廻状は明治元年11月に上総安房知県事柴山典が発令したものであるが、五人組で助け合い、失費を省き、博奕禁止、訴訟を抑えるなど教諭している。

3月22日付け寄場組合大網宿大惣代の廻状は、前年12月に宮谷県が設置した防捍(ぼうかん)の給料を村高割で徴収する通知である。防捍頭取は大惣代が任命され監察等を担当させた。

3月24日付け宮谷県廻状は、宮谷県会議所を設置するので、一郡に2人の議民(議員)を選出するよう達したものである。また、畑・宅地の貢納を金納にするため反別調査も廻状で通知している。

他に宮谷県の主な布達をみると、9月24日発出の10月14日付け御用留では名主

(写真Ⅱ第2番裏表紙)

野田村

一、三百五十七文 人足

一、五百三十四文 軽尻

一、七百十八文 本(馬)

本納、和泉

一、三百十二文 人足

一、四百五十九文 軽尻

一、六百二十四文 本馬

大網、小西、宮谷

一、百五十一文 人足

一、二百三十四文 軽尻

一、三百五十五文 本馬

組頭給料・溜め井浚い普請人足扶持の下付、夫人米・永納はそのまま、胡麻・小豆・松飾・糠藁代納入などもそのまま、菜種・大豆の取り立てはそのまま、畑米納入もそのままとあり、秋の収穫時に当たり貢租について指令している。国税の米納急ぎの達は新政府民部省が10月13日に発令し、10月17日に宮谷県が廻状で伝達している。

12月13日付けの伝達で、維新後も本領安堵の松下嘉兵衛知行所土気町ほか三知行主の支配5か村が宮谷県管轄となったこと、この秋の貢租は元の知行主へ納入することを関係村々へ通達している。

新政府行政官布達の金札通用や太政官布達の錢相場、民部省布達の酒造減石なども書き写されている。

4. 明治2年の土気駅公用継立てについて

10月2日付け御用留には問屋給として、年貢金納分の一部を刎金（はねきん）として徴収し、宿場の問屋へ支給したようである。

*御用留の記載と人馬の集計について

・六番御用留の裏表紙の記載「土気駅 問屋金左衛門」は安政2年土気町の百姓代、城門前の岡本家か。文政く弘化く安政では問屋は小川六左衛門家や吹野良助家などで、名主兼帯の時期もあった。

・「先触」のほか「追触」「留触」「持触」「廻状」「覚」「誌」「記」などの表題がある。「先触」は通行に先立って、宿場へ予め人足や籠や馬を用意することを通知した文書である。

・公定駄賃銭については、御用留の裏表紙に一覧表が記録されているが、当日の人馬勤務の際に賃銭が記帳されている場合もある。明治2年12月末の御用留には宮谷県から公布された宿泊賃や人馬賃銭の定額が記されている。なお、8月22日付けの御用状送り人足駄賃の差し引きによれば、額が上がっている。九番御用留の裏表紙の一覧表を見ると壱番御用留の一覧表より1く5割値上げされている。

・「両掛 人足壱人 但用意」などと記された「用意」の場合、賃銭の支払いについて

付図 土気駅周辺の宿場と街道

■ = 宿駅



土気→大網・宮谷 (1里)
 151 文×38 人= 5貫738 文
 234 文×6 軽尻= 1貫404 文
 305 文×9 本馬= 2貫745 文
 151 文×9 用状= 1貫359 文
 11貫246 文

土気→野田宿 (2里8町)
 357 文×14 人= 4貫998 文
 534 文×6 軽尻= 3貫204 文
 718 文×5 本馬= 3貫590 文
 357 文×5 用状= 1貫785 文
 13貫577 文

合計24貫823文
 =2両1分3朱と448文
 (明治2年の太政官達 1両=10貫文)
 注:大惣代の廻状や囚人預かりなどの駄賃は除く。

は記帳がないので不明である。

・「流半役」は、キャンセルの場合に半分の賃金を払ったと考えられる。「人足拾人内四人ながれ、六人賃払」「馬壹疋ながれ」の「ながれ」はキャンセルであるが、支払いは不明である。

「無賃」は土気問屋が支払わないのか、諸官庁へ請求できないための不払いであるのか、理由などは不明である。

*公文書（御用状）の継ぎ送りには、金銭と賃金帳とが添えられていて、各宿場では必要賃金を差し引き、残金と封印された御用状を次の宿場へ送ったと記帳している。

5. 「先触」による土気駅の公用駄賃収入について

*先触の準備数量と実際の出勤人足の数量は2倍以上、馬数では1・15倍（別表参照）であるが、オーバー分の賃金は、土気町と助郷村で負担したと考えられる。例えば、御用状の継ぎ送り賃金では1人分だけを差し引き、残額を次の宿場へ送ったと記帳しているが、土気駅問屋の後書きでは、長距離の野田宿へは勤め人足の名前を2人記帳している。したがって、役所の賃金支出は「先触」に指令した人馬数量分だけを支払ったと推定される。

*本書に収録した壱番御用留と二番御用留は、先触れの発出3月20日から4月10日の32日間であるが、裏表紙の駄賃一覧表による「先触」の駄賃収入の積算は左のとおりである。

別表

土気駅公用通行について出勤人馬数など

明治2年3月～

		人馬・御用状の先触れ							寄場負担		実際の出勤人馬数など								
		先触							四人送り		土気町 勤め								
		先触							脚状		先触送			助郷 14村勤め					
発月別	日数	着信数	駕纏	荷物	人足	軽尻	本馬	用状	人足	馬	先触送	触当	勤人足	勤馬	勤人足	勤馬	觸獨		
3月	11	35通	9	4	29	10	11	7	7	8	15	8	36	12	27.5	8	37		
4月	全日	75通	25	21	88	9	10	16	8	1	40	23	64	14	122	7	129		
5月	20	34通	7	8	27	8	13	7	2	6	24	13	14	6	26	17.5	28		
6月	全日	47通	17	11	59	2	12	15		8	18	12	67	7	42	11.5	64		
7月	全日	50通	21	13	66	4	18	10	4	4	16	15	61	13	83	12	73		
8月	全日	65通	29	28	134	16	18	11	16	5	46	36	58	7	194	36	161		
9月	全日	70通	24	23	76	19	15	18	9	3	23	34	51	28	132	14	118		
10月	全日	48通	8	10	31	3	10	13	10	9	6	8	31	12	26	5	63		
11月	全日	84通	17	16	60	6	15	21		19	26	26	81	9	64	13	144		
12月	全日	80通	26	27	117	8	15	16		8	44	37	79	14	132	10.5	146		
1月	14	19通	9	6	29	1	3	3		1	15	10	16	4	46	0	44		
		282	607	192	167	716	86	140	137	56	1	80	273	222	558	126	894.5	134.5	1007

帳簿14冊282日 先触準備人足数 716人 ----- 出勤人足数 558+894.5=1452.5人
 先触準備馬数 86+140=226疋 --- 出勤馬数 126+134.5=260.5疋
 土気町勤 --- 文書送り人足数 先触れ273+触当て222=495人
 * 廻状順達と四人送りは、先触数量のうちに含まれるが、寄場組合26村による負担である。

(備考：千葉市史編さん室は野田宿「御用留」天保12～13年・嘉永2年の3冊と、馬加宿「往還御用留」弘化2年～明治2年の36冊のマイクロフィルムを保管。)

明治二巳年三月二十三日
 御用留
 壹書 問屋

東京横山同朋所
 新庄官兵衛殿 鈴木金太夫
 本庄兼太郎殿 三上平八
 御用 巳三月二十二日發

一御用状 一通
 但し賃銭金一分と一朱添え

右は東京横山同朋町、知果事役所まで
 急御用に付き、早々継ぎ送り(る)べきものなり

上部端書き 巳三月二十二日酉下刻大網村より着、即刻野田村まで
 人足二人、町(勤め)、十右衛門、七郎左衛門、ろうそく五丁

明治2年(1869) 勝間・佐野家文書
 土気駅問屋往還御用留め一番

明治二巳年三月二十三日
 御用留め
 一番 問屋

堅帳

注意 斜体文は帳面の上部や下部や文末などに小さな文字や横書きで記された後筆です。上部端書きは文書の授受や助郷村へ人馬の出動通知の連絡、下部端書きは出勤した村名や人名や賃銭の支払いなどの記帳です。端書きの改行は省略しました

東京横山同朋町 知果事
 新庄官兵衛殿 鈴木金太夫
 本庄兼太郎殿 三上平八
 御用 巳三月二十二日發

一、御用状 一通

ただし賃銭金一分と一朱添え
 右は東京横山同朋町、知果事役所まで
 急御用に付き、早々継ぎ送り(る)べきものなり
 上部端書き 巳三月二十二日酉下刻大網村より着、即刻野田村まで
 人足二人、町(勤め)、十右衛門、七郎左衛門、ろうそく五丁

寄場親村にて取り集め、来る四月十日までに当方へ御持参
成さるべし、この廻状村下へ請け印成され、早々順達、留村より
御返し成さるべし。以上

三月二十二日
未の上刻
大惣代
三左衛門

上総山辺郡
寄場親村
土気町
寄場親村
土気町
御役人中
右の通り廻状これ認め、即時順達、□□存じその
村限り、早々以上

先觸れ
宮谷県
役所

記
藤山基一郎

右は宮谷県へ御用につき、明二十二日東京
出立まかり越し候条、書面人足差し出し、御定め賃銭
これを受け取り、継ぎ立てかつ川場、山宿等すべて差し支え
これなきよう取り計らうべく候、この先觸れ早々継ぎ送り
右陣営へ差し出すべきものなり。

千住宿より
検見川通り
宮谷まで
右役人

寄場親村にて取り集め、来る四月十日までに当方へ御持参
成さるべし、この廻状村下へ請け印成され、早々順達、留村より
御返し成さるべし。以上

三月二十二日
未の上刻
大惣代
三左衛門

上総国山辺郡
寄場親村「土気町」御役人中

極楽寺村まで人足二人
右の通り廻状これ認め、即時順達、□□存じその
村限り、早々以上

先觸れ
東京
宮谷県「役所」

記
藤山基一郎

一、人足二人
外宿駕籠一挺用意
下部端書き「この人足四人町勤め、同月二十三日
上部端書き「この先觸れ、野田村より、三月二十三日午の刻着、宮
谷まで町勤め人足二人
右は宮谷県へ御用につき、明二十二日東京
出立まかり越し候条、書面人足差し出し、御定め賃銭
これを受け取り、継ぎ立てかつ川場、山宿等すべて差し支え
これなきよう取り計らうべく候、この先觸れ早々継ぎ送り
右陣営へ差し出すべきものなり。

千住宿より
検見川通り
宮谷まで「右役人
東京「役所（角印）
（割印） 三月二十一日

上り下り... 御用... 御用... 御用...

先觸れ
佐藤左衛門
木更津始め

一、馬一疋

右は明二十二日、桜井村出立、宮谷(陣) 営まで
引き上げ候あいだ差し支えなく取り計らうべく候なり。

宮谷 附屬
佐藤左衛門

三月二十一日 佐藤左衛門(印)
木更津 泊奈良輪 姉ヶ崎 昼五井 八幡 泊潤井戸
野田 土氣 大網 右宿村役人
先觸れ 米津伊勢守内 伝馬一疋
村山弥左衛門 町勤め

一、荷軽尻馬 四疋

内一疋用意

右は米津伊勢守家来吉田鍾左衛門上下十三人
用事これあり、明後二十二日曉六つ時爰元(ここのもと) 出立、
上総国大網村へまかり越し候条、書面の人馬
遅滞なく差し出し給うべく候。以上
巳三月二十日 米津伊勢守内 村山弥左衛門

追つて上下二人、賄い用意致すべし、かつ休泊の儀は
行き掛り申し談じ候よう、その旨相心得べく候なり。

宮谷 附屬
佐藤左衛門
木更津始め

一、馬一疋

右は明二十二日、桜井村出立、宮谷(陣) 営まで
引き上げ候あいだ差し支えなく取り計らうべく候なり。
上部端書き 此の先觸れ、野田村より、三月二十三日午の刻着、宮
谷まで 町勤め

三月二十一日 佐藤左衛門(印)

木更津 泊奈良輪 姉ヶ崎 昼五井 八幡 泊潤井戸
野田 土氣 大網 右宿村役人

先觸れ 米津伊勢守内 伝馬一疋
村山弥左衛門 町勤め

上部端書き 先觸れ人足一人、四(同)月二十三日、馬一疋 町勤め
同二十四日 覚え

一、荷軽尻馬 四疋

内一疋用意

右は米津伊勢守家来吉田鍾左衛門上下十三人
用事これあり、明後二十二日曉六つ時爰元(ここのもと) 出立、
上総国大網村へまかり越し候条、書面の人馬
遅滞なく差し出し給うべく候。以上
巳三月二十日 米津伊勢守内 村山弥左衛門

りは 船橋 馬加 検見川 千葉 野田
 土気 大網 宿々村々問屋中
 なおもつて、この廻状遅滞無く順達、土気町より大網村へ
 早々差し出し給うべく候。以上

宮谷郡
 廻状 役所 上総国山辺郡
 大網村始め
 村役人へ

神武天皇創業の最初に基をなされ、
 王政復古旧来の煩擾（はんじょう）を省き

御一新遊ばされ候御趣意は、彼の異邦にも秦の
 苛政にて万民塗炭に苦しみしを、漢高祖が
 法三章に約したるにひとしく寛仁大度（かんじんたいど）
 のありがたき御事なれば、かかる御代に逢いて
 人の上に立ち、治体を職掌とするもの誰か
 御趣意を体任し奉らざらん、余不肖の
 身をもつて、房総常の民を管轄したれば
 昼夜死力を尽し、苛政煩擾を削り
 去り、簡易を旨とし、民の塗炭を救い、
 風俗醇美に至らしめんこと冀（こいねが）い、事を
 裁決するに至つては恐惶もつて天地鬼神を
 拝し、信賞必罰いささかにも私心を挟みて民を
 窘（くるしみ）に陥（おとし）めんことなれ（ならざる）を盟（ちか）い
 ぬ。

一、旧弊を除きしこと簡易にせんには伍組を撤（きびしき）に
 するにしくはなし、さて、伍は左の良法にて
 令にも見えたり、旧弊の弊風にもなおその名は

一 博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

一 博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

一 博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

一 博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

残りあれども、その実は猥(みだり)になりければ今度(こんど)まずその実(まこと)の行われんことを願(ねが)い、五(ご)に伍長(ごぢやう)を置き、什(じ)に什長(じぢやう)を置く、三什(さんじ)を一組(いちぐみ)とし、組頭(ぐみかみ)一人(ひとり)を立てて三十家(さんじゅうか)のことを管轄(くわんかつか)させ、事簡易(ことかんい)を約(やく)し、吉凶(きちう)相助(さくすけ)け、患難(わんなん)相救(さくすけ)い、疾病(しよびやう)相扶持(さくすけ)し、伍(ご)は一家族(いっかぞく)にひとしく、常々(じやうじやう)睦(なご)まじく、冠婚喪(くわんこんさう)(葬)祭(まつり)なども伍限(ごげん)りに打ち寄り、互(たがひ)いに世話(せわ)いたし、無用(むいよう)の失費(しつひ)を除(の)き、互(たがひ)いに忠実(ちゆうじつ)を以(もつ)つて相まじわるべし。

一、博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

一、博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

一、博奕(ばくち)・賭勝負(どまがひ)とは古(いにしえ)より制禁(せいぎん)たりしとも、近世(きんせい)に至りては法度(ほつたふ)ゆるがせになり、公然(こげん)と致(いた)し、はては家産(けさん)を敗(やぶ)り、父母(ふぼ)・妻子(しよこ)までをも路頭(ろだう)に立て、ついには身(み)をも亡(な)ぼすためし少なからず、向後(こうご)堅(かた)く禁止(きんし)すべし、もし、心得違(こころはず)いものありて賭け勝負(どまがひ)事致(こといた)し候(まがひ)ものは当人(とうじん)はもちろん、伍組合(ごくあひ)もろとも嚴重(じゆうじやう)の咎(とが)め申し付けべし、その宿致(しゆくいた)し候(まがひ)ものは嚴科(げんか)申し付けべければ伍々(ごご)互(たがひ)いに穿鑿(せんさく)せんとす、きつと博徒(ばくど)を良民(らやみん)となさんことを組合(くあひ)のものどもより忠告(ちゆうこ)し、罪(つみ)に陥(おち)ることなかれ

候(まがひ)もの少なからず、向後(こうご)一人(ひとり)出入(しゆしゆ)りのことあらば伍(ご)にて説得(せつとく)し、伍長(ごぢやう)にて決(けつ)すべし、伍(ご)にて決(けつ)しがたければ什(じ)に相談(さうだん)すべし、

什にて決しがたきことあらば、組頭にて裁断
 し、大概はまず組頭手切れにて公事出入りは鎮静すべし、
 組頭にて、もし決しがたきことあらば当県の裁
 判を待つべし、かくする時は、事簡易にて下民
 の失費も省き申すべく、これまでの姿にては
 公事訴訟の繁きより、村方退転にも至り
 候か、少なからずよく了簡すべし。
 一、公事師または出入り屋などいえるものありて、公
 事の尻押し、または他の公事出入りを買つて
 いろいろ差し纏れさせ、勝負によりて負けしものより
 示談とて、金など取ることありといえども、悪しき
 風俗なり、かようのことは嚴重に取り糺し探索
 の上、厳科にも処すべければ、よくよく改心致し
 公事好きすることなかれ。

右の条々堅く相守り、村役人とも愚夫、
 愚婦へよくよく懇（ねんご）ろに申し諭し、心得違
 なきよう致したく候、当県にても高（公）明正大に
 処置いたし候心得に候えば、我ら始め役々のもの
 私の所置これ有るにおいては誰彼なく出書に
 致し早々申し出べきこと。

添書 大網宿
 別紙御触れ面一通廻達仕り候あいだ早速
 御写し取り、寄場寄場御順達、留りより御返し下さるべく候。

什にて決しがたきことあらば、組頭にて裁断
 し、大概はまず組頭手切れにて公事出入りは鎮静すべし、
 組頭にて、もし決しがたきことあらば当県の裁
 判を待つべし、かくする時は、事簡易にて下民
 の失費も省き申すべく、これまでの姿にては
 公事訴訟の繁きより、村方退転にも至り
 候か、少なからずよく了簡すべし。
 一、公事師または出入り屋などいえるものありて、公
 事の尻押し、または他の公事出入りを買つて
 いろいろ差し纏れさせ、勝負によりて負けしものより
 示談とて、金など取ることありといえども、悪しき
 風俗なり、かようのことは嚴重に取り糺し探索
 の上、厳科にも処すべければ、よくよく改心致し
 公事好きすることなかれ。

添書 大網宿

別紙御触れ面一通廻達仕り候あいだ早速
 御写し取り、寄場寄場御順達、留りより御返し下さるべく候。

Handwritten notes and signatures at the top right of the page, including names like 大網宿 and 年番 平兵衛.

先觸 常世田周助

一宿駕籠 一挺 この人足 二人

Main handwritten text block on the left side of the page, containing various notes and signatures.

大網宿
年番 平兵衛

巳三月二十三日
土気町 極楽寺村 東金町
片貝村 右寄場御役人中

上部端書き 極楽寺村まで、人足一人、覺右衛門、ろうそく二丁

上総国山辺郡 東京横山同朋町
宮谷県調役 宮谷県調役
鹿兒島喜久次殿 新庄官兵衛
野村篤次殿 本庄兼太郎
御用 三月二十二日 封印

百五十一文 当町分受取り 残二百二文差し送る
上部端書き この御用状、三月二十二日昼着即刻、宮谷村差し送る
下部端書き 人足一人、町(勤め)次郎兵衛

先觸 常世田周助

記

一、宿駕籠 一挺 この人足 二人
右は我ら急御用の儀につき、明二十三日朝六つ時
東京出立、上総国山辺郡宮谷表へ

まかり越し候条、その意を得、支配所の外は
御定め賃銭受け取り申し候、諸事差し支えこれなきよう
取り計うべし、この先觸れ遅滞なく継ぎ送り、右
陣營へ相届けらるべく候なり。

宮谷県小吏 常世田周助 (印)

(割印) 巳三月二十一日 千住宿より検見川通り

宮谷村まで 右宿々村々役人中
上部端書き 継ぎ立て人足四人 ○長谷村勤め、賃銭払い
下部端書き この先觸れ二十三日酉中刻野田村より着、
宮谷まで町勤め、ろうそく二丁

宮谷県 上総国市原郡
海士有木村
名主次郎左衛門印

急御用向き 巳三月二十三日午の上刻出す
御役所 海士有木村
名主次郎左衛門印

この一封急御用につき、早々御継ぎ立て下さるべく候よう
御願ひ申し候。以上
巳三月二十三日 海士有木村 名主
次郎左衛門印

佐藤左衛門様

御継ぎ立て

三月二十四日 佐藤左衛門様
御継ぎ立て

伝馬一疋

常世田周助様

御継ぎ立て

宿駕籠

一挺

人足二人

三月二十四日

三百七十八文 彦左衛門

渡し 外二人

権十郎

御用 御役所 御役所

上総国山辺郡 同国天羽郡竹ヶ岡村
 宮谷県 名主 権四郎
 御役所 封印
 御用 巳三月二十二日
 安房国平郡本郷村
 宮谷県 名主 寛左衛門
 御役所 封印
 急御用 午上刻
 この一封野田村より着、即刻宮谷村へ
 順達仕り候
 三月二十四日

新三封野田村より着、即刻宮谷村へ
 順達仕り候
 三月二十四日

差

長持ち一棹
 差持ち一口(荷力)
 都合人足六人
 本馬 三疋
 才領一人

右は今二十四日朝四つ時前、登戸村出立、
 宮谷県へ差し送り候条、その意を得、書面の(人馬脱力)
 差し出し、すべて差し支えこれなきよう取り計らうべく候なり。
 三月二十四日
 宮谷県調役
 飯田喜一郎印

上総国山辺郡 同国天羽郡竹ヶ岡村
 宮谷県 名主 権四郎
 御役所 封印
 御用 巳三月二十二日
 安房国平郡本郷村
 宮谷県 名主 寛左衛門
 御役所 封印
 急御用 午上刻
 この一封野田村より着、即刻宮谷村へ
 順達仕り候
 三月二十四日

御用御用... 野田村... 土気町... 右村役人... 追て先触れ早々継ぎ送り宮谷陳(陣) 當相届くべきものなり

□□(ムシ) 千葉町 野田村 土気町 右村役人
追て先触れ早々継ぎ送り宮谷陳(陣) 當相届くべきものなり
巳三月二十四日

御用御用

金足人

七郎左衛門 徳兵衛 新右衛門

伝馬三疋

次郎兵衛 金兵衛 外一人

六百文貨馬一疋

伝馬三疋 吉郎兵衛 牛込村 五郎右衛門 雇馬
六百文貨馬一疋

八百四十二文渡す

一、本馬

覚え

二疋

御用御用... 明二十五日宮谷出立

ただし人足二人用意

右は御用の儀これ有り、明二十五日宮谷出立、
東京同朋町役所までまかり越し候条、
その意を得、書面の人馬遅滞なく継ぎ立て
給うべきものなり。

上部端書き 先触れ人足二人、ろうそく五丁
当触れ人足二人、ろうそく一丁

御用御用... 東京同朋町役所... 継ぎ立て... 給うべきものなり

巳三月二十四日

宮谷県

捕亡方

松田岩吉印

大網宿より土気町、野田村、千葉宿、検見川宿
馬加宿、船橋宿、八幡宿、新宿、千住宿

右宿々問屋中

下部端書き 二十四日、町勤め、日雇い銭払い、宮谷より着、
野田村まで、人足四人

上部端書き 二十五日継ぎ立て、大竹、馬二匹、金二朱と十二文渡す

宮谷県 捕亡方 松田岩吉印

之巻方抄

先觸れ 御役所

千住宿より

記

一人駕籠二挺

この人足四人

右は吟味の筋これあり、明二十四日朝五つ時東京差し立て
上総国宮谷陣営へ警衛のもの一同まかり越し候条
書面人足差し出し御定め賃錢これを受け取り、聊(いささ)か
も遅滞なく、
継ぎ立て・渡船・一宿などすべて差し支えこれなきよう取り計ら
うべし、もつとも泊宿にては
上部端書き〓二十五日五つ半時野田より着、宮谷へ、利兵衛
下部端書き〓二十五日〇大竹二人、〇長谷四人、賃錢金一朱十二文
渡す

宮谷県

先觸れ 御役所

千住宿より
宮谷まで

記

一人駕籠二挺

この人足四人

囚人宿村へ相預け候条、寝ずの番人付け置き取り逃がさざるよう
手当一致すべく候、この先觸れ早々継ぎ送り土気町に至り宮谷県
御役所へ一差し出すべきものなり。
已三月二十三日
宮谷県「御役所」
千住宿より
検見川通り「宮谷まで」
右宿村々役人

休泊付き

三月二十四日 昼八幡宿(下総)

同 泊船橋宿

同 二十五日 昼野田村

同 宮谷着

追つて泊儀にては、囚人二人、警衛二人、縄取り二人分
賄用意致すべきものなり。

上部端書き〓野田村より着、宮谷まで町勤め

下部端書き〓当て触れ人足、宮谷より(一)利兵衛、ろうそく一丁

囚人宿村へ相預け候条、寝ずの番人付け置き取り逃がさざるよう
手当一致すべく候、この先觸れ早々継ぎ送り土気町に至り宮谷県
御役所へ一差し出すべきものなり。

休泊付き

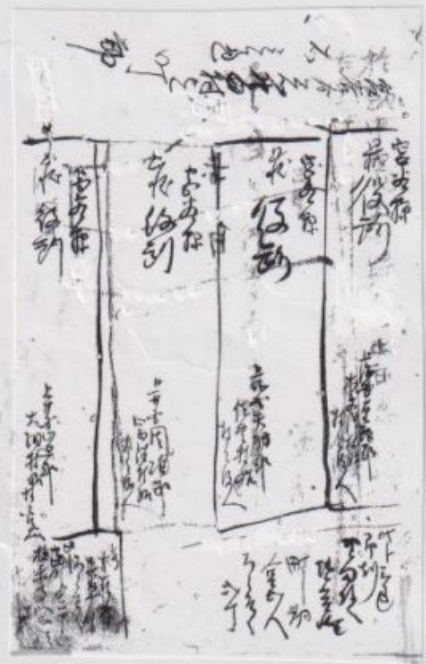
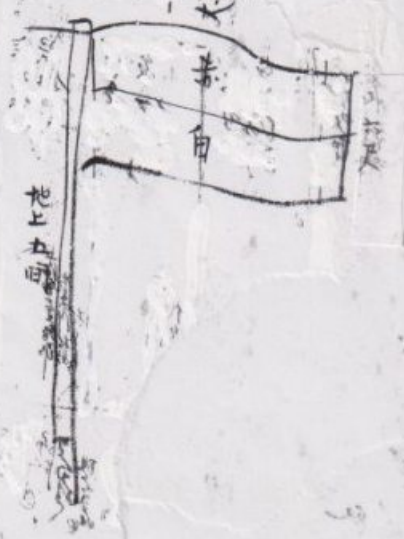
三月二十四日 昼八幡宿(下総)
同 泊船橋宿
同 二十五日 昼野田村
同 宮谷着

追つて泊儀にては、囚人二人、警衛二人、縄取り二人分
賄用意致すべきものなり。

上部端書き〓野田村より着、宮谷まで町勤め

下部端書き〓当て触れ人足、宮谷より(一)利兵衛、ろうそく一丁

於敵中島の大小銃試し、堤上へ
右図面の旗相立候は、船留めと相心得申すべし
三月
軍務官
右の通り仰せ出され候條、渡船の者相心得べきなり。



(旗図中の文字) 赤、白、地上五間、六尺、一丈
越中島において大小銃試し(打ち)放ちの節は、堤上へ
右図面の旗相立て候わば、船留めと相心得申すべきこと。
三月
軍務官

上部端書きニ宮谷より着、野田村まで右三通一町勤め、
下部端書きニこの分三通即刻野田村へ継ぎ立てべく候、町勤め人足
二人、ろうそく二丁
下部端書きニ参る、十左衛門、ろうそく、この分当町より二丁、極
楽寺へ

廻状 役所 宮谷県 上サ国山辺郡 大網村始め村々役人	廻状 役所 宮谷県 上サ国周准郡 富津村始め 村々役人	廻状 役所 宮谷県 上総国天羽郡 佐貫村始め 村々役人	廻状 役所 宮谷県 上総国望陀郡 木更津村始め 村々役人
-------------------------------------	---	---	--

今般公議所御取立庶之慮、公議ヲ盡シ萬情
公平ノ御処置被爲立候ニ計テ、二府縣ニテ、
同様可有之儀、二府當縣ニテ、會議所相開キ、
會集支配所一郡ニ、兩人ノ人撰議民、當今急
務至當ノ持論ヲ相携テ出席ノ上、兩端ヲ叩キ無偏
意十分會議上下ノ事情貫徹致シ候様有之
夜假事

一 議民一郡ニ二員ヲ早々人撰各前可申出申事
一 一郡中、建白議事等ノ事ハ其郡ノ議民ヨリ
書面ヲ下京ノ會日ニ差出シ衆議ヲ廻リ可申事

一 建白事ノ事巨細當人面議ナラテハ事情盡
難キ事ハ議民ノ差添出席十分論議相可申事
右ノ外大體ハ公議所ノ規則ニ準テスル也

三月二十四日 役所
右の趣その意を得、早々順達致すべきものなり。

三月二十五日
右の趣その意を得、早々順達致すべきものなり。

今般公議所御取り立て広く衆議を尽し万機
公平の御処置あらせられ候については、府県にても
同様これ有るべき儀につき、当県にも會議所相開き三〇
会集、支配所一郡に兩人ずつ人選、議民とす、当今急
務至當の持論を相携え出席の上、兩端を叩き
隔意なく十分會議、上下の事情貫徹致し候ようこれあり
たく候こと。

一、議民一郡に二員ずつ早々人選（撰）、名前申し出べきこと。
一、一郡中の建白議事等のことは、その郡の議民より「書面を取
り束ね、会日に差し出し衆議を竭（つく）し申すべきこと。
一、建白等のこと、巨細當人面議ならでは事情尽し
がたき筋は、議民に差し添え出席、十分論議相尽くすべきこと。
右の外大體は公議所の規則に順すべきなり。

三月二十四日 役所
右の趣その意を得、早々順達致すべきものなり。

三月二十五日
一、伝馬 二匹
「宮谷」佐藤様御通行
下段端書きニ町勤め、平右衛門、五郎右衛門、この分雇い、兵左衛門
不参に付

一、四人一人
本縄付きのまま「右引き連れ防捍
貞元村」「三郎兵衛」「外一人
上総国周准郡
下湯江村元番〇〇」熊吉
上段端書きニ三月二十五日夜より、同二十六日朝まで預り、宿惣兵
衛、村番喜惣八、中勤番人二人、らうそく六丁

明治二己三月廿五日

二御用留

問屋

明治2年(1869) 勝間・佐野家文書
土気駅問屋往還御用留め二番

明治二己三月二十五日

二御用留め
番 問屋

縦帳

注意 斜体文は帳面の上部や下部や文末などに小さな文字や横書きで記された後筆です。上部端書きは文書の授受や助郷村へ人馬の出動通知の連絡、下部端書きは出勤した村名や人名や賃金の支払いなどの記帳です。端書きの改行は省略しました

先触

東京縣

役所

大網村より
行徳まで

記

小寺浦之祐
上下二人

一 宿駕籠

一 軽尻馬

一 一疋

一 一疋

右は東京宮谷県役所より御用のため
明二十六日朝出立まかり越し候条、書面の
上部端書き 己三月二十六日宮谷より着、早々
野田村へ送り申し候。町方一人雇い

人足差し出し、御定めの賃錢請け取り継ぎ立て、これより舟場、ならびに村泊りととも、すべて差し支えこれなきよう取り計らうべし、この先触れ早々継ぎ立て、右役所へ差し出すべきものなり。
 官谷県
 役所
 大網より
 土気町
 行徳まで
 右役人共
 二十六日村上宿
 昼 千葉
 止宿舟橋
 巳三月二十六日

一、荷軽尻馬 四疋
 一、宿駕籠 一挺
 この人足二人
 右は米津伊勢守家来磯矢良橋、大崎良太郎、吉田鍾左衛門、上下四人用向きこれあり、明二十七日上総国山辺郡大網村上総端書き巳三月二十六日、大網より着、早々野田村まで送り申し候、人足、町勤め

上部端書き 輕尻 与右衛門、人足 藤十郎、平右衛門、又右衛門、町勤め

Handwritten notes at the top right of the page.

宮谷縣 上総国周准郡 御役所 貞元 大惣代 源左衛門 御用 三月二十四日 封印

上中下

何町何反歩 何町何反何畝歩 何町何反何畝歩 何町何反何畝歩

右は村々畑ならびに屋敷反別、前々米取りに相成りおり候分、難渋の趣をもつて昨辰年永納に願ひ出候ところ、反別認めこれなき向きも相見え調べ方差し支えにつき、なお改めて申し聞け候

先般觸達置き候癸丑以来、有志の徒朝威の衰頹(退)を患ひ藩籍を脱し紹(郷力)里を離れ、皇運の挽回を期し候ところ、その志未遂あるいは斬殺に遇い、あるいは幽囚につき、あるいは困苦艱蹙(かんけん)帰するところを失い候者、今般褒賞の典挙げさせられ候に付き、死亡の者は祭

宮谷縣 上総国周准郡 御役所 貞元 大惣代 源左衛門 御用 三月二十四日 封印

一、上中下々 畑反別何町何反何畝歩 何町何郡

内 何町何反歩 前々永納 何村

残して何町何反何畝歩 米納のところ先般 反永二百五十文に 願ひ上げ候

上部端書き 野田村着、宮谷へ継ぎ送り人足一人 町 清左衛門

右は村々畑ならびに屋敷反別、前々米取りに相成りおり候分、難渋の趣をもつて昨辰年永納に願ひ出候ところ、反別認めこれなき向きも相見え調べ方差し支えにつき、なお改めて申し聞け候

あいだ、支配所限り旧旗本(旗本)上げ地・本領安堵の分とも書面の振り合いに取り調べ、組合限り大惣代元へ取り集め

来月十二日までの内、役所へ差し出すべく候、この廻状刻付けをもつて早々順達、留り村より相返すべきものなり。

(割印) 宮谷県 上総国山辺郡

役所(角印)

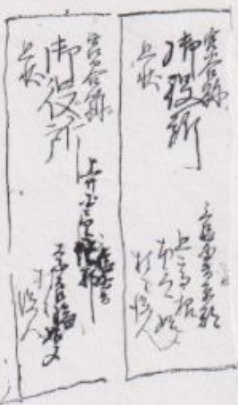
土氣町 大網村 極楽地(寺)村 片貝村 東金町

先般觸達置き候癸丑以来、有志の徒朝威の衰頹(退)を患ひ藩籍を脱し紹(郷力)里を離れ、皇運の挽回を期し候ところ、その志未遂あるいは斬殺に遇い、あるいは幽囚につき、あるいは困苦艱蹙(かんけん)帰するところを失い候者、今般褒賞の典挙げさせられ候に付き、死亡の者は祭

乾き妻子の心取及くしつゝの八收...
 此れ作有の常...
 中...
 追、右...

役所

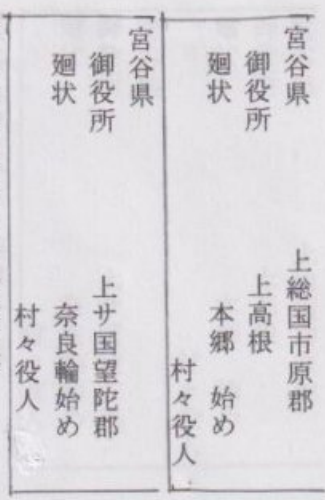
善福...
 又...
 名...
 了...



大綱村より着、野田村まで早々順達仕り候
 下部端書きニ人足一人 町勤め、半左衛門

祀、その妻子及び現存のものは收録御扶助
 仰せ付けらるべく候条、浪士、町人にて関八州取締出役
 その筋々の図を以つて、なお宿村々仕置申し付け、または吟味
 中病死、死骸取り捨て、仮埋等相成りおり候分も
 洩れ落ちなく早々取り調べ、御着
 輩前遣わしせしむよう仰せ出だされ候につき、村役人ども急速
 取り調べ、右一件の者これあり候て書類または相分かりかね候
 分は村役人より当県へ申し出べくものなり。
 追つて右等のもの有無の次第村々取り調べ、この
 廻文に未々認めたし、留り村より早々相返さるべきものなり。
 (割り印) 宮谷県「役所(角印)
 上部端書きニこの廻状大アミより着、極楽地(寺)まで送る、
 人足一人 佐平、ろうそく二丁 ろうそく代、百三十二文渡す

かねて触達置き候支配所村々、什伍組立ての儀、
 出入りこれ有る村々未だ組立に相成らざる村々、親村にて
 取り調べ、この廻状下へ下げ札いたし書上げ申すべし、その村々
 は組み立てに相ならざる趣意書き取り、来る三日まで
 まかり出づべきものなり。三月二十七日



大綱村より着、野田村まで早々順達仕り候
 下部端書きニ人足一人 町勤め、半左衛門

是

一、人足 二人 ただし両掛 二荷
右は稲葉左仲、金子静馬、高須

今、稲葉左仲、金子静馬、高須、
勇、其の外附属二人、明二十八日総州南
子安村出立、宮谷県御役所へ
御用向きに付きまかり越し候条、書面の人馬（足）
宿村々遅滞なく継ぎ送り給わるべく候。以上
宿脇丹後守内

一、人足 二人 ただし両掛 二荷
右は稲葉左仲、金子静馬、高須
勇その外附属二人、明二十八日総州南
子安村出立、宮谷県御役所へ
御用向きに付きまかり越し候条、書面の人馬（足）
宿村々遅滞なく継ぎ送り給わるべく候。以上
宿脇丹後守内
大脇鉄太郎印

巳三月二十七日 宿村間屋中

尚々この触面宮谷へ止め置き、着の節
旅宿へ差し出し申すべく候。以上

上部端書き 野田村より着、宮谷まで継ぎ送り
人足一人町勤め 三月二十八日

(貼紙)

覚え

一、人足 一人

右は御用につき、明後二十九日東京発足、上総国
山辺郡中村まで差し遣わされ候あいだ、宿々遅滞なく
継ぎ立て給うべく候。以上

仏光寺六拾宮

東京御用所

人足一人 〇小山村 人足二人 貨錢渡す

三月三十日勤

上部端書き 先触人足一人、触当一人、ろうそく三丁

一、人足
右は御用につき、明後二十九日東京発足、上総国
山辺郡中村まで差し遣わされ候あいだ、宿々遅滞なく
継ぎ立て給うべく候。以上
佛光寺六拾宮
東京御用所
人足一人 〇小山村 人足二人 貨錢渡す

一、人足
 大、就所用...
 上総半...
 下...
 御用所

一、御印鑑
 一、宿駕籠
 先觸れ
 御用
 東京同朋町「知果事役所」
 新庄官兵衛殿
 本庄兼太郎殿
 野村篤次
 高内隼人
 野村篤次
 右は今般御用につき、明二十九日出立、東京まで
 通行せしめ候あいだ、宿々人足遅滞なく差し出し
 給うべく候。以上

(貼紙下の本紙)

覚え

一、人足 一人

右は御用につき、明後二十九日東京発足、
 上総国山辺郡中村まで差し遣わされ候あいだ、
 宿々遅滞なく継ぎ立て給うべく候。以上

仏光寺六十宮

三月二十七日 東京御用所

上部端書き 人足一人、ろうそく三丁
 下部端書き 当触人足一人、町勤め

東京同朋町「知果事役所」
 新庄官兵衛殿
 本庄兼太郎殿
 野村篤次
 高内隼人
 野村篤次

先觸れ

所持

一、御印鑑 所持
 一、宿駕籠 一挺

この人足二人

右は今般御用につき、明二十九日出立、東京まで
 通行せしめ候あいだ、宿々人足遅滞なく差し出し
 給うべく候。以上

下総国香取郡船戸村

巳三月二十八日

宮本要様

この先触れ人足一人町勤め

宿々問屋「役人中
 土気町より」東京まで

○人足四人(村)、流れ半役

前ページ上部から端書き 大網村より着、野田村まで送る、人足二
 人町勤め、ろうそく五丁
 下部端書き 人足四人池田村勤め、賃錢渡す

三人

所用状 奉送 貴方宛 金一朱添え
右は大急ぎ御用に付き、東京横山同明(朋)町
役所まで早々継ぎ立て届けらるべきものなり。
宮谷県
三月 役所
二十八日 宿村役人
下部端書きニ野田村まで継ぎ送り、人足一人

五人

但高松に於ては御用
左に左様 金一朱添え
宿村役人
三月二十八日 高須勇印
上部端書きニ野田村より着、宮谷まで
継ぎ送る、先触れ人足一人、町勤め

八幡宿より宮谷まで
継ぎ場村々問屋中
泊り付け
三月二十八日 同二十九日
宮谷

八幡宿
宮谷
○人足十人、金谷村勤、賃銭渡し

覚え

一、御用状一通、この賃銭金一分一朱添え
右は大急ぎ御用に付き、東京横山同明(朋)町
役所まで早々継ぎ立て届けらるべきものなり。

宮谷県

三月 役所

宿村役人

二十八日 下部端書きニ野田村まで継ぎ送り、人足一人

覚え

一、人足

五人

ただし、宿駕籠一挺用意
右は差し掛り人足入用に付き、追触れ差し出す、
継ぎ場村々遅滞なく継ぎ送り候よう頼み入り
存じ候。以上

瀧脇丹後守内

三月二十八日

高須勇印

上部端書きニ野田村より着、宮谷まで
継ぎ送る、先触れ人足一人、町勤め

八幡宿より宮谷まで

継ぎ場村々問屋中

泊り付け

三月二十八日

同二十九日

八幡

宮谷

なおもつて、この書面、宮谷止宿へ差し出し申すべく候。

以上

上部端書きニ触れ当て人足一人、町勤め、ろうそく一丁
○人足十人、金谷村勤、賃銭渡し

先觸れ 一通
 三月二十九日 馬一疋
 右者米津伊勢守家来浦上勇、「明晦日晚出立にて東京愛宕下屋」敷まで用向き申し付けられ、相登り候あいだ、宿々「遅滞なく差し出し給うべく候。」大綱より
 三月二十九日
 土気町「行徳まで
 なおもつて、この先觸れ小綱町向岸八幡屋長右衛門より
 愛(宕脱力)下屋敷へ相送り給うべく候。以上
 上部端書き「この先觸れ大綱より着、野田村へ送る、町勤め
 三月三十日 伝馬一疋、町勤め、賃渡し

三月二十九日
 廻状をもつて貴意を得候、しかれば先だつて中御通達仕り候防捍の儀につき御相談
 申し上げたき儀ござ候あいだ、来る四月二日当宿まで各御出張下さるべく御願申し上げたく、委細その節に御談判申し上げたく、かくのごとくにござ候。以上
 土気町「極楽寺」 大綱宿「年番」平兵衛
 東金町「片貝村」 大惣代
 寄場大惣代中 三左衛門
 上部端書き「人足権十郎、ろうそく二丁

上部端書き「宮谷県まで人足一人、町勤め
 上総国山辺郡 同国天羽郡竹ヶ岡村
 宮谷県 大惣代名主 権四郎
 御役所
 御用向き、御触書御返上、已三月二十九日封印
 この一封早々御継ぎ送り下さるべく候。已(以)上
 湊村、佐貫町それより先々宮谷まで
 右宿々村々「御役人衆中

「先觸れ 一通
 米津伊勢守内 嶋田新兵衛印
 三月二十九日 馬一疋
 右者米津伊勢守家来浦上勇、「明晦日晚出立にて東京愛宕下屋」敷まで用向き申し付けられ、相登り候あいだ、宿々「遅滞なく差し出し給うべく候。」大綱より
 三月二十九日
 土気町「行徳まで
 なおもつて、この先觸れ小綱町向岸八幡屋長右衛門より
 愛(宕脱力)下屋敷へ相送り給うべく候。以上
 上部端書き「この先觸れ大綱より着、野田村へ送る、町勤め
 三月三十日 伝馬一疋、町勤め、賃渡し

三月二十九日
 廻状をもつて貴意を得候、しかれば先だつて中御通達仕り候防捍の儀につき御相談
 申し上げたき儀ござ候あいだ、来る四月二日当宿まで各御出張下さるべく御願申し上げたく、委細その節に御談判申し上げたく、かくのごとくにござ候。以上
 土気町「極楽寺」 大綱宿「年番」平兵衛
 東金町「片貝村」 大惣代
 寄場大惣代中 三左衛門
 上部端書き「人足権十郎、ろうそく二丁

上部端書き「宮谷県まで人足一人、町勤め
 上総国山辺郡 同国天羽郡竹ヶ岡村
 宮谷県 大惣代名主 権四郎
 御役所
 御用向き、御触書御返上、已三月二十九日封印
 この一封早々御継ぎ送り下さるべく候。已(以)上
 湊村、佐貫町それより先々宮谷まで
 右宿々村々「御役人衆中

等字ノ御用ニ
御用ノ御用ニ

上総国山辺郡大網宿
大惣代
三左衛門様
同懸
平兵衛 様
急御用向き
三月二十七日封印
市部村、本郷村、金谷村、竹ヶ岡村
夫々先々大網宿まで早々御継ぎ送り下さるべく候
宿村」御役人衆中

先觸 中林清風様
御用ノ御用ニ

本馬 一疋

右は御用に就(つ)き明朝日東京出立、宮谷陣営へ
まかり越し候条、書面の馬差し出し、御定め賃銭これを受け取り
継ぎ立て、渡船、止宿等すべて差し支えなきよう取り計らうべく
候」この先触れ早々継ぎ送り、右陣営へ差し出すべきものなり。

己方御用
被所

四月朔日泊 千葉町
追って、休泊にては上下四人賄い用意致すべきなり。

下部端書きニ御伝馬一疋、町勤め、賃銭相渡す、次郎兵衛

上総国山辺郡大網宿 房州平郡 上瀧田村 名主

大惣代 三左衛門様 同懸 平兵衛 様 勘左衛門

市部村、本郷村、金谷村、竹ヶ岡村
夫々先々大網宿まで早々御継ぎ送り下さるべく候
宿村」御役人衆中

先觸れ 宮谷県東京 中林清風様 千住宿より検見川通り 宮谷まで

本馬 一疋

右は御用に就(つ)き明朝日東京出立、宮谷陣営へ
まかり越し候条、書面の馬差し出し、御定め賃銭これを受け取り
継ぎ立て、渡船、止宿等すべて差し支えなきよう取り計らうべく
候」この先触れ早々継ぎ送り、右陣営へ差し出すべきものなり。

宮谷県 千住宿より 検見川通り

己三月晦日 御役所 宮谷まで」右役人
四月朔日泊 千葉町
追って、休泊にては上下四人賄い用意致すべきなり。

一、本馬 一疋 記

米津伊勢守家來磯矢小隼人
上下二人用向きこれあり、明後三日上総国
山辺郡大網村出立、東京芝愛宕下
上屋敷へまかり越し候条、書面の馬差し出し
遅滞なく差し出し給うべく候。以上
上部端書 野田村まで御先触れ町勤め、人足二人 二日夜ろうそ
く四丁

我々の先觸れ宿々順達、小網町
八幡屋長右衛門方、本日愛宕下
上屋敷へ相達し給うべく候。以上
大網村より
土氣町
行徳まで

米津伊勢守内
嶋田新兵衛印

一、本馬 一疋 米津伊勢守内
嶋田新兵衛印

なおもつて、この先触れ宿々順達、小網町
八幡屋長右衛門方、本日愛宕下
上屋敷へ相達し給うべく候。以上
大網村より
土氣町
行徳まで

馬一疋 町勤め

「東京同朋町
知県事役所 辻勇枝
新庄官兵衛殿 野村篤次
本庄菊（兼）太郎殿

大急ぎ御用 四月二日午中刻出す
一、御用状一通 東京同朋町
知県事役所行

この賃銭金一分一朱添え、右は極々大急ぎ御用
に付き、宿村急速継ぎ立て右役所まで相届けらるべきものなり
上部端書き 野田村まで送る、巳四月二日未中刻出す

一、御用状一通 東京同朋町

知県事役所行
辻勇枝
野村篤次
本庄菊（兼）太郎殿

東京同朋町
知県事役所
辻勇枝
野村篤次
本庄菊（兼）太郎殿

明後三日曉総州奈良輪出立、同州「宮谷村までまかり越し候条、書面の人足遅滞なく差し出し給うべく候。以上

巳四月朔日

遠藤但馬守家来

奈良輪村より

鷺見藤三郎様

大網村まで

右泊割り

右宿村々問屋名主中

三日

大網村

四月三日人足四人、小沼村勤め、賃錢相渡す

前ページより上部端書き「この先触れ大網村まで、巳四月二日酉刻出す、人足町勤め二人、ろうそく二丁

(以下原文を省略、改行の「も省略)

追つて、この先触れ早々継ぎ立て大網村に留め置き申すべきこと。

先触れ
滝脇丹後守内
金子静馬

覚え

一、人足

一人「ただし両掛 一荷

下部端書き「抹消「触れ当て人足一人、ろうそく二丁」

右は明三日高須勇総州大網村出立、同州南子安村までまかり越し候条、書面の人足宿村々遅滞なく継ぎ送り候よう頼み入り存じ候。巳上

巳四月二日

滝脇丹後守家来 金子静馬印

大網村より

木更津まで

姉ヶ崎

宿々村々問屋中

巳四月三日 泊付き

なおなおこの触れ面木更津宿に留め置き、通行の節差し出し申すべきものなり

上部端書き「巳四月二日戌下刻着、即刻野田村へ送り人足町勤め二

人、ろうそく五丁、〇人足二人、小沼勤め、賃錢渡す

差し紙 山辺郡土気町
役人

山辺郡土気町

良司 安之丞

右の者相札す儀これある条、即刻当陳(陣)営へまかり出づべし、もし不参においては曲事たるべきものなり。

宮谷県

四月二日 役所

右村役人

差し紙 山辺郡土気町
役人

山辺郡土気町

名主次元組頭

太郎右衛門

宿出役 金左衛門

右のもの共相札す儀これある条、この状披見次第急速当陳営へまかり出づべし、もし不参においては曲事たるべきものなり。

四月二日 宮谷県 役所

右村役人

差し紙(貼紙) 山辺郡土気町
役人

山辺郡土気町

勘兵衛

(貼紙) 山辺郡土気町

同国同郡下大和田村

幸吉

右の者共相札す儀これある条、この状、披見次第急速当陳営へまかり出づべし、もし不参においては曲事たるべきものなり。

宮谷県

四月三日 役所

右役人

別紙申し入れ候、その御村方へ急ぎ御差し紙につき飛脚をもって差し立て申し候、拝見書差し出し村役人差し添え、早々着御届け成さるべく候、賃銀の儀は差し宿着のうえ払い下さるべく候。巳

上

四月四日

土気町

御役人中様

大網宿
御用宿

桔梗屋幸吉

水野羽後守家来

巳四月四日 大橋勘吾「市川春斎

右は土気町より大網まで馬二疋、御定め of 賃銭受け取り
継ぎ立て仕り候。

上部端書き 馬二疋、与左衛門、吉郎兵衛、賃銭渡し

安房国平郡
本郷村

宮谷県
御役所
急御用向き 四月二日午下刻 封印

上総国木更津通り大網宿まで

右村々御役人衆中

右は早々御順達御頼み申し上げ候

上端書き 大網浜宿岩妻へ御頼み申し候。以上

巳四月四日昼未の下刻、野田村より着、即刻大網宿まで

(抹消)「人足一人 町 太兵衛」

先触れ 池田友四郎様

記

一、両掛

ただし、この人足一人

一荷 人足二人

町勤め

一、宿駕籠

用意 一挺

右は明五日宮谷出立、東京横山同朋町役所までまかり越し候条その意を得、書面の人足差し出し、すべて差し支えこれなきよう取

り計らうべく候、この先触れ早々継ぎ送り右役所へ相届けらるべく候なり。

宮谷県調役補

巳四月四日 池田友四郎様

上総国山辺郡

宮谷より「検見川通り

千住宿まで」右宿村々役人

上部端書き 巳四月四日昼未の下刻、大網宿より着、即刻野田村まで、人足二人、町(勤め)太兵衛、十右衛門、ろうそく五丁

下部端書き 駒込村勤め、人足四人、賃銭相渡す、二人流れ

記

瀧脇丹後守

山本太郎兵衛 望月半兵衛

囚人一人 右は土気町より宮谷県役所まで継ぎ立ての人足差し出し候。

町方勤め 利右衛門

巳四月五日 上部端書き 野田村より着、大網宿まで先触れ送る、人足一人、町勤め

勤め

先触れ 一通

遠藤但馬守家来 鷺見藤三郎

一、垂れ駕籠

一、軽尻馬 一疋

用意

右は遠藤但馬守家来鷺見藤三郎、明六日曉、総州大網村出立、同州奈良輪村までまかり越し候条、書面の人足遅滞なく差し出し給うべく候。以上

遠藤但馬守家来 鷺見藤三郎印

大網村より

巳四月五日

奈良輪村まで

右宿村

問屋 名主中

(前ページ)下部端書きニ野田まで、町勤め
下部端書きニ〇餅木村勤め、人足四人、馬一疋
貨錢相渡す、四月六日勤め

宮谷県

安房国平郡

巳四月五日 御役所

本郷村

急御用向き

名主

四月三日申下刻

寛左衛門

町勤め

木更津通り

封印

上サ大網村まで 右御役人衆中

後端書きニ宮谷県まで送る

先触れ一通 記

一、垂れ駕籠

一挺「この人足二人

右は六日明六ツ時、登戸発足、宮谷までまかり越す条、書面の
人足宿々遅滞なく差し出し給わるべく候。

水戸監察府

巳四月五日

志賀康左衛門印 浅川新七

宿々問屋中

上部端書きニ町勤め権十郎、利兵衛、喜惣八、貨錢相渡す

記

一、御用状箱

一つ

この人足一人

右は大急ぎ御用につき、宿村刻付けをもつて継ぎ送り、宮谷陳
営へ相届くべきものなり。

宮谷県

野田村より五百三十七文受け取り

東京

御定めの貨錢受け取り、

四月五日出

御役所

錢四百八十二文相渡す

上部端書きニ町勤め新郎左衛門、貨錢相渡す

(旗)御用 御白地

宮谷県

雨合羽一枚

覚え

箱入り

一、御用状一通「ただし二通(を)一通に纏める。

この貨金一分一朱添え

右は大急ぎ御用につき、東京同朋町役所まで急速継ぎ送り申さ
るべく候、以上

巳四月八日

宮谷県

卯中刻

役所(角印)

金一分と五百十八文、大網村より受け取る

宿村

町方分差し引く

役人

前ページより上端書きニこの御状四月八日辰下刻、大網村より着、
即刻野田村まで人足一人、三百五十七文相渡す

四月八日

米津伊勢守家来

嶋田新兵衛

野田村より着、大網村まで人足一人、町勤め、貨錢渡す

同日

藤曲(田カ)徳三郎様 継ぎ立て

人足一人町勤め、治郎兵衛貨錢渡す

東海道

書付

戸塚駅 御伝馬所

上総国山辺郡高津戸村始め

大急御用状を以つて相達し候、しかれば御改正御印章拝見の儀、過日相達し候ところ、いまもつて等閑（なござり）致し出張これなきに付き、御出役様より早々まかり出候よう仰せ付けられ候あいだ、この状披見次第名主、組頭印形ならびに村高証書持参まかり出づべく候、この廻状早々順達、留りより返却致さるべく候。已（以）上

巳四月七日

東海道

戸塚駅 御伝馬所

上総国山辺郡

高津戸村 土気町 池田村 萱野村 砂田村 大沢村
 小山村 大椎村 大木戸村 越智村 右 名主組頭中

御触れ書写し

上総国山辺郡

高津戸村始め

東海道「戸塚宿

御伝馬所

駅々助郷御組み替えにつき、先般御印状相渡し候町村々の内取り調べの上、御所（処）置次第とこれ有る条、左の分

一、これまで外宿へ加助郷、当分助郷等相勤めおり、今般組み替え相成り、去る辰五月より勤め埋め申し付け候ては二重役相成り候村々の分

一、脇街道継ぎ場相勤め候村々の分

ただし、寅卯辰日帳相添え差し出すべきこと

一、土地水旱の愁い多く、常々困窮まかりあり候村々の分

ただし十か年免状相添え差し出すべきこと

一、天朝はもちろん、古より武將の免許状、朱印等これあり、これまで諸役免除相成りおり候村々の分

ただし、免許状写し相添え差し出すべきこと

右の趣相心得、来る十五日まで差し出すべく候。この触れ書き早々順達、別紙請け印せしめ、留りより相返すべ

きものなり。

巳三月五日

神奈川県

裁判所

御印〇

上総国山辺郡

高津戸村 土気町 池田村 萱野村 砂田村
 大沢村 小山村 大椎村 大木戸村 越智村
 右村役人

拝見御請書のこと

戸塚駅より 御伝馬所 御廻状一通 御触れ書写し一通

右の通り拝見承知畏こみ奉り候

巳四月八日

上サ国山辺郡土気町

問屋 金左衛門

右の通り御触れ書き差し出し相成り候あいだ、写しを以つて相返し、先般相達し候御印章拝見の節、御本紙拝見請け印ならるべく候。以上

東海道

明治二巳年四月

戸塚宿 御伝馬所印

前ページより上部端書き「巳四月八日 御用状二通継ぎ村へ送る、人足一人、町勤め

先触れ「覚え

一、賃馬 一疋

一、人足 二人

外、宿駕籠二挺用意

右は当県調役明九日昼四つ時出立、東京まで相越し候条、書面の人馬遅滞なく差し出し継ぎ立て、諸事差し支えこれなきよう取り計らい、千住宿に至り、横山同朋町役所へ相届くべく候なり。

宮谷県
巳四月八日 役所

宮谷村より
千葉「船橋」千住宿まで
右宿村」役人

上部端書き 巳四月八日大網村着、即刻野田村まで送る、人足一人、
町勤め、巳四月九日〇馬一疋、〇人足十二人、南玉村勤め、貨錢渡
し 外に人足四人、町勤め
下部端書き 巳四月十日、駕籠返し、人足二人、町勤め

宮谷県
先触れ 御役所

中村勇右衛門 栗原与左衛門

一、人足 二人

右は御用につき、明九日東京出立、上総国宮谷までまかり越し候
条、書面人足差し出し、御定めの賃錢これを請け取り継ぎ立て、
すべて差し支えこれなきよう取り計らうべし、この先触れ早々継
ぎ送り、右陣営へ差し出すべきものなり。

巳四月八日 役所 宮谷県

千住宿より
検見川通り 宮谷まで
右役人

九日泊 船橋宿

追つて、上下四人賄い用意致すべく候なり
上部端書き 御先触れ一通、野田村より着、即刻宮谷県まで人足一
人、町吉兵衛勤め
四月十日勤め、〇人足四人、真行動め、貨錢渡し

府県学校取り調べ御用掛
先触れ 石井卷蔵

一、引き戸駕籠 一挺

一、輕尻 一疋
一、両掛 一荷 この人足二人

上部端書き 〇長谷村勤め人足四人、貨錢渡し
町勤め貨錢相渡し、清左衛門、友右衛門
右は宮谷県学校取り調べ御用のため、明九日
東京発足、その筋通行、宮谷県までまかり越し
候条、宿々においてその意を得、書面の人馬差し出し
御定め賃錢(受け取り)遅滞なく継ぎ立て申すべく候。以上

巳四月八日 石井卷蔵

千住宿より
大網村まで」宿々役人

巳四月十日、先触れ一通、野田村より着
即刻宮谷県まで、人足一人、町源左衛門

宮谷県 安房国平郡
御役所 本郷村
急御用向き 巳四月七日午下刻封印
上総木更津通り

大網村まで
右村々」役人衆中
宮谷表まで 町人足一人

先触れ 記

一、両掛 一荷
この人足 一人

右は明十一日朝五ツ時、宮谷陣営出立、東京横山
同朋町役所へ差し遣わし候、御定め賃錢これを受け取り
差し支えなく継ぎ立て申すべきものなり。

大綱村より
大綱村より

巳四月十日
役所

大綱村より
大綱村より

廻状
役所

上総国山辺郡
上総国山辺郡

上総国山辺郡
上総国山辺郡

上総国山辺郡
上総国山辺郡

其組合村より
其組合村より

書付
書付

巳四月十日 役所
大綱村より
行徳まで
村々役人

前ページより上部端書き先触れ一通、廻状一通、夜戌下刻大綱より着、即刻野田村まで人足二人、町豊吉、十右衛門、ろうそく五丁後部より下部端書き人足三人、馬一疋、町勤め市平、市之丞、七郎左衛門、伝馬一疋、五郎右衛門、質相渡す四月十二日、町勤め(削除)「人足五人」

宮谷県	上総国望陀郡
廻状	役所
宮谷県	奈良輪村始め
廻状	役所
宮谷県	土氣町始め

その組合村々当正月十一日より同二十五日までの内、御年貢上納致し候村方これ有り候わば、去る十日までに右受け取り書き写し差し出すべき旨、先般相達し置き候ところ、今に差し出さざる村々もこれ有り、もつての外のこと候、その組合にて当支配所村々のみへ相触れ、来る十五日まで差し出すべく候よう取り計らうべく候、等閑(なおざり)において急度申し付けべきものなり

巳四月十日 役所 印
下部端書き廻状一通夜戌下刻、大綱村より着、即刻(削除)「野田村まで」、極楽寺(村)へ送る
人足二人、町伝兵衛、藤十郎、ろうそく六丁

古都辺・秋葉平家文書

古都辺・秋葉平家文書
 市原市古都辺 165

古都辺村は村田川支流の源流、長柄町に接続する山間に立地する。地名は隣接する奈良村が古都「奈良」に通じることから「古い都の付近」という意味で命名されたという。奈良地区には「奈良の大仏」が現存し、平将門伝説があり、市東中学校々歌は「古都辺の郷に将門が古き歴史を思うべし」とうたっている。

『市原市史』による村高は文禄3年(1594)167石、元禄15年(1702)、天保5年(1834)、慶応4年(1868)173石余で、明治2年(1869)の田反別は10町4畝、畑反別8町5反、家数21軒、人口は男53人、女66人の合計119人、馬15頭であった。谷田(やつた)、畑を耕作し、薪、炭焼きなどで生計を立てた。台地上に立地、隣村犬成村への道は急勾配で、鳥ならば越せるが人間は大変苦勞することから、鳥越(とりげ)坂の地名も残っている。しかし追々道路も整備され、平成になって「大仏通り」が開通し状況は一段と良くなった。

古都辺にいつごろから人が住み始めたか正確にはわからないがいまでも直径5m、高さ3mほどの円墳が数個現存し、周辺から縄文式土器・加曾利E式(紀元前2500年)が多数出土して永い歴史を感じさせる。

『市原市史』から旧支配関係をみると、寛永10年(1633)旗本林氏領、文政8年(1825)貝渕藩林氏領、嘉永2年(1849)請西藩林氏領1万石とあり、林家が江戸時代を通じ単給で領有したことがわかる。林家は清和源氏義光流で、信濃の林に住んで姓とした。室町時代始め鎌倉公方に仕え、家康9祖有親父子が幕府軍に追われて立ち寄ったときウサギの吸い物を振舞ったという故事から徳川將軍家への正月献上はウサギに決まっ

いた。忠政が家康から300石、3代忠勝の寛永10年、古都辺村の所領が定まった。

寛永10年	寛永15年	林	忠勝	旗本500石、大番
15年	元禄9年	忠隆	1800石、側衆	
元禄9年	宝永2年	忠和	3千石、南町奉行	
宝永2年	享保17年	忠勝	日光奉行	
享保17年	宝暦13年	忠久	新番頭	
宝暦13年	寛政8年	忠篤	家斉付	
寛政8年	天保12年	忠英	貝渕1万8千石若年寄	
天保12年	安政元年	忠旭	請西1万石	
安政元年	慶応3年	忠交	伏見奉行	
慶応3年	4年	忠崇	改易	

林家の中興を9代忠英という。11代將軍家斉側近としてしたが、文政8年若年寄、木更津貝渕1万石で諸侯に列した。天保5年3千石、10年さらに5千石を加増、一気に家禄を1万8千石に伸ばしたが、家斉の逝去を待って「天保の改革」に乗り出した松平忠邦から幕府経済を破綻させた「大御所時代」元凶の一人として8千石を没収された。次の忠旭のとき陣屋を同じ木更津市内の請西に移す。幕末風雲急を告げた慶応3年、11代忠交の急逝で最後の藩主に就任した忠崇は血気さかな20歳、請西藩を窮地に追い込むことになる。

慶応4年(1868)1月「鳥羽・伏見の戦い」が勃発すると各藩は官軍につくか幕府軍につくか二者選択に迫られた。そしてその多くが官軍につくなか、徳川300年の恩顧に報いるとした忠崇は、慶応4年閏4月、藩士59名を率いて脱藩し、遊撃隊の人見勝太郎、伊庭八郎に呼応して兵をあげた。一時は箱根関所を占拠したが新政府軍に攻められ海路・館山に敗走した。この間、幕臣の代表であるべき大藩の離脱が続く。会津・仙台など東北に新たな戦場を求めたが活躍の場はなかった。そのうち前將軍慶喜

の助命が叶いさらに徳川家の存続が許されたことを知り、明治元年10月仙台藩を介して降伏した。ともに脱藩した59名のうち16名が戦死、最後まで一緒だった藩士は20名になっていた。江戸に護送された忠崇は禁固刑として唐津藩邸に預けられ明治5年に釈放された。戊辰戦争で大名自らが脱藩して戦った例はほかにない、そのため林家は改易となり旧大名家でありながら子爵にもなれなかった。明治27年3月許されて従五位、男爵に叙させられ、宮内庁東宮職、日光東照宮神職などを歴任、好きな剣道、書画風流を楽しみながら余生を送り、昭和16年1月、娘ミツの経営するアパートで波瀾万丈、94才の生涯を終えた。港区愛宕2-4曹洞宗・青松寺、歴代藩主を合祀した角柱墓「林家之墓」に眠る。また、市原市石川638の龍溪寺は林家旗本時代の菩提寺で、元和元年から文化7年までの当主ら11基が現存している。市原領主の研究第2集『市原にある大名旗本の墓』（平成15年11月山岸弘明）に詳解したので、興味のある方は参照されたい。

慶応4年4月11日江戸城が無血開城するとこれに不満の旧幕軍兵士の一部が脱走して房総方面に集結した。「撤兵隊」は開城の日に靈巖島から海路、千葉寒川に上陸、八幡宿、五井をへて木更津に本陣を設置したが、間もなく真里谷・真如寺に本拠を移して「徳川義軍府」を称した。義軍は第1大隊を中山法華寺に、第2大隊を船橋大神宮、第3大隊を姉ヶ崎において、新政府軍の薩摩、長州、備前、津などの諸藩を迎え撃った。閏4月3日義軍が岡山藩を急襲して戦端を開く、緒戦は市川宿に火を放って占拠したが援軍がかけつけると戦況は一転、退却した。次いで大神宮の宮坂が市街戦の激戦となったが、佐土原軍の臼砲がさく裂、大神宮が炎上すると義軍は総くずれとなった。

市原での戦いは7日早曉から始まった。村田川をこえて八幡宿に入った新政府軍は南新田で交戦、追撃して五井村入口、養老川へと進撃した。脱走隊とはいえ、旧幕府主力軍、ライフルのミニ

エー銃も携行、装備に大差はなかったが勢いが違った。義軍はみるみる養老川に追い詰められた。出津渡し場の一隊は最後まで頑強に抵抗したが前後から銃撃を浴びて全滅した。義軍は多くの犠牲者を出しながら真里谷めざして敗走した。

戦いはこの1日ですべて終わった。本陣の真如寺に敗報が伝わるのと無傷の2大隊は利根川方面へと撤退、16日鹿島神宮で新政府軍に降伏した。義軍騒動はおよそ1か月続き地元領民たちの負担は大きかった。義軍と新政府双方から御用金や兵糧米を調達され、宿舎や継ぎ立て人馬の提供、炊き出しなどが強要された。戦いの村では戦火をさけるため山や竹藪、畑の中に潜んだ。家を焼かれ、流れ弾にあたった死者も出た。義軍残党や食い詰めた浪人らが徘徊、しばらくの間治安が安定することがなかった。

吉田藩から「大総督府」への報告書簡は「慶応4年閏4月11日朝、柴山文平殿より古都辺に賊屯集候あいだ、文平殿には前橋藩人数召し連れられ生実藩と4道より打ち入り候につき、弊藩人数も分隊致し2道に分かれ、12日正午打ち入り候よう申し込まれ候、しかるところ古都辺の賊徒は11日夜中散乱致し、12日早曉、大沼田村（白里村内）へ賊徒22人潜伏致しおり候旨、申し来たり候」と記している。藩主が脱藩した請西藩は慶応4年閏4月改易され、5月飯野藩預り、房総知事柴山文平支配をへた8月菊間水野藩領、明治4年7月菊間県、11月木更津県、6年6月千葉県に編入された。

神社は古都辺神社であるが旧号は山王大権現であり、明治5年1月に改称した。祭神は大山咋命（くいのみこと）、本社は滋賀県大津市坂本の日吉大社で末社3800社を有する。寺院は一乗山行福寺といい、天文3年（1534）下野村本泰寺3世日告上人の開基である。もともとの本山は顕本法華宗妙満寺（京都）であったが、戦争中の日蓮宗各派統合で身延山久遠寺本山に改められ、戦後統一は解かれた後も顕本法華宗に服せず、現在も身延山

久遠寺を本山としている。

村に神社があり家庭に稲荷神社がある、というのは一般的だが、古都辺にはちよつと変わった風習が残っている。古都辺の苗字は秋葉、木藤、加藤、橘(木津)の4種しかなく、4種の本家はそれぞれ内宮(うちみや)を祀っていた。秋葉家は「日の宮様」、木藤家は「天神様」、加藤家は「権現様」、橘家は「山神様」である。普通、冠婚葬祭の時には隣組が助け合う。古都辺にも隣組はあるが冠婚葬祭の時は作用せず「秋葉仲間」「木藤仲間」などの仲間同士が助け合う。この習慣はいまでも続いている。

秋葉家は室町時代に遡る旧家で、代々熱心な日蓮宗信者でもあった。天文3年(1534)それまで下野村、本泰寺の檀家であったが、秋葉家の敷地を提供し、行福寺の創建に貢献した。江戸時代を通じ、代々の世襲名主だが、系図や古い資料はないという。最古の墓碑は「称玄(万治2年1659)亥正月五日、妙純(寛文7年1667)未四月二十三日」、舟形で夫婦の合掌姿を浮き彫りしている。仮にこれを初代として秋葉家と行福寺など寺社との関係をたどると、

初代利兵衛 万治2年没

2代利兵衛 延宝4年没

3代利兵衛 寛文12年行福寺檀家一同と「一塔両尊」を建立、

元禄元年没、翌2年菩提のため妻と嗣子の4代利兵衛が4菩薩、

4天王、不動明王、愛染明王計10体を寄進

4代利兵衛 元禄3年行福寺14世日光上人入滅にあたり墓碑

を建立、4年本山妙満寺51世管長日鏡上人から母妙淨とともに

「おまんだら」を授与される。9年「南無日蓮大菩薩」碑を建立、

正徳4年没

5代利兵衛(友右衛門) 宝永7年三十番神雨屋を檀家一同と造

立、享保3年村名主として山王大権現(現在古都辺神社)御神体

を造立、延享3年雨屋再建、鳥居を氏子一同で建立、延享4年没

6代利兵衛(甚四郎) 天明元年「日蓮大菩薩五百遠忌碑」建立、同2年没

7代利兵衛(平次郎) 文化元年奈良村の大仏再建にあたり隣村名主として尽力、文化6年没

8代友右衛門 文政8年本堂屋根替え、諸尊御衣裳替え、天保8年没

9代友右衛門(政五郎) 弘化4年庫裏新築落成、翌4年落成を記念して清兵衛と「内仏壇、須弥壇ならびに三宝祖師御厨子入り」を寄進、開眼法要、文久3年没

10代利平 安政4年主屋を新築、明治6年木更津県庁より戸長を命じられる、7年古都辺学校創立、9年同校へ27円を寄付、千葉県から表彰される、明治15年没

11代音吉 明治10年土蔵を新築、11年古都辺村用掛を命ぜられる、明治32年没

12代源之丈 明治41年檀家中と行福寺本堂新築、落成を祝って同志で俳句額を奉納

見る人の 氣に叶いけり 蓮の堂 笑草(源之丈)作

明治13年古都辺神社が暴風雨で大破、26年用材の払い下げを申請、28年竣工、大正元年没

13代治作 昭和13年夫婦養子として金釧地・鎗田家より入籍、通信省勤務、勲八等瑞宝章、従七位に叙さる、昭和20年没、

秋葉家は世襲名主でもあり神社、寺などに対し積極的に支援し、数々の寄進や奉仕をしていることがわかる。

14代の当主・平氏の生家は長柄村で明治時代に旅籠「大黒屋」を経営していた。明治24年3月、四国の松山から上京、高等学校の学生だった正岡子規が房総旅行の途次一泊、「やどや飯きわめて柔らか、菜きわめて美、宿屋の大深茶碗にて喫すること四杯、せくろ(背黒イワシ)のさしみ(生まれて初めて)とはりはり(漬け)のうまいこと、うまいこと」と「草稿ノート」に書き留めた。

中学校数学教員後、趣味の古文書解読に精通、「市原市史調査団専門委員」、「古文書学習会講師」をへて、現在当会会員として活動されている。なお、同氏も行福寺仏像15体修復、行福寺前土手ブロック補修等々行福寺内外の寺門整備に尽力し、平成15年日蓮宗管長大僧正・藤井日光上人より表彰状を受ける。

当家は昭和60年の『市原市近世文書目録』で36点を登録した。大正時代の女当主時代に大量の伝来文書を処分されたという、たまたま船橋市立図書館に『古都辺村明細帳』の存在を知ってコピーを取り寄せられた。本集ではこれら所蔵文書の一部、貴重文書を解読した。

古都辺村水帳（元和6年Ⅱ豎帳）番号なし

「水帳」は検地帳をいう。市原地方の検地は徳川家康が豊臣秀吉から小田原北条氏の旧領が与えられて江戸入りした、天正18年（1590）の翌19年と文禄3年（1594）の太閤検地に始まる。「太閤検地」は秀吉が天下統一をすすめた天正10年から関ヶ原合戦ころまで、豊臣政権下で、全国に施行された近世検地をいう。1間6尺3寸棹を使用、1間四方を1歩（坪）、30歩で1畝、10畝を1反とした。田畑を上、中、下の3等級の石盛にランク付け、容積の1升を京升とするなど統一基準を用いた。この検地によって石高制が確立、中世末期の複雑な土地支配から近世体制への変換という歴史的役割を果たした。また、同時に行われた「刀狩り」は兵農を分離し、「士農工商」身分制度の確立へとつながっていった。

当時の検地は検地役人が縦横の距離を計り、掛け算で面積を求めるという単純な「2点法」であった。検地帳には1筆ごとに土地の等級と所有者Ⅱ税の負担者が書き込まれた。石盛は反あたり公定收穫高で、通常は1石を10とした。石盛に土地面積を掛けると石高になり、これに4公6民といった領主が定めた税率をかけて取り米になった。検地は江戸幕府成立後も領主の交代や新

田の開発などで頻繁にくりかえされた。昆太郎文左衛門尉以下は検地役人名、尉（じょう）は判官とも書き平安以来の官制四部官の一つで、いまの部課長といった役どころだろう。「官職要解」は「役所内を糾判し、書類を審査」とする。村保存本だが、押印がなく初期段階での写本といえよう。

元和6年水帳の反別合計から高を計算して、後出江戸後期「亥割付」と比較した。

田畑	元和6年反別×（石盛Ⅱ高）	亥割付反別Ⅱ高
上田	33・6×16Ⅱ54石	30・7Ⅱ49・1石
中田	35・0×13Ⅱ45石	33・2Ⅱ43・2石
下田	38・0×9Ⅱ34石	36・9Ⅱ33・2石
新田		1・0Ⅱ0・5石
小計	106・9	134石 102・7Ⅱ126・2石*
上畑	19・2×9Ⅱ17石	19・2Ⅱ17・3石
中畑	29・3×6Ⅱ17石	28・7Ⅱ17・2石
下畑	27・1×3Ⅱ8石	25・6Ⅱ7・7石
新畑		9・7Ⅱ0・6石
小計	75・7	42石 86・1Ⅱ44・9石*
屋敷	2・6×10Ⅱ	2石 2・2Ⅱ2・2石
新屋敷		0・4Ⅱ0・0石
合計	185・2反	178石 188・8反Ⅱ173・0石*

*Ⅱ溜井、山崩れなどの引き分があり合計は合わない

検地は田畑の等級別反別の調査で收穫高は記載されない。このため石盛を不変と仮定、反別を乗じた。下段の亥割付は原本の反別と高を引用した。上中下に分かれた本田畑反別は寛永以前の検地分で、変更や溝敷き、山崩れなどによる減反以外は変わらない。一方の新田畑は用水、堤防、干拓、埋立て、原野開墾、耕地開拓などにともない寛永以降に成立した新しい田畑のこと。元和6年

と亥割付を比較すると新田畑が少なく、一方引き分が上回り、実質的な村高が減少している。江戸後期に入って農業技術が著しく向上し、反収実高はこれを大きく上回ったが石盛が変更されることはなかった。

原本はムシ喰いが激しく、また紙面の都合で全文を紹介できないが、可能な範囲での解読結果から高持ち本百姓が20軒、これに隷属する分付け農民が6軒、合計戸数は26軒で、本百姓の平均的生活水準はたんぼ5・3反、畑3・8反、屋敷0・1反、家高およそ9石であった。このころの秋葉家の当主は喜兵衛で、所有たんぼ19筆1町3反6畝、畑18筆9反0畝、屋敷2畝と分付け1筆であった。

古都辺村明細差し上げ帳（明治2年Ⅱ豎帳）船橋図書館所蔵文書コピー（秋葉平家旧蔵文書）

明治2年3月、古都辺村が菊間藩郡御勘定御役所あてに提出した「村勢要覧」で、村鑑明細書、村書き上げなどとも呼ばれた。田畑高や家数、人口、牛馬のほか、高札場や拝借鉄砲、農間稼業などを記載、当時の村人たちの生活ぶりがわかる基礎資料といえる。始めに領主名、林昌之助領分、古都辺村、ついで村高、反別と続く。等級別反別下の反取りは税額のこと。上田の年貢は反あたり4斗4升5合、石盛16の公定收穫高は1石6斗であるから税率はおよそ28%、下田の反あたり3斗5升取りは石盛9の39%と一定でない。本来米がとれない畑や屋敷、もち米・大豆といった物納小物成も米に換算、上納させている。また、二十五郷組合村は潤井戸村組で小組合村々を大成村、喜多村、古都辺村、下野村、奈良村の五か村、潤井戸村へ定助相勤め来り申し候としてゐる。巻末の幕末5か年間の平均税額は、田畑本辻が50石9斗余、山永1貫660文、水夫金519文、国役金862文、路用96文、その税率はおよそ30%であった。

17 亥年貢割付（江戸中後期亥年Ⅱ豎帳）

「年貢割付」は取箇郷帳、年貢皆済証文とともに納税事務上の地方（じかた）三帳の一つで、年貢郷帳によって決定した税額を村方に通告する「徴税令書」をいう。江戸時代の年貢は「村請け制」といつて村が全体を請け負って一括して納めた。すべて共同責任、個人の未達は五人組、村全体の責任とされた。表題は「亥割付」で年号を欠く。近世文書には干支だけのものも多いが、亥年は12年ごとにまわるので特定が難しい。本書は割付の初期の書式である。「坪刈り（検見）」と考えられ、おおむね享保以前といえよう。秋の收穫前、領主の役人が現地に来て1坪の稲を刈り取り、これを基準としてその年の收穫高を決定した。村にとつて検見役人は鬼人にも感じられたという。毎年の検見受け入れの接遇が面倒、税額の決定が遅い、不正が入りやすいなどの問題点があった。割付は始めに村高を記し、反別に石盛と取箇の明細を並べて合計した。ほかに山林の雑税として山永1貫111文、平山錢500文、水夫銀が懸けられている。夫銀は城や江戸屋敷での水汲み雑役夫の代銀、人をやらすお金で済ませた。

4 御定免請け書（天保8年Ⅱ状）

江戸後期になって農民の力が強まると割付にも変化が表われる。過去5年、10年などの年貢を平均して税額を決め、年ごとの豊凶に関係なく定額を徴収する「定免」と呼ばれる方式が取り入れられる。もし災害や凶作の時、とくに検見して減免した。文面は村方から願ひ出た形が取られ、全所領村々三役が連印している。

2 卯、皆済証文（天保3年Ⅱ状）

16 去る丑年貢皆済証文（慶応2年Ⅱ状）

「皆済証文」は領主が発行した年貢の領収書をいう。明細にある「本途物成」は検地を受けた田畑から上納された年貢Ⅱ取り米のこと、「小物成」は山野、海川など田畑以外にかかる雑税、口米、延べ米は本租の蔵経費や目減りなどにあてる付加税、このほ

か小物成物納として餅米や大豆が挙げられ、代米になっている。本来、田の年貢は米納が基本であったが、貨幣経済が進んだ後期は金納に改める領主が多かった。

3 違作のため年貢引き方願い書（天保7年Ⅱ状）

12 天候不順につき引き方願い書（安政6年Ⅱ状）

違作は凶作のこと。天候不順などで作付けが不良になると同じ領主の村々が連名して減免を願い出た。一村だと許されにくくても纏ることで大きな圧力となった。このような事例を重ねながら、支配される村の力が次第に増大していった。文面は天候被害を通じ村方の窮状をことさら訴えている。

13 名主退役、後役につき願い書（文久2年Ⅱ状）

9代友右衛門の名主退役願い。老衰のため役儀相勤めがたくとする。後役月番持ち組頭として、清兵衛、伊右衛門を筆算間に合意、得実なるものとして推薦している。本来当家は世襲名主であり、実子へどのような形で継承されていくのかこの書付から読みとることはできない。

25 郷足軽仰せ付けられる触（文久2年カⅡ状）

安政元年兄忠旭の隠居で請西藩主となった忠交は同6年から亡くなる慶応3年までの9年間、徳川家茂、慶喜政権下、緊張の続く京都伏見奉行に任命された。この間、万延元年には大老・井伊直弼が「桜田門外」で横死、文久2年皇女和宮が「公武合体」政略結婚で降嫁、謎に包まれた孝明天皇の崩御、第二次長州征伐の幕府軍敗走、將軍家茂の急死と徳川慶喜の將軍就任などの大事件が続発した。幕末思想は討幕論へとめまぐるしく変化、政治の中心はずでに江戸から京都に移った。忠旭の勤めた伏見奉行所は1年後の維新戦争発端「鳥羽伏見の戦い」の舞台ともなる。こんな時代背景の中、60歳の高齢名主であった友右衛門が郷足軽の辞令を受け取っている。「郷足軽」は農業のかたわら若干の武士としての特権を認められたもので、藩により地士、郷侍、山士などと呼ばれた。「臨時御呼出し御用仰せ付けられ候儀もこれある

あいだかねて心得まかり出べく候」、緊急時とはいえ、百姓から武士への昇格「辞令」として興味深い。

6 中間奉公差し出しにつき請け状（安政2年Ⅱ状）

中間（ちゅうげん）は武士に付属する雑卒（またもの）、雑役をいう。林肥後守様中間奉公とあるので請西陣屋か江戸屋敷に採用されるのだろう。門番や雑役を務め、ときに参勤交代の供にも加わった。「請け状」は保証人証書のこと、人主（親）、親類請け人、名主が連帯保証、1年契約で給金が3両2分、公儀法度、屋敷作法をきつと守らせるなどと誓約している。

10 四季打ち鉄砲拝借証文（文久元年Ⅱ状）

11 四季打ち鉄砲打ち留め証文（Ⅱ状）

「鉄砲改め」は作物を荒らす害獣対策として許可された鉄砲の管理についての定めで、「四季打ち鉄砲」は2月から11月まで使用が許可された。鉄砲は領主からの預りものとされ、毎年「借用証文」を差し出し、終つてその年に仕留めた猪、鹿などの数を報告した。文久元年の「打ち留め証文」は成果ゼロ。村では獣の現れそうな所に「しし落とし」を仕掛たり、空砲で追い払うことが多く、実弾を使うことはほとんどなかったらしい。

7 まぐさ刈り場議定一札（安政5年Ⅱ状）

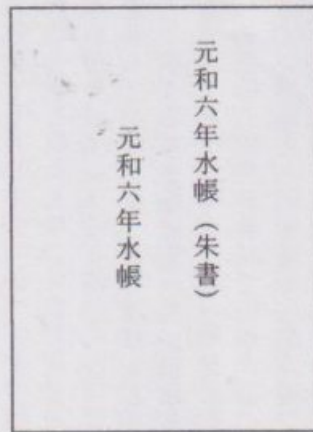
「まぐさ」は本来、馬、牛などの飼料のことだが、江戸時代は一定地域の住民が共同で使用する山林原野全体をいった。本書はまぐさ場地主と利用者との議定書、ここでは田地を請け返した時の費用負担などの取り決め、後日の証拠として全村民が連印している。

14 村方弔金についての議定書（文久3年Ⅱ状）

（秋葉平、山岸弘明）



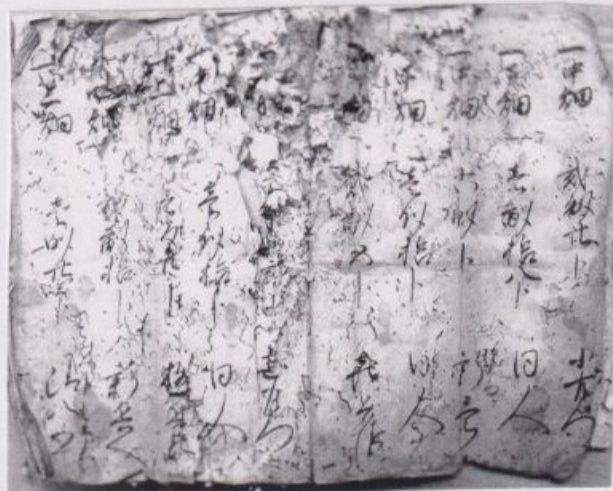
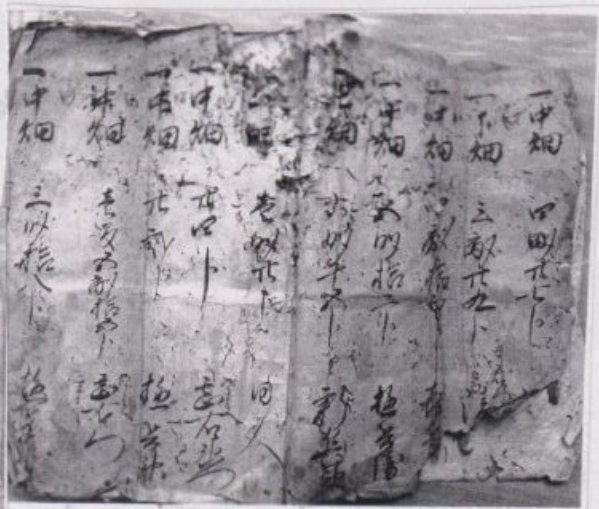
元和6年(1620) 古都辺・秋葉平家文書番外
古都辺村水帳



元和六年水帳(朱書)
元和六年水帳

豎帳

- | | | | | | | |
|-------|---|------|---|-------|---|--------|
| 一、中畑 | 同 | 一、上畑 | 同 | 一、上畑 | 同 | ほら(ぼら) |
| 八畝十二歩 | | 四畝 | | 一反二十歩 | | 新左衛門 |
| 同(人) | | 甚五郎 | | 三郎兵衛 | | 七郎右衛門 |
| | | | | | | 新兵衛 |
| | | | | | | 同人 |
| | | | | | | |



ほら

一、中畑 四畝二十七步 □ (総力) 右工門

同 (以下一筆ごとの同を省略) 七郎右工門分

一、下畑 三畝二十九步 三郎右工門、清八郎

一、中畑 四畝十二步 喜兵衛

一、中畑 五畝十二步 格兵衛

一、上畑 六畝十五步 新兵衛

ほら 一、上畑 一畝二十步 同人「五郎兵衛

一、中畑 二十四步 甚右衛門

一、中畑 二十二步 格兵衛「五郎兵衛

一、中畑 一反五畝十五步 五郎兵衛「甚右衛門」重三郎

一、中畑 三畝十八步 格兵衛

ほら

一、中畑 二畝二十步 小左衛門

一、下畑 一畝十八步 同人

一、中畑 六畝步 □ (権力) 右衛門「新三郎

一、下畑 一畝十步 長右衛門「同人

一、下畑 二畝五步 喜兵衛

ほら 一、上畑 九畝十步 小左衛門

一、中畑 一畝十步 同人

一、上畑 一畝二十步 格兵衛

一、中畑 二畝十步 新兵衛

一、上畑 三畝二十四步 七郎右衛門分「長右衛門」清八郎



一、屋敷 二十八歩
 七郎右衛門分 源五郎
 一、同 二十四歩
 又兵衛
 一、同 二畝五歩
 七郎右衛門

上田 三町三反六畝二十二歩
 中田 三町五反十歩
 下田 三町八反二畝五歩
 田合わせ 十町六反九畝七歩

上畑 一町九反二畝九歩
 中畑 二町九反三畝十歩
 下畑 二町七反一畝十五歩
 (畑合わせ 七町五反七畝四歩)

屋敷 二反六畝七歩
 畑、屋敷合わせ 七町八反三畝十一歩
 田畑、屋敷合わせ 十八町五段(反)二畝十八歩

昆太郎文左衛門尉
 安池茂左衛門尉
 成田勘左衛門尉
 小池六左衛門尉
 生田半右衛門尉
 袖山勘二郎

元和六年
 申六月二十二日
 墨付け四十枚なり
 古都辺村名主

後苑莊文庫

B213

明治己巳年

志園市原郡古都辺村明細差上げ帳

三月

旧帳之

林昌之介領分

古都辺村

新田畑

一、高百七十三石五升六合

此中新田畑屋敷小物成高共

此別指前分高共

田方溝代山崩れ場年々引く

畑方溜井敷に年々引く

小以三反八畝十七歩

明治2年(1869) 古都辺・秋葉平家旧蔵文書(船橋市立図書館所蔵文書コピー) 古都辺村明細差上げ帳

(印 後苑莊文庫)

(B213)

明治己巳年

上総国市原郡古都辺村明細差上げ帳

三月日

竖帳

旧領主

林昌之介領分

古都辺村

本新田畑

一、高百七十三石五升六合 ただし本新田畑屋敷小物成高共

この反別十八町八反八畝二十歩

二反三畝二歩 田方溝代山崩れ場年々引く

一反五畝十五歩 畑方溜井敷に年々引く

小以三反八畝十七歩

残高百六十九石二斗四升二合

この反別十八町五反三歩

内

反別十町四畝十二歩 田方

反別八町四反五畝二十一歩 畑方

新畑

このわけ

一、上田三町三畝十七歩 字沢田、字下田、字鳥越 反四斗四升五合取り

一、中田三町一反九畝十六歩 字下田、字とりこへ、字わたと、字とば、字新山、字砂沢、字大谷、字とらこ谷、字沢田、字石田、字瀧谷 反三斗八升二合三勺取り

一、下田三町六反三畝二十五歩 字沢田、字こやつ、字とば、字新山、字こぶた、字ねこさね 反三斗五升取り

一、新田一反七畝十四歩 字新山、字そしか谷、字大藪 字ねこさね 反二斗六升(取り)

一、上畑一町九反二畝九歩 字居下、字わだ下、字さく、字とりこへ 反一斗四升取り

一、中畑二町七反一畝十五歩 字とりこへ、字居下、字わだ、字ほら、字山ノ神、字さく、字たきやつ 反九升五合取り

一、下畑二町五反六畝二十四歩 字さく、字山ノ神、字たつ畑、字くろ竹、字砂沢、字ちどり作、字かる沢、字苗代谷 字向ノ台、字台向、字たきノやつ、字とりこへ 反七升四合五勺取り

一、新畑九反七畝二十四歩 字かる沢、字宮ノ根、字すま山、字居下、字とりこへ、字山ノ神、字かいどり 反四升五合取り

反四升五合取り

Handwritten notes and diagrams corresponding to the printed text above, including various measurements and field names in cursive script.

一、厚敷 或我御捨地 反一斗四升取

一、新屋敷 或我御捨地 反一斗取

一、見取場 ござなく候

一、門限 河内 御上納物 ござなく候

一、稲 八斗 御上納物 御上納来り申し候

一、菜種 御上納の儀 御上納来り申し候

一、大豆 五斗一升九合 御上納来り申し候

一、小豆 納め来り候儀 ござなく候

一、大麦 納め来り候儀 ござなく候

一、小麦 納め来り候儀 ござなく候

境内除地 高さ九尺 巾七尺五寸
御見捨て地 上総国市原郡下野村本泰寺末
日蓮宗 行福寺
高三石九升八合六才
九石三斗八升五合七勺
(朱書き)
尤(もつとも) 境内御見捨て地にござ候

一、屋敷二反二畝十四歩 反一斗四升取

一、新屋敷四畝二十五歩 反一斗取

一、見取り場 ござなく候

一、御厩御入用 御上納物 ござなく候

一、糯(もち) 米八斗六升五合 御上納来り申し候

一、菜種 御上納の儀 御上納来り申し候

一、大豆 五斗一升九合 御上納来り申し候

一、小豆 納め来り候儀 ござなく候

一、大麦 納め来り候儀 ござなく候

一、小麦 納め来り候儀 ござなく候

(朱書き) 無高 古都辺神社
日精大神は神号相改め申し候
無高 山王宮 梁間二間三尺 神主ござなく候
桁行五間
境内除地 高さ九尺 巾七尺五寸
御見捨て地 上総国市原郡下野村本泰寺末
日蓮宗 行福寺
高三石九升八合六才
九石三斗八升五合七勺
(朱書き)
尤(もつとも) 境内御見捨て地にござ候

客殿 梁間六間、桁行四間三尺 右行福地内

庫裏 梁間三間三尺、桁行六間 同断

番神堂 梁間一丈、桁行二間 同断

百姓持ち林 同断

百姓持ち林 (朱書き) 畑林成

山五町五反五畝二十九歩 百姓持山にござ候

この御年貢永一貫百十一文九分 山御年貢本途

平山小物成永

同永 五百文

御林反別一町六反二歩 字荒津山 一か所

(朱書き) 右去る壬申年御払下げに相成り申し候

御高札 (朱書き) 場

一枚 似せ (贋) 金銀禁の札 ござ候

ただし 村仲 (中) にござ候

正月飾り松竹その外納め候もの ござなく候

国役掛り高百七十三石五升六合

(異筆) 百六十九石二斗四升二合

ただしこれまで川々御普請掛りに 御上納仕り候

千石夫金 納め来り候儀 ござなく候

潤井戸村へ定助相勤め来り申し候

御林下草代米永共納め来り候儀 ござなく候

夏成金、秋成金、冬成金 ござなく候

(朱書き) 林成

もつとも山永、小物成り永共十月皆済のみぎり御上納仕り候

客殿 梁間六間、桁行四間三尺

庫裏 梁間三間三尺、桁行六間

番神堂 梁間一丈、桁行二間

百姓持ち林

山五町五反五畝二十九歩

この御年貢永一貫百十一文九分

平山小物成永

同永 五百文

御林反別一町六反二歩

(朱書き) 右去る壬申年御払下げに相成り申し候

御高札 (朱書き) 場

一枚 似せ (贋) 金銀禁の札

ただし 村仲 (中) にござ候

正月飾り松竹その外納め候もの

国役掛り高百七十三石五升六合

(異筆) 百六十九石二斗四升二合

ただしこれまで川々御普請掛りに

千石夫金 納め来り候儀

潤井戸村へ定助相勤め来り申し候

御林下草代米永共納め来り候儀

夏成金、秋成金、冬成金

(朱書き) 林成

もつとも山永、小物成り永共十月皆済のみぎり御上納仕り候

右行福地内

同断

同断

同断

畑林成

百姓持山にござ候

山御年貢本途

平山小物成永

同永 五百文

御林反別一町六反二歩

(朱書き) 右去る壬申年御払下げに相成り申し候

御高札 (朱書き) 場

一枚 似せ (贋) 金銀禁の札

ただし 村仲 (中) にござ候

正月飾り松竹その外納め候もの

国役掛り高百七十三石五升六合

(異筆) 百六十九石二斗四升二合

ただしこれまで川々御普請掛りに

千石夫金 納め来り候儀

潤井戸村へ定助相勤め来り申し候

御林下草代米永共納め来り候儀

夏成金、秋成金、冬成金

(朱書き) 林成

もつとも山永、小物成り永共十月皆済のみぎり御上納仕り候

俵ノ草石上
重録石九年九斗九升九合四勺斗立候
其俵百二十七俵一斗九升九合四勺

御借鉄砲
玉目三匁
村役人預り置き申し候

百姓家二十一軒
内村役人 名主一人、組頭二人、
百姓代一人

惣人数 百十九人 内 男五十三人、女六十六人

当村より隣村
犬成村御高札場までおよそ九百九十間、十六丁三十間
奈良村御高札場までおよそ千二百三十二間、二十丁三十二間
山之郷村御高札場までおよそ□□

水車の儀
当村の内
ござなく候

潤井戸村組、
小組合村々
犬成村、喜多村、古都辺村
下野村、奈良村
ござ候

殺生場
ござなく候

木挽職の者
ござなく候

大工職の者
ござなく候

鍛冶職の者
ござなく候

酒造人
ござなく候

家根屋職一人
ただし茅葺き職にござ候
百姓 惣五郎
(朱書き) ござなく候

一、俵ノ四斗にて切り上げ 米五十石九斗九升九合四勺斗立て
延口米とも

この俵百二十七俵一斗九升九合四勺

ござなく候

一、御借鉄砲 一挺(丁) 玉目三匁 村役人預り置き申し候

一、名主役高 十石にて相勤め申し候

一、百姓家二十一軒 内村役人 名主一人、組頭二人、
百姓代一人

一、水呑み民家 百姓代一人
ござなく候

一、惣人数 百十九人 内 男五十三人、女六十六人

一、当村より隣村

犬成村御高札場までおよそ九百九十間、十六丁三十間
奈良村御高札場までおよそ千二百三十二間、二十丁三十二間
山之郷村御高札場までおよそ□□

一、水車の儀 当村の内
ござなく候

一、潤井戸村組、
小組合村々
犬成村、喜多村、古都辺村
下野村、奈良村
ござ候

下野村、奈良村

ござ候

一、殺生場
ござなく候

一、木挽職の者
ござなく候

一、大工職の者
ござなく候

一、鍛冶職の者
ござなく候

一、酒造人
ござなく候

一、家根屋職一人
ただし茅葺き職にござ候
百姓 惣五郎
(朱書き) ござなく候

一、 紺屋職の者
 一、 桶屋職の者
 一、 山守
 一、 山伏
 一、 神子、陰陽師ならびに虚無僧
 一、 座頭ならびに尼
 一、 馬十五匹
 一、 牛
 一、 川除け堤
 一、 坎樋
 一、 溜井敷 宇山の神にて一か所 横五間余
 一、 溜池 長さ二十間余 深さ六尺位
 一、 堰 (異筆) 一か所 (朱書き) 三か所
 一、 板橋 二か所 字深作 (削除)
 一、 社寺山林、割り地場 長さ一丈、幅四尺

一、 紺屋職の者
 一、 桶屋職の者
 一、 山守
 一、 山伏
 一、 神子、陰陽師ならびに虚無僧
 一、 座頭ならびに尼
 一、 馬十五匹
 一、 牛
 一、 川除け堤
 一、 坎樋
 一、 溜井敷 宇山の神にて一か所 横五間余
 一、 溜池 長さ二十間余 深さ六尺位
 一、 堰 (異筆) 一か所 (朱書き) 三か所
 一、 板橋 二か所 字深作 (削除)
 一、 社寺山林、割り地場 長さ一丈、幅四尺

一 御蔵

三所 明治三庚午十二月建立仕り候

官方

一 秣場

一か所 ただし小物成永納来り候

官方

一 黍、繩、藁、畳、菰の類、その外竹木御上納の儀

字小深作原にござ候

官方

一 諸運上

一、往還 大成村境より山之郷村境までおよそ十三丁三十間

官方

一 村方道巾

六尺 (異筆 二間より) 九尺位 ござ候

官方

一 一里塚

一、渡船場

官方

一 渡船場

一、所々産物売り出し候もの、春冬の内、薪少々ずつ売り出し申

官方

一 長吏

一、火葬場 (削除) 二か所 (削除)

官方

一 穢多

一、死馬捨場 二か所 字南へた、字和田向 ござ候

官方

一 番非人

一、穢多

官方

一 御蔵

一、番非人

官方

一 秣場

一、火葬場 (削除) 二か所 (削除)

官方

一 黍、繩、藁、畳、菰の類、その外竹木御上納の儀

字小深作原にござ候

官方

一 諸運上

一、往還 大成村境より山之郷村境までおよそ十三丁三十間

官方

一 村方道巾

六尺 (異筆 二間より) 九尺位 ござ候

官方

一 一里塚

一、渡船場

官方

一 渡船場

一、所々産物売り出し候もの、春冬の内、薪少々ずつ売り出し申

官方

一 長吏

一、火葬場 (削除) 二か所 (削除)

官方

一 穢多

一、死馬捨場 二か所 字南へた、字和田向 ござ候

官方

一 番非人

一、穢多

官方

一 御蔵

一、番非人

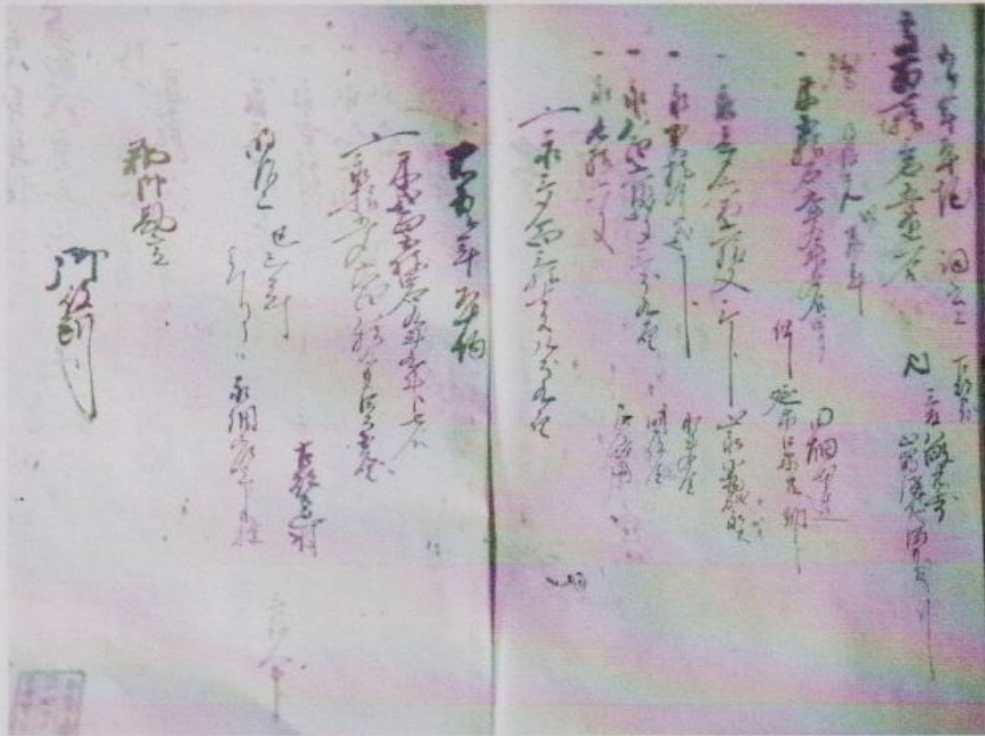
官方

明治二己巳年

郡御勘定

御役所

御役所



(後付けII関係資料)

五か年平均 伺い書き上げ 古都辺村
 高百七十三石五升六合 内三反八畝二十歩

山崩れ溝代、溜井敷に引く

明治元戊辰年

残して

一、米五十石九斗九升九合四勺

田畑本辻

一、永一貫六百六十文三分

ただし延米口米とも納め分
 山永、小物成永とも

一、永五百十九文二分

水夫金

一、永八百六十二文三分九厘

国役金

一、永九十六文

御路用分

一、永三貫百三十七文八分九厘

右五か年平均

一、米二百五十四石九斗九升七合

一、永十五貫六百八十九文四分五厘

明治二己巳年

三月日

郡御勘定

御役所

古都辺村

三役人印

取り調べ差し上げ申し候控え

(所有者判)

船橋市立図書館

昭和28年9月15日

登録第13793号

亥割付

古都部村

上総国市原郡

一、高百七十三石五升六合

古都部村

内高一石八斗四升五合

小物成り高

この反別十八町八反八畝二十歩

内訳

高百二十六石二斗六升三合
 田反別十町二反七畝十四歩
 高六斗二升四合
 内 三畝二十七歩
 高二石二斗六升
 一反九畝五歩
 高五斗一升
 外五畝二十歩

年不詳亥年 古都部 秋葉平家文書 17
 亥年貢割付

亥割付

古都部村

上総国市原郡

一、高百七十三石五升六合

古都部村

内高一石八斗四升五合 小物成り高

この反別十八町八反八畝二十歩

内訳

高百二十六石二斗六升三合
 田反別十町二反七畝十四歩
 高六斗二升四合
 内 三畝二十七歩
 高二石二斗六升
 一反九畝五歩
 高五斗一升
 外五畝二十歩
 山崩れ場引く
 前々溝代に引く
 当亥起し返し本免入り



高二石八斗八升四合
 小以 二反三畝二步
 高百二十三石三斗七升九合
 残反別十町四畝十二步
 高四十四石九斗四升八合
 外高二斗二升六合 前々算違ひ
 かり出しすぎ
 畑反別八町六反一畝六步
 高九斗三升
 内一反五畝十五步 溜め井敷引く
 高四十四石一升八合
 残反別八町四反五畝二十一歩
 このわけ
 高四十九石一斗九升五合
 上田三町七畝十四歩 十六
 高六斗二升四合
 内三畝二十七歩 前々溝代引く
 高四十八石五斗七升一合
 残三町三畝十七歩 反米四斗四升五合
 中田三町三反二畝二十七歩 十三
 高一石七斗三升八合
 内一反三畝十一歩 山崩れ場引く
 高四十一石五斗三升九合
 残三町一反九畝十六歩
 反米三斗八升二合三勺



高三十三石二斗六升七合
下田三町六反九畝十九步 九

内五畝二十四步 西山崩れ場引く

高五斗一升 外五畝二十步 当亥起し返し本免入り

高五斗二升四合

残三町六反三畝二十五步 反米三斗五升

新田一反七畝十四步

三 反米二斗六升

高十七石三斗七合

上畑一町九反二畝九步

九 反米一斗四升

高十七石二斗二升

中畑二町八反七畝步

六

高九斗三升 内一反五畝十五步 溜め井敷引く

高十六石二斗九升

残二町七反一畝十五步 反米九升五合

高七石七斗四合

下畑二町五反六畝二十四步 三 反米六升九合七勺

高六斗八升五合

新畑九反七畝二十四步 七升 反米四升五合

高二石二斗四升五合

屋敷二反二畝十四步 十 反米一斗四升

高一升三合

新屋敷四畝二十五步 二升一合 当亥反取り増し、反米一斗

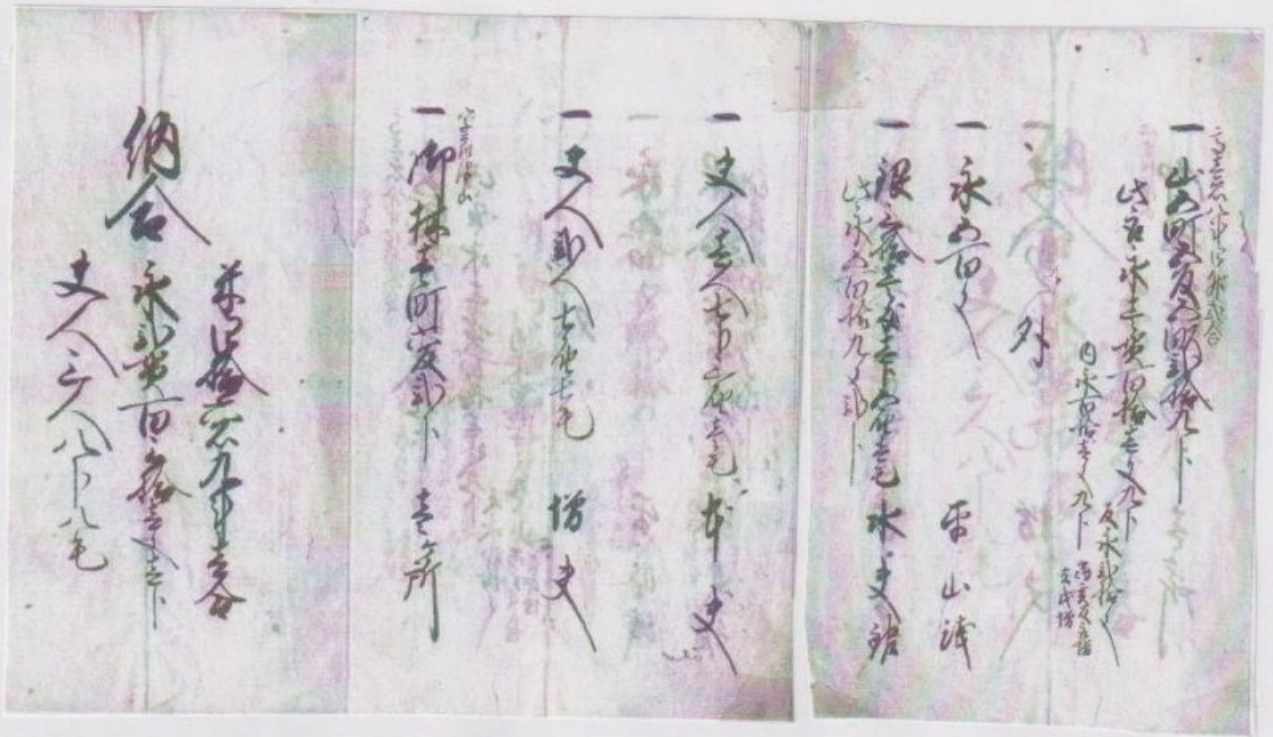
取り米四十六石九斗一合

内米三十九石三升七合 田米

内米一斗九升八合 当亥起し返し増し 去る戊増し

米七石八斗六升四合 畑米

内米三升五合 当亥反取り増し、去る戊増し



一、出所及之御取捨九下
此取捨九下
反永拾九
日永拾九
九下
五成増

一、永百文
 外
 平山錢

一、浪高之永百文九分
此永百拾九文九分

一、又、五七五反五厘一毛
 本夫

一、又、八七五反七厘七毛
 増夫

一、御林一町六反二步
 一か所

納合
 永百文
 又、八分八毛

高一石八斗四升二合
 一、山五町五反五畝二十九步
 この取り永一貫百十一文九分 反永二十文
 内永百十一文九分 当亥反取り増し、去る戌増し

外
 一、永五百文 平山錢
 一、銀三十一匁一分五厘一毛 水夫銀
 この永五百十九文二分

一、夫人一人七分三厘一毛 本夫
 一、夫人二人七厘七毛 増夫
 字荒津山
 一、御林一町六反二步 一か所

納め合わせ
 米四十六石九斗一合
 永二貫百三十一文一分
 夫人三人八分八毛

天保8年(1837) 古都辺・秋葉平家文書4
御定免請け書

差し上げ奉る御定免御受け証文のこと
御領分上総国三郡村々御定免の儀、去る申一月
年季明けに付き、なほまた切り替え御定免願ひ奉り候ところ、
近年追々違作に付き、今般切り替え御吟味増しの
御沙汰無く、貝瀨、請西、新領・神納の三か村は
去る丑年、その外村々は去る寅年切り替えの節
御渡し置かれ候御割付帳通りを以つて、当酉より来る
丑まで三郡村々一同五年御定免仰せ付けられ
下し置かれありがたき仕合に存じ奉り候。しかる上は年季中
右御割付の米・永辻、御触れ御日限の通り遅滞無く
上納仕り、かつ田方の儀、御定免年季中
縦合(たとい)違作仕り候とも三分以上の損耗これなく候ては
御引き方仰せ付けられず、畑方の儀、一国一郡と(に)響き候
風水旱損は格別、容易に御引き方の御沙汰
及ばれざる旨、その儀田畑の儀(内)川欠け、山崩れ、石砂
入等損地出来仕り候共、小前持ち高十分一に当らざる
分は年季中御引き方仰せ付けられざる旨、逸々
仰せ渡され候趣、承知畏こみ奉り候、これにより村々一同御受け
印形差し上げ申すところくだんのごとし。

天保八酉年 六月

上総 望陀 周准 三郡 市原 村々
名主 組頭 百性代

しるし心内定免御受け証文のこと
御領分上総国三郡村々御定免の儀、去る申一月
年季明けに付き、なほまた切り替え御定免願ひ奉り候ところ、
近年追々違作に付き、今般切り替え御吟味増しの
御沙汰無く、貝瀨、請西、新領・神納の三か村は
去る丑年、その外村々は去る寅年切り替えの節
御渡し置かれ候御割付帳通りを以つて、当酉より来る
丑まで三郡村々一同五年御定免仰せ付けられ
下し置かれありがたき仕合に存じ奉り候。しかる上は年季中
右御割付の米・永辻、御触れ御日限の通り遅滞無く
上納仕り、かつ田方の儀、御定免年季中
縦合(たとい)違作仕り候とも三分以上の損耗これなく候ては
御引き方仰せ付けられず、畑方の儀、一国一郡と(に)響き候
風水旱損は格別、容易に御引き方の御沙汰
及ばれざる旨、その儀田畑の儀(内)川欠け、山崩れ、石砂
入等損地出来仕り候共、小前持ち高十分一に当らざる
分は年季中御引き方仰せ付けられざる旨、逸々
仰せ渡され候趣、承知畏こみ奉り候、これにより村々一同御受け
印形差し上げ申すところくだんのごとし。

天保八酉年 六月

上総 望陀 周准 三郡 市原 村々
名主 組頭 百性代

卯皆濟証文

高百七十三石五升六合

上総国市原郡
古都部村

一、米百七十三石五升六合 本途

米百七十三石五升六合

一、永百七十三石五升六合 山年貢

一、永五百文 平山錢

一、米百七十三石五升六合 口米

一、永百七十三石五升六合 口米

一、永五百文 水夫金

一、福米八斗六升五合 正納

一、大豆五斗一升九合 正納

一、夫人一人七分三厘一毛 本夫

一、夫人二人七厘七毛 増夫

併核合 米百七十三石五升六合
福米八斗六升五合
大豆五斗一升九合
夫人三人八分八毛

右 拂
米八斗六升五合
米二斗五升九合五勺
糯米代米
大豆代米

天保3年(1832) 古都辺・秋葉平家文書2
卯、皆濟証文

卯皆濟証文のこと

上総国市原郡
古都部村

高百七十三石五升六合

一、米四十六石六斗一升九合 本途

この斗立て四十九石二斗八升三合

一、永一貫百十一文九分 山年貢

一、永五百文 小物成「平山錢」

一、米一石三斗三升二合 口米

この斗立て一石四斗八合

一、永四十八文四分 口米

一、永五百十九文二分 水夫金

一、糯米八斗六升五合 正納

一、大豆五斗一升九合 正納

一、夫人一人七分三厘一毛 本夫

一、夫人二人七厘七毛 増夫

米五十石六斗九升一合
糯米八斗六升五合

合わせ大豆五斗一升九合

永二貫百七十九文五分

夫人三人八分八毛

右 払い

米八斗六升五合 糯米代米
米二斗五升九合五勺 大豆代米

米四十九石五斗六升六合五勺
 この俵百二十三俵と三斗六升六合五勺
 糯米八斗六升五合
 永二貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

外
 銀四十七匁七毛
 川々国役金
 路用

右は去る卯御年貢米永ならびに諸役
 高掛りとも書面の通り皆済せしむものなり。

天保三年
 辰正月
 酒井軍八 (印)
 鳥海直藏 (印)
 中野彦兵衛 (印)
 諏訪孝右衛門 (印)
 加 佐一郎 (印)
 玉 助七 (印)

前書之通相違なきものなり

松 儀太夫 (印)

上総国市原郡
 古都部村
 名主 え
 組頭
 惣百姓

米四十九石五斗六升六合五勺
 この俵百二十三俵と三斗六升六合五勺
 糯米八斗六升五合
 永二貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

外
 銀四十七匁七毛
 川々国役金
 路用

右は去る卯御年貢米永ならびに諸役
 高掛りとも書面の通り皆済せしむものなり。

天保三年
 辰正月
 酒井軍八 (印)
 鳥海直藏 (印)
 中野彦兵衛 (印)
 諏訪孝右衛門 (印)
 加 佐一郎 (印)
 玉 助七 (印)

前書の通り相違これなきものなり

松 儀太夫 (印)

上総国市原郡
 古都部村
 名主 え
 組頭
 惣百姓

去丑留淋澄文三斗

上総国市原郡

高百拾石六斗六合

古都部村

一、米百拾石六斗六合

一、米百拾石六斗六合

一、米百拾石六斗六合

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

一、米百文

小物成

平山銭

口米

口米

水夫金

正納

正納

本夫

増夫

慶応2年(1866) 古都部・秋葉平家文書16
去る丑皆済証文

去る丑皆済証文のこと

上総国市原郡

高百七十三石五升六合 古都部村

一、米四十六石九斗二合三勺 本途

この斗立て四十九石五斗八升二合四勺

一、米一貫百一十一文九分 本途 山年貢

一、米五百文 小物成り 平山銭

一、米一石三斗四升 口米

この斗立て一石四斗一升七合

一、永四十八文四分 口米

一、永五百十九文二分 水夫金

一、糯米八斗六升五合 正納

一、大豆五斗一升九合 正納

一、夫人一人七分三厘一毛 本夫

一、夫人二人七厘七毛 増夫

米拾九斗九升九合
 糯米八斗六升五合
 大豆六斗七升九合
 永貳貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

吉押

米八斗六升五合

糯米代米

米貳斗五升九合五勺

大豆代米

米拾九斗七升九合
此後百貳拾伍年御倉斗
 糯米八斗六升五合
 大豆六斗七升九合
 永貳貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

右は去る丑御年貢米、永、諸役、高掛りと
 書面の通り皆済せしむものなり

慶應二年 役所


永八百六十二文三分九厘
 永九十六文

國役
 路用

米五十石九斗九升九合四勺
 糯米八斗六升五合
 合わせ大豆五斗一升九合
 永二貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

右払い

米八斗六升五合
 米二斗五升九合五勺

糯米代米
 大豆代米

米四十九石八斗七升四合九勺
 この俵百二十四俵二斗七升四合九勺
 糯米八斗六升五合
 納め合わせ大豆五斗一升九合
 永二貫百七十九文五分
 夫人三人八分八毛

右は去る丑御年貢米、永、諸役、高掛りと
 書面の通り皆済せしむものなり

請西
 郡方
 慶應二年 役所 (印)

正月

永八百六十二文三分九厘
 永九十六文

國役
 路用

上忍不書附奉御領の上

沖谷より係事ある能拾持役人一同
奉り上り去月十八日大風雨付先般御
領上り上り上り又り去月廿三日御領上り
夜雨度烈き内御早稲中稲と稔穂
撥合伏相成候而も儂冷気勝ち
在稲放自能し時復おほき候上り春
角而をくけ情小和稀候内御領上り
芽腐れ亦付有し且川付き溝付き場所と
水冠（かぶり）も亦付有し於之候稲
儀は別して実熟（うれ）悪しく、青立ちなども
替りなく相成るべきやと相見え候場もござ候
畑方（かた）の儀は地性により大豆は相応に取り入れ候
場所もこれ有り候えども、その外諸作物皆無、
種もこれ無き品もこれあり、田畑とも格外の違

天保7年（1836）古都辺・秋葉平家文書3
違作のため年貢引き方願い

恐れながら書付をもつて御願ひ上げ奉り候

御領分上総国市原郡十か村役人一同

申し上げ奉り候、去月十八日大風雨に付、先般御

届申し上げ奉り候ところ、またぞろ当月十三日夜、同十六日

夜雨度烈しき風雨、早稲、中稲までは穂

摺り合い吹き伏せに相成り、ことに雨天続き冷氣勝ちの

年柄ゆえ、自然と時候に相後れ、その上と

かく雨近く、快晴の日和（ひより）まれにござ候に付き、

芽腐れなどもこれ有り、かつ川付き溝付きの場所には

水冠（かぶり）に相成り候ところ茂（も）これ有り、なおまた晩

稲の

儀は別して実熟（うれ）悪しく、青立ちなども

これあり、替りなく相成るべきやと相見え候場もござ候、

畑方（かた）の儀は地性により大豆は相応に取り入れ候

場所もこれ有り候えども、その外諸作物皆無、

種もこれ無き品もこれあり、田畑とも格外の違

仍も一同難波至極に、其分小前と去
 去、己年破免も、頼清検見の請
 村方より、申し方仰せ付られ候段、承るに及びまかり
 申し出候得ども、先前(さきまえ)違作の節は相当の
 御引き方御用捨頂戴仕りまかりあり候あいだ、御検見
 請け奉り候儀これなきゆえ、実は村役人ども手馴れざる
 筋、かつ御改世後御請け書差上げ置き奉り候
 御定免年季中、右躰(てい)の願い仕り御手数
 かけ奉り候も恐れ入り奉り候旨、申し宥(なだめ)まず破免
 願い上げ奉り候儀は差し控え置かせ候得ども、近年
 追々違作の上前文申し上げ奉り候通り、当年は
 季候不順の違作に付、村々一躰(体)の儀
 恐れながら御賢察なし下されなにとぞ、格別の
 御慈悲を以つて、御見分の上御年貢米
 の内御救いと思し召しなされ、御引き方仰せ付られ下し置かれ
 たく、偏(ひとえ)に願い上げ奉り候、右願いの通り御聞き済み
 成し下し置かれ候わば村々一同ありがたき仕合わせに存じ奉り
 候。

以上

天保七申解

拾村

天保七申年

八月

十か村々

下忍外書付申上候云

一 両領分古都辺村・永吉村・荻作村・右三村役人惣代

荻作村主源内・古都辺村組頭清兵衛、申し上げ奉り候、当
作方の儀は両度の風災にてその節御訴え申し上げ奉り候えど

御領主様御逼迫にて格別の御省略もあらせられ、ことに
御殿様伏見御奉行仰せこうむりなされ、格別の

御物入りなどもあらせられ候ところ、成るべくだけ御願いがま
しき儀は仕り

まじくと存じ奉り、これまで延引まかりあり候えども、このた
び早稲方少々

収納仕り候ところ、存外の違作、なおまた米正(まさに)甚だ
しく宜しからず

このうえ中稲、晩稲に相成り候わば何ほどの違作に相成り候や
も

はかりがたく村方小前一同より再三申し出られ、ことにいずれ
も

越石多の村々にて、越石の者どもよりなにとぞ御引き方願ひ具
(くれ)候よう

越石多の村々にて、越石の者どもよりなにとぞ御引き方願ひ具
(くれ)候よう

安政6年(1859) 古都辺・秋葉平家文書 12
天候不順につき引き方願ひ書

恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候

一、御領分古都辺村、永吉村、荻作村、右三か村役人惣代

荻作村主源内、古都辺村組頭清兵衛、申し上げ奉り候、当
作方の儀は両度の風災にてその節御訴え申し上げ奉り候えど

も
御領主様御逼迫にて格別の御省略もあらせられ、ことに
御殿様伏見御奉行仰せこうむりなされ、格別の

御物入りなどもあらせられ候ところ、成るべくだけ御願いがま
しき儀は仕り

まじくと存じ奉り、これまで延引まかりあり候えども、このた
び早稲方少々

収納仕り候ところ、存外の違作、なおまた米正(まさに)甚だ
しく宜しからず

このうえ中稲、晩稲に相成り候わば何ほどの違作に相成り候や
も

はかりがたく村方小前一同より再三申し出られ、ことにいずれ
も

越石多の村々にて、越石の者どもよりなにとぞ御引き方願ひ具
(くれ)候よう

初より申す、当年柄の違作にて御引き方これなく候え
 ば、此上御先納金、高役金仰せ付けられ候とも、聊(いささか)
 たりとも
 差し出し申さずなどとこれを申し、村々役人一同心痛の余り
 よんどころなく今般お願い申し上げ奉り候、なにとぞ格別の御
 憐愍(れんびん)をもつて
 御收納米の内、御救いと思召しなされ御引き方
 仰せ付けられ下し置かれ候よう、ひとえに願ひ上げ奉り候、右
 願ひの通り御聞き済み
 成し下し置かれ候えば、広大の御仁恵と一同ありがたき仕合せ
 に存じ奉り候。

安政六未年
 九月日

右
 荻作村
 源内(印)

古都辺村
 組頭
 清兵衛(印)

貝渕村
 御役所

たびたび申し出られ、当年柄の違作にて御引き方これなく候え
 ば
 この上御先納金、高役金仰せ付けられ候とも、聊(いささか)
 たりとも
 差し出し申さずなどとこれを申し、村々役人一同心痛の余り
 よんどころなく今般お願い申し上げ奉り候、なにとぞ格別の御
 憐愍(れんびん)をもつて
 御收納米の内、御救いと思召しなされ御引き方
 仰せ付けられ下し置かれ候よう、ひとえに願ひ上げ奉り候、右
 願ひの通り御聞き済み
 成し下し置かれ候えば、広大の御仁恵と一同ありがたき仕合せ
 に存じ奉り候。

安政六未年
 九月日

右

荻作村

名主

源内(印)

古都辺村

組頭

清兵衛(印)

貝渕村

地方

御役所

久世重年(1862) 古都辺村役人退任書

一 河内市原郡古都邊村役人退任書

年一 市原郡古都邊村役人退任書

難右勅令有退任候 伊右衛門長友 役儀

同伊右衛門儀 筆算など間に合ひ、得実成るものにござ候

右兩人へ、当時月番組頭持ち仰せ付けられたく

一同御願い上げ奉り候、もつとも引き追(負)い取り込みなど

ござ候わば、村方にて

弁納申し上げべく候あいだ、格別の御慈悲をもつて右願いの通

河内

市原郡

古都邊村

文久二年

三月

長友(印) 勇吉(印) 熊治郎(印) 七右衛門(印) 勘藏(印) 権四郎(印)

文久2年(1862) 古都辺・秋葉平家文書13
名主退役、後役につき願い書

恐れながら書付をもって願い上げ奉り候

一、御領分、市原郡古都邊村役人、惣百姓一同

申し上げ奉り候、村方名主右衛門儀、老衰に付、役儀

相勤めがたく候に付、退役仰せ付けられ、後役の儀、組頭清兵

衛、同伊右衛門儀、筆算など間に合ひ、得実成るものにござ候

あいだ

右兩人へ、当時月番組頭持ち仰せ付けられたく

一同御願い上げ奉り候、もつとも引き追(負)い取り込みなど

ござ候わば、村方にて

弁納申し上げべく候あいだ、格別の御慈悲をもつて右願いの通

御聞き済み成し下し置かれ候わば一同ありがたき仕合せに存

じ奉り候。以上

御領分

市原郡

右

古都邊村

文久二戊年
三月

熊治郎(印) 七右衛門(印) 勇吉(印) 勘藏(印) 権四郎(印)

國圖
地方
河渡所

仲吉
松太郎
重右衛門
寅松
三津治郎
津源治
由五郎
松五郎
佐源治
清兵衛
伊右衛門
友右衛門
治郎左衛門

貝淵
地方
御役所

仲吉 (印)
松太郎 (印)
重右衛門 (印)
寅松 (印)
三津治郎 (印)
治左衛門 (印)
由五郎 (印)
松五郎 (印)
佐源治 (印)
役受人組頭
清兵衛 (印)
右同断
伊右衛門 (印)
退役人名主
友右衛門 (印)
百姓代
治郎左衛門 (印)

日割
 地方
 役所
 亥
 三月廿六日封印
 古都辺村
 友右衛門へ

郷御足輕

仰せ付けられ候儀もこれあるべきあいだ、

かねて心得まかりあるべく候。よつては一か年

金二兩一人半扶持の日割りをもつて

これ(を)下さる

ナ

文久2年(1862)カII古都辺・秋葉平家文書25
 郷御足輕仰せ付けられる触

(上袋)

一 貝淵
 地方
 書付 役所

亥
 正月二十六日封印

古都辺村
 友右衛門へ

郷御足輕
 仰せ付けられ候(に)ついては、臨時御呼出し
 御用仰せ付けられ候儀もこれあるべきあいだ、
 かねて心得まかりあるべく候。よつては一か年
 金二兩一人半扶持の日割りをもつて
 これ(を)下さる

四季打ち鉄砲拝借証文

四季打ち鉄砲拾遺目録

石巻村 友右衛門 御領分古都部(辺)村

書面通り来り候に玉目三匁五分

御免成し下し置かれ候よう申し上げ候ところ、御貸し下され

石巻村 他人 御領分古都部(辺)村

他所より手前村方へまかり越し鉄砲打ち候者これあり候わば、

猪鹿員数書き付け差し上げ申すべき旨、仰せ渡され畏み奉り候。

文久元年(1861) 古都辺・秋葉平家文書10
四季打ち鉄砲拝借証文

差し上げ申す証文のこと

御領分古都部(辺)村

預り主、名主

友右衛門

一、四季打ち鉄砲一丁、玉目三匁五分
右は当村の儀、猪鹿発向仕り田畑諸作物荒らし、百姓
難渋仕り候につき、先だつて願ひ上げ奉り候四季打ち玉込め鉄
砲、

書面の通り来る戊二月二十五日より同十一月二十五日まで
御免成し下し置かれ候よう申し上げ候ところ、御貸し下されあ
りがたき

仕合せに存じ奉り候、しかる上は田畑荒らし候畜類の外、鳥類
は
もちろん、外の殺生仕るまじく候こと。

一、右鉄砲預り主の外、他人は申すに及ばず縦令(たとひ)親子
兄弟、
好身の者にござ候とも余人へ曾以(かつてもつて)貸し申すま
じく候、もつとも

他所より手前村方へまかり越し鉄砲打ち候者これあり候わば、
その者の
名、在所承り届け御注進申し上げ、見遁(逃)し仕るまじく候
こと。

一、来る戊二月二十五日より同十一月二十五日まで、打ち留め候
猪鹿員数書き付け差し上げ申すべき旨、仰せ渡され畏み奉り候。

右の趣堅く相背き申すまじく候、右鉄砲をもって悪事
仕出し候わば本人は申すに及ばず、名主、組頭、五人組まで何様
の
曲事にも仰せ付けべく候、もつとも来る十一月二十五日に至り鉄
砲
打ち留め候わば御取り上げなされ候御定めにござ候あいだ
その節
鉄砲名主方へ取り上げ置き、名主、組頭、五人組連印、封印仕り、
十一月晦日限り御注進申し上げべき旨、逸々仰せ渡され畏こみ奉
り候
後日のため鉄砲証文差し上げ申すところくだんのごとし。

文久元年
十一月

御領分

上総国市原郡
古都辺村
預り主名主
友右衛門
百姓代
次郎左衛門
組頭
伊右衛門

貝淵村地方
御役所

貝淵村地方
御役所

方為護文

一、右御拝借四季打ち鉄砲にて猪鹿とも打ち留め申さず候、
これによりこの段御注進申し上げ奉り候ところ、くだんのごと
し。

文久元年

十一月

御役所

御領分

上総国市原郡
古都辺村
預り主名主
友右衛門
百姓代
治郎左衛門
組頭
伊右衛門

文久元年（1861） 古都辺・秋葉平家文書11
四季打ち鉄砲打ち留め証文

打ち留め証文のこと

一、右御拝借四季打ち鉄砲にて猪鹿とも打ち留め申さず候、
これによりこの段御注進申し上げ奉り候ところ、くだんのごと
し。

文久元年

十一月

貝渕村地方
御役所

御領分

上総国市原郡
古都辺村
預り主名主
友右衛門
百姓代
治郎左衛門
組頭
伊右衛門

合書 議定札 奉

一 村方地内字新山野地、儀先之河内見、
野地内不意渡高去、而水乃村方清兵衛

修費、由人、更申、り月而、更申
下、由、儀先、儀先、更申、り月而、更申

一同右の野地山、儀先、儀先、儀先、儀先、
儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、

相定、申、儀先、儀先、儀先、儀先、
儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、

永百文、村方、儀先、儀先、儀先、
儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、儀先、

御田地面、請け返し候節、証文面の金子にて御田地ばかり
請け取り申すべく候筈（はず）、これまた堅く議定仕り後日か
れこれ違乱

申す者ござなく、後日のため議定連印よつてくだんのごとし。

林肥後守領分

上総国市原郡古都辺村

長久保 儀先
二月

七右衛門
熊治郎

安政5年（1858） 古都辺・秋葉平家文書7
まぐさ刈り場議定一札

入れ置き申す議定一札のこと

一、村方地内字新山、小深作野地の儀、先年御田地へ
付け添い、出石に売り渡すところ、去る嘉永度村方清兵衛、
伊右衛門兩人にて受け返し候につき、面の受け返し
申すべき由のところ、右名前の者共受け返しその外の者ども
一同右の野地山に仕立てられ候ては秣（まぐさ）刈込み場に
村内

一統迷惑につき、村方一同相談の上、右野地秣刈込み場に
致したき由、名前の者どもへわずかの趣意金をもつて無心仕り
候ところ

相方納得の上、右場所已（以）来村方秣刈込み場に
相定め申すところ実正なり、しかる上は右山御年貢として
永百文村方にて御上納仕るべく候、もつとも野地付け添い候
御田地面の請け返し候節、証文面の金子にて御田地ばかり
請け取り申すべく候筈（はず）、これまた堅く議定仕り後日か
れこれ違乱

林肥後守領分

上総国市原郡古都辺村

安政五戊午年

二月日

七右衛門（印）

熊治郎（印）

清兵衛
 友右衛門

勇吉 (印)
 惣五郎 (印)
 長三郎 (印)
 由五郎 (印)
 勘助 (印)
 仲吉 (印)
 權四郎 (印)
 松太郎 (印)
 寅松 (印)
 重右衛門 (印)
 三津治郎 (印)
 治左衛門 (印)
 佐源治 (印)
 松五郎 (印)
 伊右衛門 (印)
 治郎左衛門 (印)

組頭
 清兵衛
 名主
 友右衛門

判頭
 同断
 同断
 百姓代

文久三年
村方取定控帳

取置き申す議定書

一、当村方の儀は連々困窮相嵩み、小前の者ども祖父母
 柩を葬らば、死滅葬礼のみぎり、弔金に差し支えことごとく
 迷惑至極仕り候あいだ、連名の者共一同相談の上、村方
 馬無尽へ加入致し、落札金をもつて右小前の者ども
 弔い金手当として金三両積み置き、身元相応の
 者共へ安利に預け置き、死滅これ有る節は一同の眼鏡をもつて
 貸し遣わすべく候、もつともそのみぎりに至り、差し支えこれ
 無きため一同連印
 致し置き候ところ相違ござなく候、これにより一札くだんのこ
 とし。
 時 文久三年
 亥三月日
 古都辺村
 連名内

文久3年(1863) 古都辺・秋葉平家文書14
 村方弔金についての議定書

文久三亥年
 村方取り定め控え帳
 三月日
 古都部村

堅帳

取り置き申す議定書のこと

一、当村方の儀は連々困窮相嵩み、小前の者ども祖父母
 などへ相果て候節、死滅葬礼のみぎり、弔金に差し支えことごとく

迷惑至極仕り候あいだ、連名の者共一同相談の上、村方

馬無尽へ加入致し、落札金をもつて右小前の者ども

弔い金手当として金三両積み置き、身元相応の

者共へ安利に預け置き、死滅これ有る節は一同の眼鏡をもつて

貸し遣わすべく候、もつともそのみぎりに至り、差し支えこれ

無きため一同連印

致し置き候ところ相違ござなく候、これにより一札くだんのこ

とし。

時 文久三年
 亥三月日

古都辺村
 連名内

七右衛門
長三郎
重右衛門
芳五郎
熊次郎
市郎兵衛
惣五郎

權四郎
忠吉
清太郎
安太郎
治左衛門
庄兵衛
治兵衛
滿治郎
治郎左衛門
利兵衛
勝治郎
助太郎

預かり置き申す金子手形のこと
一、金三分
右は抛(よんどころ)なく村方連名の者共より我ら共書面の金子
慥かに預り置き申すところ実正なり、かつ返済方の儀は連名の内に死滅これ有る節、何時成りとも差し出し貸し遣わし申すべし
聊(いささ)かも差し支え致させ申すまじく候、後日のため預り申す一札くだんのごとし。

文久三年
三月

右村預り主
一、金三分 治郎左衛門(印)
一、金三分 治兵衛(印)
一、金三分 庄兵衛(印)
一、金三分 芳五郎(印) こと
同 重兵衛と改名

同村
御連名衆中

七右衛門(印) 權四郎(印)
長三郎(印) 忠吉(印)
重右衛門(印) 清太郎(印)
芳五郎(印) 安太郎(印)
熊次郎(印) 治左衛門(印)
市郎兵衛(印) 庄兵衛(印)
惣五郎(印) 治兵衛(印)
百姓代 滿治郎(印)
名主 治郎左衛門(印)
組頭 利兵衛(印)
組頭 勝治郎(印)
組頭 助太郎(印)

預かり置き申す金子手形のこと
ただし弔金なり

一、金三分
右は抛(よんどころ)なく村方連名の者共より我ら共書面の金子
慥かに預り置き申すところ実正なり、かつ返済方の儀は連名の内に死滅これ有る節、何時成りとも差し出し貸し遣わし申すべし
聊(いささ)かも差し支え致させ申すまじく候、後日のため預り申す一札くだんのごとし。

文久三年
三月

右村預り主
一、金三分 治郎左衛門(印)
一、金三分 治兵衛(印)
一、金三分 庄兵衛(印)
一、金三分 芳五郎(印) こと
同 重兵衛と改名

同村
御連名衆中

佐是・旧名主鶴岡家旧蔵文書

佐是・旧名主鶴岡家旧蔵文書
現在所有者 藪・塚原茂氏

旧佐瀬村は養老川、全長70余キロのほぼ中央部左岸に位置する村高759石余の純農村である。国吉村に隣接し、国吉村の上部に大蔵村が連なる。「佐瀬」は江戸時代の村名であったが、明治22年「市町村制」実施で、牛久村、奉免村、妙高村、中村、国吉村、皆吉村、金沢(かねさわ)村、大蔵村、藪村、岩村10か村との大同合併で明治村が誕生したのを機に、大字名を元の「佐是」に戻した。大正13年牛久村、昭和29年南総町、同42年の市制で現在は市原市大字佐是となつてゐる。始めに本稿に關係する3集落の成り立ちを纏めるとおおむね次の通りであつた。

①佐是 古代、平安期「和名抄」の海上(うなかみ)郡に佐是郷がみえ、郷名は出雲国佐世郷にいた出雲宿禰の一族が当地に移住したことによるという。平安末期に佐是古墳群があり、鎌倉時代始めは上総氏の所領、戦国時代、里見氏の重臣多賀氏が佐是城に拠つたが後期は小田原北条氏に属した。『市原市史』から江戸時代の村高をみると文禄3年(1594)638石、元禄15年(1702)669石、天保5年(1834)762石、慶応4年(1868)759石と変動、その所領構成は旗本3500石の小田切氏が243石とおよそ32%を占め、ついで旗本750石稲富氏が188石の24%、以下、請西藩1万石林氏120石、佐貫藩1万6千石阿部氏106石、旗本4500石岡部氏50石、旗本400石永井氏35石、旗本400石太田氏10石の7相給、江戸時代を通じてほとんど変化がなかつた。

鶴岡家が代々名主を勤めた小田切氏は清和源氏、武田氏に仕え

た武川衆の一つで、武田勝頼の滅亡後徳川家康に与し、2代須尚が禁裏付、3代直利が大坂町奉行、7代直年が江戸北町奉行として活躍し、10代直道の時明治維新となつた。菩提寺は東京山手線恵比寿駅近くの松泉寺で直年の唐破風墓碑が現存、佐瀬村光福寺に直年銘の鐘樓が寄進されたと伝わるが現存していない。歴代領主は

寛永2年	寛文2年	小田切須尚	旗本1630石、禁裏付
寛文2年	宝永3年	直年	2930石、大目付
宝永3年	享保18年	直広	使番
享保18年	元文3年	直刻	"
元文3年	宝暦9年	直基	小姓組
宝暦9年	文化8年	直年	3500石、町奉行
文化8年	弘化5年	直照	側衆
弘化5年	安政5年	直恭	甲府勤番
安政5年	慶応4年	直道	甲府町奉行

となつてゐる。明治維新は宮谷県所管、水野出羽守、井上河内守所領をへて鶴舞県、木更津県、千葉県に編入された。

②国吉村 国吉は江戸時代からの村名で、明治12年市原郡内に同じ村名が存在したため「西国吉村」と改称した。江戸時代の村高は592石、慶安時代から旗本2千石、三好家の単給で寛政5年「市原戸口録」の家数は132軒となつてゐる。

佐瀬村の灌漑用水は大蔵村からの谷水を利用したが両村の真ん中に位置する国吉村もこれを頼つたため、乏しい水利を巡つて両村の水論が絶えなかつた。

③大蔵村 養老川中流域の丘陵地に立地する。村高60石、家数20戸、領主は国吉村と同じ三好家の単給。小村ではあつたが、佐瀬村と国吉村の水源地で水争いにも係つた。明治22年から明治村の大字、大正13年牛久村、以後、南総町、市原市と推移した。

国吉村、大蔵村の領主、三好家は戦国大名近江浅井氏一族という。元和元年、大坂夏の陣で豊臣秀頼と生母・淀君が城と運命を共にして豊臣家は滅亡するが、この時、徳川家から豊臣家に興入れしていた千姫が秀頼の助命嘆願のため大坂城を脱出した話は歴史上名高い。千姫に従った女たちの中に浅井長政の兄明政の娘・梅津がいた。梅津は淀と秀忠の正室お江の従姉妹で、むこ養子の夫が大坂城で戦死する中、幼い尚政を抱えて大坂城を退去したことで徳川時代への足掛かりとなる。梅津はお江に仕え、尚政も秀忠の旗本に取り立てられた。国吉村の菩提寺・医光寺は元禄2年三好家が大旦那として再建したもので、お江の浅井氏に遠慮して外戚の三好氏を名乗った尚政の子政盛夫妻ら5基の墓碑と三好家ゆかりの女性坐像、浅井、三好家合同位牌などを保存されている。

古来、佐瀬村、国吉村、大蔵村の3村はもっぱら米作りで生計を立てたが、水不足に悩まされた佐瀬村と国吉村は隣接する大蔵村からのしぼれ水(谷水)をめぐり争いが絶えなかった。鎌倉時代以来ともいわれる「水論」はおおむね次のように推移した。文禄年中(1592)文禄検地の節、大蔵村谷水を引く。寛文4年(1664)水論出入り。国吉村3分の1、佐瀬村三分の2となる。

明和8年(1771)訴訟。佐瀬村6分、国吉村4分と裁許されたが国吉村が納得せず、翌年両村折半と改まる。

以後水争いは昭和年間まで続く。

昭和10年千葉地裁に持ち込まれる。

昭和45年佐瀬土地改良区により「農業改善事業」が完成し、養老川からの揚水が可能となる。ここに数百年間続いた佐瀬村と国吉村の水争いがなくなった。

昭和48年、「農業構造改善事業竣工記念碑」が佐是区の新堤

防下に建つ。長い碑文が次のように語り伝えている。

農業構造事業竣工記念碑

この地区は市原市のほぼ中央に位置する佐是、西国吉所属147haの耕地であり、養老川の左岸に位置しやや中央を小湊鉄道が南北に縦断して、東部に国道297号線がこれに沿い、石橋川(通称国吉川)が貫通している。

工事前の状態は、先祖開拓以来の耕地の姿に、幾世代かにわたって改修が加えられたものの、石橋川の堰止水と養老川の一部揚水による田越引水法で専用排水路もなかったため、その多くは湿地同様であった。加えて、地勢は起伏に富み区画の形状も複雑で小区画が多く機械力の導入も困難を極めた。時恰(あたか)も農業基本法の制定を見、他産業との所得均衡策として農業構造改善事業が打ち出され、関係当局の指導援助により昭和四十二年本土土地改良区の発足を見たのである。この事業は、佐是、西国吉地先農業構造改善事業と称し、昭和四十二年工を起し、同四十五年三月全工事完成、引き続き換地並びに登記作業を行い、同四十八年三月すべてを完了し、総事業費一億二百八万円を要した。即ち構造基盤の全面整備既施設に加えての地下水の確保、用排水路及び道路整備の工事がその主なものであり、この事業に併せて南総農業協同組合を主体とした農業近代化施設事業が推進され、三千四百万円の資金によりライスセンター及び各種大型農業機械が設備され、ここに圃場規模は一新し営農省力化が実現し、耕地の高度利用による農業の多角経営基盤は総合的に確立された。

ここに開拓有史以来の先人の遺業に敬意を払うと共に、当改良区の結成以来関係当局の強力な指導と協力のもと、小我を捨てて衆益を求めた真心により、年来の待望の理想的圃場の実現した俸せを喜ぶものである。

蒼々たる長天 茫々たる大地互いに覆載の功を完うし
天の時、地の利、人の和ありて世に大業成るを知る。

清風おもむろ来るところ聊（いささ）かの争いもなく
陽光に映ゆる萬項の美田穂波豊かなり

ここに地をトし建碑の業を起し受益関係者の名を刻し、農業人として永遠の可能性と幸福を信じ、完工を慶祝しつつ聊か事を録して後世に伝えるものである。

昭和四十八年十一月吉日

元高校長で医光寺住職・市原雄忍氏が撰文に書いた。永い／＼水争いの歴史を回顧し、地域の農民たちの感慨はいかばかりか。いま耕地整理が完成し、広々とした展開する美田にたたずむと、たわわに実った稲穂が揺れている。どこを探しても400年続いた「水争い」の痕跡は見当たらない。語り伝えられた伝承も次第に薄れ過去のいまわしい歴史は消え去っていく。歴史の真実を語るのは古文書のみである。

鶴岡家は佐瀬村代々の世襲名主、南総地区屈指の旧家で屋号を「向田（むかいだ）」といった。昭和58年の「市原市近世文書調査」で416点を報告、『市原市史 中巻』の「近世市原の百姓一揆資料集」などに引用された。今回発見された一連の文書はこの時の調査目録に含まれておらず、別置きされたものであるか。明治以降のご当主は

鶴岡利助 旧幕最後の佐瀬村名主、明治始め戸長か

太作 利助長男、明治村々長

礎郎 太作長男

民夫 礎郎長男、昭和42年1月没、69才。第8代牛久

町長

晴久 民夫長男、昭和41年12月没。35才

で、現在は晴久氏の長男護夫氏が相続されている。太作氏は明治村々長、民夫氏も牛久町長で昭和10年の裁判で国吉村との水争いに、晩年は「農業改善事業」に力を注がれた。

明治35年「千葉県紳士名鑑全」（五十嵐重郎編）による納税額は153円64銭、農、鶴岡太作、市原郡内10町歩以上404人を所有土地反別順に並べた、大正9年「大地主調べ、市原郡」（千葉県農工銀行）では75位にランキングされた。明治村、鶴岡礎郎、田132、畑23、その他149の合計307町歩、小作人40、ちなみに第1位は平三村・鳥海又一郎、田784、畑86、その他1363、合計2233町歩、小作人292、第2位姉ヶ崎町・切替勝二、第3位海上村。服部於兎三郎であった。市内佐是527の旧居は、関東大震災倒壊後建て直した壮大な主屋と離れ、蔵、長屋門など旧家のたたずまいを伝えたが、平成31年、主屋を取り払い、長屋門部分を改修された。墓所は佐是の光福禅寺でひと際大きな墓域に明治以降、およそ10基が立ち並んでいる。主屋取り壊しの時、塚原氏がたまたま焼却直前だった文書類などをみつけてわけていただいたという。代替りなどで貴重文書が次々と消滅するなか、郷土史研究者にとって明るい話題となった。

1 入会い地野論幕府評定所裁許状（寛文10年 裏面に大型絵図面）

牛久村、佐瀬村とまぐさ場の所在地である金沢村との野論に対する、江戸時代の最高議決機関、幕府評定所判決裁許状と裏書き絵図。疊2枚以上にもおよぶ絵図は精密で圧巻、表紙とアルバムページにカラー写真で収めた。まぐさ場は牛馬の飼料や田畑への肥料にする草を確保する場所、当時の農村には必要欠くべからざる場所であった。したがってまぐさの刈り取りに関する争いは各地にみられ、「市原市史」に取り上げられただけでも28件を数えた。

裁許状ははじめ訴えた牛久村、佐瀬村の申し分を、ついで相手方金沢村の反論を記し、最後に論所検使を派遣して糾明、詮議の結果、評定所において取り極めたとする「裁許（判決）」を掲げ、

裁判にかかわった評定衆、勘定奉行、江戸町奉行、寺社奉行、老中が黒印している。江戸時代の裁判制度を知る格好の郷土史料として博物館などに展示したい逸品といえる。

6 国吉村との水論内済裁許請書（明和9年Ⅱ状）

佐瀬村と国吉村水論内済についての評定所裁許請書。請書は承ったことを記して差し出す文書のこと。江戸時代の裁判での和解手段として双方が内済の趣旨を記述した請書を提出して裁許状に替えた。「差し上げ申す一札のこと」と標題がつく。文禄3年の検地から両村は水上に位置する大蔵村の谷水を利用し、耕地の用水としてきたことがわかる。寛文4年（1664）国吉村が用水を堰き止め、困った佐瀬村が幕府評定所に訴訟を起こした。近隣の村々20か村の仲介もあり、佐瀬村3分の2、国吉村3分の1の割合で分け合うとする裁許をえたことで、以来双方和融に務め再論のないようにとの連判を差し出している。明和9年のことである。

2 辰極め宝水、用水論所集 上（明和9年、安永3年Ⅱ豎帳）

5 “ ” 下（“ ” “ ” “ ”）

辰極（決め）は寛文4年の水論裁許を指し、論所は論じ争う所のこと、標題どおり佐瀬村と国吉村の水論に関する文書を書き留めて集録したもので、用水争いの歴史的経緯がわかる。

*文禄年中お縄改めⅡ検地役人・中川雅樂、豊嶋小重郎、吟味役・広瀬新五郎から、佐瀬耕地は水上大蔵谷水を引き取り、用水と致すべき旨仰せ付けられる

*寛文4年、国吉村と水論、佐瀬村が奉行所へ提訴Ⅱ近郷20か村立合い、佐瀬村3分の2、国吉村3分の1を分水とする奉行所の裁許をえる

*明和8年、国吉村が勝手に水口を止めたため、佐瀬村が奉行所へ提訴Ⅱ佐瀬村6分、国吉村4分となるが、国吉村が承知せず、

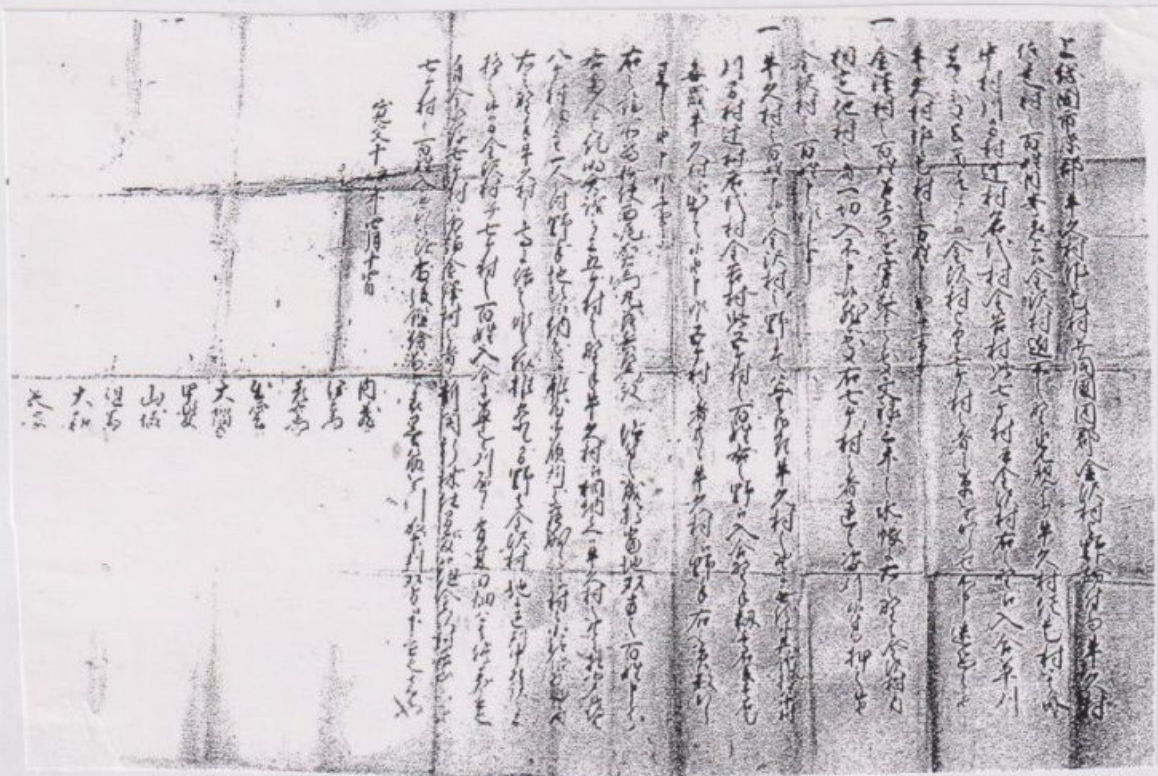
仮の処置として一昼夜佐瀬村に流した上、両村5分の分水とするよう指示された。しかしなお国吉村が守らないため再度奉行所へ訴えたところ、実地検証となり、検分役・早川富三郎、代官手代・郡司郷助が派遣された

下巻では

*実地検分Ⅱ土地の所有状況、検分内容を詳細に記述。役人への対応に細かい配慮がされたこと、賄い費用の明細などの具体的史料が興味深い

*判決Ⅱ双方の村役人が評定所に出頭させられ、裁許書が読み聞かされる。双方5分の分水とし、特別の早魁（かんばつ）時は日割りを定めてかわるがわる分水口を切り、水番を立てることとされた

上下2冊からなる本書は世襲名主であった先祖の平重郎が所蔵資料を編纂、「用水は村の宝であり、大切に守るべきである」と纏めている。水なし村にとつての用水は命そのものでもあった4世紀にもわたった「水争い」が根本的に解決されるのは、昭和40年代の「農業構造改善事業」が竣工してからのことである。「論所」は養老川の左岸に位置してはいたが、その水位よりはるかに高く揚水が困難であったからだ。事業は機械の力でその壁を破った。いま養老川から汲み上げられた川水が豊かな圃場をうるおしている。（佐野彪、山岸弘明）



寛文10年(1670) 佐是・鶴岡家旧蔵文書1
入会い地野論幕府評定所裁許状

上総国市原郡牛久村、佐是村ならびに同国同郡金沢(かねさわ)村と野論について牛久村、

佐是村の百姓目安差し上げ候、金沢村近所の野へ先規より牛久村、佐是村その外

中村、川間村、辻村、名代村、金谷村、この七か村ならびに金沢村、右の野へ入会い草刈り

来たり候ところ、去る酉年より金沢村より七か村の者の(に)草をからせ申さず迷惑の由、

牛久村、佐是村の百姓申し出候こと。

一、金沢村の百姓名寄せを穿鑿(詮索)のところ、文禄三年の水帳に右の野は金沢村の内

相定め他村の者一切入れ申さず候、しかるところ右七か村の者連々盗み刈り候についてこれを押え候由、

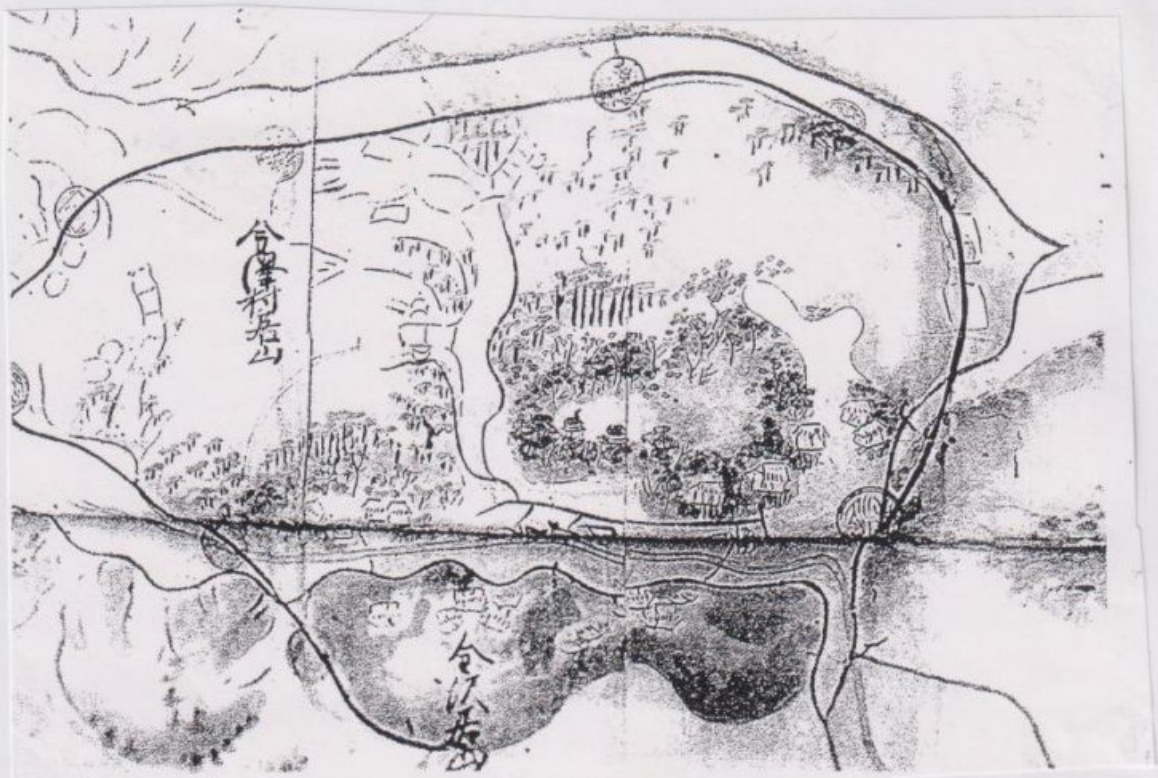
金沢村の百姓申し候こと。

一、牛久村の百姓申し候は、金沢村の野にてはござなく、牛久村の野にまぎれなく候、その証処は中村、

川間村、辻村、名代村、金谷村、この五か村の百姓、右の野へ入会い、野手糶一石、麦一石

毎年牛久村へこれを出し候由申し候、五か村の者どもも牛久村へ野手右の員数出し

来るの由申し候こと。



右の論所検使として西尾加右衛門、丸茂兵左衛門仰せ付けらるの
ところ、当地において双方の百姓申し分

右兩人糺明せしめ、僉議（せんぎ）の上、五か村の野手、牛久村
へ相納め候えば、牛久村の野に相聞け候えども、

八か村領主一人の時、野手地頭へこれを納め候、しかるといへど
も御領所にまかり成り候後、村々小給人に相渡し候とき、

右の野手、牛久村の高にこれを結わえ候のよう、推察候あいだ、
野は金沢村の地に連判中相談の上

これを極め候あいだ、金沢村ならびに七か村の百姓入合いに草を
刈るべし。有り来りの田畑はそのままこれを差し置き、

自今以後、七か村はもちろん金沢村の者も新開、新林仕るまじく
候、ただし金沢村居山の分へは

七か村の者入るべからず、後鑑のため絵図の表墨筋を引き、印判
を加え双方へこれを下し置くものなり。

寛文十庚戌年四月十四日

内蔵（印）勘定奉行杉内正昭

伊右衛門（印）松浦信貞

彦右衛門（印）妻木頼能

出雲（印）北町奉行島田忠政

大隅（印）南町奉行渡辺綱貞

甲斐（印）寺社奉行加賀爪直澄

山城（印）小笠原長頼

但馬（印）老中土屋数直

大和（印）久世広之

美濃（印）稲葉正則

（上の写真）裏書裁許絵図の論所部分拡大

於御評定所御裁許証

別紙に示す三分の一割分を
 本村に留めしむるに相違なく
 引分け候積り極め置き候ところ
 国吉村にて切り、用水
 差し支え候旨申し上げ候。

一、同国同郡国吉村答え上げ候は国吉村用水
 樋二か所余水を佐瀬村へ差し遣わし候堰は
 別段にこれ有り三分の二、三分の一の割合はこれなく
 去る卯早魁（かんばつ）の節、国吉村の樋口へ切り
 候えども佐瀬村用水差し支えはこれなき旨、申し上げ候、
 右出入り御吟味のところ地所の儀、御決し成りがたきにつき、
 地改めとして御普請役早川富三郎殿、御代官今井
 平三郎様御手代中差し遣わされ、なおまた御糺明遂げられ
 候ところ佐瀬村用水の儀、文禄年中検地の節より
 同郡大蔵村谷水を引き取り候堰佐瀬村地内に
 これあり候ところ堰地不足につき、その後対談の上、堰
 場代地佐瀬村田地二反歩余国吉村へ差し遣わし

別紙に示す三分の一割分を
 本村に留めしむるに相違なく
 引分け候積り極め置き候ところ
 国吉村にて切り、用水
 差し支え候旨申し上げ候。

一、同国同郡国吉村答え上げ候は国吉村用水
 樋二か所余水を佐瀬村へ差し遣わし候堰は
 別段にこれ有り三分の二、三分の一の割合はこれなく
 去る卯早魁（かんばつ）の節、国吉村の樋口へ切り
 候えども佐瀬村用水差し支えはこれなき旨、申し上げ候、
 右出入り御吟味のところ地所の儀、御決し成りがたきにつき、
 地改めとして御普請役早川富三郎殿、御代官今井
 平三郎様御手代中差し遣わされ、なおまた御糺明遂げられ
 候ところ佐瀬村用水の儀、文禄年中検地の節より
 同郡大蔵村谷水を引き取り候堰佐瀬村地内に
 これあり候ところ堰地不足につき、その後対談の上、堰
 場代地佐瀬村田地二反歩余国吉村へ差し遣わし

明和9年（1772） 佐是・鶴岡家旧蔵文書6
 御評定所御裁許証

（上袋）
 明和九辰年
 御評定所（に） において御裁許証

差し上げ申す一札のこと
 上総国市原郡佐瀬村訴え上げ候は、右村
 用水の儀、同郡大蔵村谷水を引き取り、国吉村
 堰にて分水いたし候ところ、寛文中出入りに及び
 内済の上佐瀬村へ三分の二、国吉村へ三分の一
 引き分け候積り極め置き候ところ国吉村にて切り、用水
 差し支え候旨申し上げ候。

一、同国同郡国吉村答え上げ候は国吉村用水
 樋二か所余水を佐瀬村へ差し遣わし候堰は
 別段にこれ有り三分の二、三分の一の割合はこれなく
 去る卯早魁（かんばつ）の節、国吉村の樋口へ切り
 候えども佐瀬村用水差し支えはこれなき旨、申し上げ候、
 右出入り御吟味のところ地所の儀、御決し成りがたきにつき、
 地改めとして御普請役早川富三郎殿、御代官今井
 平三郎様御手代中差し遣わされ、なおまた御糺明遂げられ
 候ところ佐瀬村用水の儀、文禄年中検地の節より
 同郡大蔵村谷水を引き取り候堰佐瀬村地内に
 これあり候ところ堰地不足につき、その後対談の上、堰
 場代地佐瀬村田地二反歩余国吉村へ差し遣わし

不慮不^レ合^レ其^レ意^レ力^レ撥^レ合^レ其^レ意^レ夫
 一^レ種^レ也^レ入^レ^レ始^レ末^レも年^レ久^レしき儀^レも
 海^レ江^レ分^レ為^レ地^レ地^レ其^レも在^レ其^レ地^レ人^レ地^レ用
 其^レ地^レ地^レ又^レも其^レ地^レ其^レ地^レ其^レ地^レ其^レ地^レ
 大^レ堰^レ其^レ分^レ分^レ酒^レ地^レ之^レ田^レ也^レ、中^レか^レ
 年^レ貢^レ相^レ納^レめ^レず、水^レ車^レ新^レ規^レに^レ立^レて
 用^レ水^レ流^レし^レ捨^レり^レ候^レ儀^レ、大^レ堰^レ内^レ田^レ地^レは
 除^レ地^レに^レ付^レき、年^レ貢^レ相^レ納^レめ^レず、字^レな^レが^レな^レの
 田^レ地^レは^レ出^レ水^レの^レ節^レ切^レり^レ所^レに^レ成^レり、地^レ頭^レ開^レき
 濟^レみ^レの上^レ引^レき^レ方^レ相^レ立^レて^レ水^レ車^レ
 此^レれ^レ有^レり^レ候^レと^レて、用^レ水^レ流^レし^レ捨^レり^レ候^レ儀^レ
 此^レれ^レな^レき^レ段^レ、御^レ見^レ分^レの^レう^レえ^レ相^レ違^レな^レく、
 佐^レ瀬^レ村^レの^レも^レの^レども、年^レ貢^レ私^レに^レ
 相^レ納^レめ^レず^レなら^レびに^レ用^レ水^レ流^レし^レ捨^レり^レ候^レ由^レ、
 相^レ手^レ方^レ申^レし^レ分^レなり^レが^レた^レく^レ御^レ取^レり^レ用^レい^レ候^レ、
 此^レれ^レに^レよ^レり^レ仰^レせ^レ渡^レされ^レ候^レは^レ字^レど^レう^レめ^レき
 国^レ吉^レ村^レ堰^レより^レ五^レ間^レほ^レど^レ上^レ、去^レる^レ卯^レ年^レ出^レ入^レり^レ中^レ、
 分^レ水^レ仰^レせ^レ付^レけ^レられ^レ候^レ場^レ所^レに^レて、
 双^レ方^レ立^レち^レ合^レい^レ水^レ幅^レ八^レ尺^レ、左^レ右^レへ
 杭^レ留^レめ^レいた^レし^レ枕^レ木^レの^レ上^レ中^レ央^レへ^レ土^レ俵^レを^レ入^レれ^レ左^レ右^レ
 の^レ水^レ幅^レ四^レ尺^レず^レつに^レ極^レめ、^レそ^レれ^レよ^レり^レ堰^レ内^レへ^レ溝^レを^レ付^レけ
 佐^レ瀬^レ村^レへ^レ五^レ分^レ、^レ国^レ吉^レ村^レへ^レ五^レ分^レ、^レ分^レ水^レいた^レし^レ右^レ
 杭^レ留^レ枕^レ木^レ等^レ普^レ請^レ人^レ足^レ諸^レ色^レ入^レ用^レ、^レ双^レ方^レよ^レり
 差^レし^レ出^レし、^レも^レし^レ出^レ水^レの^レ節^レ、^レ水^レ筋^レ付^レけ^レ替^レり^レ候^レわ^レば

なども引き合わず、その節の取り扱い人共も、死失致し
 一体出入りの始末も年久しき儀にて、相知れざる上は
 訴訟方証拠として差し出し候取り替わせ証文は御信用
 相成らず、将又（はたまた）国吉村申し立て候佐瀬村地内字
 大堰ならびにながな溜め堰埋立て田地にいたしながら
 年貢相納めず、その外水車新規にとり立て
 用水流し捨て候由の儀も、大堰内田地は除地
 に付き、年貢相納めず、字ながなの田地は出水
 の節切り所に成り、地頭開き濟みの上引き方相立て水車
 これ有り候とて、用水流し捨り候儀これなき段、御見分の
 うえ相違なく、佐瀬村のものども、年貢私に
 相納めずならびに用水流し捨て候由、相手方申し分
 なりがたく御取り用い候、これにより仰せ渡され候は字どうめき
 国吉村堰より五間ほど上、去る卯年出入り中、分水
 仰せ付けられ候場所にて、双方立ち合い水幅八尺、左右へ
 杭留めいたし枕木の上中央へ土俵を入れ左右
 の水幅四尺ずつに極め、それより堰内へ溝を付け
 佐瀬村へ五分、国吉村へ五分、分水いたし右
 杭留枕木等普請人足諸色入用、双方より
 差し出し、もし出水の節、水筋付け替り候わば

辰極
寶永

用水論所集

上

一
往古佐瀬村の儀は文禄年中御繩御改めの節
御役人中川雅楽様、豊嶋小重郎様、御吟味
役広瀬新五郎様仰せ渡され候は佐瀬村には
溜井出水もこれなき故、水上大蔵村谷水を
引き取り用水に致すべきと仰せ付けられ候とてその節訳
天和年中の覚書にこれ有ることなり。

明和9年(1772) 佐是・旧鶴岡家旧蔵文書2
辰極め宝永、用水論所集 上

辰極め
宝永

用水論所集 上

縦帳

一、往古、佐瀬村の儀は文禄年中御繩御改めの節
御役人中川雅楽様、豊嶋小重郎様、御吟味
役広瀬新五郎様仰せ渡され候は佐瀬村には
溜井出水もこれなき故、水上大蔵村谷水を
引き取り用水に致すべきと仰せ付けられ候とてその節訳
天和年中の覚書にこれ有ることなり。

一、寛文四辰年国吉村と水論出入り及の村
 流に江戸御奉行所様まで御訴え申し上げ候ところ、近郷
 二十か村御奉行所様まで取扱いのためまかり出、願ひ下げ
 いたし取扱ひ致し候に付、両村の者承知の上
 内済いたし候、これにより取扱ひ証文として一通これあり
 右証文の写し、左に印し置くなり。

一、寛文四辰年国吉村と水論出入りにおよび候時、
 すでに江戸御奉行所様まで御訴え申し上げ候ところ、近郷
 二十か村御奉行所様まで取扱いのためまかり出、願ひ下げ
 いたし取扱ひ致し候に付、両村の者承知の上
 内済いたし候、これにより取扱ひ証文として一通これあり
 右証文の写し、左に印し置くなり。

相定め申す手形のこと

今度、佐瀬村の堰水に付、国吉村と出入りござ候、
 御公儀様まで申し上げ御裏判頭戴き仕り候ところを二十四の
 者出入りあつかい申し、その上吉野谷の水はき
 留切り、佐瀬村関の上にて三つのもの二つ佐
 瀬村の水、三つ一つは国吉村の水、新つつみ
 のふしんの義（儀）は国吉村にて仕られべく候、みぞの儀は
 佐瀬にてさらい立合ひ申されべく候、さて又関さかいの
 儀は論所へ二十郷の者立合ひ、見合ひ候てさかいに
 相違なきようにさかいを立て、あつかい置き申し候、水はきの
 儀は佐瀬村堰へあて置き申されべく候、古堰へ植え
 置き候稲の儀は佐瀬村へかり取り申されべく候、右の
 さかいより水上、国吉村さかいより水下佐瀬村関
 と堅くあつかい置き申し候、後日においてたがいに違乱
 申されまじく候、そのためかくのごとく候。

二十郷使印

奉免村 太郎兵衛 印

相定め申す手形のこと
 今度佐瀬村と出入り申す候に付、出入り候は
 御公儀様まで申し上げ御裏判頭戴き仕り候ところを二十四の
 者出入りあつかい申し、その上吉野谷の水はき
 留切り、佐瀬村関の上にて三つのもの二つ佐
 瀬村の水、三つ一つは国吉村の水、新つつみ
 のふしんの義（儀）は国吉村にて仕られべく候、みぞの儀は
 佐瀬にてさらい立合ひ申されべく候、さて又関さかいの
 儀は論所へ二十郷の者立合ひ、見合ひ候てさかいに
 相違なきようにさかいを立て、あつかい置き申し候、水はきの
 儀は佐瀬村堰へあて置き申されべく候、古堰へ植え
 置き候稲の儀は佐瀬村へかり取り申されべく候、右の
 さかいより水上、国吉村さかいより水下佐瀬村関
 と堅くあつかい置き申し候、後日においてたがいに違乱
 申されまじく候、そのためかくのごとく候。

弟、佐瀬村と出入り申す候に付、出入り候は
 御公儀様まで申し上げ御裏判頭戴き仕り候ところを二十四の
 者出入りあつかい申し、その上吉野谷の水はき
 留切り、佐瀬村関の上にて三つのもの二つ佐
 瀬村の水、三つ一つは国吉村の水、新つつみ
 のふしんの義（儀）は国吉村にて仕られべく候、みぞの儀は
 佐瀬にてさらい立合ひ申されべく候、さて又関さかいの
 儀は論所へ二十郷の者立合ひ、見合ひ候てさかいに
 相違なきようにさかいを立て、あつかい置き申し候、水はきの
 儀は佐瀬村堰へあて置き申されべく候、古堰へ植え
 置き候稲の儀は佐瀬村へかり取り申されべく候、右の
 さかいより水上、国吉村さかいより水下佐瀬村関
 と堅くあつかい置き申し候、後日においてたがいに違乱
 申されまじく候、そのためかくのごとく候。

正印使下
 奉免村 太郎兵衛 印

寛文四年辰七月廿日

佐瀬村

各々中

右の書は明和八卯辰両年出入りの節、御奉行所
安藤彈正様へ差し上げ奉り、右の写しこれなり

相渡し申す手形のこと

佐瀬村の本関にうえおき申し候稲の儀と右の手形に
佐瀬村へかり取り申すもんごん(文言)に仕り、この度二十郷
の者

手代として中村平右衛門、江戸へまかり登り御地頭様
まで色々御訴訟申し上げ候えは、稲の儀も我々に
下げられ候ところ、ひとえにありがたく存じ奉り候、後日のた
めよつてくだんのごとし。二十郷の内使

寛文四年辰七月廿日

佐瀬村

各々中

右の書は明和八卯辰両年出入りの節、御奉行所
安藤彈正様へ差し上げ奉り、右の写しこれなり

佐瀬村の本関にうえおき申し候稲の儀と右の手形に
佐瀬村へかり取り申すもんごん(文言)に仕り、この度二十郷
の者

手代として中村平右衛門、江戸へまかり登り御地頭様
まで色々御訴訟申し上げ候えは、稲の儀も我々に
下げられ候ところ、ひとえにありがたく存じ奉り候、後日のた
めよつてくだんのごとし。二十郷の内使

寛文四年辰七月廿日

佐瀬村

寛文四年辰七月二十二日

佐瀬村名主中

右この本書は明和八卯辰両年出入りの節、御奉行所
安藤彈正様へ差し上げ奉り、右の写しこれなり

相渡し申す手形のこと

一、佐瀬村の本関にうえおき申し候稲の儀と右の手形に
佐瀬村へかり取り申すもんごん(文言)に仕り、この度二十郷
の者

手代として中村平右衛門、江戸へまかり登り御地頭様
まで色々御訴訟申し上げ候えは、稲の儀も我々に
下げられ候ところ、ひとえにありがたく存じ奉り候、後日のた
めよつてくだんのごとし。二十郷の内使

寛文四年辰七月二十八日

佐瀬村

六郎兵衛殿へ 旨

右二通、寛文年中済み口証文なり、その節より明和八年まで
およそ百余年の内、東六郎兵衛方年久しく大切所持
いたし預り置き候ことなり、しかるところは先年出入りのみぎり
貫出(ぬきんで)せわもいたし候や、はたまた家宝よりも大切に
致し、この書村のたからと思ひ間違ひなくこのたび村用に
差し出すを祖六郎兵衛志つうじて今また論上に及び
隠然てんりにかなうもこの書を刀とす
るがゆえなり。

中村 平右衛門 印
牛久村 三郎兵衛 印
皆吉村 庄治郎 印

牛久村 三郎兵衛 印
中村 平右衛門 印
皆吉村 庄治郎 印
同村 長兵衛 印

昭和八年五月五日
 早水それにつき水上国吉村、強勢に分水場所留めきり
 水流れず、当時植え付け等に難義致し、度々掛け合いに治め及
 び承
 知なくにつき、是非なく出入りの相談に及び村中談向き
 の上相定め候は、出入り中入用金いかほど割合候とも間違ひ
 なく差し出すべきこと、右相談の筋合ひ一切他言あるまじき由
 出入りの内いかようの取り計らい成され候とも末々まで
 も不足がましき儀など申さざる由、相談の上にて
 村印を一札を取り、いよいよ出入りおよびこと、卯五月中旬に
 至つて江戸表へまかり登り、名主総代として太右衛門、
 平重郎、藤兵衛右三人、江戸出立、右訴状左に印す。

一、明和八年卯五月水論に及ぶことは、穀田の日照り打ち続き
 早水それにつき水上国吉村、強勢に分水場所留めきり
 水流れず、当時植え付け等に難義致し、度々掛け合いに治め及
 び承
 知なくにつき、是非なく出入りの相談に及び村中談向き
 の上相定め候は、出入り中入用金いかほど割合候とも間違ひ
 なく差し出すべきこと、右相談の筋合ひ一切他言あるまじき由
 出入りの内いかようの取り計らい成され候とも末々まで
 も不足がましき儀など申さざる由、相談の上にて
 村印を一札を取り、いよいよ出入りおよびこと、卯五月中旬に
 至つて江戸表へまかり登り、名主総代として太右衛門、
 平重郎、藤兵衛右三人、江戸出立、右訴状左に印す。

用水出入

阿部駿河守 領分
 小田切鉄之丞 同国同郡国吉村
 稲富茂太郎 相手 名主 源右衛門
 林藤五郎 知行所 同 与惣次
 岡部熊三郎 同 組頭 利右衛門
 永井内蔵之助 同 同 伝右衛門
 太田平兵衛 同 同 八右衛門
 上総国市原郡佐瀬村 同 同 三郎右衛門
 右七給惣代名主 同 同 百姓代 清七
 訴訟人 太右衛門
 同 同 平重郎
 同 同 藤兵衛

阿部駿河守 領分
 小田切鉄之丞 同国同郡国吉村
 稲富茂太郎 相手 名主 源右衛門
 林藤五郎 知行所 同 与惣次
 岡部熊三郎 同 組頭 利右衛門
 永井内蔵之助 同 同 伝右衛門
 太田平兵衛 同 同 八右衛門
 上総国市原郡佐瀬村 同 同 三郎右衛門
 右七給惣代名主 同 同 百姓代 清七
 訴訟人 太右衛門
 同 同 平重郎
 同 同 藤兵衛

石七給惣代佐瀬村名主太右衛門、平重郎、藤兵衛申し上げ候、
私一其村方用水の儀、往古文祿年中、中河雅樂様、豊嶋小吉様
ならびに御吟味役広瀬新五郎様、御繩御改めの節、佐瀬村には「
溜井、出水も」ごさなく候に付き、大蔵村の谷水、用水いたし候
ように仰せ」渡され候、これにより大蔵村水流を請け、村内に
堰を構え候えども堰地」不足に付き、相手国吉村と相談の上、
地替え合わせ致し田地差し遣わし用」水引き取り候ところ、寛
文四辰年相手村の者ども理不尽に用水」溝を留め切り国吉村の
用水に致し、私ども村方へ一切流れ申さず候ゆえ」田地ことこ
とく早損仕り候あいだ対談仕り候ところ、承知仕らず候に付き
是非なく」その節御奉行所様へ御訴訟申し上げ奉り、国吉村の
者共一同」召し出せられ、御吟味に相成り候ところ、同郡二十
か村名主ども惣代をもつて取り扱い」候趣は三ヶ一分は国吉村、
三ヶ二分は私ども村方の用水に」相定め双方得心の上、扱い証
文取り置き、もちろん御奉行所様へ」済み口証文差し上げ、そ
の節より定めぬ通り分水致し来たり候ところ、当」四月下旬よ
り私共村方へ引き取り候用水口押し留め一切流し申さず」候に
つき、相手国吉村役人共へ掛け合い候ところ承知の旨申し、
少々ずつ」は水流し候に付き田方植え付けに取掛かり候えど
も、用水至つて不足に付、」右堰場番人付け置き候ところ、相
手村百姓清七まかり越し分水の」土俵強勢に引き取り、私方へ
用水一向流し申さず番人の者ども」色々取り合せ候えども、国
吉村田方残らず仕付け候までは用水一切」差し遣わし候儀相成
らざる旨申し候に付、私共よりまたまた掛け合い候ところ、村
役人ども」一同承知つかまらず候に付き、私村田方植え付けも
相残し、植え付け候も早」損相成り、はなはだ難儀仕り候あい
だ、是非なく御訴訟申し上げ奉り候、なにとぞ」御慈悲をもつ
て右相手の者共召し出せられ、御吟味の上先規より」分水引き
取り来り候通り仰せ付けさせられ下され候わば、惣百姓一同」
相助かりありがたき仕合せに存じ奉り候。以上

小田切鉄之丞知行所
上総国市原郡佐瀬村
名主 太右衛門印

明和卯年五月

林藤五郎知行所
同村名主 平重郎 印
永井内藏之助知行所
同村名主 藤兵衛 印

御奉行所様

右の訴状卯五月二十三日、御勘定御奉行安藤弾正
少弼様へ願ひ上げ奉り候ところ、右願書御取り上げ遊ばされ、
同二十五日御評定に於いて
相手御地頭三好帯刀様、御用人一人、同御相給様方御用人一人
ならず
ならばに訴訟方右三人御評定処(所)へ、召し出せられ仰せ渡
され候趣
意は銘々知行所へ参り、見分の上熟談、内済致すべき旨
仰せ渡され候、なおまた三人の者共へも、右の通り仰せ付けら
れ候、これにより三人は帰村
いたし候、同二十八日双方地頭役人、残らず佐瀬村、国吉村へ
御着成られ候、双方田場見分成立され、国吉村堰場へ御立合ひ
御見分の上、国吉村名主、組頭へ大数(たいすう)御吟味お尋
ね少々これあり、

御帰り成され候、右取扱い熟談の趣は佐瀬村六分、国吉村
四分と相談の上取扱ひ候えども、佐瀬村は承知いたし、
国吉村方は一円承知致さず候、これにより右の趣を口書、
印形差し上げ申し候、右その節神光寺において国吉村は口書印
形致さず候、右口書の趣左のとおり。

小田切鉄之丞知行所
上総国市原郡佐瀬村
名主 太右衛門印
林藤五郎知行所
同村名主 平重郎 印
永井内藏之助知行所
同村名主 藤兵衛 印
御奉行所様

右この訴状卯五月二十三日、御勘定御奉行安藤弾正
少弼様へ願ひ上げ奉り候ところ、右願書御取り上げ遊ばされ、
同二十五日御評定に於いて
相手御地頭三好帯刀様、御用人一人、同御相給様方御用人一人
ならず
ならばに訴訟方右三人御評定処(所)へ、召し出せられ仰せ渡
され候趣
意は銘々知行所へ参り、見分の上熟談、内済致すべき旨
仰せ渡され候、なおまた三人の者共へも、右の通り仰せ付けら
れ候、これにより三人は帰村
いたし候、同二十八日双方地頭役人、残らず佐瀬村、国吉村へ
御着成られ候、双方田場見分成立され、国吉村堰場へ御立合ひ
御見分の上、国吉村名主、組頭へ大数(たいすう)御吟味お尋
ね少々これあり、
御帰り成され候、右取扱い熟談の趣は佐瀬村六分、国吉村
四分と相談の上取扱ひ候えども、佐瀬村は承知いたし、
国吉村方は一円承知致さず候、これにより右の趣を口書、
印形差し上げ申し候、右その節神光寺において国吉村は口書印
形致さず候、右口書の趣左のとおり。

と申す一札に及

上総国市原郡佐瀬村へ相掛り用水出入りの儀、佐瀬村より出訴「仕り候ところ、右場所検分の上熟談仕り候よう仰せ渡され候由にておのおの様」御越し成され、私共御案内仕り場所御見分の上、双方害申し上げず「いずれにも熟談仕り候よう、種々御利害仰せ聞けられ候趣、すなわち双方存じ」より、左に申し上げ候。

一、訴訟方佐瀬村申し上げ候は、用水の儀、訴状にも申し上げ候通り大蔵村流水引き来り候ところ、国吉村字大堰にて分水の場所

一、切り、水一向相流し申さず候につき、田方過半植え付け仕らず早損「仕り、難儀至極存じ奉り候あいだ、恐れながら御公儀様へ御願い申し上げ候」ところ、時分晒（柄力）に付、双方対談の上内済仕り候ようにと御願書御地「頭様方へ御下げ遊ばせられ候につき、おのおの様御越し佐瀬村、国吉村」分水場所私共御案内仕り、御立会い成され、双方委細御尋ね「ござ候、」佐瀬村の儀は往古より大蔵村谷流水を用水請け来り、国吉村「大堰にて佐瀬村三つ内二つ、国吉村三つ内一分、先規より」分水相定め、引き来り申し候、しかるところ右申し上げ候通り、当年は佐瀬村

へは用水一向相流し申さず候につき、田方悉く早損仕り候あいだ、是非なく「御訴訟申し上げ候、これによりおのおの様御見分の上佐瀬村六分、国吉村四分」定規をもつて分水仕り候て内済仕り候ように仰せ渡され候に付き、この上御願い申し上げ候も恐れ多く存じ奉り候ゆえ、右六分分水にて相手方得心仕り候わば「仕るべく候。

一、相手方国吉村申し上げ候、佐瀬村より申し立て候は大蔵谷の水「国吉村大堰にて三つ内二分は佐瀬村用水、古来より引き来たり申し候ように申し上げ候えども、大堰にて前々二分と相定め分水

差し上げ申す一札のこと

一、上総国市原郡佐瀬村へ相掛り用水出入りの儀、佐瀬村より出訴「仕り候ところ、右場所検分の上熟談仕り候よう仰せ渡され候由にておのおの様」御越し成され、私共御案内仕り場所御見分の上、双方害申し上げず「いずれにも熟談仕り候よう、種々御利害仰せ聞けられ候趣、すなわち双方存じ」より、左に申し上げ候。

一、訴訟方佐瀬村申し上げ候は、用水の儀、訴状にも申し上げ候通り大蔵村流水引き来り候ところ、国吉村字大堰にて分水の場所

一、切り、水一向相流し申さず候につき、田方過半植え付け仕らず早損「仕り、難儀至極存じ奉り候あいだ、恐れながら御公儀様へ御願い申し上げ候」ところ、時分晒（柄力）に付、双方対談の上内済仕り候ようにと御願書御地「頭様方へ御下げ遊ばせられ候につき、おのおの様御越し佐瀬村、国吉村」分水場所私共御案内仕り、御立会い成され、双方委細御尋ね「ござ候、」佐瀬村の儀は往古より大蔵村谷流水を用水請け来り、国吉村「大堰にて佐瀬村三つ内二つ、国吉村三つ内一分、先規より」分水相定め、引き来り申し候、しかるところ右申し上げ候通り、当年は佐瀬村

へは用水一向相流し申さず候につき、田方悉く早損仕り候あいだ、是非なく「御訴訟申し上げ候、これによりおのおの様御見分の上佐瀬村六分、国吉村四分」定規をもつて分水仕り候て内済仕り候ように仰せ渡され候に付き、この上御願い申し上げ候も恐れ多く存じ奉り候ゆえ、右六分分水にて相手方得心仕り候わば「仕るべく候。

一、相手方国吉村申し上げ候、佐瀬村より申し立て候は大蔵谷の水「国吉村大堰にて三つ内二分は佐瀬村用水、古来より引き来たり申し候ように申し上げ候えども、大堰にて前々二分と相定め分水

仕候儀ござなく候、仰せられ候通り分訳相定め候ては内済仕
りがたく候。

一、国吉村の者趣意はこの趣に相違もござなく候えども、右口書
き印形仕り候儀は一統承知仕りがたく候段これを申し候、これ
により印形ござなく候。
右のとおり少しも相違申し上げず候、双方申し上げ候儀行き違ひ
熟談仕りがたく候。

昭和八年六月

佐瀬村名主 長兵衛印
組頭 源兵衛印
百姓代 市郎兵衛印
名主 太右衛門印
百姓代 伝藏印
名主 四郎右衛門印

仕り候儀ござなく候、仰せられ候通り分訳相定め候ては内済仕
りがたく候。
一、国吉村の者趣意はこの趣に相違もござなく候えども、右口書
き印形仕り候儀は一統承知仕りがたく候段これを申し候、これ
により印形ござなく候。
右のとおり少しも相違申し上げず候、双方申し上げ候儀行き違ひ
熟談仕りがたく候。
しかる上は御奉行所様御吟味請け奉り候よう仕りたく存じ奉り
候、これにより証文差し上げ申すところくだんのごとし。

明和八卯六月

佐瀬村名主 長兵衛印
組頭 源兵衛印
百姓代 市郎兵衛印
名主 太右衛門印
百姓代 伝藏印
名主 四郎右衛門印

組頭 善四郎印 名主 八郎左衛門印
百姓代 金左衛門印 百姓代 七郎左衛門印
名主 平重郎印 名主 藤兵衛印
百姓代 長右衛門印 名主 仲右衛門印

阿部駿河守様御内 石井孫右衛門殿、若隅久兵衛殿
岡部熊三郎様御内 福尾逸平殿
林藤五郎様御内 小倉小左衛門殿
小田切鉄之丞様御内 吉原五太夫殿
永井内藏之助様御内 荒井東馬殿
稻富茂太郎様御内 松山舍人殿
太田平兵衛様御内 宇野幸右衛門殿
三好帯刀様御内 服部長右衛門殿

林藤五郎様御内 小倉小左衛門殿
小田切鉄之丞様御内 吉原五太夫殿
永井内藏之助様御内 荒井東馬殿
稻富茂太郎様御内 松山舍人殿
太田平兵衛様御内 宇野幸右衛門殿
三好帯刀様御内 服部長右衛門殿

右は内濟致さず御地頭、御役人衆中も六月四日に御出立一成され候、猶又村役人も追々まかり出る。太右衛門代七郎兵衛、平重郎、藤兵衛、右三人まかり出るなり、同十日彈正様において御吟味の上、当用水当時熟談仰せ渡され候、これにより双方当時熟談一いたし、右熟談の趣、証文差し上げ申し候こと左のとおり。

差し上げ申す一札のこと

一、上総国市原郡佐瀬村より国吉村へ相掛り用水出入り、先月二十五日御評定において熟談仰せ付けられ段こみ奉り、国元において相合わせ候ところ相済み申さず候に付、又々まかり出候ところ、今日召し出だせられ候は当時差し掛かり候に付、何分一熟談致すべき旨仰せ渡され候に付、双方へ異見を加え熟談仕り候一趣意、左に申し上げ奉り候。

一、双方婦村の上立合用水佐瀬村へ一昼夜引き取り、その上定規相定め双方半々に引き取り申すべき旨、得心の上、当時熟談仕り候、一双方連印一札差し上げ申すところくだんのことし。

稲富茂太郎知行所 上総国市原郡佐瀬村
訴訟人名主 太右衛門煩いに付代

組頭 七郎兵衛 印
林藤五郎知行所 同国 名主 平重郎 印
永井内藏之助知行所同国 名主 藤兵衛 印

三好帯刀知行所
同国同郡国吉村相手 名主 与惣次 印

組頭 伝右衛門 印、百姓代勘兵衛 印
麴町一町メ(目) 早州屋七右衛門代

訴訟宿 利助 印
同町二町目相模屋藤兵衛代

相手宿 多吉 印

卯六月十日

御奉行所様

一
上総国市原郡佐瀬村より国吉村へ相掛り用水出入り、先月二十五日御評定において熟談仰せ付けられ段こみ奉り、国元において相合わせ候ところ相済み申さず候に付、又々まかり出候ところ、今日召し出だせられ候は当時差し掛かり候に付、何分一熟談致すべき旨仰せ渡され候に付、双方へ異見を加え熟談仕り候一趣意、左に申し上げ奉り候。

一
双方婦村の上立合用水佐瀬村へ一昼夜引き取り、その上定規相定め双方半々に引き取り申すべき旨、得心の上、当時熟談仕り候、一双方連印一札差し上げ申すところくだんのことし。

稲富茂太郎知行所 上総国市原郡佐瀬村
訴訟人名主 太右衛門煩いに付代

組頭 七郎兵衛 印
林藤五郎知行所 同国 名主 平重郎 印
永井内藏之助知行所同国 名主 藤兵衛 印

三好帯刀知行所
同国同郡国吉村相手 名主 与惣次 印

組頭 伝右衛門 印、百姓代勘兵衛 印
麴町一町メ(目) 早州屋七右衛門代

訴訟宿 利助 印
同町二町目相模屋藤兵衛代

相手宿 多吉 印

卯六月十日

御奉行所様

石直齋齋後... 雙方... 御掛り彈正様御役所にて

一札之文

差上り... 御掛り... 御役所にて

明和八年六月十日

阿部駿河守領分
 同郡国吉村
 名主 与惣次印
 組頭 利右衛門印
 百姓代 勘兵衛印

右の通り当時熟談いたし翌十一日帰村を仰せ付けられまかり帰り、右御請け証文の通り用水一昼夜、佐瀬村へ引き取り定規をもつて「双方水口四尺ずつに相定め半々積りをもつて双方村役人立合候て」分水相定め申し候ことなり、なおまた出府致し候こと、同十七日江戸に着、御掛り彈正様御役所へ相届け、翌十八日松平对馬守様御役所にて「御内寄合御吟味の上双方熟談書差上げ申し候、左の通り。

差し上げ申す一札のこと

一、上総国市原郡佐瀬村一許の儀、先だつてまかり出候節、双方当時熟談の上、申し上げ奉り候通り訴訟方佐瀬村へ一昼夜用水引き取り、その上「相手方国吉村と半々引取り申すべき定めにて、当時熟談仕り、当用水」引き取りありがたき仕合せに存じ奉り候、あわせて双方只今まで仕付け仕らず候場所は仕付け「相急ぎ、なおまた用水不足につき仕付け候場所早損にまかり成り候あいだ仕付け」仕らず候、かつまた双方当時熟談の儀にごさ候あいだ、右の段「双方連印をもつて御訴え申し上げ奉り候。以上

明和八年六月十七日

阿部駿河守領分
 上総国市原郡佐瀬村名主 太右衛門
 煩いにつき代
 同村名主 長兵衛印
 林藤五郎知行所
 同村名主 平重郎印
 永井内蔵之助知行所
 同村名主 藤兵衛印
 三好帯刀知行所
 同郡国吉村
 名主 与惣次印
 組頭 利右衛門印
 百姓代 勘兵衛印

右熟談の上相定め置き候分水定規、国吉村の者共強勢に取りはづ(ず)し土俵をもって半々に水割り申し候
これにより早速飛脚をもって申し遣わし候こと、この段御奉行所様へ
定規当二十一日に取りはずし土俵いたし候由、書付をもって御願ひ申し上げ候、左の通り

上総国市原郡佐瀬村三人の者共申し上げ奉り候、先だつて同国「国吉村へ相掛り用水出入り御願ひ申し上げ候ところ、再応熟談仰せ付けられ

当月十日、双方得心の上熟談仕り候趣、すなわち当御前様へ双方連印をもつて申し上げ置き候ところ、亦(また)また国吉村の者共いかが相心得候や
定規を取り払い、土俵に仕り候段、今朝私共方へ飛脚をもって申し来たり候。
一旦御奉行所様まで熟談仕り候趣申し上げ置き、右体一村一存の取り計らい仕り候段いかが存じ寄り候や、水下の者共大勢難儀至極仕り候、何分先だつて熟談の上双方連印にて書き上げ候通り、定規にて甲乙なく用水引き取り候よう仰せ付けられ下し置かれ候わばありがたき仕合せに存じ奉り候。以上

御奉行所様

上総国佐瀬村
名主 平重郎印
同国 名主 藤兵衛印
同国 名主 長兵衛印

明和八年卯六月二十六日

御奉行所様

上総国佐瀬村
名主 平重郎印
同国 名主 藤兵衛印
同国 名主 長兵衛印

奉旨御奉行所様へ召し出され候に付き、右書状差し上げ申し候ところ相手方へ「御吟味ござ候、しかるところ相手方申し上げ候は、私ども江戸表にまかりあり候ゆえ、国」元の儀は定規の訳一切存知（じ）申さず候とこれを申し上げる。その段口書き「差し上げべき由仰せ付けられ、右に付き一切存じ申さず由を口書差し上げ申し候こと。」

御奉行所様より御差し紙を請け、相手国吉村組頭子、彦八ならびに百姓代「兩人七月三日御奉行所様へ召し出され候、国元にて右定規取り」払い候由御尋ね、御吟味これあり候ところ、兩人申し上げ候は定規取り払い「土俵にいたしこと一切左様の儀ござなく候とこれを申し上げる、」もつとも定規取り払い候ことにこれ有り候ては第一不届きの至り候とこの御事、左様（さよう）もこれなく候わば右定規へは一向手を「付け申さず候由、口書き、印形差し上げ申すべき由仰せ付けられ候に付き、右のとおり」口書印形差し上げ候こと。

追つて検使差し遣わし申すべきあいだ、そのとおり相心得、兩村の者共勝「手次第婦村致すべき旨仰せ付けられ候、御請け申し上げ、御地頭様方へ」銘々相廻り、右の段を申し上げ、翌日四日に江戸出立致すなり。

同七月朔日相手方にて右の定規、先規の通り、沙汰なしに「掛け置き、その時より国吉村よりも水番付け置き候こと、」右の趣、御奉行所様へ御訴えとして「太右衛門、同六日出立」右追訴左の通り。

恐れながら書付をもって御訴え申し上げ奉り候
一、上総国市原郡佐瀬村名主太右衛門申し上げ奉り候、私ども村より同国国吉「村相掛り候用水出入りの儀、段々御吟味成し下されありがたき仕合せに存じ奉り候、」しかるところ先だつて双方熟談仕り候は、右用水堰定規をもって甲乙なく

右の通り、御奉行所様へ御訴え申し上げ奉り候
一、上総国市原郡佐瀬村名主太右衛門申し上げ奉り候、私ども村より同国国吉「村相掛り候用水出入りの儀、段々御吟味成し下されありがたき仕合せに存じ奉り候、」しかるところ先だつて双方熟談仕り候は、右用水堰定規をもって甲乙なく

用山ノ底ニ有テ御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
此山ノ石定敷ニ依テ御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ
御宿ニ奉テ是國奉行ト莫クハ

右に付、御奉行所様へ太右衛門同十日まかり出候ところ、中の口
にて御用人「大塚蒨殿仰せ渡され候は、双方御地頭方役人中へ仰
せ」付けられ候に付き、巳（以）後左様儀これなきように申し候
趣そのとおりに相心得「婦村致すべき旨仰せ渡され候、すなわちそ
の節御地頭方惣代岡部「熊三郎様御用人福尾逸平殿、三好帯刀様
御用人服部「長右衛門殿、御兩人召し出せられ候て、仰せ渡され
候は追っ付け見分も」差し遣わし候ことゆえ、不埒成る儀これな
きように申し渡すべき旨、服部長右衛門殿へ仰せ付けられ候、「
佐瀬村へは右に付、この上争論これなきように申し付けべき旨、
仰せ付けられ候、御請け致し、太右衛門帰り候なり。」双方国元
へ帰村いたしまかりあり候て、御検分様御宿相「談致し候こと、
もちろん双方差し障りこれなく、村方寺院にても」苦しからず
候、村方相談の上、岩崎村法（報）恩寺よろしくあるべき由にて「
岩崎村名主万右衛門方へ双方役人まかり越し、右の内談」致し候
ところ、右法恩寺普請など多く、ことに遠方坂峯これあり「勝手
あしくこれあるに付、名主方御宿に頼み候ところ、いよいよ」御
宿」に相定め申し候ことなり。」それより御宿見苦しきところ普
請など致し、双方より人足差し出し

明和八年卯七月八日

御奉行所様

用水引き取り申すべき旨、双方連印をもって申し上げ候ところ、
国吉村の者どもいかが「相心得候や、右定規沙汰なしに取り払
い土俵に仕り候あいだ、その段先だつて」書付をもって申し上
げ奉り候えども、右村方の者共召し出せられ御吟味「成し下さ
れ候ところ、定規取り払い申さざる旨、申し上げ候えども、取
り払い候に相違もござなく候、」右出入り御吟味の上、御見分
成し下されべき由、仰せ付けられ候えは、またまた「土俵を取
り、定規直し候につき、恐れながらこの段書付をもって御訴え」
申し上げ奉り候。以上

小田切鉄之丞知行所
上総国市原郡佐瀬村名主

太右衛門 印

笑

御説くこと

質人足二人ただし駕

右は佐瀬村、国吉村用水吟味のため、明二日潤井戸村出立致し、まかり越し候あいだ、書面「人馬滞りなく差し出し、継ぎ出し申すべく候、すなわち御証文馬の分、御証文の写し、差し遣わし候あいだ、その意を得べく候。この「先触れ早々順達、留りにて相返し申すべく候。以上

岩崎村

二月朔日

御普請役 早川富三郎 印

追つて岩崎村へ申し達し、旅宿の儀その意を得べく候。以上

武土村、田村、岩崎村 右村々名主中

甚き岩崎村に遊歴有之候の事

御宿勤め方のこと

ただし御宿二軒

一、両村より名主、組頭の内二人宛 ただし一軒へ一人なり結番

なり

一、両村より才料（宰領）一人宛 ただし百姓代の内なり

一、両村より料理人一人宛

一、両村より小遣五人宛

右の通り毎日まかり出、相詰め、相勤め候こと

翌三日両村召し出され、仰せ付けられ候趣は御逗留の内、御法式の通り馳走がましき儀、一切「仕りまじき由、朝夕一汁一菜にて差し上げ申すべしの由、一札これを差し上げ候こと。

差し上げ申す一札のこと

右はこのたび用水出入り御検分御吟味のため、おのおの様御越し成され御吟味の節、申し上げべきは惣百一性（姓）共相談の上

名前書き上げ候よう仰せ付けられ候につき、惣百姓相談仕り候ところは、前書名前の「者共御吟味の筋、もちろんいかようにても

仰せ付けられ下し置かれ候よう願ひ上げ奉り候、しかるにおいは後日御願ひがましき儀等申し上げべきようござなく候、万

一名前の内、病氣指し合いなどもござ候節は、

一札のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

御宿勤め方のこと

○右は佐瀬村、国吉村用水吟味のため、明二日潤井戸村出立致し、まかり越し候あいだ、書面「人馬滞りなく差し出し、継ぎ出し申すべく候、すなわち御証文馬の分、御証文の写し、差し遣わし候あいだ、その意を得べく候。この「先触れ早々順達、留りにて相返し申すべく候。以上

御宿勤め方のこと

石川富三郎様
寛文四年水論出入り取扱い候二十郷村々このたび御尋ね仰せ一付けられ候あいだ、右二十郷の村々相尋ね候ところ、年久しき儀、ござ候あいだ二十郷の内、五か村相知れ申さず候、相知れ候村々は左の通り。

明和九辰年二月

早川富三郎様

石川富三郎様
寛文四年水論出入り取扱い候二十郷村々このたび御尋ね仰せ一付けられ候あいだ、右二十郷の村々相尋ね候ところ、年久しき儀、ござ候あいだ二十郷の内、五か村相知れ申さず候、相知れ候村々は左の通り。

寛文四年水論出入り取扱い候二十郷村々このたび御尋ね仰せ一付けられ候あいだ、右二十郷の村々相尋ね候ところ、年久しき儀、ござ候あいだ二十郷の内、五か村相知れ申さず候、相知れ候村々は左の通り。

石川富三郎様
寛文四年水論出入り取扱い候二十郷村々このたび御尋ね仰せ一付けられ候あいだ、右二十郷の村々相尋ね候ところ、年久しき儀、ござ候あいだ二十郷の内、五か村相知れ申さず候、相知れ候村々は左の通り。

辰二月四日

早川富三郎様

その節なおまた書付をもって名前申し上げべく候あいだ、かつまた、右同様に御用向き仰せ付けられ下し置かれ候よう願ひ奉り候、後日のため村役人、惣百姓、連印書付差し上げ申し候。以上

阿部駿河守領分 上総国市原郡佐瀬村

名主 長兵衛印、組頭、百姓代

明和九辰年二月

同知行所同村 名主誰れ印、組頭同断、百姓代同断

右の通り御相給残らず名主、組頭、百姓代準じて

右の末、村中残らず連印いたすことなり

早川富三郎様

三日に仰せ渡され候趣、先年出入りの節、取扱い候村々相知れ候わば書付をもって申し上げべき旨仰せ付けられ候、左の通り。

差し上げ申す一札のこと

一、寛文四辰年水論出入り取扱い候二十郷村々このたび御尋ね仰せ一付けられ候あいだ、右二十郷の村々相尋ね候ところ、年久しき儀、ござ候あいだ二十郷の内、五か村相知れ申さず候、相知れ候村々は左の通り。

矢田村五郷 中村、川間村、辻村、矢口村、矢田村

皆吉村五郷 皆吉村、金沢村、大蔵村、奉免村、妙香村

馬立村五郷 馬立村、上原村、牛久村、国吉村、佐瀬村

右の通り相違ござなく候。以上

佐瀬村名主代 平重郎 印
同 長兵衛 印

辰二月四日

早川富三郎様

石巻の村々多岐に亘る村々名主共岩崎村へ
 延命出候、右の村々へ先年取り扱ひの様子御尋ね遊ばされ候、
 其の節申し上げ候は、皆々年久しきことゆえ取り扱ひ候訳一向
 存じ
 申さず候とこれを申し上げ、しかれども先年取り扱ひ候ゆえ、
 このたびもなおまた
 取り扱ひ候よう仰せ付けられ候、これにより御請けを仕り、そ
 れより右の訳「双方へ申し談じ内済仕るべく候わば何分御世話
 仕るべき由を申し、取り扱ひの」趣は先年の儀は存じ申さず候
 えども、この度取り扱ひの筋は「国吉村当堰にて佐瀬村六分、
 国吉村四分と取り扱ひ」しかるべく存じ候に付、右の通りにて
 双方承知もこれあり候は何分「御世話仕るべく候、佐瀬村の儀
 は相手方承知もござ候は」承知仕るべく候由を申し、相手方扱
 扱の儀は古堰にて「右の分割にこれあり候は承知仕るべく候え
 ども当堰にては承」知仕らず候とこれを申し、これにより是非
 なく二十郷の者ども内済「仕らず候に付、右の通りを申し上げ、
 五日、六日日延べ致し、願いを七日にこれを申し」上げる、右
 村々名前、皆吉村源次郎、山田久保村宇兵衛、中村「平五郎、
 牛久村茂右衛門、奉免村弥惣、妙香村三之丞、右の訳」連印差
 し上げるなり。

此の儀を承り候、双方御承知を願ひ候、
 此後右の儀は村々承知を願ひ候、
 承知の儀は古堰にて「右の分割にこれあり候は承知仕るべく候え
 ども当堰にては承」知仕らず候とこれを申し、これにより是非
 なく二十郷の者ども内済「仕らず候に付、右の通りを申し上げ、
 五日、六日日延べ致し、願いを七日にこれを申し」上げる、右
 村々名前、皆吉村源次郎、山田久保村宇兵衛、中村「平五郎、
 牛久村茂右衛門、奉免村弥惣、妙香村三之丞、右の訳」連印差
 し上げるなり。

双方繪面仰せ付けられ、すなわち龜(あら)繪図差し上げ
 る、その繪図の「控え書外にこれあり、すなわちその節繪面の
 儀相違これなき趣、請書」差し上げる、左に印す。

繪面と相違なき趣、
 明和九年二月
 早川富三郎様
 郡司郷助様

右二十郷の村々召し出され、翌五日村々名主共岩崎村へ
 まかり出候、右の村々へ先年取り扱ひの様子御尋ね遊ばされ候、
 その節申し上げ候は、皆々年久しきことゆえ取り扱ひ候訳一向
 存じ

申さず候とこれを申し上げ、しかれども先年取り扱ひ候ゆえ、
 このたびもなおまた
 取り扱ひ候よう仰せ付けられ候、これにより御請けを仕り、そ
 れより右の訳「双方へ申し談じ内済仕るべく候わば何分御世話
 仕るべき由を申し、取り扱ひの」趣は先年の儀は存じ申さず候
 えども、この度取り扱ひの筋は「国吉村当堰にて佐瀬村六分、
 国吉村四分と取り扱ひ」しかるべく存じ候に付、右の通りにて
 双方承知もこれあり候は何分「御世話仕るべく候、佐瀬村の儀
 は相手方承知もござ候は」承知仕るべく候由を申し、相手方扱
 扱の儀は古堰にて「右の分割にこれあり候は承知仕るべく候え
 ども当堰にては承」知仕らず候とこれを申し、これにより是非
 なく二十郷の者ども内済「仕らず候に付、右の通りを申し上げ、
 五日、六日日延べ致し、願いを七日にこれを申し」上げる、右
 村々名前、皆吉村源次郎、山田久保村宇兵衛、中村「平五郎、
 牛久村茂右衛門、奉免村弥惣、妙香村三之丞、右の訳」連印差
 し上げるなり。

一、双方繪面仰せ付けられ、すなわち龜(あら)繪図差し上げ
 る、その繪図の「控え書外にこれあり、すなわちその節繪面の
 儀相違これなき趣、請書」差し上げる、左に印す。

書付をもつて差し上げ奉り候 ただし九日差し上げる。
 一、繪面の通り相違ござなく候。以上
 佐瀬村名主惣代八郎左衛門印、同藤兵衛印、同長兵衛印
 明和九年二月
 早川富三郎様、郡司郷助様

打田別寅卯兩年割付ならびに付荒れ土荒れ六付(分)差し上げ候よう仰せ付けられ候に付、書付差し上げ申し候こと、左の通り。

三升二斗一札に足

無田別合田河武及之取掛台

此田別合田河武及之取掛台

寅年割付

田方反別合田河武及之取掛台

此田別合田河武及之取掛台

一、寅年寅年定免の通り皆済仕り候

卯年割付

田方反別九町九反五畝四歩

此田別合田河武及之取掛台

田方反別二斗

土荒れ付荒れ

有田別合

武田河武及之取掛台

上納仕り候

寅年割付

田方反別合田河武及之取掛台

此田別合田河武及之取掛台

田方反別二斗

土荒れ付荒れ

有田別合

武田河武及之取掛台

田方反別二斗

土荒れ付荒れ

上納仕り候

石川河武及之取掛台

村田反別寅卯兩年割付ならびに付荒れ土荒れ六付(分)差し上げ候よう仰せ付けられ候に付、書付差し上げ申し候こと、左の通り。

差し上げ申す一札のこと

一、惣田反別合わせ六十町二反三畝十歩「この高五百六十一石一升二合五勺二才」この取り米七百四十四俵二斗八升八合八勺七才 御定免

寅年割付

田方反別合わせ九町九反五畝四歩「田高八十一石六斗四升八合二勺四才」取り米五十一石三斗二升三合七勺五才

一、右は寅年定免の通り皆済仕り候

卯年割付

田方反別九町九反五畝四歩「この高八十一石六斗四升八合二勺四才」この取り米五十一石三斗二升三合七勺五才、ただし四斗一升入り「内百俵三升六合 土荒れ付荒れ 検見引き方」残して四十六俵一斗八升七合七勺五才 上納仕り候

右反別の内、二町五反十二歩、右の内土荒れ

阿部駿河守領分 名主 長兵衛

寅年割付

田反別十五町九反七畝八歩「この高百七十六石三斗八升六合八勺」この取り米百七十五俵、ただし三斗九升入り

右は寅年定免の通り皆済仕り候

卯年割付

田反別十五町九反七畝八歩「この高百七十六石三斗八升六合八勺」この取り米百七十五俵、ただし三斗九升入り「内八十五俵土荒れ付荒れ用捨米」残して九十俵、上納仕り候

右の内四町三反十五歩 卯年土荒れ

小田切鉄之丞知行所 名主 太右衛門

(中略) 稻富茂太郎ほか割付)

差し上げ申す一札之儀

田反別十五町九反七畝八歩
 高百七十六石三斗八升六合八勺
 田反別十五町七反五畝十歩
 高百三十六石七斗三升八合
 田反別十一町二反四畝二十歩
 高九十五石一斗三升八合
 田反別九町九反五畝四歩
 高八十三石六斗四升八合二勺四才
 田反別三町一反九畝二十五歩
 高三十二石七斗六升七合
 田反別三町四反七歩
 高二十八石一斗六升七合四勺八才
 田反別七反二十六歩
 高八石二斗六升七合
 村反別六町六十町二反三畝十歩
 村高八五百六十一石一升二合五勺二才
 内四反八畝十五歩 岩谷用水相掛り申さず相断り畑に成り
 内四町一反十九歩 この田地用水の儀大蔵村谷水前々
 残して五十一町八反五畝二十七歩半
 右はこのたび田反別用水相掛り候場所御吟味に付、検地帳をもつて相改め、反別

田反別九町九反七畝八歩
 高百七十六石三斗八升六合八勺
 田反別十五町七反五畝十歩
 高百三十六石七斗三升八合
 田反別十一町二反四畝二十歩
 高九十五石一斗三升八合
 田反別九町九反五畝四歩
 高八十三石六斗四升八合二勺四才
 田反別三町一反九畝二十五歩
 高三十二石七斗六升七合
 田反別三町四反七歩
 高二十八石一斗六升七合四勺八才
 田反別七反二十六歩
 高八石二斗六升七合
 村反別六町六十町二反三畝十歩
 村高八五百六十一石一升二合五勺二才
 内四反八畝十五歩 岩谷用水相掛り申さず相断り畑に成り
 内四町一反十九歩 この田地用水の儀大蔵村谷水前々
 残して五十一町八反五畝二十七歩半
 右はこのたび田反別用水相掛り候場所御吟味に付、検地帳をもつて相改め、反別

田反別十五町九反七畝八歩
 高百七十六石三斗八升六合八勺
 田反別十五町七反五畝十歩
 高百三十六石七斗三升八合
 田反別十一町二反四畝二十歩
 高九十五石一斗三升八合
 田反別九町九反五畝四歩
 高八十三石六斗四升八合二勺四才
 田反別三町一反九畝二十五歩
 高三十二石七斗六升七合
 田反別三町四反七歩
 高二十八石一斗六升七合四勺八才
 田反別七反二十六歩
 高八石二斗六升七合
 村反別六町六十町二反三畝十歩
 村高八五百六十一石一升二合五勺二才
 内四反八畝十五歩 岩谷用水相掛り申さず相断り畑に成り
 内四町一反十九歩 この田地用水の儀大蔵村谷水前々
 残して五十一町八反五畝二十七歩半
 右はこのたび田反別用水相掛り候場所御吟味に付、検地帳をもつて相改め、反別

昭和九年辰二月

改教書

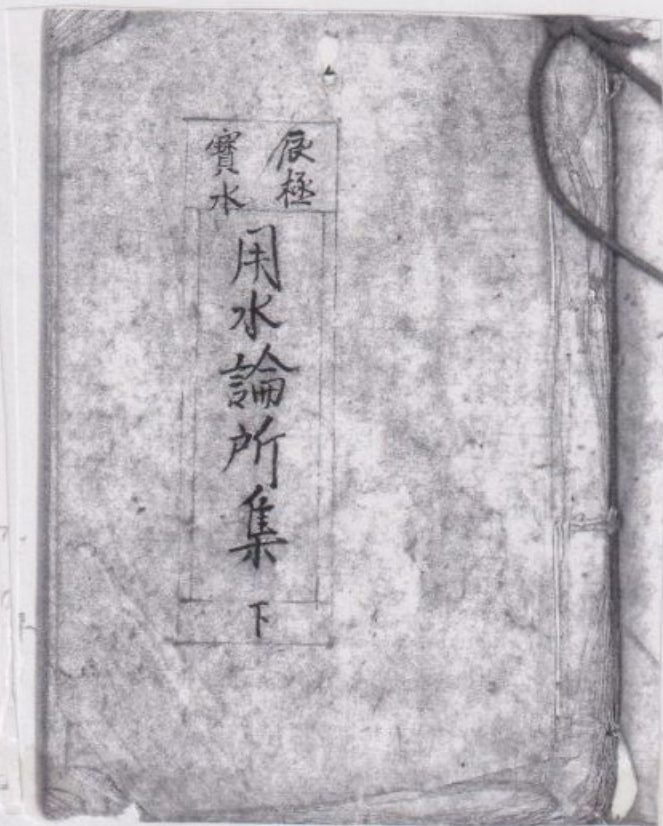
差し上げ申す一札のこと

小田切鉄之丞知行所
 右同断
 稲富茂太郎知行所
 右同断
 林藤五郎知行所
 右同断
 阿部駿河守領分
 右同断
 岡部熊三郎知行所
 右に同断
 永井内蔵之助知行所
 右に同断
 太田平兵衛知行所
 右同断

上総国市原郡佐瀬村
 小田切鉄之丞知行所
 名主誰れ
 名主誰れ
 早川富三郎様
 郡司郷助様

同断
 銘々同断
 同断

紙数三十五



高五百六十一石一升二合六勺二才
 一、田反別六十町二反三畝十歩
 高五百二十七石四升三合七勺三才
 反別五十五町八反六畝十八歩半
 この田地用水の儀大蔵村の谷水前々より用水に
 引き来り候
 場所にごさ候。
 内
 高百六十五石七斗八升七合七勺六才

明和9年(1772) 佐是・鶴岡家旧蔵文書5
 辰極め宝水、用水論所集下

辰極め
 宝水
 用水論所集 下

竖帳

差し上げ申す一札のこと
 高五百六十一石一升二合六勺二才
 一、田反別六十町二反三畝十歩
 内
 高五百二十七石四升三合七勺三才
 反別五十五町八反六畝十八歩半
 この田地用水の儀大蔵村の谷水前々より用水に
 引き来り候
 場所にごさ候。
 内
 高百六十五石七斗八升七合七勺六才

松河所七反畝五合半 高切鉄之丞知行所

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 林藤五郎知行所

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 永井内蔵之助知行所

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 岡部熊三郎知行所

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 阿部駿河守領分

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 太田平兵衛知行所

高切鉄之丞知行所

松河所七反畝五合半 稲富茂太郎知行所

松河所

高切鉄之丞知行所

田反別三町八反四畝九合半

高切鉄之丞知行所

田反別

高切鉄之丞知行所

田反別三町八反四畝九合半

高切鉄之丞知行所

十四町九反三畝九步半 小田切鉄之丞知行所

高九十一石二斗九升七合三勺八才 林藤五郎知行所

十町六反九畝二十四步 永井内蔵之助知行所

高二十六石七斗四升六合四勺八才

三町一反九畝二十八步 岡部熊三郎知行所

高三十二石七斗六升七合 阿部駿河守領分

三町一反九畝二十五步 太田平兵衛知行所

高八十二石三斗三升六合九勺三才 稲富茂太郎知行所

九町七反六畝十二步

高八石一斗六升七合

七反二十六步

高百十九石九斗四升一合一勺八才

十三町三反十三步

高三十石一斗二升三合八勺七才

田反別三町八反四畝九步半

この田地用水の儀、字頼申す所にて国吉村悪水ならびに居村

大堰より、もり水等堰上げ用水に引き来り候場所にごさ候。

高三石八斗四升六勺二才
五反四畝二十六步
高一石四斗二升一合
九反九步

林藤五郎知行所

右の通り相違ござなく候。以上 ただし村役人共連印仕り候こと

永井内蔵之助知行所

早川富三郎様
年号月日
早川富三郎様

一、寛文四辰年水論出入りの節、訴訟ならびに絵図等種々相尋ね申し候えどもござなく候ゆえ、これにより右の段申し上げ奉り候。以上
上総国市原郡佐瀬村
名主印

明和九年二月

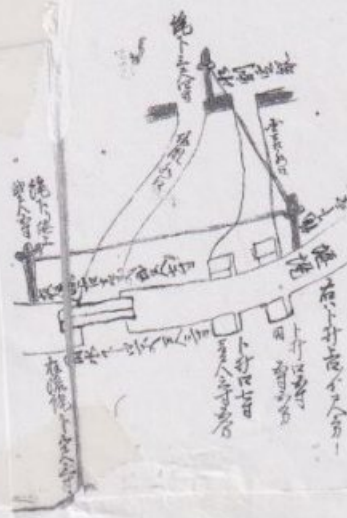
因上日御検分初り、国吉村当堰御検分遊ばされ、同村古堰跡御見分成立され、それより佐瀬村堰跡御見分遊ばされ、それより「中繩堰まで御出遊ばされ頼堰御検分遊ばされ、それより御帰り」遊ばされ候。

同十二日国吉村堰地用水口尺方御改め遊ばされ候ところ、左に印（記す）

これは国吉堰字どうめきと唱える

(図中文字)

堰堤、水割定規、国吉水口、繩下五尺九寸七分、佐瀬水口、繩下三尺四寸
右はト井（とい）上口より尺分、とい口五寸、同五寸五分、とい口七寸、一尺三寸五分
同水下口一丈一尺三寸、板流繩下八尺三寸、板流上口一丈二尺七寸、繩下り堰上二尺五寸



(以下原文を省略)

同十四日御吟味これ有り候、その訳は

一、文禄年中御繩の節、中川雅樂様、豊嶋小重郎様、御吟味役広瀬新五郎様仰せ聞けられ候は、佐瀬村には出水これなく候に付、大蔵村の谷水引き取り、用水と致すべしの由、右は天和年中の覚書にこれ有るに付、慥(たしか)成る証拠にも相成らざるの由仰せ渡され候なり。

一、堰処村境の儀御吟味これ有り候、もつとも両村境通りに植木、杭木等これ有るに付、村境植木とこれを申し上げるなり。

一、堰代地御吟味これ有り候、右の代地堰口畑、中繩脇田地、都合二反歩余と申し上げる、右は佐瀬村より国吉村へ差し遣わし申し候由を申し上げ、持主誰れかと御尋ねこれ有り候、国吉村ゆえ存じ申さず候、国吉村にて支配いたし候訳申し上げる。

一、国吉村堰下より佐瀬村堰までの溝さらいの儀はいずれの村方にてさらい申し候やの御尋ね、佐瀬村にてさらい申し候と申し上げる、その節役人立合い候や御尋ね、さらい候節は役人立合い申すと申し上げる、何の年にさらい候やとお尋ね、午年にさらい申すと申し上げ候、その節役人六人立合い申し候とこれを申し上げ、国吉村役人も出で申し候と申し上げる、右名前は失念仕り候とこれを申し上げる。

一、分水の儀は古証文の通り両村役人立合い、分水の儀土俵をもつて佐瀬村方へ水口へ二俵、国吉村方水口へ一俵当て置き水流申し候、右の通り立ち合い、分水致し来たり候。

一、去々寅年分水立ち合い役人御尋ね、その節平重郎、長兵衛、藤兵衛、国吉村名主源右衛門とこれを申し上げる。

一、去る卯年分水立合い役人御尋ね左の通り、八郎左衛門、藤兵衛、長兵衛、太右衛門と国吉村源右衛門と申し上げる。

一、古証文の訳、双方とも文言行き違い候ゆえ、慥(たし)かな

る証拠に相成らざる由仰せ渡され候。

一、古堰に植え置き申す稲の訳申し上げ候ところ、もつとも様子に候えども双方文言行き違い候につき、これまた右同様仰せ渡され候。

一、国吉村清七と申す者、分水の土俵を駿(強力)勢に取り払い候こと訴訟にもこれ有ること、もつともその節の水番人は名は何と申す者やと御尋ね、一人と(は)久藏と申す者にござ候、一人は失念仕り候とこれを申し上げる、右逸々御吟味の上、右の通り残らず口書印形差し上げ奉り候。その日の連印藤兵衛、平重郎、長兵衛、七郎兵衛、百姓代金左衛門、伝藏右人々なり、もつともこの口書奥印に国吉村役人印形致し候。同十五日追訴差し上げ左の通り。

恐れながら書付をもつて申し上げ奉り候

一、このたび御検分として御越し遊ばせられ候に付、申し上げ奉り候、佐瀬村田地の儀は地高砂地にて三方谷川ゆえ別して水持ち悪くござ候、もつとも溜井出水一向ござなく候、分水より外用水ござなく候、国吉村の儀は御覧遊ばせられ候通りかつ入沼地場所多くござ候、ことに出水等もござ候、その上およそ百石余も分水相掛けざる地所もござ候、右の段、口上にて申し上げべきところ、恐れながら書付をもつて申し上げ奉り候。以上

上総国市原郡佐瀬村

明和九年辰二月

惣代 藤兵衛 印

早川富三郎様

同断 平重郎 印

同十六日国吉村御吟味これ有り候、右申し上げ候分水口佐瀬村にては当堰と申し候えども、当堰分水にてはござなく候、先だつて御検分の節申し上げ候通り、吉野谷下中道通り堰跡これ有り候、この所古堰跡と申し往古の寛文中出入り取り取り扱ひ済み口の分水場所はこの所にてござ候と申し上げる。

一、当堰にて二分、一分の分水いたし儀、一向ござなく候。
一、溝さらいの儀も立ち合い申し候てさらい申し候こと一向ござなく候。

一、分水の土俵清七と申す者取り払い申し候由申し候えどもさよう儀一円ござなく候。

一、佐瀬村にては国吉村のたわれ水を瀬と申す所にて堰上げ、多くの場所へ用水引き取り申し候ことにごさ候とこれを申し上げる。

一、佐瀬村大堰堤内外に田地を拵え、役人共私欲いたし候ゆえ、用水の差し障り相成り申し候ことにごさ候とこれを申し上げる。

一、佐瀬村字中繩堰この堰埋め立て、田地に致しながら年貢をも出さず、役人ども私欲に致し、用水差し障りをこれを申し上げる。

一、水車新規に取り立て、用水流れ捨てにいたし候由申し上げる。

一、佐瀬村字岩谷と申す所、用水相掛り（ら）ず田地多くござ候由これを申し上げる。右御吟味の上、国吉村の者ども、右の通り申し上げ候に付右申し上げ候通り、国吉村名主、組頭、百姓代口書印形差し上げ申し候ことなり。もつとも佐瀬村の者ども右口書の奥印致し候、その節この奥印佐瀬村より致しまじき由申し候え、左候は佐瀬村の口書へも、国吉村より奥印致し候ことゆえ是非奥印致さず候わば佐瀬村の口書奥印も替えり申すべき由を仰せられ候に付、これにより右奥印致し候ことなり。

一、佐瀬村方へ再御吟味これ有る訳、佐瀬村の者申し上ぐる儀候は、国吉村の者ども申し上げ候えども

一、瀬堰の儀は、国吉村方より少々ずつたわれ水もこれ有るべく候えども、日早のみぎりは一切たわれ水等ござなく候、佐瀬村大堰より瀬堰上の水は差し遣わし申すことにごさ候とこれを申し上げる。

一、佐瀬村大堰堤内外少々田地御検分遊ばされ候通りござ候、し

かれども私欲には仕らず候、右田地へ植え置き候稲の儀は年々堰守りの者この地所仕付け仕り、堰守り代として刈り取り申すことにごさ候とこれを申し上げる。

一、中繩堰の儀、堰地にはござなく候、用水溝にごさ候ところ田地欠け地に相成り候ところ、地頭所より享保年中より引き地に成し下され候、役人ども私欲には仕らず候、すなわち御年貢の儀はこの分御引き下され候、これにより只と引き地書付差上げ申し候、申し上げ候通り相違なくござ候とこれを申し上げる。

一、水車の儀は御検分遊ばされ候通り水下もに（にも）田地もござ候え、すたりにも相成り申さず候、もつとも用水相用いざる時分に仕掛け申すことにごさ候、もちろん分水の水下もにて（にても）水車仕掛け申し候え、相手方の差し障りに相成り申すことにごさなく候、右の通り御吟味の上これを申し上げる。御吟味の上右のか条逐一申し上げ候ところ御もつとも思召され候由にて国吉村の者へも、右佐瀬村より申し訊逸々相定め申し上げるは別して国吉村方へ相障り申す儀これなき候ことにて、しかるにおいては国吉村の者もつとも承知あるべきやの御尋ねござ候、右国吉村の者共佐瀬村より逸々申し上げ候通り、もつとも承知仕り候とこれを申し上げる、それについて佐瀬村より逐一申し上げ候通り、承知仕り候由口書き印形差し上げ申し候ことなり。

一、十七日瀬堰下田場用水相掛り候田地書付差し上げべき旨を仰せ付けられ候こと、これにより左の通り書付差し上げるなり。

差し上げ申す一札のこと

高十石二斗九升六合四勺二才

九反七畝三步半

高一石四斗二升一合

二反九步

高十四石八斗四升二合三勺一才

小田切鉄之丞知行所

永井内藏之助知行所

二町一反二畝一步 稲富茂太郎知行所

高三石五斗八升一合六勺二才

五反一畝五步 林藤五郎知行所

右反別 三町八反十四步

高 三十石一斗四升一合三勺五才

右反別 瀬堰下瀬水引き取り場所方

高百六十六石九斗三才

十五町四分半 小田切鉄之丞知行所

高二十六石七斗四升六合四勺八才

三町二反二畝八步 永井内蔵之助知行所

高百二十一石八斗九升五合六勺九才

十三町六反三畝九才 稲富茂太郎知行所

高九十三石五斗五升六合三勺八才

十町七反三畝十五步 林藤五郎知行所

高八十三石六斗四升八合二勺四才

九町九反五畝四步 阿部駿河守領分

高三十二石七斗六升七合

三町一反九畝二十九步 岡部熊三郎知行所

高八石一斗六升七合

七反二十六步 太田平兵衛知行所

高 五百三十石八斗七升八勺二才

反別 五十六町四反五畝一步半

右の通り相違ござなく候。以上

辰二月

右同断

名主誰れ

右同断

右同断

一、十八日田場残らず御見分遊ばされ候、その節双麦田書付差上げ申すべき由を仰せ付けられ候。

一、双方検地水帳ならびに十か年このかたの免定差し

上げべき旨仰せ渡され候、右に付、水帳十か年このかた免定差し上げ申し候、すなわち御覽の上御返し遊ばされ候なり。

一、土荒れ小前に書き上げ候様仰せ付けられ候、しかれども十九日御出立に付間に合い申さず候に付、中原村迄出来次第右村迄差し出し申すべき由仰せ付けられ候、これにより右書付相認め差し上げる、左に印す。

覚え

一、御逗留中木銭、米代ならびに宿代下され、銭四貫百五十文の内御召し仕え江戸表へ遣わされ候内、米代、木銭下され、銭三百三十六文引きの残り銭三貫八百十六文、この金二分と銭一貫六十四文たしかに請け取り奉り候、これにより差し引き勘定、書付差し上げ申し候。以上 佐瀬村名主代 藤兵衛印 国吉村名主代 与惣治印

辰二月十九日 早川富三郎様

郡司郷助様方へも右の通り木銭、米代御払い下され候に付、請け取り証文差し上げ奉り候こと。

同十九日御検分様御出立のこと。

一、同郡中原村、これも水論出入りに付、御検分としてみぎ中原村へ御越し遊ばされ候、右人足、伝馬のこと。

一、御用御伝馬一疋(匹)、駕(籠)人足ならびに御手代召馬一疋、右の通り両村より差し出し、双方名主とも四、五人ずつ御見送りとして馬糞ぎ、内田村の内悪谷にて中原村の者共も御迎えとしてこれまで参る。この所にて御暇乞いたし双方まかり帰り申し候。

一、御出立の上、跡にて双方役人一人ずつ相残り、御宿元にて御尋ね相改め、諸色諸道具等迄も相改め御宿元へ相渡し申し、あらあらかたづけ、その日は相帰るなり。

差し上げ申す一札のこと

惣反別十七町二反四畝三歩

卯年土荒れ分

内二町五反十二歩

阿部駿河守領分土荒れ分

この高二十石八斗一升一合九勺九才

名主 長兵衛

内四町四反三畝歩

稻富茂太郎知行所土荒れ

この高三十五石七斗六升一合七勺

名主代組頭七郎兵衛

内四町三反十五歩

小田切鉄之丞知行所土荒れ

この高四十五石九斗四合五勺二才

名主 太右衛門

内三町八反五畝十歩

林藤五郎知行所土荒れ

この高三十五石二斗一升六勺

名主 平重郎

内七反一畝十六歩

岡部熊三郎知行所土荒れ

この高八石五斗八升四合

名主 八郎左衛門

内一町二反歩

永井内藏之助知行所土荒れ

この高六石九斗

名主 藤兵衛

内二反三畝十歩

太田平兵衛知行所土荒れ

この高二石七斗九升九合六勺

名主 仲右衛門

反別合わせ十七町二反四畝三歩

名主 誰れ印

右の通り相違ござなく候。以上

右同断 同断

辰二月

差し上げ申す一札のこと

田高五百六十一石一斗二合五勺二才

この反別六十町二反三畝十歩

内 四町一反十九歩 畑成り

内 四反八畝十五歩 岩谷口

引き残して五十五町六反四畝六歩

この田地用水の儀、大藏村谷水前々より

用水引き来り候場所にごさ候

内 田反別三町八反四畝九歩半

この高三十石一斗二升三合八勺七才

この田地用水の儀、字糺と申す処にて国吉の悪水ならびに居村大堰より、もり水等堰上用水引き来り申し候場所にごさ候

土荒れ書き上げの分

高三十五石二斗一升六勺

三町八反五畝十歩

林藤五郎知行所

内三反十歩

ただし麦田

この高二石一斗二升三合三勺一才

高二十八石八斗一升一合九勺九才

阿部駿河守領分

二町五反十二歩

ただし麦田

内三反三歩

高八石五斗八升四合

岡部熊三郎知行所

七反一畝十六歩

ただし麦田

内一反十歩

高六石九斗

永井内藏之助知行所

一町二反歩

ただし麦田

内四反二畝十六歩

高二石七斗九升九合三勺

太田平兵衛知行所

二反三畝十歩

高四十五石九斗四合五勺二才

小田切鉄之丞知行所

四町三反十五歩

ただし麦田

内一町六反五畝十三歩

高六石六斗一升一合一勺六才

稻富茂太郎知行所

高三十五石二斗二升二合五才

ただし麦田

四町四反三畝歩

ただし麦田

内八反九歩 高七石一斗九合

ただし麦田

麦田反別合わせ三町五反九畝歩

高合わせ二十石七斗一升二合七勺四才

土荒れ麦田瀬堰下

一反七畝四歩

藤兵衛分

高一石一斗九升一合

二畝二十二歩

長兵衛分

高一斗九升一合三勺

四反九畝九歩 平重郎分 高三石四斗三升四合六勺二才

三反一畝十三歩 七郎兵衛分 高二石三勺一才

反別合わせ一町十四歩

高六石八斗一升七合二勺三才

麦田反別四町五反九畝十四歩

高二十七石五斗二升九合九勺七才

名主誰れ

右の通り相違ござなく候。以上

辰二月十九日

同断

早川富三郎様

同断

同断

一、同二十二日両村、岩崎村万右衛門宅へ出合い致し諸勘定致し候こと。

一、卯年御宿元普請等ならびに畳替えなど致し候入目左に印す。

ただし御宿元、畳替え、普請等の入目両村

一、錢五貫八百九十二文 割合なり

内二貫九百四十文 佐瀬村出し口の分

一、御検分様御逗留中、御賄い両家入用長(帳)面一冊これ有り、

両村立合い勘定致し候上にて御宿万右衛門方へ預け置き候。

一、いよいよ御検分様方も御出立首尾相済み候に付御機嫌伺いと

して名主一人まかり出候こと。

一、辰年五月六日に御掛り様より御差し紙、佐瀬村、国吉村へ来

る。両村申し達し、同八日に名主代として、藤兵衛、太右衛門、

七郎兵衛右三人江戸出立、国吉村も同様にこれ有り候、同九日

に江戸着、十日に着届け仕り候、同十二日に御召し出し遊ばさ

れ候、彈正様において御留め役甲斐庄武助様ならびに御検分御役人早川富太郎様御出ありて、御検分先両村口書奥書等迄も御覽遊ばされ、右口書の通り両村承知有るべきやの御尋ねござ候、両村の者ども承知仕り候段、申し上げ候、これにより承知候わば口書の趣仕り候由の書付、印形差し上げべきの旨仰せ付けられ候に付、仰せらるの通り証文差上げ申し候ことなり。

一、十三日御評定所へ召し出されべきところ、御地頭様方の内御類焼これあり候ゆえ、御延引にまかり成り候こと、右御類焼に付、御在宅のところ十四日までに御地頭様方御在宅処書付をもつて申し上げべき由仰せ付けられ、すなわち十四日に右の趣書付仕り差し上げ申し候。

一、同十六日召し出され候、しかるところ相手方の者共いかが候や、右三人の者手錠仰せ付けられ候、同二十二、三日時分に御免の由、追訴にても差し上げ候由のことか、右手錠の内たびたび召し出され、御吟味等これ有る由に存じられ候、もつとも御免の上にては、右三人の者共不調法の儀を申し上げ候由、右不調法至極の書付証文差し上げ申し、相済み候ように存じられ候こと。

一、同二十四日彈正様より御差紙をもつて町宿まで来る、明二十五日評定所までまかり出べき旨仰せ付けられ候、これにより二十五日に御評定所へまかり出る、もつとも国吉村も同様にこれ有り候。

一、もつとも二十五日に御地頭方双方、御用人方も御評定所へ召し出され候。

一、二十五日御評定所において御裁許書下し、御証文御読み遊ばせられ候、その節両地頭役人、両村役人ども謹みてこれ承る。

一、御裁許御証文三本、佐瀬村へ一本、国吉村へ一本、残り一本へ両村より印形仕り候なり、これは御上に納め候由なり

一、御評定所相済み、同日彈正様へ両村の者共御札として召し出る、その節、御裁許証文の写し差し上る。いよいよ相済みまか

り帰り申し候。

一、御地頭様方へも右写し一通ずつ差し上げ、御暇乞い仕り帰り致すなり。

一、双方帰村いたし、御裁許通り分水の場合へ立会い新規に定規致し直し、分水致すべき由を国吉村へ申し遣わし候ところ、挨拶には先だつて熟談の節、定規分水致し候あいだ、これを相用い申すべきの由申し越し候、しかれどもこのたび相改め申すべき由、なおまた掛合いを申し候えどもその儀承知致さず候、しかれども度々申し遣わし候えども右の訳ゆえひなく相手方御地頭所へ御訴え申し上げ候、この節藤兵衛、平重郎兩人、六月下旬に出府いたし候、右三好帯刀様へ参り、この度御裁許通り新規に定規をもつて分水致すべき由を国吉村役人共へ申し遣わし候ところ、右挨拶には先だつて熟談仕る定規割をもつて分水いたし候ゆえ相用い申すべき由を申し越し候、もつとも左様に候は右定規割り入用割合御証文の通り割合勘定致すべく候あいだ、勘定致すべき由を申し遣わし候ところ、その勘定にも及び申さず由を申し越し候あいだ、右の訳にござ候あいだ、国吉村の者共召し出され、なにとぞこの度済口の通り仰せ付けられ下され候ように相頼み候えば国吉村の者共呼出し、佐瀬村願いの通り仰せ付けられ候に付、またまた帰村致し候。

一、いよく、両村立合い分水致し候、その節の訳定規の木佐瀬村より出す、杭木土俵は国吉村出す、もつとも大工一人国吉村より出す。

一、堰堤より四、五間堰内水筋の処御検分のみぎり熟談、定規分水の処なり、両村役人残らず立合い、御証文の通り分水いたし候なり。

一、この分水定規、普請入用の儀は両村割合致すべく候、もつとも割合銭もこれ有ること、その節請け取り書付け取るべきことなり。

一、もつとも水番人の儀も年毎に付け置き申すべきことなり。

一、分水場所所用木も替るがわるに出し申されべくなり、しかれども割合相成り申すことゆえ、いずれにても入目請取り書き取り候第一なり。

一、定規にて分水の儀、甲乙なく相改め申すべきことなり。

御検分の節、御賄い入用分左に印す。

一、銭十六貫五百四文 御宿両家賄い方入目

内八貫二百五十二文 佐瀬村方出し口分

内八貫二百五十二文 国吉村方出し口分

外に御宿へ礼として両村より差し遣わし申し候、左に印す。

一、金子一兩 万右衛門方へ差し遣わし候

一、金子一分 膳碗代として、同家へ差し遣わす

一、金子一分 同人方 内室へ差し遣わす

一、銭一貫文 右同断

夜具代として遣わす

一、金子一兩一分 万次郎へ差し遣わす

一、銭五百文 同人内室へ差し遣わす

一、銭三百文 同人娘子へ差し遣わす

一、銭五百文 同村組と四郎兵衛昼夜相詰め取り次

ぎ等いたし候に付差し遣わす

一、同三百文 同人方にて釜借り候に付差し遣わす

一、同九百文 水風呂三つ損料代

一、同二百文 幕二張損料代遣わす

一、四百二十四文 米代

一、同五百文 茶弁当損料代

一、同六十四文 鍋一つ損料代

一、五十六文 銭不足に出す

一、金二兩三分銭四貫七百五十文

内金一兩一分、銭三貫六十三文佐瀬村出し口

内金一兩一分、銭三貫六十三文国吉村出し口

下宿同村源兵衛方也

佐瀬村下宿

一 金一匁

佐瀬村下宿

一 後百文

日人内室

一 同百六十六文

日人内室

一 同百六十六文

下宿諸色入目

一 同百六十六文

右に同断

此書、書く述下瀬乃記録少を勢人かたのり

毎度此の簿小紙小集先一卷とて當後いつ

もり是後毎月々高村合帳と使ひ於て

村内の宝とて役孫の安心すべきためこれを書き留め

此書と雖もわんやとて手前にもた

りていし前評は記文之趣もまき各々

厚く書身一也誠に大切なり可相守也

平十郎書く

右平重郎書き候をみて

まこと悪筆なり書留めしことあ

乃まこと悪筆なり書留めしことあ

なりんや

名主

金左衛門

平重郎

安永三年甲午正月大吉日

右は出入書上下二冊集也

右平重郎

右平重郎

紙数二十八枚

下宿同村源兵衛方なり、佐瀬村下宿

一、金一匁

源兵衛方へ遣わす

一、銭二百文

同人内室へ遣わす

一、銭百文

同人娘へ遣わす

一、同六百七十一文

下宿諸色入目

一、同百六十六文

右に同断

この書は末々まで、佐瀬の記録にもせんがために

両度の水論に調(ととのえる)に集め一卷とす。当役あつ

まりこれをつくるも、当時金銀をつかい捨てするも

村内の宝とも役孫の安心すべきためこれを書き留め

この書を嫌嫌かん心して年毎におこた

りなく御裁評(許)御証文の通りに立合ひ水分け致す

べくこと第一なり、誠に大切に相守るべきためなり。

平十郎これを書く

右平重郎書き候をみて

まこと悪筆にて書き留めることは甚だ甚だ心つう

の至りなり、しかしながら末のわらいぐさにも

ならんや

安永三年甲午正月大吉日

名主

太右衛門

金左衛門

平重郎

長兵衛

八郎左衛門

藤兵衛

仲右衛門

紙数二十八枚

草刈・中村芳博家文書

市原市草刈は村田川中流域に所在する。かつて上総と下総、国境の農村地であったが、昭和57年から始まった住宅公団の土地区画整理事業で千葉市地区を含んだ360ha余が開発されて住宅都市の「ちはら台」が独立した。草刈地区は太古の昔から人々が暮し、ちはら台となった「草刈遺跡」からは関東でもっとも古いとされる「旧石器」を出土した。古墳時代は菊間台地を本拠とした久々麻国造（くくまのくにのみやつこ）と、千葉市椎名崎古墳群などの影響を受けた180基余りに及ぶ「草刈古墳群」が形成された。周辺にはこれらを支えた集落が存在したものと考えられるが未解明な部分が多いという。奈良、平安時代、国府が市原に置かれると「かわらやき」がなまった「川焼瓦窯（がよう）遺跡」で上総国府や国衙、国分寺、国分尼寺の瓦が焼かれた。

中世は千葉一族生実原氏、小田原北条氏の支配下で、安房里見氏との抗争地の時代もあった。近世、徳川家康江戸入府時の文禄3年（1594）「上総国村高帳」に村名がみえ、村高272石、「正保（1645ころ）国絵図」228石、元禄5年（1692）「郷帳」は357石、明治維新時（1868）の「旧高旧領」は375石になっている。

江戸時代はじめ、当地の旱魃を憂いた千葉郡椎名郷茂呂の名主・鴫田五郎右衛門が慶長17年「草刈堰」着工、3年後の元和元年に竣工したが、また一方は元和8年（1622）幕府代官の高室金兵衛構築ともいう。草刈堰は村田川の川水を引き込んで大池を築き、南側は菊間、八幡村の耕地210余町歩の水田を潤おした「中川溝」に、北側の「生実溝」は市原の古市場村、下総国千葉郡の北生実、浜野、村田、古市場村の都合7か村、数百町歩、

あわせて5千石の水田の灌漑用水となった。しかし堰の所在地となった草刈村では堰敷地や補修のための土取り場などに多くの耕地をとられ、村高が減少し、また川下の村々との水論も絶えなかった。

当会会員の今井公子氏をリーダーとするNPO法人「ちば・生浜歴史調査会」では草刈堰開発者である千葉市椎名上郷の旧名主・鴫田博幸家文書の調査結果を『椎名上郷名主文書』（平成31年11月同会古文書研究会）として発表されており、一読をお勧めしたい。

『市原市史』の「各村の領主変遷」によると江戸前期は未詳で、享保11年に始めて「大名有馬氏領」が登場する。テレビ時代劇「暴れん坊將軍」で有名な8代將軍・吉宗の「側用人取次」を勤めた旗本2300石有馬氏倫が、五井、岩崎新田、草刈村など7700石が増え、あわせて1万石で大名に列した。所領の大半は伊勢の鈴鹿市で西条に陣屋を置いたが、「定府大名」で藩主が任地に赴くことはなかった。5代氏愨（うじよし）の時、五井に陣屋を移す。現在のJR五井駅一帯が城地で、方1町、およそ100m四方に土塁、空堀を回した「単郭」と考えられるが詳細は解明されていない。安永2年（1773）4代氏房の末期養子として飯田藩2万石堀親長2男から家督を相続した氏愨は、天明2年これまでの定府大名を解かれ、念願だったとする参勤交代を実現するが、わずか1往復で終る。翌3年江戸屋敷で病滅、享年23才であった。以後有馬家は8月参府、2月暇（いとま）の半年交代で参勤交代を行なった。五井から房総往還を、八幡、千葉、船橋と進み、市川・小岩の渡し、新宿（にいじゅく）の渡し、千住を迂回して江戸に入った。五井での有馬藩主は短命が多く、5人目氏郁の天保11年（1840）五井陣屋を残したまま、市原郡内の藩領すべてを伊勢、上野2国に移され、同12年居所も下野吹上に替って五井藩は消滅した。

有馬氏の旧領はいったん幕府直轄領に組み込まれ、上総代官支配となるが、3年後の天保14年、今度は市原郡椎津の鶴牧藩1万石の水野忠順が安房国領を市原郡の五井村、岩崎新田、草刈村などに移されて大名領が復活した。この水野家は徳川家康の生母・お大の生家で明治維新に沼津から転封した菊間水野藩5万石の支藩になる。初代忠清の2男忠増が4代將軍家綱の小姓を務め、兄忠職から新墾田5千石をえて独立、次の忠位が北条1万2千石で大名に列した。5代忠韶(ただてる)の時、市原の椎津に城地を移した。現在姉崎小学校、3面を境川、背後に詰め、城として中世椎津城を構えた平城。造りは陣屋であったが、忠韶が若年寄で城主格となったことで鶴牧城を称した。

最後の藩主となった忠順は天保11年、父忠実の死去により就封、表高の1万5千石は変わらないが実高は1万9900石余に達した。学問を奨励、藩校・修来館に命じて「増補史記評林」50巻を刊行、以後再三の増刷が行われた。戊辰戦争は藩論を恭順に纏め、東海道先鋒總督の指揮下に入ったが、一部藩士が義軍に加わり、外郭も焼失、新政府から対応不行き届きとして謹慎処分を受けた。菩提寺は菊間藩と同じ小石川伝通院の真珠院で初代忠増の石塔が歴代藩主を合祀している。

草刈村は、旗本知行所の相給の多い市原では珍しい大名所領の単給で次のように推移した。

享保11年	享保20年	有馬氏倫	西条1万石、側御用取次
元文元年	宝暦8年	氏久	
宝暦8年	〃	氏恒	
〃	10年	〃	
〃	10年	氏房	
安永2年	〃	氏怒	五井1万石
天明3年	〃	氏保	
寛政2年	〃	久保	
文化11年	〃	氏貞	
文化11年	天保4年	〃	

天保4年 〃 11年 〃 氏郁 〃
 〃 11年 〃 14年 幕府直轄領
 〃 14年 〃 明治元年 水野忠順 鶴牧1万石
 明治維新时期は明治元年7月知県事柴山典支配となり、8月菊間藩水野忠敬の所領に属した。明治4年7月廃藩置県、菊間県、木更津県をへて明治6年6月千葉県に編入された。

当家は通称(屋号)を「中川岸家(なかがしや)」といった。河(川)岸を『広辞苑』で引くと「河川の岸の、舟から人または荷物を揚げおろしするところ」で、明治年号欠の当家人書「川船規則取りかわし証文」には「往古より私ども川船12艘株船をもつて荷物積み下ろし(中略)村田村五大力まで積み下ろし来たり候」とし、明治7年「船名一人別取り調べ帳」は、草刈村、伝馬船3艘、内2艘持ち主中村吉松(当家)、1艘中村太一郎を記している。明治、吉松時代の当家は、川船積み下ろしを中心に、農業経営、酒醸造、商業など幅広い分野に事業を展開した。

ご当主・中村芳博氏による当家系図は

- ① 中村惣右衛門(のち宗平。宗平5男。室は茂原・武田勘右衛門娘)
 - ② 吉松(神崎・高石家出生。惣右衛門長女きよのむこ養子)
 - ③ 恒吉(山の郷・成嶋家出生。惣右衛門2女すえ、長女ゆきのみこ養子)
 - ④ 衡平(恒吉長男)
 - ⑤ 文雄(衡平長男)
 - ⑥ 芳博(文雄長男)
- となつている。また、慶応4年(1868)3月の「草刈村宗門人別帳」は

日蓮宗行光寺旦那 高13石9升7合6勺
 家主 中村惣右衛門 当村出生 60才

女房	とめ	茂原村出生	56才
むこ	中村吉松	神崎村出生	41才
吉松女房	きよ	当村出生	35才
むこ	仙吉	茂原村出生	30才
仙吉女房	すえ	当村出生	22才
孫	ゆき		6才
"	喜惣治	"	4才

と家族構成を記している。娘2人にむこ養子を迎え、3代、3家族が同居、茂原村、神崎村など近隣村々の名主クラスと婚姻関係を結んでいる。まだ身分制度の残る菊間藩領時代、家主の惣右衛門とむこ吉松の2人に中村姓が許されている。

安政4年(1857)の「家内相続帳」によると、惣右衛門は文化6年中村宗平(惣兵衛)5男として誕生、いったん中村忠七方へ養子となったが、弘化4年38才の時、実家の中川岸家を継承、幕末、明治はじめに名主を勤めた。少なくとも江戸前期に遡る当地屈指の旧家で、天保6年(1835)の棟札を掲げた旧主屋は名主住宅を伝える貴重な古建築であったが平成10年ごろ老朽化のため取りこわされた。

当家は昭和60年の「市原市近世文書調査」で江戸時代文書89点を登録したが、今回の追加調査で、明治9年「草刈村字訳地番実測図」、「草刈村字訳絵図」、明治16年「中村吉松、本宅、別宅平面図」を含む、近代、近世文書71点が確認された。今集では水帳、宗門人別帳、年貢割付、川船関係資料などを紹介する。

30A 草刈村御縄打ち水帳(寛文10年II 縦帳)

水帳は「検地帳」のことで、寛文10年に行われた全村検地、全8冊の内5冊だが、名主中村惣右衛門名があり、明治維新期の写本が考えられる。測量者は野村彦大夫の手代・馬橋甚右衛門、梅村兵左衛門、千賀太郎右衛門の3名になっている。野村彦大夫

為重は幕府の開東代官で、上総、下総、沼津代官のほか、武蔵や相模の幕府領を支配した。いわゆる「地方巧者」として検地や用水開削などに取り組んだ。手代は代官所の実務リーダー、3人を中心に測量チームを編成、村役人クラスの庄造、七左衛門、庄兵衛が立ち会った。当家では有馬五井藩時代の享保12年、15年、18年の水帳も保管している。

60 菊間藩あて10か年取り米石数(明治2年II 縦帳)

明治2年、水野鶴牧藩から水野菊間藩への領地替えにあたり、村が新領主にあて差し出した、最近10か年間の取り米実績。

年号	村高	375石3斗余
安政6年	米	146石6斗余、永36貫余
万延元年	米	165石1斗余、永36貫余
文久元年	米	160石4斗余、永36貫余
" 2年	米	165石1斗余、永36貫余
" 3年	米	165石1斗余、永36貫余
元治元年	米	161石4斗余、永36貫余
慶応元年	米	165石1斗余、永36貫余
" 2年	米	165石1斗余、永36貫余
" 3年	米	165石1斗余、永36貫余
明治元年	米	132石3斗余、永36貫余
平均	米	159石1斗余、永36貫余

仮に永を4貫文II1両II1石として計算した場合の年貢率はおよそ43%となる。よく「四公六民」「五公五民」など、領主搾取の代名詞として使われるが、それはあくまで建前であった。江戸後期、農業技術の飛躍的進歩で反収は大幅に向上したが、それが農家の収入となった。本百姓の生活は案外豊かであった。また、貨幣経済の急激な進展は、地主富裕層と土地を手放して水飲み百姓に転落する者との両極端を生んだ。一気に農民の階層分化、貧富格差社会が誕生して行った。

58 水野鶴牧藩、年貢仕切り勘定帳(年号無記II 綴り)

鶴牧藩領時代の年貢仕切りは締め括り決算書で、本書は平年作柄を示している。始めに村高を米納と永納に分ける。米納は田高取り米と蔵経費などの出目米、夫米を加えた斗立て（納め量）で168石余。これに物納に切り替わったのであろうか、糯米1石余、大豆1石余を差し引いた残米165石余が米納となる。永納は畑高の小物成算加口永ともが28貫文余、ほか雑米8貫文余で、合計米165石1斗余、永36貫余と計算している。

御定免御請け証文（明治4年）

「免」は許すことだが、石盛の数量の中から免じて取るとの意味で、田租を賦課する割合、租率をいう。近世的「村請け年貢」の最晩年、明治4年の菊間藩年貢割付定免の請け書で、年貢の完納をはかるべく全村民に連印させている。この年7月、新政府は中央集権体制強化のため「廃藩置県」を断行する。版籍奉還は実現したが旧藩主が引き続いて藩政にあたっていたのでは、これまでも変わらない。廃藩置県は諸藩主の権限を奪う「クーデター」でもあったが、大きな混乱もなかった。

前集で同じ年の「八幡宿菊間藩年貢割付」を紹介した。菊間県に替った同年10月に発行、5年間の定免は変わらないが細部に变化がある。同年11月、上総、安房の16県が合併して木更津県が誕生。同じ年「新貨条例」が制定され、翌明治5年「地租改正」が始まり、以後税制の近代化は「村請け」から個人納税、米納から金納へと変遷することになる。

53 草刈村行光寺宗門人別帳（慶応4年ほか）

「宗門」は宗旨、宗派をいう。江戸時代に行われた「人別改め」はキリシタン禁圧のための宗教制度で、全国の領民を仏教宗派に登録させその旦那寺と村に帰依者であることを証明させた。「人別帳」は宗門改めの結果を記録して領主に提出した報告書で、現在の戸籍に相当する。通常、寺ごとに作成されたが、草刈村はたまたま単給で、かつ全村民が日蓮宗行光寺の檀家であることで1冊に全村民が記載された。当家には水野鶴牧藩時代の安政6年

（1859）、万延2年（1861）、慶応4年（1868）、水野菊間藩時代の明治4年（1871）の4点が保管されている。うち保存状態のよかった慶応4年の一部を紹介し、明治4年について解析した。

本書の特徴は持ち高や馬、召し使い数など詳細な記録があること、明治4年に一般庶民に認められた名字が反映して江戸時代と現在のパイプが通じたことなどが挙げられる。また、慶応4年の家数110軒の内訳を高持ち本百姓86軒、水呑み借地百姓24軒と集計されていることも珍しい。借地百姓は土地を借りて耕作するため領主と地主双方に年貢を払う、米を作りながら米を食べられないことから「水呑み百姓」ともいわれた。

明治4年の人別帳をパソコンで解析した。平均家族数は男2・5人、女2・5人の合計5・1人で、その構成は主人、妻と子供2人、両親、兄弟など。主人の平均年齢は43・8才、男手のない女世帯が10軒、借地で高齢1人暮らしが多かった。村高を本百姓で割った平均持ち高は4・8石、20石以上が3軒、10石以上4軒、5石以上が17軒で、1石以上29軒、1石未満も30軒あった。小規模本百姓は自分の土地のほか大百姓の土地を小作した。越し石といってほかの領主の百姓の所有地もあり、名主は年貢割付などに苦労したといわれている。

61 礼節御請け印証文（明治3年）

新政府から出された布告についての請け印証文。内容は農業専一に相勤めることなどでとくに目新しさはない。

III-2 名主退役の願い書（慶応2年）

55才になった惣右衛門が水野鶴牧藩にあてた名主退役の願い書、近年とかく老衰におよび、立ちくらみ、歩行相成りかね、と退任の理由を付している。2年後、慶応4年「宗門人別帳」は惣右衛門が名主職を務め、養子吉松も筆頭組頭になっている。名主見習いとして、順次移行する過程が読み取れる。

64 新規「村田川通船」出願に付、潤井戸村願い書（明治3年）

II 縦帳)

II-9-1 川舟規則証文(〃 〃 状)

II-24 川舟人別取り調べ帳(明治7年〃綴り)

明治3年、村田村・与平治から出願された村田川の川舟通船開設に関する生実藩「差し紙」についての潤井戸村側意見書と従前通りの権利が認められた草刈村の取りかわし証文。差し紙は奉行所や領主が発した出頭命令書のこと。両村はこれに反対の意見を申し立て、以後現状での円滑な川筋荷物積み下ろしについての「規則書」を制定するとしている。明治7年千葉県令にあてて提出した「人別船名取り調べ帳」は草刈村3艘でうち当中村家が伝馬船2艘を所有している。

23 蔵前津出し内金受け取り(年号無記江戸後期申年〃状)

22 新米仕切り代金受け取り(年号無記江戸後期〃状)

草刈村から村田村五大力船を利用して江戸へ津出ししたことを示す米代金受け取り。

35 宮の下川堰一件済み口証文(寛政11年〃縦帳)

III-10 堰普請人足についての取り極め(明治始め〃状)

草刈堰関係資料から済み口証文と普請人足取り決めの2点。「済み口証文」はもめごとの和解を当事者双方の連名で裁判役所に届け出た証文をいう。江戸時代の紛争は領主や名主に裁判権があったが、複数の領主にまたがる争いは幕府の最高議決機関にあたる評定所が裁定した。老中や勘定奉行、寺社奉行、町奉行などで構成したが、訴訟が多すぎ、持ち込まれた訴訟の大半は公事宿と呼ばれた代行業者か周囲の第三者名主が両者の言い分をまとめて和解させた。はじめに原告のいい分を、ついで被告の反論を記し、和解内容を列記した。証文は評定所に提出され、認められれば判決と同じ効力をもった。本件は寛政11年に起こった堰普請請負についての争いで、9年後の文化2年「堰済み口一件」もほぼ同じ内容であった。下流域との「水論」が多年にわたって繰り返されたことがわかる。

34 江戸城本丸奏者番衆回状留め(享保19年〃半切縦帳)

奏者(そうじゃ)番は1万石以上の譜代大名が任命された役職で、年始、節句など大名や旗本が將軍に謁見するとき、その姓名をのべて、献上物を披露し、將軍よりの下賜の品を伝達するとともに、殿中における礼式を掌った。有識故事に精通し、かつ記憶力が求められた。幕閣への登竜門で、認められて若年寄や老中に昇進した。本書は江戸中期の吉宗將軍時代、当番にあたった奏者番が、本丸表御殿での將軍謁見や規式を記録した「公式日誌」で、回状の仕組みや、書き取った人、当家所有経緯などの詳細は不明である。

吉宗は正徳4年、家継將軍の跡をうけて8代將軍に就任、享保19年は数え41才の男盛りで、主席老中・松平乗邑を中心に、勝手方老中・水野忠之、江戸町奉行・大岡忠相、代官頭・伊奈半左衛門らの有能スタッフのもと「享保の改革」を推進していた。文中に登場する大納言は世子・家重、生来多病、言語不明瞭だったとされる。西の丸御殿に居住、本丸の父將軍を慕って足繁く通う姿がなんともいじらしい。奏者番衆の実質上司は老中・酒井忠音らしく登城時間などの指図を仰いでいる。

本書には享保19年1月1日から6月29日までの半年分が記載されている。吉宗の日誌は『国史大系 徳川実記』の「有徳院殿御実記」にあり、「正月元旦群臣の朝賀例のごとし。二日、三日朝賀例のごとし、謡曲はじめまた同じ、諸宗の僧徒、祠官の拝賀例のごとし。七日若菜御祝いの例のごとし、この日春雪ふりければ三家使いして物奉り御けしき何われる、八日東叡山、嚴有院殿靈廟に松平左近將監乗邑代参す」などである。本書の方がさらに詳しく、江戸城の行事や規式に興味を持つ人たちにとっては貴重な資料といえるのではないだろうか。(山岸弘明)

七

寛文十年

八冊之内

上総国市原郡草刈村御繩打ち水帳

戊戌九月吉日

名主 中村惣右衛門

案内人

庄造 七左衛門
庄兵衛 与兵衛
茂左衛門

寛文10年(1670) 草刈・中村芳博家文書30A
草刈村御繩打ち水帳

七

八冊の内

寛文十年

上総国市原郡草刈村御繩打ち水帳
戊戌九月吉日

名主

中村惣右衛門

案内人

庄造 七左衛門
庄兵衛 与兵衛
茂左衛門

縦帳

一、上畑四畝十六步 拾五間半 与惣右衛門	一、上畑七畝二十二步 拾五間、十五間半 与左衛門	一、上畑六畝七步 十二間半、十五間 六郎左衛門	一、上畑六畝二步 十三間半、十三間半 庄之助	一、上畑九畝二十九步 十三間、二十三間 喜兵衛	一、上畑三畝二十五步 八間半、十三間半 庄之助	一、上畑二畝十步 五間、十四間 庄藏	一、上畑五畝二十六步 八間、二十二間 与惣右衛門	一、上畑九畝十步 十間、二十八間 庄藏	一、上畑七畝六步 二十四間、九間 平右衛門	一、上畑二畝步 十一間、五間半 平右衛門	一、上畑三畝二步 十一間半、八間 与左衛門	一、上畑五畝步 十二間、十二間半 孫右衛門	一、上畑六畝二十步 十間、二十間 勘右衛門	一、上畑四畝十步 拾五間 次郎右衛門
----------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------------	---------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------

一、上畑四畝十六步 十六間、八間半 与惣右衛門	一、上畑七畝二十二步 十五間、十五間半 与左衛門	一、上畑六畝七步 十二間半、十五間 六郎左衛門	一、上畑六畝二步 十三間半、十三間半 庄之助	一、上畑九畝二十九步 十三間、二十三間 喜兵衛	一、上畑三畝二十五步 八間半、十三間半 庄之助	一、上畑二畝十步 五間、十四間 庄藏	一、上畑五畝二十六步 八間、二十二間 与惣右衛門	一、上畑九畝十步 十間、二十八間 庄藏	一、上畑七畝六步 二十四間、九間 平右衛門	一、上畑二畝步 十一間、五間半 平右衛門	一、上畑三畝二步 十一間半、八間 与左衛門	一、上畑五畝步 十二間、十二間半 孫右衛門	一、上畑六畝二十步 十間、二十間 勘右衛門	一、上畑四畝十步 拾五間 次郎右衛門
-------------------------------	--------------------------------	-------------------------------	------------------------------	-------------------------------	-------------------------------	--------------------------	--------------------------------	---------------------------	-----------------------------	----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	-----------------------------	--------------------------

黒口屋敷の上

一、下畑三畝拾一丁

伊左衛門

一、中畑三畝拾一丁

吉兵衛

一、下畑三畝拾一丁

千賀

右の寄

上畑合三町八反三畝十丁

中畑合七反四畝拾一丁

下畑合拾三町六反三畝十丁

畑合拾三町八反九畝十丁

寛文十年

戊九月四日

野村彦太夫手代

馬橋甚右衛門

同

梅村兵左衛門

同

千賀太郎右衛門

(中略)

黒口屋敷の上

一、下畑一畝十歩

二十間、二間

伝左衛門

一、下畑一畝十歩

十間、四間

吉兵衛

屋敷の前

一、中畑二畝二十歩

八間、十間

庄藏

右の寄せ

上畑合わせ一町五反一畝二十四歩

中畑合わせ七反四畝二十歩

下畑合わせ十一町六反三畝六歩

畑合わせ十三町八反九畝二十歩

寛文十年

戊九月四日

野村彦太夫手代

馬橋甚右衛門

同

梅村兵左衛門

同

千賀太郎右衛門

拾年正取米石数取調書之帳

明治二年五月

上総国市原郡

草刈村

高三百七十五石三斗八升八合

内高石五斗七升七合

高石五斗七升五合

高石一斗一升七合

高石四斗二升六合

高石八斗七升七合

高石八斗六合

高十一石五斗七升九合

元水野肥前守領分
上総国市原郡
草刈村

明治2年(1869) 草刈・中村芳博家文書60
菊間藩あて10か年正取米石数書き上げ帳

十か年正取米石数取り調べ書き上げ帳

明治二巳年五月

上総国市原郡

草刈村

竖帳

高三百七十五石三斗八升八合

元水野肥前守領分
上総国市原郡

草刈村

内高石五斗七升は

前々溜め地引き

高石五斗七升五合

前々川欠け引き

高石一斗一升七合

右同断

高二斗八合

右同断

高一石四斗二升六合

前々末川欠け引き

高一石八斗七升七合

前々川欠け引き

高一石八斗六合

右同断

高十一石五斗七升九合

(原文の一部を省略)

残して

高三百六十三石八斗九合

末年(安政6年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

内米十八石五斗

正取米本途

風損違作につき御用捨
下し置かれ候

引き、米百四十六石六斗二升五合七勺

永三十六貫五百九十七文 畑本途

小物成り口永共

申年(万延元年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同 右同断

一、永三十六貫五百九十七文

酉年(文久元年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

内米四石六斗八升七合二勺 違作につき御用捨米
下し置かれ候

引き、米百六十石四斗三升八合五勺

同 右同断

一、永三十六貫五百九十七文

戌年(文久2年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同 右同断

一、永三十六貫五百九十七文

亥年(文久3年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同 右同断

一、永三十六貫五百九十七文

子年(元治元年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

内米三石七斗は

引き、米百六十一石四斗二升五合七勺

同

一、永三十六貫八百五十四文五分

内永二百五十七文五分

丑年(慶応元年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同

一、永三十六貫八百五十四文五分

同

寅年(慶応2年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同

一、永三十六貫八百五十四文五分

同

卯年(慶応3年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

同

一、永三十六貫八百五十四文五分

同

辰年(明治元年)

一、米百六十五石一斗二升五合七勺

内米三十二石八斗

引き、米百三十二石三斗二升五合七勺

右同断

右同断

違作につき御用捨米

下し置かれ候

右同断

酒屋冥加永 口永共増し

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

右同断

違作につき御用捨米

下し置かれ候

一、右之積立費は、右に示す如く、右の如く

惣合米千五百九十一石五斗六升九合八勺

一、米百石積立費は、右に示す如く、右の如く

惣合米千五百九十一石五斗六升九合八勺

一、米百石積立費は、右に示す如く、右の如く

右の通り相違ござなく候。以上

上総国市原郡草刈村

明治二巳年五月

平右衛門 (印)
八右衛門 (印)
倉右衛門 (印)

同
一、永三十六貫八百五十四文五分
右同断

十か年

惣合米千五百九十一石五斗六升九合八勺
十か年平均

一、米百五十九石一斗五升六合九勺八才

永十か年

惣合三百六十七貫二百五十七文五分

十か年平均

一、永三十六貫七百二十五文七分五厘

右の通り相違ござなく候。以上

上総国市原郡草刈村

百姓代

平右衛門 (印)

組頭

八右衛門 (印)

名主

倉右衛門 (印)

明治二巳年五月

一、高三百七十五石三斗八升八合 市原郡 草刈村

田米百四十七石八斗九升四合二勺

田米百四十七石八斗九升四合二勺
畑米三斗五升四合

外

米五石七斗三升九合 見取り

米四石三斗九升九合六勺 口米

米九斗七升六合 夫米

合わせ 百五十九石三斗六升二合八勺

この斗立て百六十八石四斗六升九合二勺

(小細字) この納め百六十五石一斗二升六合

年号無記 草刈・中村芳博家文書58
江戸後期年貢仕切り勘定帳

一、高三百七十五石三斗八升八合 市原郡

ただし本田畑新田畑無地高共 草刈村

内田高二百四十四石四斗二升四合

田米百四十七石八斗九升四合二勺

畑米三斗五升四合

外

米五石七斗三升九合 見取り

米四石三斗九升九合六勺 口米

米九斗七升六合 夫米

合わせ 百五十九石三斗六升二合八勺

この斗立て百六十八石四斗六升九合二勺

(小細字) この納め百六十五石一斗二升六合

一 永三貫六斗八升五合
 一 永四斗九升五合
 一 永四斗四升八合五勺
 一 永一石四斗
 一 小以三石三斗四升三合五勺

餅米 粗代米 渡し
 同三割増し米 渡し
 大豆代米 渡し

一 細
 一 永一貫四百三十五文一分
 一 永一貫四百八文六分
 一 永九百三十八文五分

外
 一 永一貫六百二十九文四分
 一 永八百三十二文七分

冥加口永共
 見取り
 口永

一 永九百三十八文五分
 一 永一貫四百八文六分
 一 永一貫四百三十五文一分
 一 永七百四十文

夫給
 畑餅米石代
 太(田)餅米石代
 同粳代同断

次大豆同断
 紺屋冥加永
 酒造冥加永

一 永三貫六百十八文六分
 一 永百二十五文
 一 永二百五十文
 一 小以八貫五百十五文八分

明治四年

御定免御請け証文

六月 上総国市原郡

草刈村

差し上げ申す御定免御請け証文のこと

高三年より五年まで五年御定免

一高三百五十七石五斗三升

この反別六十二町九反九畝十九歩

以依

田高二百四十四石四斗二升四合

明治4年(1871) 草刈・中村芳博家文書
年貢御定免御請け証文

明治四辛未年

御定免御請け証文

六月

上総国市原郡
草刈村

縦帳

差し上げ申す御定免御請け証文のこと

当未より亥年まで五年御定免

一高三百五十七石五斗三升

この反別六十二町九反九畝十九歩

この訳

田高二百四十四石四斗二升四合

反別三十町一反三畝二歩

内高六石九斗二升五合

この反別八反八畝十五歩

残高二百三十三石四斗九升九合

この反別二十九町一反七畝二十八歩

貢米百四十二石と一升八合

九反五畝四歩

諸引き高

諸引き高

諸引き高

残高百石と三斗二升九合

この反別二十七町九反三畝十一歩

この貢永二十一貫百九十一文五分

高八石一斗三升六合

この屋鋪反別一反四畝十三歩

この取り永百十五文五分

高八石一斗三升六合

この下畑反別二町七反一畝六歩

内高一石八斗七升七合

この反別六反二畝十七歩

諸引き

この反別三十町一反三畝二歩

内高六石九斗二升五合

この反別八反八畝十五歩

残高二百三十三石四斗九升九合

この反別二十九町一反七畝二十八歩

貢米百四十二石と一升八合

九反五畝四歩

諸引き高

諸引き高

諸引き高

残高百石と三斗二升九合

この反別二十七町九反三畝十一歩

この貢永二十一貫百九十一文五分

高八石一斗三升六合

この屋鋪反別一反四畝十三歩

この取り永百十五文五分

高八石一斗三升六合

この下畑反別二町七反一畝六歩

内高一石八斗七升七合

この反別六反二畝十七歩

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

諸引き

其高六石二斗五升九合
此より別所へ取引之
此より別所へ取引之

高八石二斗七升九合
此より別所へ取引之
此より別所へ取引之

貢合米百四十二石三斗五升九合
永二十二貫四百三十五文

年

田一町九反八畝十一歩
内六反六畝十一歩
残して一町三反二畝歩

田一町九反八畝十一歩
内六反六畝十一歩
残して一町三反二畝歩

田一町九反八畝十一歩
内六反六畝十一歩
残して一町三反二畝歩

畑五畝十歩
この取り永三十四文七分

畑四町九反二畝二十歩半
内二町二畝二十二歩
残して二町八反九畝二十八分半

畑四町九反二畝二十歩半
内二町二畝二十二歩
残して二町八反九畝二十八分半

同十七子改め
同所新田

見取

見取

見取

見取

残高六石二斗五升九合

この反別二町八畝十九歩

この取り米三斗四升一合

この取り永五百七十六文

高八石二斗七升九合

この山下畑反別二町七反五畝二十九歩

この取り永五百五十二文

貢合わせ米百四十二石三斗五升九合

永二十二貫四百三十五文

外

当未より亥年まで五か年定免

田一反三畝二十八歩

内五畝二十八歩

残して八畝五歩

この取り米三斗五升三合

田一町九反八畝十一歩

内六反六畝十一歩

残して一町三反二畝歩

この取り米五石一斗六升九合

畑五畝十歩

この取り永三十四文七分

畑四町九反二畝二十歩半

内二町二畝二十二歩

残して二町八反九畝二十八分半

この取り永一貫五百九十四文七分

同十七子改め
同所新田

見取り

寅土取り場引き

見取り

諸引き

見取り

見取り

諸引き

一、
はる北風等申す由下

株場町三反八畝歩
株場永百三十一文四歩

株場永

永百二十五文
永百二十五文

株屋冥加永
酒造冥加永

永百二十五文
永百二十五文

右の書より申す由は、去年は旱干し、稲作は少く、
御免申し付けられ、承知畏（かし）こみ奉り候、し
かる上は右年季の内、前書御
取り箇（か）辻をもつて滞りなく御上納仕るべく候、もつとも風
水、早損等にて御検見
相願い候節は御様（繰り）合せ三分以上の損毛に相当り候えば格
別
通例の出来少分以下の損毛は決して御引き方相定まらず百姓内
損

通例の出来少分以下の損毛は決して御引き方相定まらず百姓内
損
一、知事候へ一國一郡一地方の損毛は格別容易御引き方これなく
なり、山崩れ、川欠け、浪欠けその他荒れ地出来候向きも、小
前持ち高十分一
当らざる分御引き方相立たざる儀につき万事儉約を用い、耕作
出精相助み、豊作の除分をもつて凶年の御年貢是に仕り候ように
心掛け申すべし、かつ年季中にも取り下げ場所地馴れ諸作相応
に

(一行欠力)

この取り永四百七十四文九分

株場四町三反八畝歩

この取り永百三十一文四歩

株場永

永百二十五文

永二百五十文

紺屋冥加永
酒造冥加永

取り合わせ米百四十八石二斗一升二合二勺

永二十六貫九百八十四文七分七厘

右は当未より亥年まで五か年御定免請け願い上げ奉り候ところ
書面のとおりに
御定免御申し付けられ、承知畏（かし）こみ奉り候、し
かる上は右年季の内、前書御
取り箇（か）辻をもつて滞りなく御上納仕るべく候、もつとも風
水、早損等にて御検見
相願い候節は御様（繰り）合せ三分以上の損毛に相当り候えば格
別
通例の出来少分以下の損毛は決して御引き方相定まらず百姓内
損

いたし、畑方の儀は一國一郡の損毛は格別容易御引き方これなく
ならびに山崩れ、川欠け、浪欠けその他荒れ地出来候向きも、小
前持ち高十分一
当らざる分御引き方相立たざる儀につき万事儉約を用い、耕作
出精相助み、豊作の除分をもつて凶年の御年貢是に仕り候ように
心掛け申すべし、かつ年季中にも取り下げ場所地馴れ諸作相応
に

心掛け申すべし、かつ年季中にも取り下げ場所地馴れ諸作相応
に

不承不承之由記述に今福地起こし返しはもちろん切り添え、立ち出し見取り新開場等これあらば等閑（なおざり）なく申し出づべき旨御申し渡し趣、承知かしこみ奉り候。これにより連印御受け証文差し上げ申すところくだんのごとし。

上総国市原郡草刈村

百姓 佐藤徳太郎 (印)

木津重郎平 (印)

明治四年辛未年六月

根本文蔵 (印) 大野三四郎 (印)
 根本庄蔵 (印) 中村五郎吉 (印)
 石渡藤七 (印) 魚路弥惣次 (印)
 早川新吉 (印) 中村太郎吉 (印)
 伊藤徳次郎 (印) 魚路権八 (印)
 大野政次郎 (印) 中村勘平 (印)
 齋藤金十郎 (印) 齋藤久平 (印)
 大野敬太郎 (印) 伊藤弥市郎 (印)
 伊藤与平 (印) 齊藤弥七 (印)
 伊藤与惣平 (印) 鶴岡万蔵 (印)
 中嶋半平 (印) 加藤茂八 (印)
 魚路藤五郎 (印) 吹野五郎平 (印)
 魚路藤八 (印) 大野善蔵 (印)
 齊藤勝蔵 (印)

取り入れ候か、荒れ地起こし返しはもちろん切り添え、立ち出し見取り新開場等これあらば等閑（なおざり）なく申し出づべき旨御申し渡し趣、承知かしこみ奉り候。これにより連印御受け証文差し上げ申すところくだんのごとし。

明治四年辛未年六月

上総国市原郡草刈村

百姓 佐藤徳太郎 (印)
 木津重郎平 (印)

根本文蔵 (印) 大野三四郎 (印)
 根本庄蔵 (印) 中村五郎吉 (印)
 石渡藤七 (印) 魚路弥惣次 (印)
 早川新吉 (印) 中村太郎吉 (印)
 伊藤徳次郎 (印) 魚路権八 (印)
 大野政次郎 (印) 中村勘平 (印)
 齋藤金十郎 (印) 齋藤久平 (印)
 大野敬太郎 (印) 伊藤弥市郎 (印)
 伊藤与平 (印) 齊藤弥七 (印)
 伊藤与惣平 (印) 鶴岡万蔵 (印)
 中嶋半平 (印) 加藤茂八 (印)
 魚路藤五郎 (印) 吹野五郎平 (印)
 魚路藤八 (印) 大野善蔵 (印)
 齊藤勝蔵 (印)

鶴田喜平次
齊藤善四郎
中村甚吉
中村市藏
伊藤源六
鶴田重藏
中村平七
齊藤長五郎
大野吉五郎
大野善九郎
齊藤庄五郎
安本弥惣吉

大野善平
大野善四郎
大野善六
大野善七
大野善八
大野善九
大野善十
大野善十一
大野善十二
大野善十三
大野善十四
大野善十五

大野善十六
大野善十七
大野善十八
大野善十九
大野善二十
大野善二十一
大野善二十二
大野善二十三
大野善二十四
大野善二十五
大野善二十六
大野善二十七

鶴田喜平次 (印)
齊藤七十郎 (印)
齊藤善四郎 (印)
中村長四郎 (印)
中村甚吉 (印)
中村市藏 (印)
伊藤源六 (印)
鶴田重藏 (印)
中村平七 (印)
齊藤長五郎 (印)
大野吉五郎 (印)
大野善九郎 (印)
齊藤庄五郎 (印)
安本弥惣吉 (印)

中村清七 (印)
大野清藏 (印)
大野伊平 (印)
大野金次郎 (印)
大野善六 (印)
齊藤新平 (印)
大野直吉 (印)
伊藤德平 (印)
鶴田新八 (印)
中村瀬平 (印)
加藤太郎作 (印)
加藤太郎 (印)
伊藤利八 (印)
中村米七 (印)

中村清七 (印)
並木庄作 (印)
大野平八 (印)
加藤榮十郎 (印)
中村喜平 (印)
中村七平 (印)
高山長藏 (印)

菊問藩
御役所

中村喜十郎
中村又吉
中村源藏
中村政吉
中村清八
中村權三郎
中村清七
中村利平
中村宗平

中村喜十郎
中村又吉
中村源藏
中村政吉
中村清八
中村權三郎
中村清七
中村利平
中村宗平

中村喜十郎
中村又吉
中村源藏
中村政吉
中村清八
中村權三郎
中村清七
中村利平
中村宗平

中村喜十郎
中村又吉
中村源藏
中村政吉
中村清八
中村權三郎
中村清七
中村利平
中村宗平

菊問藩
御役所

加藤米藏 (印)
中村彦四郎 (印)
鶴田八平 (印)
中村庄七 (印)
中村定五郎 (印)
中村權三郎 (印)
中村清八 (印)
中村政吉 (印)
中村又吉 (印)
中村源藏 (印)
中村安藏 (印)
加藤甚平 (印)
鶴田小十郎 (印)
大野吉平 (印)

百姓代
中村喜十郎 (印)
大野庄八 (印)
大野久七 (印)
組頭
佐藤半十郎 (印)
伊藤与惣次 (印)
木津重三郎 (印)
鶴田健造 (印)
中村八十郎 (印)
中村宗平 (印)
名主

齊藤四郎平 (印)
中村清十郎 (印)
中村五平次 (印)
中村利平 (印)
中村与平次 (印)
伊藤儀平 (印)
鶴田玄政 (印)
鶴田九平 (印)
鶴岡弥五七 (印)
大野善七 (印)

慶 應 四 年

宗門人別改帳

辰 三 月

上総国市原郡

草刈村

一切支丹の事々々地所及法ははるる

何れ程にても御宗門の儀を伺ふ事々々

五人組生国を元宗門相承吟味具其

別改改帳の事々々御再定し申上る事々々

宗門人別改帳の事々々御再定し申上る事々々

宗門隠居候人々々御再定し申上る事々々

宗門人別改帳の事々々御再定し申上る事々々

慶応4年(1868) 草刈・中村芳博家文書53
宗門人別帳

慶応四年

宗門人別御改め帳

辰

三月

上総国市原郡

草刈村

堅帳

一、切支丹(キリシタン)宗門、毎年断絶無く御改め候といえども、いよいよもつてこの度堅く仰せ付けられ候、なおもつて五人組中家内下の借屋門屋などのものまで一人も残らず生国出生、元来の宗門相互に吟味仕り、且那寺の判形取り差し上げ申すべく候、切支丹宗門の本人は申し上げるに及ばず、もちろんころび候ものも、類族のものもござなく候、もし御法度の宗門隠し居り、脇より訴人ござ候わば何様の曲事にも仰せ付けらるべく候、そのため五人組連判仕り、帳面差し上げ申し候、後日のためよつてくだんのごとし。

持ち高十三石と九升七合六勺

一、日蓮宗当村行光寺且那 家主 中村惣右衛門 年六十

一、同宗 当村出生 上総国長柄郡 同人女房

一、同宗 上茂原村出生 とめ年五十六

一、同宗 当郡神崎村出生 同聲(むこ)

一、同宗 中村吉松 年四十一

一、同宗 当村出生 吉松女房

一、同宗 上総国長柄郡 同むこ

一、同宗 茂原村出生 仙助 年三十

一、同宗 当村出生 仙助女房

一、同宗 すて 年二十二

一、同宗 同人女子

一、同宗 同男子 喜惣治 年四

一、同宗 同断

一、同宗 同断

一、同宗 同断

一、同宗 同断

持ち高二十七石三斗五升八合四勺

一、日蓮宗当村行光寺且那 家主 中村八右衛門 年三十四

一、同宗 当村出生 下総国千葉郡 同人女房

一、同宗 野田村出生 とら 年二十九

一、同宗 当村出生 同人男子

一、同宗 初太郎 年十

(中略)

八人内男四人、女四人、馬一疋
外に女一人召し抱え、この者儀宗門印形、請け人□□へ
取り置き申し候

Handwritten notes and signatures at the top of the page, including names like 馬一疋 and various seals.

慶應四年三月 本寺下総国千葉郡浜野村本行寺末

惣人数合合せ五百六十人

内男二百八十五人

女二百七十五人

外に召し抱え女三人

本寺下総国千葉郡浜野村本行寺末

当村日蓮宗

人数合合せ五百六十人

内男二百八十五人

女二百七十五人

行光寺(印)

右の通り拙寺代々且那紛れござなく候に付、人別銘々印形仕り
差し上げ申し候、もし御法度の宗門と申す訴人ござ候わば拙寺
何方までもまかり出で申し訳仕り、埒(らち)明け申すべく候、
後日のためくだんのごとし。

慶應四年三月

豊田慎藏殿

大多和文平殿

右は上総国市原郡草刈村宗門人別ならびに五人組御改め一成さ
れ候につき、拙者共立ち合ひ、村中残らず当季ならびに一季居
の召し抱え等まで「明細吟味仕り、御法度の宗門の者一人もこ
ざなく候、すなわち銘々且那」寺の判形取り差し上げ申し候、
もし不審なる者隠し置き脇より頭(あらわれ)るに「おいては
いかよの曲事にも仰せ付けらるべく候、よつてくだんのごと
し。

慶應四年三月

上総国市原郡草刈村

百姓代 (4人略)

組頭 (2人略)

同 中村八右衛門

名主 中村惣右衛門

豊田慎藏殿
大多和文平殿

右は上総国市原郡草刈村宗門人別ならびに五人組御改め一成さ
れ候につき、拙者共立ち合ひ、村中残らず当季ならびに一季居
の召し抱え等まで「明細吟味仕り、御法度の宗門の者一人もこ
ざなく候、すなわち銘々且那」寺の判形取り差し上げ申し候、
もし不審なる者隠し置き脇より頭(あらわれ)るに「おいては
いかよの曲事にも仰せ付けらるべく候、よつてくだんのごと
し。

慶應四年三月

上総国市原郡草刈村
百姓代 (4人略)
組頭 (2人略)
同 中村八右衛門
名主 中村惣右衛門

禮節御請け証文

上総国市原郡

草刈村

朝廷御布令の趣、堅く相守り申すべきこと

博奕賭法勝負の御禁制の條

堅く相慎み申すべきこと

宗門五人組帳入金取調三月十五日までに

差し出すこと

田畑起しの場所巨細(こさい)取り調べ、小前帳、同月十五日までに

明治3年(1870) 草刈・中村芳博家文書61
礼節御請け証文

礼節御請け印帳

上総国市原郡

草刈村

堅帳

朝廷御布令の趣、堅く相守り申すべきこと

一、博奕(ばくえき)賭けの諸勝負はもちろん、すべて御禁制の
条々

堅く相慎み申すべきこと。

一、宗門、五人組帳入金取り調べ、三月十五日までに
差し出すべきこと。

一、田畑起しの場所巨細(こさい)取り調べ、小前帳、同月十五
日までに

可成事

於穀類は救荒の儀は必ず之を奉るに事

と事、不替新穀蒔き終るまで候迄是より遣ふ

雜穀類は必ず近大小菘の各冬と身分候

迄は遣ふと得、元領名分帳と元末三月

は三替申可事

帯刀候は必ず冠のみの詰り候事候

会釈候は必ず惣の意對候事候

身分候は必ず惣の意對候事候

衣書候は必ず惣の意對候事候

多宗門帳初候迄は三替申可事

衣書候は必ず惣の意對候事候

可成事

從者御膳、身入御膳、御膳、御膳、御膳

相見候事、御膳、御膳、御膳

孝悌、道中守、村内隣村とも相互に実意を尽し、農業專一に相

励み申すべきこと。

可成事

差し出すべきこと。

一、貯穀の儀は救荒の予備欠くべからざること候条、年々品替え、新穀詰め替えなど致すべき旨、かねがね申し達し置き

候通り、雜穀類に至るまで、大小農家おのおのその身分に應じ追々詰め増しの上、とくと取り調べ、名前帳をもつて来る三月までにて相届け申すべきこと。

一、帯刀致し候者行き逢い候わば冠もの、下駄、足駄等相外し会釈致すべきはもちろん、惣(すべ)て応対向き等に至るまで聊(いささか)も侮忽(粗忽)そこつ

なく身分の節度相守り、決して無礼がましき儀これなきよう致すべし。もつとも右の趣小前へ申し開け、請け印これを取り、当

午宗門帳納めの節までに差し出すべきこと。
一、衣食住すべて節儉を用い、百姓不相応の奢(おこ)りがましき儀決して致すまじきこと。

ただし吉凶事に付、大勢打ち寄り不益の雜費をはぶき相互に信意を取り失わざるよう致すべきこと。

一、孝悌(こうてい)の道相守り、家内睦まじく致し候の儀はもちろん、村内隣村とも相互に実意を尽し、農業專一に相励み申すべきこと。

右の通り堅く相守るべきものなり。

近来、違作打続き御支配所村々追々困窮に及び
第一、人生至重の食料に食(貧)しく、なかならず小前末々に
至り候ては畢竟(ひつきよう)心得方等閑(なおざり)とは申
しながら、眼前
逼迫し苦痛に堪えかね、兩作取り入れまま先だつて
売り払い、遂(つい)に他日の予備保ち難く、のみならず
衣服、家財等売り代成し、心至凍餒(とうたい)実(ま)に一日を
支えべき手段もこれなきよう相陥り申すべきや、その形勢見
聞に堪えざるの余り、今般産物会所において
米切手相渡し、諸民に産業を授け、右切手相渡し
食料積み立て方成し遣わし候条、銘々態(わざ)と、その旨を
相心得諸職業いささかも怠慢無く相励み、切手受け取り
置き余日の貯え、相嗜(たしなみ)申すべきなり。

正月
お触れ書の趣
右の通り村方大小の百姓共一同拝見承知畏こみ奉り候。
これにより御請け印差し上げ奉り候。以上

御支配所
上総国市原郡草刈村
惣百姓
一同蓮(連)印
百姓代 印
組頭 印
名主 印

明治三十年三月
菊間藩
御役所

慈悲心書付上

所願言ふ所願言ふ 貴老翁の御申上り候

素より柔弱の性にて 申上り候はるる候

御上様 貴老翁の御申上り候

御申上り候 貴老翁の御申上り候

痛仕候に 貴老翁の御申上り候

木下様 貴老翁の御申上り候

兼用療治候に 貴老翁の御申上り候

節、早速村役人共へ沙汰いたし候

程、早速村役人共へ沙汰いたし候

一、御領分草刈村名主惣右衛門申上り候

慶応2年(1866) 草刈・中村家文書Ⅲ-2
名主役御免願

恐れながら書付をもつて願ひ上げ奉り候

一、御領分草刈村名主惣右衛門申上り候、私儀
素より柔弱生(性)質にて、ことに不行き届き者にござ候と
ころ

御上様、御慈悲にてこれまで役儀勤め来たる(り)
候得ども、近年とかく老衰におく(よ力)び、役儀を心
痛仕り候や、当節引き続き持病差し発(おこ)り、立ちくらみ
等いたし何分にも歩行相成りかね、これによりそれぞれ
兼用療治等仕り候えども、さらに全快体にも相成らず
ほとんど難渋のみまかりあり、このままにても自然存命
ほどはかりがたき等存じ、な何事にましても急御用向き
の節、早速村役人共へ沙汰いたし候えどもその

甚だもつて不都合なる申し立て、実に恐れも顧みざる儀と存知
 奉り候。
 一、川船通行致され候ては洪水除けに植え置き候竹木
 覆れ切り致さず候ては相叶い申すまじく、左候えば川縁は
 田畑棹尻のために自然欠け崩れ申すべきは必然の
 儀、永世の存亡にかかわり容易ならざる事件にござ候。
 一、御一新につき警（たとえ）ば一步の荒地地たりとも開墾に
 相成り候御時節にござ候ところ、川船通行のために
 熟地を欠損させ候は、重き御趣意に悖（もとり）甚だもつて
 不本意の儀と存じ奉り候。
 一、前々より川欠けの場所およそ高二十石余これ有り、無地面の
 百姓ども御年貢、諸役等相勤め候については平常、相
 なげきおり、いずれの田起こし返り申すべくものもござなく、こ
 の上通舟の
 節度欠けくずれ候ては又また難渋筋ひと方ならず、
 心配いよいよ増し候儀にござ候。
 一、草刈村大堰の儀は村田村ならびに菊間御藩御支
 配所、菊間村、八幡村、上古市場村、生実御藩
 御支配所、生実村、下古市場村、浜野村右七か村
 田地にて五千石余へ相かかり候用水には年々二月より
 八月まで右堰水門メ切り、洩水などいささか（も）これなきよ
 う右村々
 より昼夜番人足付け置き、通舟差し止まり候儀にこれ有り、
 左候えば、草刈村へはもちろん、水下村々などへ送り
 掛け合い熟談の上当御藩へ願ひ出候は至当に
 これ有るべきと存じ奉り候ところ、右村々へは一向掛け合いこ
 れなき由、ついては
 右御願ひ筋、もし御聞き届け相ならず候とも前頭他御支配村々
 より

在陸奥郡... 草刈村... 川上草刈村... 御役所... 明治三年...

草刈村にて小船相仕立て瀬又村川岸場まで上下... 致させ候趣に候えども、草刈村役人方へ相越し問い合わせ仕り候ところ、

同村役人においては一向存せざる趣にござ候、右与平治より差し上げ奉り候願い書の内御上より上様御益にも相成るべくやと先だつて中、内々御伺い申し上げ奉り候ところ村々差し支えこれなき上は願い出でべき旨仰せ付けられ候ては、

明治三年八月

御支配所 潤井戸村

組頭 惣三

名主 誠一郎

御役所

牧民方 御役所

故障出来候節は□□手落ちなく無難相成るべく、かつまた村田村川船の儀は、前書下古市場村までの通舟願い済みにて、それより川上草刈村までの通船相成らざる規則の由に候えども、川付村々の自愛をもって内々通行致させ候儀にござ候。

一、草刈村にて小船相仕立て瀬又村川岸場まで上下致させ候趣に候えども、草刈村役人方へ相越し問い合わせ仕り候ところ、

同村役人においては一向存せざる趣にござ候、右与平治より差し上げ奉り候願い書の内御上より上様御益にも相成るべくやと先だつて中、内々御伺い申し上げ奉り候ところ村々差し支えこれなき上は願い出でべき旨仰せ付けられ候ては、

文言これ有り候えども、右躰(てい)他御支配所のもののみ、内々御伺い上げ候儀はこれあるまじく、別して御役所においても、表裏の御取り扱い遊ばせられず候は恐れながら必然の儀と存じ奉り候、これらはただ村々の調印をすすめ候ための文意を飾り候儀と存知奉り候、

右か条の儀、少しも相違申し上げ奉らず候あいだ、前書新規川船通行の発起差し止まり候よう仰せ付けられ成し下し置かれ候わば、良田欠崩れの憂いこれなく、窮民相助かり無難に農業相営み候あいだ、幾重にも御仁恵のほど願い上げ奉り候。以上

御支配所 潤井戸村

百姓代 勘四郎
組頭 惣三
名主 誠一郎

明治三年庚午八月

牧民方 御役所

川船規則相改め取にかわしのこと
 一川筋荷主方荷物積み下ろしの儀は
 往古より私ども川船十二艘操船をもつて
 荷物積み下ろし差し支えこれなく、深く慈愛を給わり
 村田村五大力まで積み下ろし来たり候ところ、御一新已(以)来
 追々
 繁栄にて荷物相嵩み、私どもまで
 永続栄にまかりあり、ありがたく存じ奉り候、これにより
 別段丹精を尽くし、差し支えこれなきよう
 近年ますます川筋開業致し、外荷物多分
 これあり候、これまで規則深意を亡失し、
 振り荷を積み、荷主方へ差し支え候儀
 まったく見えござ候、この段再々相談除かれ候えども
 ただただ私欲歎(なげ)かわしく、やむをえず、もつての外、不
 人情致し方ゆえ、何ように致され候ても一言の

明治3年(1870) 草刈・中村芳博家文書II-9-1
 川船規則取りかわし証文

川船規則相改め取にかわしのこと

一川筋荷主方荷物積み下ろしの儀は
 往古より私ども川船十二艘操船をもつて
 荷物積み下ろし差し支えこれなく、深く慈愛を給わり
 村田村五大力まで積み下ろし来たり候ところ、御一新已(以)来
 追々
 繁栄にて荷物相嵩み、私どもまで
 永続栄にまかりあり、ありがたく存じ奉り候、これにより
 別段丹精を尽くし、差し支えこれなきよう
 近年ますます川筋開業致し、外荷物多分
 これあり候、これまで規則深意を亡失し、
 振り荷を積み、荷主方へ差し支え候儀
 まったく見えござ候、この段再々相談除かれ候えども
 ただただ私欲歎(なげ)かわしく、やむをえず、もつての外、不
 人情致し方ゆえ、何ように致され候ても一言の

申し添えこれなきところ、なおまた今般格別の
 御慈愛、深く心配成し下され、川筋荷物積み下ろし差し支えこれ
 なき
 工夫にて新規川船何艘出来用意船と
 置かれ、かつ差し支え候節相用い、かつ振り荷を除き
 従前の規則に基づき積み下ろし致すべき旨
 とくと申し聞けられ、実にもつてありがたく承知仕りしかる上
 何よう荷物相嵩み候とも決して差し支え
 致させまじく候、万一差し支え候節、用意船は
 申すに及ばずいずれ船にて積み下ろし候ても一言の違
 乱申すまじく候、なおまた左に規則取り極め堅く
 相守り申すべく候。後日のため、取りかわし申し候ところくだん
 のことし。

規則書のこと

(本文なし)

規則書のこと

船名一人別取り調べ帳

第五大区三小区

市原郡

草刈村

竖帳

第五大区三小区

上総国市原郡草刈村

- 一、伝馬船 持ち主 中村吉松
- 一、同 同 同人
- 一、伝馬船 持ち主 中村太一郎

右御調査の上御検印成し下され候、かつ朱書きをもつて間数および税額等記載、御下げ渡し正に請け取り奉り候。以上

右村

船持ち主

明治七年九月十三日

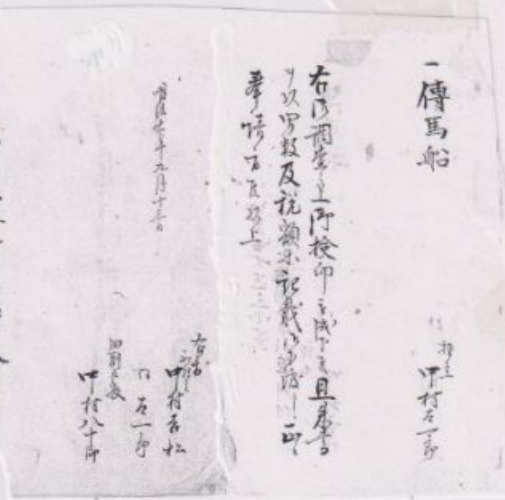
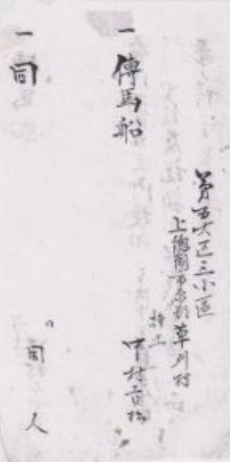
中村吉松

同 太一郎

旧副戸長

中村八十郎

千葉県令柴原和殿



金百兩

右に新米二百俵津出し候分の内
たしかに請け取り、跡金岩槻屋掃宅次第
調べ届け成し下さるべく候。以上

申十一月二十二日
草刈村
中川岸

濱野村
田中屋長兵衛殿

江戸後期申年II草刈・中村芳博家文書23
蔵米津出し内金受け取り

覚え

一、金百兩なり
右は蔵米二百俵津出し候分の内
たしかに請け取り、跡金岩槻屋掃宅次第
調べ届け成し下さるべく候。以上
申十一月二十二日
草刈村
中川岸 (印)

濱野村
田中屋長兵衛殿

江戸後期 (年号無記) II草刈・中村芳博家文書22
新米仕切り代金受け取り

し切り

二七八
一、金四十二兩と十八匁三分二厘 新米二十八俵
内はしけ一貫四百文 口ニメ (米)
引き金四十二兩と鏝一貫六百二十文
一、右のとおり仕切り代金残らず相済み申し候。以上
十一月十八日 三河屋
喜三郎 (印)

中村惣兵衛様

寛政11年(1799) 草刈・中村芳博家文書35
宮の下川堰一件済み口証文

寛政十一年

當村地内宇宮下川堰一件

未四月

草刈村

寛政十一年
當村地内宇宮の下川堰一件
未四月
草刈村

堅帳

差し上げ申す済み口証文

子孫國主と致申すは草刈村より上総國市原郡草刈村名主太
郎外三人
相手取り出訴奉り候は、同村地内にこれ有る川堰の儀は北生実村
外六か村用水にて先年
より八幡村庄兵衛へ普請手当請負相頼み、その後三か年と限り草
刈村太郎
相主に加い候は事馴れ候村人足相頼みたき心事に候ところ、この
節同人親太左衛門と同村
小前出入り出来、不和合につき、村内人夫出しがたき由、断わり
これ有り、左候ては水早(かん)急事の
手当行き届きがたきにつき請負年中には候えども、相離れくれ候
よう数度掛け合(に)及び候ところ

庄兵衛は相離れ候えども太十郎承引仕らず、七か村五千石余の用水自然□(ムシ)変
出来がたく候節は当作□敷成候のみか、御田所亡失に及び候儀に
ござ候□□(ムシ)

請負相離れ候様仰せ付られたき段、石川左近将監様へ
出訴奉り、当三月二十五日御差し日御尊判頂戴相付け候に付、相
手太十郎煩いにつき、

代兼太左衛門答え上げ候は、訴訟方七か村用水当村にて堰留め仕
り候あいだ先前より
年季切り替え私方にて請負まかりあり候えども、去る辰年より辰
年迄十三年請負相休み

候ところ、去る巳年中八幡村庄兵衛を相主にいたし請負くれ候様、
違つて相頼み候故よんどころなく
同年より当未年迄三か年太十郎請負仕り候、然る所村方より私へ
相掛り候出入りこれ有り、領主

役所にて吟味中につき、人足差し出しがたき趣、小前のもの共申
し断わり候あいだ、請負相離れ候様申すにつき、
村方人足にて仕立て候対談にはこれなく、ことに諸色入用の品買
調え置き、この節取り離れられ候

ては年季を限り請負候詮もこれなく、何様の急事出来候とも差し
支えなく普請
仕立て申すべく候あいだ、極めの通り普請致させくれ候よう、申
し談示候えども取り敢え申さず、領主役所へ

相願ひ猶(なお)また御奉行所様へ出訴奉り候えども、荒増普請
も出来
候あいだ当年の儀は私方にて普請仕立て候様仰せ付られ下し置
かれたき段その外

庄兵衛は相離れ候えども太十郎承引仕らず、七か村五千石余の用水自然□(ムシ)変
出来がたく候節は当作□敷成候のみか、御田所亡失に及び候儀に
ござ候□□(ムシ)

請負相離れ候様仰せ付られたき段、石川左近将監様へ
出訴奉り、当三月二十五日御差し日御尊判頂戴相付け候に付、相
手太十郎煩いにつき、
代兼太左衛門答え上げ候は、訴訟方七か村用水当村にて堰留め仕
り候あいだ先前より
年季切り替え私方にて請負まかりあり候えども、去る辰年より辰
年迄十三年請負相休み
候ところ、去る巳年中八幡村庄兵衛を相主にいたし請負くれ候様、
違つて相頼み候故よんどころなく
同年より当未年迄三か年太十郎請負仕り候、然る所村方より私へ
相掛り候出入りこれ有り、領主
役所にて吟味中につき、人足差し出しがたき趣、小前のもの共申
し断わり候あいだ、請負相離れ候様申すにつき、
村方人足にて仕立て候対談にはこれなく、ことに諸色入用の品買
調え置き、この節取り離れられ候
ては年季を限り請負候詮もこれなく、何様の急事出来候とも差し
支えなく普請
仕立て申すべく候あいだ、極めの通り普請致させくれ候よう、申
し談示候えども取り敢え申さず、領主役所へ
相願ひ猶(なお)また御奉行所様へ出訴奉り候えども、荒増普請
も出来
候あいだ当年の儀は私方にて普請仕立て候様仰せ付られ下し置
かれたき段その外

取り換証

上総国千葉郡草刈堰の儀、同国同郡菊間、八幡、古市場村、
下総国千葉郡北生実、浜野村、村田、古市場村都合七か
村用水に候ところ、右堰普請方の儀、村々一同相談の上、拙者
請負候につき、右草刈村中村平午、同喜十郎の兩人拙者
代理として相頼み、普請方諸式相記させ置き候ところ今般その村
方の者ども右普請人足まかり出でたき由、御相談の趣承知仕り候、
よつて左の件限り取り極め候こと。

一、老幼衰弱の者は除き、すべて壮健の者相運び出させべきこと
一、稼ぎ方の儀は午前第七時出場、午後六時までのこと
一、出人足勤惰の儀、代理兩人と監視の上取捨進退致すべきこと
一、賃金一日につき十五銭のこと
一、出人足員数の儀は代理兩人より日々相談の上取りはからうべ
きこと
一、時の都合により他村人足雇い候ともいささかも故障これなき
こと
一、受け場満水の節は一同協力堤防出精致すべく候こと
右の通り取り極め候につき、人足宰領の儀は時の用掛衆にて
御請け下さるべく候。よつて取りかわし証書くだんのごとし。

下総国千葉郡北生実村
中村平午
同喜十郎
印

明治はじめニ草刈・中村芳博家文書Ⅲ—10
草刈堰普請人足についてにつき取りかわし証書

取り換わし証

上総国市原郡草刈堰の儀、同国同郡菊間、八幡、古市場村、
下総国千葉郡北生実、浜野村、村田、古市場村都合七か
村用水に候ところ、右堰普請方の儀、村々一同相談の上、拙者
請負候につき、右草刈村中村平午、同喜十郎の兩人拙者
代理として相頼み、普請方諸式相記させ置き候ところ今般その村
方の者ども右普請人足まかり出でたき由、御相談の趣承知仕り候、
よつて左の件限り取り極め候こと。

上総国市原郡
草刈村 用掛御中

享保十九年
正月朔日
上

享保十九甲寅年

回状留

自正月至六月

正月朔日 本多伯耆守
今日例年通り通活渡見尾
相済み申し候。追って御規
式書一写し進すべく候。
一、大納言様(家重)五つ半時前、大広間「西の御縁類(がわ)
通り」入らせられ御礼過ごし「還御遊ばされ候。
一、久世隠岐守、滝川播磨守、星合「摂津守、旧臘(ろう)、隠
岐守(酒井忠音||老中)殿御渡し候御書付の通り」大広間四の
間において「時服頂戴致し候、右の外、殿中替わる儀承らず候。
以上
追って
一、明日、西の丸添え順の通り、伊賀殿

享保19年(1734) || 草刈・中村芳博家文書Ⅲ-34
江戸城奏者番衆回状留め

(背表紙) 本 享保十九甲寅 佐倉 上

享保十九甲寅年

回状留め

自正月至六月

半切縦帳

正月朔日 本多伯耆守(正矩||奏者番)

今日例年の通り、御礼首尾「よく相済み申し候。」追って御規

式書「写し進すべく候。」

一、大納言様(家重)五つ半時前、大広間「西の御縁類(がわ)通り」入らせられ御礼過ごし「還御遊ばされ候。」

一、久世隠岐守、滝川播磨守、星合「摂津守、旧臘(ろう)、隠岐守(酒井忠音||老中)殿御渡し候御書付の通り」大広間四の

間において「時服頂戴致し候、右の外、殿中替わる儀承らず候。以上

追って

一、明日、西の丸添え順の通り、伊賀殿

一、讃岐守殿、明日五つ時分御出有るべき由、仰せ聞けられ候。
 一、御同人九つ半時過ぎ退出、いずれもまかり出候。以上

正月二日 稲葉佐渡守

一、土附之
 大納言様大広間西の御縁類
 通り、入らせられ御
 礼過ごし遊ばされ、還御候。
 一、今日御礼例年の通り首尾、好く相済み申し候。御規式書の写し、追って進ずべく候。
 伊勢「御名代」 畠山民部大輔「代り」 前田信濃守
 京都「御名代」 中條大和守「代り」 前田隠岐守
 日光十七日「二十日」御名代「織田淡路守」代り「吉良左京太夫（以上高家）
 右芙蓉の間において御老中「列座讃岐守殿これを仰せ渡さる」右の外殿中替わる儀承らず候。以上
 追って
 一、明三日の晩、御話初めの揃い、暮れ時前」の由、大目付衆申し聞けられ候。
 一、明日、西の丸添え順の通り式部殿」出でられ候よう申し遣わし候。
 一、明朝讃岐守殿登」城の刻限承り候ところ、五つ時分」御出有るべき由、仰せ聞けられ候。
 一、九つ半時過ぎ、御同人退出、いずれもまかり出候。以上

一、明三日 井伊因幡守（直定）奏者番
 今日例年の通り御礼首尾、好く相済み申し候。御規式書写し、追って進ずべく候。
 一、大納言様四つ時前、大広間西の」御縁類通り入らせられ御礼遊ばされ還御候。
 伊勢「御名代」 畠山民部大輔

一、明三日 井伊因幡守（直定）奏者番
 今日例年の通り御礼首尾、好く相済み申し候。御規式書写し、追って進ずべく候。
 一、大納言様四つ時前、大広間西の」御縁類通り入らせられ御礼遊ばされ還御候。
 伊勢「御名代」 畠山民部大輔

一、明三日 井伊因幡守（直定）奏者番
 今日例年の通り御礼首尾、好く相済み申し候。御規式書写し、追って進ずべく候。
 一、大納言様四つ時前、大広間西の」御縁類通り入らせられ御礼遊ばされ還御候。
 伊勢「御名代」 畠山民部大輔

一、明三日 井伊因幡守（直定）奏者番
 今日例年の通り御礼首尾、好く相済み申し候。御規式書写し、追って進ずべく候。
 一、大納言様四つ時前、大広間西の」御縁類通り入らせられ御礼遊ばされ還御候。
 伊勢「御名代」 畠山民部大輔

傳大和守

織田淡路守

右

大納言様 御方候とも可

相勤台於其帯同御書付

そ御書付列座御書付候

今晩御書付御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

進

一万石以上候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

御書付候御書付候

京都「御名代」中條大和守
日光十七日、二十日御名代「織田淡路守（高家）」

右「大納言様御名代をも」相勤むべき旨芙蓉の間に於いて、御

老中「豊前守殿列座、讃岐守殿これを仰せ渡さる。」

一、今晚御謡初め弥（いよいよ）これあり候。

一、駒木根肥州（昌方）大目付）相渡され候書付

の写し一通これを進じ候、行列は御出で成さるべきや否の儀、

明日中「拙者方まで、仰せ聞けらるべく候、明後」五日紀州方

へ差し遣わすべく候」右の外、殿中替わる儀承わらず候。以上

追つて

一、万石以上幼少の面々使者をもつて御太刀、馬代これを差し

上げ、檢の間に於いて拙者溜り、一紙目録認め讃岐守殿へ差し

出候。

一、紀伊殿御不快につき、中将殿今晚「御登城御稽古これある故、

讃岐守殿」七つ時登城の由に候えども拙者儀」先だつての通り

ござ候、御心得として申し進じ候。

一、九つ半時前讃岐守殿退出、いずれもまかり出候。以上

別紙

御奏者番「寺社奉行」衆へ

来る十日大紋行列にて東叡山「御霊屋へ」御参詣仰せ出られ候

は「その節行列御勤め成さるべきや」否の儀、御書付明後五日「

までの内、駒木根肥後守方へ遣わさるべく候。

一、御成り御道筋、かつまた火の番ならびに御門番の当番は行列

に及ばず御勤め候、非番の御方御成り御道脇「御目通りに屋敷

これ有る分は、」行列御勤め成さるべく候、その趣も御書付こ

れを遣わさるべく候。

ただし大手門、桜田、西の九大手御門ならびに外桜田、神田

橋御門番は御方、大手桜田組火の番は当番非番とも御勤め及ば

ず候。

一、いずれも供の者小勢召し連れらるべく候。

一行列中勤の儀あり候由
以候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候

正月 大目付

正月十四 井伊因幡守

此後法蓮社相親式首尾
相親候

紀伊中納言使者
三井孫十郎
村上等
右紀伊殿中候候儀由

一、行列中勤の儀あり候由
以候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候

正月十四 松平信隆

三ヶ日活式相親候儀
此三ヶ日活式相親候儀
候由あり候由あり候由あり候
候由あり候由あり候由あり候

進
八ヶ日活式相親候儀
候由あり候由あり候由あり候

四月六日 井上河内守

今日
一、行列中勤の儀あり候由
以候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候
由あり候由あり候由あり候

一、行列御勤め成さるべき旨仰せ聞けられ候、明後御断りの儀も
出来候わば肥後守方へ、早々仰せ聞けられべく候。以上、正
月、大目付

正月四日 (3日の追加) 井伊因幡守

昨晚御誦初め御規式首尾好く相済み申し候。
紀伊中納言使者三井孫十郎、紀伊中將殿使者村上与兵衛
右紀伊殿御不快、昨晚御登城これなきにつき、中將殿御登
城候ように仰せ遣わされ候、御礼として、これを差し上げられ
躑躅(つつじ)の間において讃岐守殿御逢候、五つ時前御
同人退出にて、いずれもまかり出候。以上

正月四日 松平伊賀守 (忠愛奏者番)

三が日御規式相済み候につき、御三家より紀伊中將殿差し上
げられ使いは躑躅の間において讃岐守殿御逢候。
一、明五日五つ時の御供揃いにて瀬崎筋へ御鷹野のため成られ
られ候由、大目付衆申し聞けられ候。右の外殿中替り儀承らず
候。以上
追つて
一、八つ時前讃岐守殿退出につき、いずれもまかり出候。以上

正月五日 井上河内守 (正之奏者番)

今日御成り御延引にてござ候。
一、明六日寺社の御礼添えこれある由、讃岐守殿仰せ聞かれ候、
御規式書御渡し成され候あいだ、明日の当番式部へこれを
遣わさる旨、進物番の儀、御同人伺われ候よう、例年の通
り差し出し候よう、仰せ聞けられ候あいだ、その段番頭へ申し
達し候。

一、明日表向き五つ半時揃いの由、三宅防州守申し聞け候、讃
岐守殿登

城... 御出有るべき由、仰せ
聞けられ候。右の外殿中替わる儀承けたまわらず候。以上
追つて

一、奥田八郎右衛門年頭の御祝儀参拝につき延引、今日使者もつ
て御太刀、馬代、銀子一枚これを差し上げ、家来に「請け取
らせ候。

一、九つ半時前讃岐守殿退出候、いずれもまかり出候。以上

正月六日 井伊因幡守

以て... 行列書今日御馬根肥州へ
差し遣わし候あいだ、御控えとして写し一通これを進じ候。以
上

正月十日

秋元但馬守 本多伯耆守 西尾老岐守 松平玄蕃頭
丹羽式部少輔 井伊因幡守 右六人行列にまかり出候。

火の番 門前通御、稲葉佐渡守 月番、井上河内守 二の丸火
の番、門前通御、松平伊賀守 御本丸助番、増山河内守 西の
丸当番、松平備中守 口所、高木主水正 右六人行列まかり出
ず候。以上

正月六日 丹羽式部少輔

今ある所之
大納言様大広間西の御縁類 通り、入らせら
れ御礼過ごし還御遊ばされ候。

一、寺社の御礼、例年通り首尾よく相済み申し候。御規式書写
し追つて進すべく候。

一、明七日例年の通り七種(ななくさ)の御祝儀これあり候。
(以下を省略した)

右六人行列にまかり出候
大納言 稲葉佐渡守
月番 井上河内守
二の丸番 松平伊賀守
西の丸番 増山河内守
口所 高木主水正

正月五日 井伊因幡守

正月十日「秋元但馬守」本多伯耆守「西尾老岐守」松平玄蕃頭「
丹羽式部少輔」井伊因幡守「右六人行列にまかり出候。

火の番「門前通御、稲葉佐渡守」月番、井上河内守「二の丸火
の番、門前通御、松平伊賀守」御本丸助番、増山河内守「西の
丸当番、松平備中守」口所、高木主水正「右六人行列まかり出
ず候。以上

別紙

正月六日 丹羽式部少輔

今ある所之
大納言様大広間西の御縁類 通り、入らせら
れ御礼過ごし還御遊ばされ候。

一、寺社の御礼、例年通り首尾よく相済み申し候。御規式書写
し追つて進すべく候。

一、明七日例年の通り七種(ななくさ)の御祝儀これあり候。
(以下を省略した)

右六人行列にまかり出候
大納言 稲葉佐渡守
月番 井上河内守
二の丸番 松平伊賀守
西の丸番 増山河内守
口所 高木主水正

ご協力いただいた方々

市原市立八幡公民館

市原市教育委員会、市原市立中央図書館

市原市ふるさと文化課博物館準備室

市川本店文書調査会（後援Ⅱ房総史料調査会）

立野 晃様、後藤雅知様、手塚雄太様、神山知徳様、丸山和昭様、

村 和明様、小田真裕様、後藤恵菜様、西 聡子様、布施慶子様、

山崎果歩様

八幡史学館チーム

佐倉東雄様、多村勝彦様、石井 勇様、鷺津寛子様、堆美登里様、

柴田正子様、青木くには様

市原市文化財研究会（平成29年解散）

竹内 克様、一木英子様

八幡公民館サークル 古文書学習会（平成28年解散）

市川恵三様

市川信三様

平澤牧人様

塚原 茂様

根本良雄様

瀧本平八様

石黒修一様

辻井義輝様

近藤和夫様

長谷川正様

菅 勇榮様

千代田PTO印刷

昨年から始まった新型コロナウイルスの感染拡大は一向に収束の気配がない。先日、日本の感染者数が50万人を突破した。国民の0・5%に近い驚くべき数字だ。まじかに迫った「東京オリンピック」も不安がいつぱい。世界と日本経済への深刻な影響が危惧されている。これまでの生活が一日でも早く取り戻せるように願わずにいられない。

さて、当会は平成18年、「市原市文化財研究会」の支部であった、八幡公民館サークル「古文書学習会」の有志をもって発足した。「郷土史料の掘り起し、解説、活字化」を目標に15年間、およそ2年に1冊の割りでまとめた本誌が今号で第8集となった。市原の海岸部、中でも八幡地区は海岸埋め立て以降の都市化で古い建物や土蔵が取り払われ、郷土史料の多くが散逸した。そんな中、八幡・市川本店、寺嶋家、梅谷家、菊間・岡田家、草刈・中村家、五所・今井家、若宮八幡神社、飯香岡八幡宮などから史料提供いただけたのは幸이었다。

今集メインテーマの市川本店文書との出会いは、すでに焼却の運命を、声掛けいただいたことに始まった。江戸後期から明治時代の醤油醸造と酒類取引が中心であったが、たまたま当主が千葉県創設期に八幡宿戸長を勤めた関係から、八幡村の基本文書や、大量の戸長役場残存文書が保管されていた。総数、数万点。多すぎて「市川本店文書調査会」との合同調査も道半ばであったが、今回の「コロナ緊急事態宣言」が追い打ちをかけ、最終段階のはずだった当該の編集作業も大幅に遅れた。

せっかくなのでコロナにも負けない市の明るい話題にも触れておきたい。待望の郷土歴史博物館が、令和4年度の開館をめざして急ピッチ進められていることだ。私たちはこれまで、貴重史料を安心して後世に伝えるためのしかるべき公的施設建設を提唱してきたが、ようやく実現することになった。喜ばしいことだ。郷土史グループの多くは会員の高齢化が進んでいるが、当会もご多分に漏れない。残念ではあるがそろそろ限界のようである。とりあえず今集をもって休刊、多くの積み残しをお詫びし、多年にわたるご支援に心から感謝申し上げます。（山岸弘明）

市原の古文書研究会メンバー

秋葉 平 || 市原市辰巳台東5-2-56-213
今井公子 || 千葉市中央区生実町900-3
上田洋子 || 市原市青葉台2-1-6
奥田宏之 || 市原市泉台2-19-4
佐野 彪 || 市原市勝間380
高澤恒子 || 市原市西国分寺台1-8-7
吉川綾子 || 四街道市四街道2-26-23
代表
山岸弘明 || 市原市八幡北町2-12-9-501

市原の古文書研究 第8集

*
八幡・市川本店文書

菊間・若宮八幡神社旧蔵文書

勝間・佐野彪家文書

古都辺・秋葉平家文書

佐是・鶴岡家旧蔵文書

草刈・中村芳博家文書

*
編集、発行人 ||

市原の古文書研究会

代表・山岸弘明

発行日 || 令和3年6月1日

* 当会の刊行物

(県、市中央図書館、八幡公民館図書室蔵書をご利用ください)

第1集 || 今関勘四郎「井上鶴舞藩仮本宮御用留」

第2集 || 金杉浜塩田資料集成

第3集 || 勝間・沢田、茂手木家、能満・森山家、君塚村、飯香岡八幡宮、八幡・鈴木家文書

第4集 || 飯香岡八幡宮、八幡・満徳寺、勝間・深山家、畑木・高石家文書

第5集 || 飯香岡八幡宮、八幡・寺嶋、梅谷家、勝間・深山家文書

第6集 || 八幡・市川本店、寺嶋家、市教育センター、菊間・岡田家、五所・今井家、飯香岡八幡宮文書

第7集 || 八幡・市川本店、菊間・若宮八幡神社旧蔵、飯香岡八幡宮、勝間・佐野家文書

第8集 || 八幡・市川本店、菊間・若宮八幡神社旧蔵、飯香岡八幡宮、勝間・佐野家文書

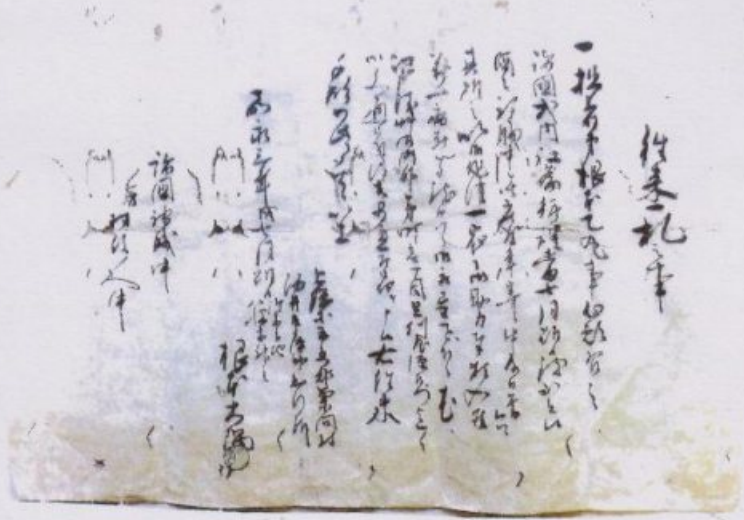
第9集 || 八幡・市川本店、菊間・若宮八幡神社旧蔵、飯香岡八幡宮、勝間・佐野家文書

第10集 || 八幡・市川本店、菊間・若宮八幡神社旧蔵、飯香岡八幡宮、勝間・佐野家文書

DVD BY 塚原 茂

市原の古文書研究 * 第8集

秋葉 平
 今井公子
 上田洋子
 奥田宏之
 佐野 彪
 高澤恒子
 吉川綾子
 代表
 山岸弘明



「往来手形」と「江戸神社朱印」
 嘉永3年＝菊間・若宮八幡神社旧蔵文書